# 追表ハ設-24(2次) 研削屑乾燥機 仕様表(1/2)

		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
許可	との対応	設備・機器名称	{432} 粉末再生設備研削屑乾燥機
			{433} 粉末再生設備 I L:研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック
設置	場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		研削屑乾燥機
変更	内容		改造
			・ 臨界防止のためインターロックを追加する
員数			1基
ļ			
_	型式		熱風乾燥式
般仕様	主要な構造	<u> </u>	添付表参照
様	寸法(単位		
1.2.	その他の構成機器		研削屑乾燥バット
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		U0₂スラッジ、U0₂粉末
技	核燃料物質の臨界防止		{432}
技術基準に基づ			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
進			濃縮度 5%以下
E			質量 17.5kgU以下
基			[3.1-設4] 減速度制限値逸脱を防止するインターロックを設置する。
₹			[3.2-設1(2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により
く 設 計			安全である範囲に制限する(追図臨ー1(2次)、追図臨ー22(2次))。
I			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
注	1 /// 6/6 ***	L - J. LII / L	
	火災等に。	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	order A Lebi Ata		[4.3-設3] ケーブル損傷時は加熱停止する。
	女全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工技術型工程に記録する
			工棟成型工場に設置する。

### 追表ハ設-24(2次) 研削屑乾燥機 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。		
技術基準に基づく設計		[5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。		
上 基		【5.2.1-設 3】インターロックの制御部は第3類に分類する。		
E		[432] (研削屑乾燥機) 第 2 類		
基		部材:		
1 3		アンカーボルト:		
喪	津波による損傷の防止	_		
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用す		
注		వ.		
	人の不法な侵入等の防止	_		
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。		
		[5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。		
		[5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。		
	材料及び構造	_		
	閉じ込めの機能	[7.1-設1]機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。		
		[7.1-設 4(2 次)] 排気は局所排気系統に接続する(局所排気系統は図ト系-3-2 参		
		照)。		
	遮蔽			
	換気			
	核燃料物質等による汚染の防止	_		
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機		
		能を発揮できる設計		
		[11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設		
		置する設計		
	搬送設備			
	警報設備等	[13.2-設1] 減速度制限値逸脱を防止するインターロックを設置する。		
	安全避難通路等			
	核燃料物質の貯蔵施設	-		
	廃棄施設			
	放射線管理施設			
	非常用電源設備	_		
	通信連絡設備	Table 10 to 40 to		
70	他事業許可で求める仕様			
添付		図ハ配-1、図ハ設-27、図ハ制-1 【三原燃 第19-0257号】		
添付		別表ハ設-24   【三原燃 第 19-0257 号】		
10817	21	1 21.20, HV 27 1 - MAN 30.10 (20)		

注 凡例

加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18 条〜第31 条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第1908096 号、及び原規規発第2102254 号で認可済み

# 追表ハ設-25(2次) フードボックス(3) 仕様表(1/2)

		但以,以 20	(2 ft) 2 1 (3) E1832 (1/2)
許可る	許可との対応 設備・機器名称		原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
			【434】 粉末再生設備粉末再生フードボックス
設置均	易所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器名	ž.		フードボックス(3) 
変更四	内容		変更なし
員数			1基
_	型式		箱型ボックス式
般	主要な構造	<b>造材</b>	添付表参照
般仕様	寸法(単位:mm)		
TAK -	その他の構成機器		_
	その他の性能		-
	取扱う核燃料物質の状態		UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、UO <sub>2</sub> ペレット
技	核燃料物質	質の臨界防止	{434}
技術基準に基づ			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
华 /-			質量 17.5kgU 以下 (粉末)
基			質量 14.8kgU以下 (ベレット)
づ			「3.2-設1(2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により
- ⊕n.			安全である範囲に制限する(追図臨一1(2次)、追図臨一23(2次))。
く設計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
			THE RECOGNIZATION OF THE PARTY
注	火災等による損傷の防止		[4.3-設 1] フードボックスには難燃性樹脂を使用する。
			[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
Ī	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

### 追表ハ設-25(2次) フードボックス(3) 仕様表(2/2)

	是此,	7- 2-7 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1-
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 溢水による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {434} (フードボックス(3)) 第2類 部材: アンカーボルト: アンカーボルト: 「「
	LLIN TO SOLITIVE	[5. 6. 1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (80mm) より高くする。
	材料及び構造	
	閉じ込めの機能	[7.1-設 3(2 次)] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する(局所排気系統は図ト系-3 -2 参照)。 [7.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。 [7.1-設 4(2 次)] 排気は局所排気系統に接続する(局所排気系統は図ト系-3-2 参照)。 [7.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	遮蔽	-
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	
	安全避難通路等	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	廃棄施設	
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
添付図		図ハ配-1、図ハ設-28 【三原燃 第19-0257号】
添付表		別表へ設-25 【三原燃 第19-0257号】

注 凡例

\* | かねべいなー25 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第1908096 号、及び原規規発第2102254 号で認可済み

# 追表ハ設-26(2次) 酸化炉 仕様表(1/2)

体角法により
とができる加

### 追表ハ設-26(2次) 酸化炉 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設 2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 [5.2.1-設 3] インターロックの制御部は第 3 類に分類する。 {435} (酸化炉) 第 1 類 部材: アンカーボルト: 【435} (酸化炉ラック搬送装置) 第 1 類 部材: アンカーボルト: 【435} (酸化炉保護囲い) 第 1 類 部材: 「アンカーボルト: 【435] (酸化炉保護囲い) 第 1 類 コートラーボルト: 「ロートラーボルト: 「ロートラーボール・フェール・フェーボール・フェーボール・フェーボール・フェーボール・フェーボール・
	海池にトブ担佐の団は	7 2 X 707 1
	津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	_
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	
	閉じ込めの機能	[7.1-設 1] 機器本体部 (フードボックスを除く) は開口部のない構造とする。 [7.1-設 4(2 次)] 排気は局所排気系統に接続する(局所排気系統は図ト系-3-2 参 照)。 [7.1-設 6] 過加熱防止インターロックを設置する。
	遮蔽	_
	換気	
	核燃料物質等による汚染の防止	<u> </u>
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.1-設 3] 酸化炉(粉砕機)の火災により接続するフードボックスから室内へウラン粉末が漏えいし、酸化炉(粉砕機)周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。 [11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	
	警報設備等	[13.2-設2] 過加熱防止インターロック (設計温度 800℃以下)を設置する。
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
添付図		図ハ配-1、図ハ設-29、図ハ制-2 【三原燃 第19-0257号】
添付	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	別表ハ設-26 【三原燃 第19-0257 号】

加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18 条~第31 条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 凡例

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第1908096号、及び原規規発第2102254号で認可済み

# 追表ハ設-27(2次) 粉砕機 仕様表(1/2)

		許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
华可	との対応	設備・機器名称	{437} 粉末再生設備粉砕機
¤⊥ ⊷1	C 0789110		【438】 粉末再生設備フードボックス (粉末投入用) (粉砕機)
			{439} 粉末再生設備フードボックス (粉砕機)
設置	場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		粉砕機
変更	内容		改造
			・ 臨界防止のため空気取入れ口に被水防護カバーを設置する ・ 火災対策のためオイルパンを設置する
員数			1基
<del>2.3</del> 0			1 25
_	型式		ハンマーミル式
般	主要な構造	<b>造材</b>	添付表参照
仕様	寸法 (単位:mm)		
140	その他の構成機器		- Alaba
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		U0₂粉末、U₃O <sub>8</sub> 粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{435} · {437} · {438}
技術基準に基づく設計			[3.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基准			<b>濃縮度 5%以下</b>
Œ			質量 1,500kgU以下
基			減速度 II/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
7			[3.2-設 1(2 次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により
設			安全である範囲に制限する(追図臨一1(2次)、追図臨一24(2次))。
			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
注			
)	火災等に。	よる損傷の防止	[4.3-設 1] フードボックスには難燃性樹脂を使用する。
			[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
			[4.3-設4] オイルパンを設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

### 追表ハ設-27(2次) 粉砕機 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に分類する。         [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。         {437}・{438}・{439}(粉砕機及びフード)第1類         部材:         アンカーボルト:
Ιź	津波による損傷の防止	
設	外部からの衝撃による損傷の防止	
計	人の不法な侵入等の防止	_
(注)	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設 4] 減速度を制限するフードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。 [5.6.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [5.6.1-設 6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域の溢水水位(ベレット加工室 100mm) より高くする。 [5.6.1-設 7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	[7.1-設 1] 機器本体部 (フードボックスを除く) は開口部のない構造とする。 [7.1-設 3(2 次)] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する(局所排気系統は図ト系-3 -2 参照)。 [7.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。 [7.1-設 4(2 次)] 排気は局所排気系統に接続する(局所排気系統は図ト系-3-2 参照)。 [7.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	遮蔽	
-	換気	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
i	廃棄施設	
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
添付		図八配-1、図八設-29 【三原燃 第19-0257号】
添付		別表八設-27 【三原燃 第19-0257号】

大阪一27 【二原祭 弟 19-0257 芳】
加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条~第 31 条は該当しない。
{ ) 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第 4条第1項に対する設計番号、数1を示す。

凡例

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第1908096 号、及び原規規発第2102254 号で認可済み

# 追表ハ設-1(6次) 繰返し粉ホッパ台車 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{264} 圧縮成型設備 繰返し粉搬送装置 (ホッパ)
設置:	場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 繰返し粉ホッパ台車
			(1) 繰返し粉ホッパ台車(1)
			(2) 繰返し粉ホッパ台車(2)
変更	内容		(1) 変更なし
			(2) 変更なし
員数			2基
			(1) 1基
			(2) 1基
	型式		手押運搬式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-1【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		(1)
147			(2)
	その他の特	<b>構成機器</b>	_
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		U0₂粉末、U₃0₅粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{264}
技術基準に基づく設計			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
た			質量 1,500kgU以下
基			減速度 II/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
1			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
設			より安全であることが確認された範囲に限定する。
			[4.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。
注			(図臨台-2)
			[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	

### 追表ハ設-1(6次) 繰返し粉ホッパ台車 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	
術	津波による損傷の防止	_
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	_
1 (2	人の不法な侵入等の防止	_
基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。
13	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
ĺ		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
注	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	and the second s
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	
添付	· 🗵	図ハ系-1、図ハ設-1【三原燃 第20-0695号】

注

- 凡例
- - [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表ハ設-2(6次) 繰返し粉搬送装置 仕様表(1/2)

1	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{265} 圧縮成型設備 繰返し粉搬送装置
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	機器名		圧縮成型設備 繰返し粉搬送装置
変更	内容		変更なし
員数			1基
	型式		空気輸送方式
般	主要な構造材		別表ハ設-2【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位	՛և : mm)	
FK	その他の権	構成機器	_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂粉末、U₃Os粉末
技	技核燃料物質の臨界防止		{265}
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
华门			質量 1,500kgU以下
基			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
			- [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
く 設 計			あることが確認された配置に固定する。
計			(図臨配-3、図臨成-1)
<u>(</u> 注			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
世	かる機能さ	ナーナナナーの単位	
	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

### 追表ハ設-2(6次) 繰返し粉搬送装置 仕様表(2/2)

	是我,我 2	(6)() 深及 (7)
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {265} 繰返し粉搬送装置 第 1 類 繰返し粉搬送装置取付ボルト: 操返し粉搬送装置取付ボルト: 操返し粉搬送装置架台部材: 操返し粉搬送装置架台部材: □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	火災等による損傷の防止	[10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な福垣村には小窓住村村を使用する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高 いほうの溢水水位 (ペレット加工室:60mm) より高くする。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	<u> </u>
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	<u> </u>
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
!	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	
	他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。
添付図		図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-1【三原燃 第20-0695号】

注

凡例

図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-1【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表ハ設-3(6次) 繰返し粉中間ホッパ 仕様表(1/2)

車 类:	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
争来; 対応	正当とり	設備・機器名称	{266} 圧縮成型設備 繰返し粉輸送ホッパ(1)
X1 MIN	•		【267】 圧縮成型設備 フードボックス (繰返し粉輸送ホッパ(1))
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 繰返し粉中間ホッパ
変更	内容		改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			・耐震補強のため共通架台の据付部を改造する。
			・耐震性向上のため共通架台の不要な部材を撤去する。
			・火災対策のためオイルバン及び遮熱板を設置する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			1 基
_ [	型式		コニカルホッパ式
般	主要な構造材		別表ハ設-3【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
	その他の構成機器		ウラン粉末配管系統 (ブロワ含む)
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂粉末、U₃O₅粉末
技	核燃料物質の臨界防止		{266}
技術基準に基づ	_		[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
に			質量 1,500kgU 以下
基			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
?			({266}・{268}・{269}のウラン取扱量合計で質量制限)
			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
設			[五年版1] ラブラのた用は、この形状が伝及の位置について立体角体により女主で
く 設 計			あることが確認された配置に固定する。
- 1			
設計(注)	_		あることが確認された配置に固定する。
- 1	安全機能	を有する施設の地盤	あることが確認された配置に固定する。 (図臨配-3、図臨成-2)

### 追表ハ設-3(6次) 繰返し粉中間ホッパ 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
基準		を含む)。
に		{266} 繰返し粉輸送ホッパ (1) 第 1 類 *1
基		繰返し粉中間ホッパ部材:
2		繰返し粉中間ホッパ取付ボルト:
設		繰返し粉中間ホッパ架台部材:
計		繰返し粉中間ホッパ架台取付ボルト:
注		*1: {271} バックアップフィルタ以降の配管及びブロワは第3類とする。
🖰		{267} フードボックス(繰返し粉輸送ホッパ(1)) 第 1 類
		繰返し粉中間ホッパフード部材:
		繰返し粉中間ホッパフード取付ボルト:
		共通架台(1)-C *2
		共通架台(1)-C 部材:
		共通架台(1)-C アンカーボルト: [] [新規)
		*2:共通架台(1)-℃に設置する{266}・{267}の設備共通の耐震評価を実施。
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部 (フードボックスを除く) は開口部のない構造とする。
		[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1−設4]排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 23] ウラン捕集用フィルタ(バグフィルタ)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
		[11.3-設4] ブロワにオイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1-設 6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高
		いほうの溢水水位(ペレット加工室:60mm)より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
		[12.1-設 10] ウラン粉末を気流輸送する設備の空気取り入れ口に被水防護カバーを
		設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		   [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
マハ	週15連絡収開 他事業許可で求める仕様	 [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
~"		[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(16 程度)に対して十分な強   度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
74.1-1	67	なる設計とする。   図 5 配 _ 1
添付	凶	図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-2、図ハ系-補2【三原燃 第20-0695 号】

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。

加工地域の投資監督に関する規則第二章 軍人争成等対決地級 第20 米 5 第3 末は取引しない。 { ) 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の余番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

# 追表ハ設-4(6次) 繰返し粉投入ホッパ 仕様表(1/2)

東 类:	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{269} 圧縮成型設備 繰返し粉輸送ホッパ(2)
XI I/C			{270} 圧縮成型設備 フードボックス (繰返し粉輸送ホッパ(2))
設置:	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	 名		圧縮成型設備 繰返し粉投入ホッパ
変更	内容		改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			1基
_	型式		コニカルホッパ式
般性様	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-4【三原燃 第 20-0695 号】
住	寸法 (単位:mm)		
""	その他の構成機器		ウラン粉末配管系統
	その他の性能		
	取扱う核爆	然料物質の状態	UO₂粉末、U₃O₃粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{269}
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
1 %			質量 1,500kgU以下
基			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
13			({266}・{268}・{269}のウラン取扱量合計で質量制限)
く設計			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
	計		あることが確認された配置に固定する。
注			(図臨配-3、図臨成-4)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
	Samparite to 14 / Williams willing		土間コンクリートに設置する。
L			<u> </u>

### 追表ハ設-4(6次) 繰返し粉投入ホッパ 仕様表 (2/2)

·	は母はよりをあれば	[6] 新月] 工厂等等等中央
技術	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。   [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
術基準に基づく設計		[0.1]成2] 地震力に個える強度を有する部内を使用し、ホルドで固定する(配音形   を含む)。
準		{269} 繰返し粉輸送ホッパ(2) 第1類
基		繰返し粉投入ホッパ部材:
づ		繰返し粉投入ホッパ取付ボルト:
喪		繰返し粉投入ホッパ架台部材:
計		繰返し粉投入ホッパ架台アンカーボルト: (新規)
注		{270} フードボックス (繰返し粉輸送ホッバ(2)) 第1類
		繰返し粉投入ホッパ上部フード部材:
		繰返し粉投入ホッパ上部フード取付ボルト:
		繰返し粉投入ホッパ下部フード部材:
		繰返し粉投入ホッパ下部フード取付ボルト:
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。
		[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 23] ウラン捕集用フィルタ (バグフィルタ) を設置する。
	1 (Chris Lev 10 to o Phy)	[10.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスバネルには難燃性材料を使用する。
	<b>冷しい トッセ 佐 かけ</b> す	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。    [12.1-設 6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高
		[12.1-版 b] 空気取り入れ口は臨外計画用区域及び的護区側で想定される回れの倫     いほうの溢水水位(ペレット加工室:60mm)より高くする。
		「12.1-設 7」被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
		[12.1-設 1] 成が人は反外による電気人及的血のため、低線用感的循準改置する。
		設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
	XIII MEET IT TO MEET	圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(16 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	⊻	図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-4、図ハ系-補2【三原燃 第 20-0695 号】
注	加丁施設の技術基準に関する規則第三章	重大事故築対処施器 第26条~第39条は該当しない

凡例

# 追表ハ設-5(6次) 繰返し粉小分けボックス 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{268} 圧縮成型設備 繰返し粉小分けボックス
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 繰返し粉小分けボックス
変更	内容		改造
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			1基
*****	型式		ボックス内充填式
般仕様	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-5【三原燃 第 20-0695 号】
住	寸法(単位	立:mm)	
130	その他の構成機器		
	その他の性能		_
	取扱う核爆	然料物質の状態	UO₂粉末、U₃O₅粉末
技	核燃料物質の臨界防止		{268}
技術基準に基づく設計			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
上 基			濃縮度 5%以下
に			質量 1,500kgU以下
基			減速度   /U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
13			( {266}・ {268}・ {269} のウラン取扱量合計で質量制限)
設			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
1			あることが確認された配置に固定する。
注			(図臨配一3、図臨成一3)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。
Ь	L		I

### 追表ハ設-5(6次) 繰返し粉小分けボックス 仕様表(2/2)

	744 137	
技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {268} 繰返し粉小分けボックス 第1類 繰返し粉小分けボックス部材:
注	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスバネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	<b>溢水による損傷の防止</b>	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高いほうの溢水水位(ペレット加工室:60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。
添付図		図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-3【三原燃 第 20-0695 号】

注

図 | 図ハ配一1、図ハ糸ー1、図ハ設一3 [三原然 第 20-0695 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表ハ設-6(6次) バックアップフィルタ (粉末輸送) 仕様表 (1/2)

		許可妥里 (日仕)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
事業	許可との	許可番号 (日付)	
対応		設備・機器名称	(271) 圧縮成型設備 バックアップフィルタ (繰返し粉輸送ホッパ(2))
- 0 000	LE TO		[279] 圧縮成型設備 バックアップフィルタ (原料粉末輸送ホッパ)
設置	場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 バックアップフィルタ (粉末輸送)
			(1) バックアップフィルタ(1) *1
			(2) バックアップフィルタ(2) *2
			(3) バックアップフィルタ(3) *2
			*1 {271} 、*2 {279}
変更	内容		(1) 改造
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
			(2) 改造
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
			(3) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数			3基
			(1) 1基
			(2) 1 基
			(3) 1基
	型式		高性能フィルタ式
般	主要な構造	造材	別表八設-6【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法 (単	(立:mm)	(1)
128			(2)
			(3)
	その他の	構成機器	_
	その他の	性能	捕集率:99.9%
	取扱う核	燃料物質の状態	UO₂粉末、U₃O₅粉末
技	核燃料物	質の臨界防止	{271} · {279}
技術基準に基づく設			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
上に			質量 1,500kgU以下
基			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
ブ			[4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定す
設			る。
計			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
注			あることが確認された配置に固定する。
=			(図臨配-3、図臨成-5、図臨成-12、図臨成-14)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。
L	L		1

#### 追表ハ設-6(6次) バックアップフィルタ (粉末輸送) 仕様表 (2/2)

技術基準に	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {271} バックアップフィルタ (繰返し粉輸送ホッパ(2)) *1 第1類 バックアップフィルタ(1)支持脚部材:
技術基準に基づく設計(注		バックアップフィルタ(1)支持脚アンカーボルト: 【】 【 【 【 【 【 279】 バックアップフィルタ (原料粉末輸送ホッパ) *1 第 1 類 バックアップフィルタ(2)支持脚部材: 【】 【】 【】 「 バックアップフィルタ(3)支持脚部材: 【】 【】 【】 「 バックアップフィルタ(3)支持脚部材: 【】 【】
(生) 		バックアップフィルタ(3)支持脚アンカーボルト: (新規) *1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	<del>-</del>
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。
		[10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ (高性能エアフィルタ) を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
	他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06で弾性範囲となる設計とする。
添付	· 🗵	図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-5、図ハ設-15、図ハ設-17【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

<sup>|</sup> 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1 を示す。

# 追表ハ設-7(6次) 繰返し粉投入ボックス 仕様表(1/2)

		<b>是</b> 数/版 1	(6人) 保及と物及人へ・ラッパー 上は仏(172)
市业	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
尹未 対応	∓型との	設備・機器名称	{272} 圧縮成型設備 繰返し粉投入ボックス
X3 PLN			{273} 圧縮成型設備 容器昇降リフト
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 繰返し粉投入ボックス
変更	内容		改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・臨界防止のため消火水浸入防止機構を追加する。
			・臨界管理強化のため、容器昇降リフトに核的制限値を設定する。
員数			1 基
	型式		箱型ボックス式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-7【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位	<u>立</u> :mm)	
1-1	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{272}
循			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
技術基準に基づく設計			濃縮度 5%以下
に			質量 17.5kgU以下
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
\(\frac{1}{2}\)			あることが確認された配置に固定する。
設			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
			{273}
注			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
)			<b>濃縮度</b> 5%以下
			容器の直径 25.1cm以下
			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
			(図臨配-3、図臨成-6)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			│ 土間コンクリートに設置する。

### 追表ハ設-7(6次) 繰返し粉投入ボックス 仕様表(2/2)

	地震による場合のはよ	[6 1 割 1] 研究生用中に内ドハモナス
技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
が 基		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。   {272} 繰返し粉投入ボックス 第1類
準		1272
に其		繰返し粉投入ボックス取付ボルト:
至づ		繰返し粉投入ボックス架台部材:
<		繰返し粉投入ボックス架台アンカーボルト: (新規)
設計		「
		1273  日福井牌タントで1 第15月   *1:繰返し粉投入ボックス架台と一体構造のため、耐震評価は繰返し粉投入ボック
注		1 クス架台として実施
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	_ ′
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
		[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
		[10.1-設51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7] 彼水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
		[12.1-設9] 消火水浸入防止機構を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	<b>-</b>
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	☑	図ハ配-1、図ハ設-6【三原燃 第 20-0695 号】
24271.0	加工技能の世後は進に関連でも同盟ニギ	(日 )

注

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条〜第39条は該当しない。 { } 内に示す数字:專業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

# 追表ハ設-8(6次) 明替えボックス 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	【274】 圧縮成型設備 明替えボックス
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 明替えボックス
変更	内容		変更なし
員数			1基
	,		
_	型式		箱型ボックス式
般	主要な構造	造材	別表ハ設-8【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
1-1/	その他の構成機器		
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂粉末、U₃O₅粉末
技	核燃料物質の臨界防止		{274}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
1 6			質量 17.5kgU以下
技術基準に基づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
く設計			(図臨配一3、図臨成一7)
	•		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

### 追表ハ設-8(6次) 明替えボックス 仕様表(2/2)

	<b>超</b> X/ 联	5 (6 人) 引音えがラクハ は秋衣 (2/2)
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		{274} 明替えボックス 第1類
に		明替えボックス部材:
基		明替えボックスアンカーボルト:
?	津波による損傷の防止	_
設	外部からの衝撃による損傷の防止	_
計	人の不法な侵入等の防止	_
注	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。
_		[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
Ì		[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	· 🗵	図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-7【三原燃 第20-0695 号】

凡例

<sup>|</sup> 図ハ配一1、図ハ糸ー1、図ハ設一7 【二原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表ハ設-9(6次) 大型混合装置 仕様表(1/2)

r		<del></del>	
1 7 // 7	許可との	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{275} 圧縮成型設備 大型混合装置
設置	設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 大型混合装置
			(1) 大型混合装置(1)
			(2) 大型混合装置(2)
変更	内容		(1) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			2 基
			(1) 1 基
			(2) 1 基
	型式		大型容器回転式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-9【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位	泣:mm)	(1)
1-AC			(2)
	その他の権	構成機器	_
	その他の性	生能	
	取扱う核構	燃料物質の状態	U0 <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> 0 <sub>8</sub> 粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{275}
技術基準に基づく設計			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
に			質量 1,500kgU以下
基			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
2			[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
設			あることが確認された配置に固定する。
			(図臨配-3、図臨成-6、図臨成-8)
注			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
		· - ·-	土間コンクリートに設置する。
L			

### 追表ハ設-9(6次) 大型混合装置 仕様表(2/2)

++	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{275} 大型混合装置 第1類
準		大型混合装置(1)部材:
基		大型混合装置(1)アンカーボルト: (新規)
づ		大型混合装置(2)部材:
au.		大型混合装置(2)アンカーボルト: (新規)
技術基準に基づく設計	  津波による損傷の防止	- April 10 September 10 Septemb
(注	外部からの衝撃による損傷の防止	
<u>(±</u>	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ボルト固定)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	7 (7 ( ) ( = 3 · B ) ( ) ( ) ( ) ( )	[11.3-設 4] オイルバン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		「12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	- Management of the control of the c
·	安全機能を有する施設	「14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
	X EIXIE C F 7 SILER	圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	   材料及び構造	——————————————————————————————————————
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	-
	換気設備	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.00で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	<b>X</b>	図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-8、図ハ設-9【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条〜第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

# 追表ハ設-10(6次) 大型粉末容器抜出ボックス 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{276} 圧縮成型設備 八面体ボックス
設置	場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 大型粉末容器抜出ボックス
			(1) 大型粉末容器抜出ボックス(1)
			(2) 大型粉末容器抜出ボックス(2)
変更	内容		(1) 改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・火災対策のためオイルバン及び遮熱板を設置する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			2 基
			(1) 1 基
			(2) 1 基
	型式		大型容器積載式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-10【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位	<u>☆</u> :mm)	(1)
140			(2)
	その他の	<b>構成機器</b>	_
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{276}
技術基準に基づく設計			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			<b>濃縮度 5%以下</b>
15			質量 1,500kgU以下
基	İ		減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
13			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
設			あることが確認された配置に固定する。
1			(図臨配-3、図臨成-9、図臨成-10)
注			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
=	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。
	Ļ	***************************************	

### 追表ハ設-10(6次) 大型粉末容器抜出ボックス 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基准		{276} 八面体ボックス 第1類
に		大型粉末容器抜出ボックス(1) 部材:
基		大型粉末容器抜出ボックス(1) アンカーボルト: (新規)
13		大型粉末容器抜出ボックス(2) 部材:
設		大型粉末容器抜出ボックス(2) アンカーボルト: (新規)
1	津波による損傷の防止	_
注	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。
		[10.1-設51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
		[11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	-
	放射線管理施設	
	<b>摩棄施設</b>	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	-
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
Z	週后理商設備  他事業許可で求める仕様	-   [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強
1 ~ (0)	7世争未許りで水がる江休	[99-改1] 3クラスに属する地蔵に求められる地震力(は程度)に対して下方な強   度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06で弾性範囲と
		1
375, 1-1		なる設計とする。
添付	凶	図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-10、図ハ設-12【三原燃 第20-0695 号】

注

凡例

図 | 図ハ配-1、図ハ永-1、図ハ設-10、図ハ設-12 [ 二原然 弟 20-0695 方]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[ [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表ハ設-11(6次) 大型粉末容器用クレーン 仕様表(1/2)

車器	許可との	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{277} 圧縮成型設備 大型粉末容器用クレーン
設置:		队牌 1及60014小	(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
px    □.	ולת מישי		(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器			C/ 工場株 成至工場 ペレット加工主   圧縮成型設備   大型粉末容器用クレーン
(株)	Ď		圧稲成型設備   人望初末谷器用クレーン (1) 大型粉末容器用クレーン (1)
77A57 78FF .	سلس ويليه		(2) 大型粉末容器用クレーン(2)
変更	<b>内谷</b>		(1) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			(2) 改造
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			2 基
			(1) 1 基
			(2) 1 基
-	型式		ホイスト式クレーン
般仕様	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-11【三原燃 第 20-0695 号】
仏	寸法 (単位:mm)		(1)
l'ac			(2)
	その他の特	構成機器	_
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂粉末、U₃O₅粉末
技	核燃料物質の臨界防止		{277}
技術基準に基づ			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
単に			質量 1,500kgU 以下/容器
基			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
ーづー			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
く設計			あることが確認された配置に固定する。
計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
=		o ii . o meno · relini	土間コンクリートに設置する。
			1

### 追表ハ設-11(6次) 大型粉末容器用クレーン 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {277} 大型粉末容器用クレーン *1 第 1 類 大型粉末容器用クレーン(1)支持脚部材:
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:2t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
	他事業許可で求める仕様	[99-設1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06で弾性範囲となる設計とする。
添付	<u> </u>	図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-11、図ハ設-13【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

## 追表ハ設-12(6次) 原料粉末ホッパ 仕様表(1/3)

		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
		設備・機器名称	{278}
	許可との	以前 水品口小	{280} 圧縮成型設備 フードボックス (原料粉末輸送ホッパ、粗成型用プレスフィ
対応			- ダ)
設置均			(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	<del></del>		圧縮成型設備 原料粉末ホッパ
			(1) 原料粉末ホッパ(1)
			(2) 原料粉末ホッパ(2)
変更	内容		(1) 改造
			・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
			・耐震補強のため共通架台の据付部を改造する。
			(2) 改造
			・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数			2基
			(1) 1 <u>E</u>
r	wat to		(2) 1基
	型式	d. 1 .	円筒ホッパ式
般	主要な構造		別表八設-12【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位	立:mm)	(1)
-	er at a take budy DD		
}	その他の構成機器		ウラン粉末配管系統(ブロワ含む)
	その他の性能 取扱う核燃料物質の状態		
		<u> 然料物質の私態</u> 質の臨界防止	{278}
技術基準に基づく設計	4次次公本14分]	到 (7) 端外 (97) III	[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基			機縮度 5%以下
準			直径 26.0cm以下
基			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
設			あることが確認された配置に固定する。
計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注			{285}
E			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
			濃縮度 5%以下
			直径 26.0cm 以下
			減速度 II/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
]			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
ļ			(図臨配-3、図臨成-11、図臨成-13)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

# 追表ハ設-12(6次) 原料粉末ホッパ 仕様表(2/3)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
基準		を含む)。
一に		[278] 原料粉末輸送ホッパ 第1類 *1
基		原料粉末ホッパ(1)部材:
一づく		原料粉末ホッパ(1)取付ボルト:
設		*1:{279}バックアップフィルタ以降の配管及びブロワは第3類とする。
計		共通架台(1)-A *2
(注		共通架台(1)-A 部材:
E		共通架台(1)-A アンカーボルト: (新規) 含む)
		*2:共通架台(1)-Aに設置する{278}{280}{290}{291}{292}の設備共通の耐震評価
		を実施。
		原料粉末ホッバ(2)部材:
		原料粉末ホッバ(2)取付ボルト:
		共通架台(2)-A *3
		共通架台(2)-A 部村:
		共通架台(2)-A アンカーボルト: (新規) 含む)
		*3:共通架台(2)-Aに設置する{278}{280}{290}{291}{292}の設備共通の耐震評価
		を実施。
		【280】 フードボックス(原料粉末輸送ホッパ、粗成型用プレスフィーダ)第1類
		原料粉末ホッパ(1)フード部材:
		原料粉末ホッパ(1)フード取付ボルト:
		粗成型用プレスフィーダ(1)フード部材:
		粗成型用プレスフィーダ(1)フード取付ボルト:
		原料粉末ホッパ(2)フード部材:
		原料粉末ホッパ(2)フード取付ボルト:
		粗成型用プレスフィーダ(2)フード部材:
		粗成型用プレスフィーダ(2)フード取付ボルト:
		{285} 粗成型用プレスフィーダ 第1類
		粗成型用プレスフィーダ(1)架台部村:
		粗成型用プレスフィーダ(2)架台部材:
		粗成型用プレスフィーダ(2)架台取付ボルト:
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。
		[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
L		[10.1-設 23] ウラン捕集用フィルタ(バグフィルタ)を設置する。

### 追表ハ設-12(6次) 原料粉末ホッパ 仕様表(3/3)

	NEW 187	
技	大災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスバネルには難燃性材料を使用する。
技術基準に基づ		[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	r.	[11.3-設4] オイルバン及び遮熱板を設置する。
华		[11.3-設4] ブロワにオイルパン及び遮熱板を設置する。
基	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
づ		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
対		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
計		[12.1-設 10] ウラン粉末を気流輸送する設備の空気取り入れ口に被水防護カバーを
(注		設置する。
生	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	<u> </u>	図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-14、図ハ設-16、図ハ系-補2【三原燃 第20-
		0695 号]

注 凡例

# 追表ハ設-13 (6 次) 粉末混合機 仕様表 (1/2)

東娄	許可との 許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	一部備・機器名称	{281} 圧縮成型設備 粉末混合機
X1 //LN		{282} 圧縮成型設備 フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機)
設置	場所	(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(2) 工場棟 成型工場 ベレット加工室
機器	名	圧縮成型設備 粉末混合機
		(1) 粉末混合機(1)
		(2) 粉末混合機(2)
変更	内容	(1) 改造
		・耐震補強のため部材を追加する。
1		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・臨界防止のため空気取入れ口に被水防護カバーを設置する。
		・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
		(2) 改造
		・耐震補強のため部材を追加する。
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・臨界防止のため空気取入れ口に被水防護カバーを設置する。
		・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		2 基
		(1) 1 基
	•	(2) 1基
_	型式	ハイミキサー式
般	主要な構造材	別表ハ設-13【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法 (単位:mm)	(1)
137		(2)
	その他の構成機器	-
	その他の性能	
	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>3</sub> 粉末
技	核燃料物質の臨界防止	{281} • {282}
		[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基		濃縮度 5%以下
华		質量 1,500kgU以下
基		減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
13		[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
術基準に基づく設		あることが確認された配置に固定する。
計		(図臨配-3、図臨成-15、図臨成-16)
注		[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
😇	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
	スエ成化でロッツル以外が直	土間コンクリートに設置する。
L		

### 追表ハ設-13(6次) 粉末混合機 仕様表(2/2)

(6.1-数2) 地震力に関える態度を育ち部材を使用し、ボルトで固定する。 (32) お祭元を練し、滑り類 (物理の意味))発育部材:	++	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
実施。	技術	20021-04 9 134 193 - 193 172	
実施。	基		
実施。	準		1
実施。	は		
実施。	ずづ		
実施。	<u> </u>		
実施。	設計		
(282) アードボックス (粉末投入用) (粉末混合機) 第1類 (粉末混合機) フードボックス取付ボルト:			
粉末混合機(1) フードボックス取付ボルト:	注		
特末混合機(1) フードボックス取付ボルト:			
粉末混合機(1) フードボックス製合部材:			
粉末混合機(1) フードボックス製合アンカーボルト:			
粉末混合酸(2) フードボックス配付ボルト:			
粉末混合機(2) フードボックス取付ボルト:			
粉末混合機(2) フードボックス架合部材:			
津波による損傷の防止			
外部からの衝撃による損傷の防止 -		(生)セレットフ 担係の吐力	初末低音機(2) ノートホッケス来音/ フカーホルト:     (利規)
一			
閉じ込めの機能			
[10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/移以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 36] ウランが家を取り扱うアードボックスを設備する。 (11.3-設 1] フードボックスパネルには離燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 4] オイルパン及び遮熱板を設置する。 (12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設 4] 減速度を制限するフードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内 (フードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設 6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区面で想定される何れか高いほうの溢水水位 (ベレット加工室:60mm) より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 安全避難通路等  安全機能を有する施設  [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。  材料及び構造  療法設備  按数料物質の貯蔵施設  整報設備等  教授監督  「被料物質が貯蔵施設 「整理を設備等 「放燃料物質等理施設 「実施配数 「実施配数・「実施配数・「実施配数・「実施配数・「実施配数・「表述とよる汚染の防止」」 連載 「表述とは、表述による汚染の防止」 「適信連絡設備 「実施配線投備」「場所に設められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06で弾性範囲となる設計とする。			
[10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。		閉じi込めの機能 	
(10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。   (11.3-設 1) フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。			
火災等による損傷の防止       [11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。         [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。       [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。         [12.1-設 3] カールバン及び遮熱板を設置する。       [12.1-設 4] 減速度を制限するフードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。         [12.1-設 6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高いほうの溢水水位 (ペレット加工室:60mm) より高くする。       [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。         安全機能を有する施設       [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。         [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。       「4.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。         校然科物質の貯蔵施設       一         整設設備       一         を整軸設       一         を整軸設       一         を燃料物質等による汚染の防止       一         連縮       一         東常用電源設備       一         通信連絡設備       一         その他事業許可で求める仕様       「9-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(16 程度)に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.06 で弾性範囲となる設計とする。			
[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 4] オイルバン及び遮熱板を設置する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設 4] 減速度を制限するアードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内 (フードボックス 容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内 (フードボックス 容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設 6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高いほうの値水水位 (ベレット加工室:60mm) より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 安全機能を有する施設 [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査 又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 材料及び構造 一			
(11.3-設 4) オイルバン及び遮熱板を設置する。   (12.1-設 3) ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。   (12.1-設 4) 減速度を制限するフードボックスの空気取り入れ口に彼水防護カバーを設置する。   (12.1-設 5) ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。   (12.1-設 5) ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。   (12.1-設 6) 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高いほうの溢水水位 (ベレット加工室:60mm) より高くする。   (12.1-設 7) 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。   安全遊離通路等		火災等による損傷の防止 	
溢水による損傷の防止  [12. 1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12. 1-設 4] 減速度を制限するフードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。 [12. 1-設 5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12. 1-設 6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高いほうの溢水水位 (ペレット加工室:60mm) より高くする。 [12. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。  安全機能を有する施設  「4. 1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。  「4. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。  材料及び構造  機送設備  「核燃料物質の貯蔵施設 「整接設備等」「 放射線管理施設 「廃棄施設 「廃棄施設」「 接续料物質等による汚染の防止」 連厳 「中 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
[12.1-設4] 減速度を制限するフードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。 [12.1-設6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高いほうの溢水水位 (ベレット加工室:60mm) より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 安全避難通路等 安全機能を有する施設 [14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 材料及び構造 機送設備 一核燃料物質の貯蔵施設 整報設備等 か射線管理施設 一整報設備等 か射線管理施設 一度棄施設 「機会設置 「地域和物質等による汚染の防止」 連蔽 「一接致設備 「一接数設備 「一接数段の設備 「一接数段の設備 「一接数段の設備 「一接数段の設備 「一接数段の設備 「一接数分設備 「一度事務の協力」「10.1 程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.00で弾性範囲となる設計とする。		Walter and the second	
を設置する。 [12.1-設 6] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設 6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高いほうの溢水水位(ペレット加工室:60mm)より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 安全避離通路等 安全機能を有する施設 [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 材料及び構造 機送設備 核燃料物質の貯蔵施設 「整報設備等 か射線管理施設 「廃棄施設 「 廃棄施設 「 核燃料物質等による汚染の防止 「 遮蔽 「 換気設備 「 ・ 接入設備 「 ・ 上 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		溢水による損傷の防止	
[12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高いほうの溢水水位(ベレット加工室:60mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 安全避難通路等  安全機能を有する施設  [14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。  材料及び構造  機送設備  技燃料物質の貯蔵施設  警幹設備等  小 放射線管理施設  摩薬施設  夜燃料物質等による汚染の防止 遮蔽  換気設備  非常用電源設備  -			1
[12.1-設 6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高いほうの縊水水位(ベレット加工室:60mm)より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 安全避難通路等 安全機能を有する施設 [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 材料及び構造 機送設備 - 機送設備 - 放射線管理施設 - 廃棄施設 - 核燃料物質等による汚染の防止 - 遮蔽 - 換気設備 - 現気設備 - 一 連載 - 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			
いほうの溢水水位 (ベレット加工室:60mm) より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 安全機能を有する施設			- · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 安全避難通路等 安全機能を有する施設 [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 材料及び構造 - 機送設備 - 技燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 - 放射線管理施設 - 廃棄施設 - 核燃料物質等による汚染の防止 - 遮蔽 - 換気設備 - 非常用電源設備 - 通信連絡設備 - 通信連絡設備 - 通信連絡設備 - 通信連絡設備 - での他事業許可で求める仕様 [99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(16 程度)に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.06 で弾性範囲となる設計とする。			
安全機能を有する施設         [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。           材料及び構造         -           搬送設備         -           放射線管理施設         -           廃棄施設         -           核燃料物質等による汚染の防止         -           連敷         -           換気設備         -           非常用電源設備         -           通信連絡設備         -           その他事業許可で求める仕様         [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.06 で弾性範囲となる設計とする。			
安全機能を有する施設	ł	<b>生心</b> 膝雖通败垒	[12.1 成7] 秋小又は仅小による电双八火内正の、配林用些明確を取置する。
			「14 1_説 1] 熱器担所の通常時及び設計其進度状態と時に相学される週週度性能
揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。  材料及び構造 -		女主放配を行うる地段	
[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。			
設置する。		·	1
材料及び構造			
搬送設備			
技燃料物質の貯蔵施設			
警報設備等       -         放射線管理施設       -         廃棄施設       -         核燃料物質等による汚染の防止       -         遮蔽       -         換気設備       -         非常用電源設備       -         通信連絡設備       -         その他事業許可で求める仕様       [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。		***************************************	
放射線管理施設     -       廃棄施設     -       核燃料物質等による汚染の防止     -       遮蔽     -       換気設備     -       非常用電源設備     -       通信連絡設備     -       その他事業許可で求める仕様     [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。			
廃棄施設       -         核燃料物質等による汚染の防止       -         遮蔽       -         換気設備       -         非常用電源設備       -         通信連絡設備       -         その他事業許可で求める仕様       [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。			_
技燃料物質等による汚染の防止			_
<ul> <li>遮蔽 -</li> <li>換気設備 -</li> <li>非常用電源設備 -</li> <li>通信連絡設備 -</li> <li>その他事業許可で求める仕様 [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0G で弾性範囲となる設計とする。</li> </ul>		7	
換気設備			
非常用電源設備 - 通信連絡設備 - 一 通信連絡設備 - 一			
通信連絡設備 - その他事業許可で求める仕様 [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。			
その他事業許可で求める仕様 [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.06 で弾性範囲となる設計とする。		***************************************	
度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と なる設計とする。	マの	A	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分が強
なる設計とする。	``	IET A NORTH TO CONTRACT TO THE MANAGEMENT OF THE PROPERTY OF T	
	添付	<b>X</b>	図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-18、図ハ設-19【三原燃 第 20-0695 号】

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「芸 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み

# 追表ハ設-14(6次) 粗成型用プレス 仕様表(1/2)

車業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{283} 圧縮成型設備 粗成型用プレス
V3 hr			{284} 圧縮成型設備 フードボックス (粗成型用プレス)
設置:	場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ベレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 粗成型用プレス
			(1) 粗成型用プレス(1)
			(2) 粗成型用プレス(2)
変更	内容		(1) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
1			・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数			2基
			(1) 1 基
			(2) 1基
	型式		ロータリープレス式
	主要な構造	<b>造材</b> .	別表ハ設-14【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
			(2)
	その他の特		
	その他の性能		-
	取扱う核燃料物質の状態		U <sub>0</sub> 2粉末、U <sub>3</sub> 0 <sub>8</sub> 粉末
11:		質の臨界防止	{283} · {284}
深			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
準			質量 1,500kgU以下
基			減速度 II/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
技術基準に基づく設計			あることが確認された配置に固定する。
計			(図臨配-3、図臨成-17、図臨成-19)
(注			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
Ξ.	安全機能	を有する施設の地盤	「5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
	<u>从土</u>   双肥?	エコッ (3 8世以 ソル金)	[5.1] 成 1] 「 力な文行性能を有する 室睫及び地盤工に建造された工物体成生工物の 十間コンクリートに設置する。
L			上門 - イノノ 「に   下に   下に   下に   下に   下に   下に   下に

#### 追表ハ設-14(6次) 粗成型用プレス 仕様表(2/2)

		1 (0 人) 一種が至力が 上海炎 (2/2)
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (283) 粗成型用プレス 第 1 類 粗成型用プレス(1):—(高剛性のためボルト評価で代表) 粗成型用プレス(1)アンカーボルト: (新規) 粗成型用プレス(2):—(高剛性のためボルト評価で代表) 粗成型用プレス(2)アンカーボルト: (新規) (284) フードボックス (粗成型用プレス) *1 *1:粗成型用プレスと一体構造のため、耐震評価は粗成型用プレスとして実施。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
1		[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止 	[11.3-設 1] フードボックスバネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設 4] 減速度を制限するフードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設 6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高いほうの溢水水位 (ベレット加工室:60mm) より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核性の関係を	_
	警報設備等 1/4/4/2017 1/4-18	
	放射線管理施設	
	<b>廃棄施設</b>	
1	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	-
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(16 程度)に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。
添付		図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-20、図ハ設-22【三原燃 第 20-0695 号】
	## 구 ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	- 原土 支払 校本UniteD - 校 oo ク - 体 oo クルキャル い よい 、

注

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26×第39条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 数1を示す。

### 追表ハ設-15 (6 次) スラグコンベア 仕様表 (1/2)

		·	
事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{286}         圧縮成型設備 スラグコンベア
設置	設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 スラグコンベア
			(1) スラグコンベア(1)
			(2) スラグコンベア(2)
変更	 内容		(1) 改造
			・耐震補強のため架台脚部を改造する。
			・火災対策のためオイルバン及び遮熱板を設置する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため架台脚部を改造する。
			・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数			2 基
			(1) 1 基
			(2) 1基
	型式	<del>,,,,,,,</del>	ベルト搬送式
	主要な構造材		別表ハ設-15【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		(1)
椒			(2)
	その他の	<b></b>	_
	その他の	 生能	_
	取扱う核焼	然料物質の状態	UO2粉末、U2O8粉末
tt	核燃料物質	質の臨界防止	{286}
技術基準に基づく設計			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
準			厚み 12.7cm 以下
基			減速度 II/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
設			あることが確認された配置に固定する。
計			(図臨配-3、図臨成-18、図臨成-20)
注			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
<sup>(±</sup>			第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	「5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
	\ \_\X\IL	C 11 / O //EHX / C III.	土間コンクリートに設置する。
	l		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

#### 追表ハ設-15(6次) スラグコンベア 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 溢水による損傷の防止 安全避難通路等 安全機能を有する施設	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {286} スラグコンベア 第 1 類 スラグコンベア(1) 取付ボルト: スラグコンベア(2) 耶材: スラグコンベア(2) 取付ボルト: スラグコンベア(2) 取付ボルト: スラグコンベアシュート(1)、(2) 部材: スラグコンベアシュート(1)、(2) 取付ボルト: ローニー [10.1-設 1] 機器本体部 (フードボックスを除く) は開口部のない構造とする。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 4] オイルバン及び遮熱板を設置する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。  [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
	材料及び構造	設置する。
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	核燃料物質の虹酸地設    警報設備等	_
	放射線管理施設	
	放射線官理地設 摩棄施設	_
	廃来ル収	
	族が作物員寺による行家の防止	_
	換気設備	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
20	迪15遅船設備 他事業許可で求める仕様	
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.00 で弾性範囲と なる設計とする。
添付	図	図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-21、図ハ設-23【三原燃 第20-0695 号】

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

<sup>[4.1-</sup>設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

### 追表ハ設-16(6次) 粉末集塵装置 仕様表(1/3)

r		世女/ N	10 (0 次) 初不朱座表值 江冰农 (1/3)		
		許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)		
直	许可との	設備・機器名称	{287} 圧縮成型設備 粉末集塵装置 (粗成型工程)		
対応	H 14 C 07		{288} 圧縮成型設備 フードボックス (粉末集塵装置 (粗成型工程))		
AT #U			{310} 圧縮成型設備 粉末集塵装置 (本成型工程)		
			{311} 圧縮成型設備 フードボックス (粉末集塵装置 (本成型工程))		
設置	易所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室		
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室		
			(3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室		
			(4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室		
機器	 各		圧縮成型設備 粉末集塵装置		
			(1) 粉末集塵装置(1) *1		
			(2) 粉末集塵装置(2) *1		
			(3) 粉末集塵装置(3) *2		
			(4) 粉末集塵装置(4) *2		
			*1 {287} {288} 、 *2 {310} {311}		
変更	———— 内容		(1) 改造		
			・耐震補強のため据付部を改造する。		
			・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。		
			・耐震補強のためフードボックスを改造する。		
			・耐震補強のため架台脚部を改造する。		
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。		
			(2) 改造		
			・耐震補強のため据付部を改造する。		
			・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。		
			・耐震補強のためフードボックスを改造する。		
			・耐震補強のため架台脚部を改造する。		
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。		
			(3) 改造		
			・耐震補強のため据付部を改造する。		
			・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。		
			・耐震補強のためフードボックスを改造する。		
			・耐震補強のため架台脚部を改造する。		
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。		
			(4) 改造		
			・耐震補強のため据付部を改造する。		
			・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。		
			・耐震補強のためフードボックスを改造する。		
			・耐震補強のため架台脚部を改造する。		
員数			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。		
貝奴			(1) 1 基		
			(2) 1 基		
			(3) 1基		
	#il		(4) 1基		
 ėn.	型式	#:++	バグフィルタ式		
般什	主要な構造		別表八設-16【三原燃 第 20-0695 号】		
仕様	寸法(単位	<u>∨</u> : mm)			
			(2)		
			(3)		
			(4)		
	その他の		ウラン粉末配管系統		
	その他の				
	取扱う核類	然料物質の状態	UO₂粉末、U₃O₅粉末		

## 追表ハ設-16 (6次) 粉末集塵装置 仕様表 (2/3)

	I	
技	核燃料物質の臨界防止	{287} · {310}
術		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
<b>  </b>		濃縮度 5%以下
定		容器の直径 25.1cm以下
基		[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
1 2		あることが確認された配置に固定する。
設		(図臨配-3、図臨成-21、図臨成-23、図臨成-39、図臨成-41)
計		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
		土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。
	ZEACT OF DIAFFORD IN	「6.1-設 2   地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
		を含む)。
		{287} 粉末集塵装置 (粗成型工程) 第 1 類 *1
		粉末集塵装置(1)部材:
		粉末集塵装置(1)アンカーボルト: (新規)
		粉末集塵装置(2)部材:
	·	粉末集塵装置(2)アンカーボルト: (新規)
		*1: {289} バックアップフィルタ以降の配管及びファンは第3類とする。
		{288} フードボックス (粉末集塵装置 (粗成型工程)) 第1類
		粉末集塵装置(1)フード部材:
		粉末集塵装置(1)フード取付ボルト:
1		粉末集塵装置(2)フード部材:
		粉末集塵装置(2)フード取付ボルト:
i		{310} 粉末集塵装置 (本成型工程) 第 1 類 *2
		粉末集塵装置(3)部材:
ŀ		粉末集塵装置(3)アンカーボルト: (新規)
ŀ		粉末集塵装置(4)部材:
		粉末集塵装置(4)アンカーボルト: (新規)
ĺ		*2: {312} バックアップフィルタ以降の配管及びファンは第3類とする。
		{311} フードボックス(粉末集塵装置(本成型工程))第1類
		粉末集塵装置(3)フード部材:
		粉末集塵装置(3)フード取付ボルト:
		粉末集塵装置(4)フード部村:
		粉末集塵装置(4)フード取付ボルト:
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	_
1	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。
		[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 23] ウラン捕集用フィルタ(バグフィルタ)を設置する。
		[10.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1 版 3] ファンジャ社 田間屋 2 1   (50mm) より間くする。   [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	1	Terres and a second control of the second co

追表ハ設-16(6次) 粉末集塵装置 仕様表(3/3)

技	安全避難通路等	
技術基準に基づ	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
く設計	材料及び構造	設置する。
計	搬送設備	
注	核燃料物質の貯蔵施設	
(	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	<b>144</b>
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	_
ĺ	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	.—
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.06 で弾性範囲となる設計とする。
添付		図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-24、図ハ設-26、図ハ設-43、図ハ設-45、図ハ系-補1、図ハ系-補2【三原燃 第20-0695 号】

注

追表ハ設-17(6次) バックアップフィルタ(粉末集塵装置) 仕様表(1/2)

			アクラファイバン (47)へ(主教臣) (472)
事業	許可との	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{289} 圧縮成型設備 バックアップフィルタ (粉末集塵装置(粗成型工程))
			【312】 圧縮成型設備 バックアップフィルタ (粉末集塵装置 (本成型工程))
設置:	場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ベレット加工室
-			(3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 バックアップフィルタ (粉末集塵装置)
			(1) バックアップフィルタ(4) *1
			(2) バックアップフィルタ(5) *1
			(3) バックアップフィルタ(6) *2
			(4) バックアップフィルタ(7) *2
			*1 {289} 、*2 {312}
変更	内容		(1) 改造
~~.			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
			(2) 改造
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
			(3) 改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
			(4) 改造
-			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数			4基
貝奴			(1) 1基
			(2) 1 基
			(3) 1 基
			(4) 1 基
-	TI:1-4-		
	型式	da t. t.	高性能フィルタ式
般   仕	主要な構造		別表八設-17【三原燃 第 20-0695 号】
様	寸法(単	☑:mm)	
	İ		
			(3)
			(4)
	その他の	構成機器	-
	その他の性能		捕集率:99.9%
	取扱う核	然料物質の状態	UO₂粉末、U₃O₃粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{289} · {312}
技術基準に基			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
17			質量 1,500kgU以下
			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
づノ			[4.1-設 2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定す
設			る。.
計			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
(注			あることが確認された配置に固定する。
<sup>(±</sup>	1		(図臨配-3、図臨成-22、図臨成-24、図臨成-40、図臨成-42)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	C A 120 A14	+ +-1-7 +6-50 in librari	
	女全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-17(6次) バックアップフィルタ (粉末集塵装置) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {289} バックアップフィルタ (粉末集塵装置 (粗成型工程))*1 第1類 バックアップフィルタ (4) 支持脚部付ボルト:
津波による損	傷の防止	_
外部からの種	<b>う撃による損傷の防止</b>	-
人の不法な侵	入等の防止	-
閉じ込めの機	能	[10.1-設 1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設 23] ウラン捕集用フィルタ(高性能エアフィルタ)を設置する。
火災等による	損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
溢水による損		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
安全避難通路		—
安全機能を有	する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
材料及び構造	1	_
搬送設備		-
核燃料物質の	)貯蔵施設	
警報設備等		_
放射線管理旋	<b>i</b> 設	_
廃棄施設		-
核燃料物質等	<b>詳による汚染の防止</b>	_
遮蔽		
換気設備		_
非常用電源設		
通信連絡設備	<u> </u>	
その他事業許可で対	<b>ドめる仕様</b>	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.06 で弾性範囲となる設計とする。
添付図		図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-25、図ハ設-27、図ハ設-44、図ハ設-46【三原 然 第 20-0695 号】

注

几例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [1.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

### 追表ハ設-18(6次) 造粒機 仕様表(1/3)

			以 10 (0 )(7) 足型級 上隊及 (1/0/
		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
1	許可との	設備・機器名称	{290} 圧縮成型設備 造粒機
対応			{291} 圧縮成型設備 アンダーサイズ粉受器
			{292} 圧縮成型設備 フードボックス (造粒機)
設置	場所		(1) 工場棟 成型工場 ベレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 造粒機
			(1) 造粒機(1)
			(2) 造粒機(2)
変更	 内容		(1) 改造
			・火災対策のためオイルバン及び遮熱板を設置する。
			(2) 改造
			・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数			2 基
			(1) 1 基
			(2) 1基
_	型式		回転ロータ式
般	主要な構造材		別表ハ設-18【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		(1)
lar.			(2)
	その他の	<b>構成機器</b>	ウラン粉末配管系統
	その他の	生能	
	取扱う核燃料物質の状態		UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
技	核燃料物質の臨界防止		{290} · {291}
箍			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
技術基準に基づく設計			濃縮度 5%以下
E			質量 1,500kgU以下
基			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
?			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
設			あることが確認された配置に固定する。
			(図臨配-3、図臨成-25、図臨成-27)
注			[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。
	l		

### 追表ハ設-18(6次) 造粒機 仕様表(2/3)

按	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
技術基準に基づ		を含む)。
に		{290} 造粒機 第1類
基		造粒機(1)部材:
ーづ		造粒機(1)取付ボルト:
お設計		振動篩(1)架台部材:
計		振動篩(1)架台取付ボルト:
注		造粒機(2)部材:
1 12		造粒機(2)取付ボルト:
ł		振動篩(2)架台部材:
İ		振動篩(2)架台取付ボルト:
		{291} アンダーサイズ粉受器 第1類
		アンダーサイズ粉受器(1)部材:
		アンダーサイズ粉受器(1)取付ボルト:
		アンダーサイズ粉受器(1)架台部材:
		アンダーサイズ粉受器(1)架台取付ボルト:
		アンダーサイズ粉受器(2)部材:
		アンダーサイズ粉受器(2)取付ボルト:
		アンダーサイズ粉受器(2)架台部材:
		アンダーサイズ粉受器(2)架台取付ボルト:
		{292} フードボックス(造粒機)第1類
		造粒機(1)フード部材:
		造粒機(1)フード取付ボルト:
	<u>'</u>	造粒機(2)フード部材:
		造粒機(2)フード取付ボルト:

#### 追表ハ設-18(6次) 造粒機 仕様表(3/3)

	津波による損傷の防止	
技術基	外部からの衝撃による損傷の防止	
		-
基準に基づ	人の不法な侵入等の防止	
に	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部 (フードボックスを除く) は開口部のない構造とする。
盛		[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
く設計		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
設	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
注		[11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
_	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
	,	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	-
	搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設	
	720-20-100	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等	
	核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設	
	核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止	
	核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	
	核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備	
	核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備	
700	核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
<b>20)</b>	核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備	
その	核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備	
	核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備 他事業許可で求める仕様	
その添付	核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備 他事業許可で求める仕様	

注

凡例

| 0695 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「衰 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

### 追表ハ設-19(6次) 造粒粉末小分けボックス 仕様表(1/2)

事業	許可との	計可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	,,	設備・機器名称	{293} 圧縮成型設備 造粒粉末小分けボックス
設置	場所	, <del>//,///</del>	(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 造粒粉末小分けボックス
			(1) 造粒粉末小分けボックス(1)
			(2) 造粒粉末小分けボックス(2)
変更	内容		(1) 変更なし
			(2) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			2 基
			(1) 1基
	r		(2) 1基
	型式		ボックス内充填式
般仕様	主要な構造		別表八設-19【三原燃 第 20-0695 号】
様	寸法(単位:mm)		(1)
			(2)
	その他の構成機器		
	その他の性能		
		然料物質の状態	U02 粉末、U308 粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{293}
が其			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
準			機縮度 5%以下
に並			質量 1,500kgU 以下 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
一づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
技術基準に基づく設計			は、とはは、サクランのに所は、そのかれれない位置について、エースムにより女主であることが確認された配置に固定する。
計			(図臨配-3、図臨成-26、図臨成-28)
注			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
Œ	安.全继能:	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
	从土1次批	で 日 ) ② 肥 欧 ▽ / 地 盤	[5.1-成1] 「万な久行性能を有りる基礎及び地盤工に建造された工物体成型工物の 土間コンクリートに設置する。
L			上門 - マノノ - 1 に以色 7 35

#### 追表ハ設-19(6次) 造粒粉末小分けボックス 仕様表(2/2)

	<b>是</b> 教 版 13 (0	大/ 造極物木小がりがファハー 上塚教(2/2)
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {293} 造粒粉末小分けボックス 第 1 類 造粒粉末小分けボックス(1)部材:
	( title) = 1 7 10 to oth 1	[10.1-設51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止 ・	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。 [12.1-設5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高 いほうの溢水水位 (ペレット加工室:60mm) より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
İ	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	
	廃棄施設	_
1	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	-
	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。
添付	凶	図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-29、図ハ設-31【三原燃 第 20-0695 号】

注

### 追表ハ設-20(6次) 造粒粉末ホッパ 仕様表(1/2)

車業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{294} 圧縮成型設備 造粒粉末輸送ホッパ(1)
71 /L			{295} 圧縮成型設備 フードボックス (造粒粉末輸送ホッパ(1))
設置:	場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 造粒粉末ホッパ
			(1) 造粒粉末ホッパ(1)
			(2) 造粒粉末ホッパ(2)
変更	内容		(1) 改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
員数			2基
			(1) 1基
			(2) 1 基
	型式		コニカルホッパ式
	主要な構造材		別表八設-20【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		(1)
禄			(2)
	その他の構成機器		ウラン粉末配管系統(配管カバー含む)、逆止弁
	その他の性能		最高使用圧力: 0.5MPaG、最高使用温度: 40℃
	取扱う核燃料物質の状態		UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
抹	核燃料物質の臨界防止		{294}
緕			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
技術基準に基づく設計			濃縮度 5%以下
1. de			直径 26.0cm以下
基			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
グ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
設			あることが確認された配置に固定する。
計			(図臨配-3、図臨成-29、図臨成-30)
注			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
		C 12 / C 20019 - 2 P COMME	土間コンクリートに設置する。
	ł		

#### 追表ハ設-20(6次) 造粒粉末ホッパ 仕様表(2/2)

技術	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。   [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
技術基準に基づく設計		[6.1-故 2] 地震力に耐える強度を有する部内を使用し、ホルトで固定する(配音系     を含む)。
準		{294}   造粒粉末輸送ホッパ(1) 第1類
基		造粒粉末ホッパ(1)、(2)部材:
づっ		造粒粉末ホッパ(1)、(2)取付ボルト: (1 基分)
一詩		造粒粉末ホッパ(1) 架台、(2) 架台部材:
計		造粒粉末ホッパ(1) 架台、(2) 架台アンカーボルト: [ (1 基分)
注		[295] フードボックス (造粒粉末輸送ホッバ(1)) 第1類
🖰		造粒粉末ホッパ(1) フード部材:
		造粒粉末ホッパ(1) フード取付ボルト:
		造粒粉末ホッパ(2) フード部材:
		造粒粉末ホッパ(2) フード取付ボルト:
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	<u>'-</u>
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。   [10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設 3]
		[10.1-ix 4] が れば
		設置する。
ľ		[10.1-設 38] 粉体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	「11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1-設6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高い
		ほうの溢水水位(ベレット加工室:60mm)より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.1-設 7] 設計基準事故③ウラン粉末の漏えい(加圧機器からの漏えい)時に想     定される環境条件は、ウラン粉末を加圧状態で取り扱う気流輸送配管の破損により
		ウラン粉末がフードボックス又は配管カバー内へ飛散した状態を想定しても、他の
		安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能(臨界防止、閉じ込め、遮蔽等)
		を発揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
1	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な独 (25 年 1 年 2 1 年 2 1 年 2 1 年 2 1 日 2
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
25 L1	(NZ)	なる設計とする。   図ハ配−1、図ハ系−1、図ハ設−32、図ハ設−33、図ハ系−補 1、図ハ系−補 2
添付	凶	1 - 4
L		【三原燃 第 20-0695 号】 - 重七事対等対処施設 第 26 条〜第 39 条付該当 しかい

注

<sup>| 【</sup>二床際 第 20-0695 方】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ ) 内に示す数字:事業許可の「妻 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み

### 追表ハ設-21(6次) 潤滑剤混合機 仕様表(1/3)

		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
事業	許可との	設備・機器名称	{296} 圧縮成型設備 造粒粉末輸送ホッバ(2)
対応			{297} 圧縮成型設備 フードボックス (造粒粉末輸送ホッパ(2)、潤滑剤混合機)
			{298} 圧縮成型設備 潤滑剤混合機
設置:	場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 潤滑剤混合機
			(1) 潤滑剤混合機(1)
			(2) 潤滑剤混合機(2)
変更	内容		(1) 改造
			・耐震補強のため共通架台の部材を追加する。
			・火災対策のためオイルパンを設置する。
			(2) 改造
1			・耐震補強のため共通架台の部材の追加及び据付部を改造する。
			・火災対策のためオイルパンを設置する。
員数			
			(1) 1基
			(2) 1基
	型式		回転揺動式
般	主要な構造	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	別表ハ設ー21【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位	☆:mm)	(1)
'''			(2)
	その他の特		ウラン粉末配管系統
	その他のた		
	取扱う核類	然料物質の状態	U0₂粉末、U₃0₃粉末

## 追表八設-21(6次) 潤滑剤混合機 仕様表(2/3)

		21 (OV) INTERPRETATION
技	核燃料物質の臨界防止	{296}
技術基準に基づく設計		[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準		濃縮度 5%以下
に		直径 26.0cm以下
基		減速度 Ⅱ/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
ーブ		[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
討		あることが確認された配置に固定する。
計		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
(注		{298}
生		- [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
		濃縮度 5%以下
		質量 1,500kgU以下
1		減速度 II/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
		「4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
		一あることが確認された配置に固定する。
		(図臨配-3、図臨成-31、図臨成-32)
Î		(日間に 3、日間以 31、日間以 32)   [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
		14.2-100   1 場外関級に設置する。
		第2 核燃料   単関域のユーツトより 必要離隔距離以上離れた世間に配置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
		土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	「6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
	Paragraph of Belly 17 175 III	[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
		を含む)。
		{296}
-		潤滑剤混合機(1)ホッパ、(2)ホッパ部材:
		潤滑剤混合機(1)ホッパ、(2)ホッパ取付ボルト: (1 基分)
		共通架台(1)-B*1
		共通架台(1)-B部材:
		共通架台(1) B RPVカーボルト: 共通架台(1) -B アンカーボルト: 
		*1:共通架台(1)-Bに設置する{296}・{297}・{298}の設備共通の耐震評価を実
		施。
1		共通架台(2)-B*2   + ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *
		共通架台(2)-B部材: L (数41) 会t) (数41) 会t)
		共通架台(2)-Bアンカーボルト: (302) (303) (303) (新規) 含む)
		*2:共通架台(1)-Bに設置する{296}・{297}・{298}の設備共通の耐震評価を実
		[297] フードボックス (造粒粉末輸送ホッバ(2)、潤滑剤混合機) 第1類
		潤滑剤混合機(1)フード部材:
		潤滑剤混合機(1)フード取付ボルト:
		潤滑剤混合機(2)フード部材:
		潤滑剤混合機(2)フード取付ボルト:
		[298] 潤滑剤混合機 第1類
		潤滑剤混合機(1)、(2)部材:
		潤滑剤混合機(1)、(2)取付ボルト: (1 基分)
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。
		[10.1-設2] 容器蓋はパッキン() を介した構造とする。
		[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。

追表ハ設-21(6次) 潤滑剤混合機 仕様表(3/3)

技術			
12.1-数 0] 至東取り入れに日本部計画形と版及び的速と画で恋走される向れた高 いほうの溢水水位 (ベレット加工室:60mm) より高くする。	技	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスバネルには難燃性材料を使用する。
12.1-数 0] 至東取り入れに日本部計画形と版及び的速と画で恋走される向れた高 いほうの溢水水位 (ベレット加工室:60mm) より高くする。	術		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
12.1-数 0] 至東取り入れに日本部計画形と版及び的速と画で恋走される向れた高 いほうの溢水水位 (ベレット加工室:60mm) より高くする。	基		[11.3-設4] オイルパンを設置する。
12.1-数 0] 至東取り入れに日本部計画形と版及び的速と画で恋走される向れた高 いほうの溢水水位 (ベレット加工室:60mm) より高くする。	単に	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
12.1-数 6   3 全 東 取 外	基		[12.1-設5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
支全避難通路等         -           安全機能を有する施設         [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。           材料及び構造         -           搬送設備         -           核燃料物質の貯蔵施設         -           警報設備等         -           放射線管理施設         -           廃棄施設         -           核燃料物質等による汚染の防止         -           連席で設備         -           通信連絡設備         -           その他事業許可で求める仕様         [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.06 で弾性範囲となる設計とする。           添付図         図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-34、図ハ設-35、図ハ系-補 2 【三原燃 第 20-	づく		[12.1-設6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高
支全避難通路等         -           安全機能を有する施設         [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。           材料及び構造         -           搬送設備         -           核燃料物質の貯蔵施設         -           警報設備等         -           放射線管理施設         -           廃棄施設         -           核燃料物質等による汚染の防止         -           連席で設備         -           通信連絡設備         -           その他事業許可で求める仕様         [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.06 で弾性範囲となる設計とする。           添付図         図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-34、図ハ設-35、図ハ系-補 2 【三原燃 第 20-	殼		いほうの溢水水位 (ペレット加工室:60mm) より高くする。
安全機能を有する施設       [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。         材料及び構造       -         搬送設備       -         核燃料物質の貯蔵施設       -         整報設備等       -         放射線管理施設       -         廃棄施設       -         核燃料物質等による汚染の防止       -         遮蔽       -         換気設備       -         非常用電源設備       -         通信連絡設備       -         その他事業許可で求める仕様       [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。         添付図       図ハ配一1、図ハ系一1、図ハ設一34、図 八設一35、図ハ系一補 2 【三原燃 第 20-	計		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
安全機能を有する施設 [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 材料及び構造 — 搬送設備 — 核燃料物質の貯蔵施設 — 整報設備等 — 放射線管理施設 — 廃棄施設 — 核燃料物質等による汚染の防止 — 遮蔽 — 換気設備 — 非常用電源設備 — 通信連絡設備 — その他事業許可で求める仕様 [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 添付図 図ハ配一1、図ハ系一1、図ハ設一34、図ハ設一35、図ハ系一補 2 【三原燃 第 20-	注	安全避難通路等	_
揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 材料及び構造 ― 接送設備 ― 接燃料物質の貯蔵施設 ― 警報設備等 ― 放射線管理施設 ― 廃棄施設 ― 接燃料物質等による汚染の防止 ― 遮蔽 ― 接気設備 ― 非常用電源設備 ― 非常用電源設備 ― 連信連絡設備 ―	E	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
[14, 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。  材料及び構造 - 搬送設備 - 校燃料物質の貯蔵施設 - 警報設備等 - 放射線管理施設 - 校燃料物質等による汚染の防止 - 遮蔽 - 投気設備 - 非常用電源設備 - 非常用電源設備 - 連信連絡設備 - 連信連絡設備 - 連信連絡設備 - ※ 1 S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1. 06 で弾性範囲となる設計とする。  添付図 図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-34、図ハ設-35、図ハ系-補 2【三原燃 第 20-	j		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
設置する。			揮できる設計とする。
材料及び構造			[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
搬送設備			設置する。
核燃料物質の貯蔵施設		材料及び構造	-
警報設備等       -         放射線管理施設       -         廃棄施設       -         核燃料物質等による汚染の防止       -         遮蔽       -         換気設備       -         非常用電源設備       -         通信連絡設備       -         その他事業許可で求める仕様       [99-設1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第1 類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06 で弾性範囲となる設計とする。         添付図       図ハ配ー1、図ハ系ー1、図ハ設ー34、図ハ設ー35、図ハ系ー補2【三原燃 第 20-		搬送設備	_
放射線管理施設       -         廃棄施設       -         核燃料物質等による汚染の防止       -         遮蔽       -         換気設備       -         非常用電源設備       -         通信連絡設備       -         その他事業許可で求める仕様       [99-設1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。         添付図       図ハ配ー1、図ハ系ー1、図ハ設ー34、図ハ設ー35、図ハ系ー補2【三原燃 第 20-		核燃料物質の貯蔵施設	
廃棄施設       -         核燃料物質等による汚染の防止       -         遮蔽       -         換気設備       -         非常用電源設備       -         通信連絡設備       -         その他事業許可で求める仕様       [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。         添付図       図ハ配ー1、図ハ系ー1、図ハ設ー34、図ハ設ー35、図ハ系ー補2【三原燃 第 20-		警報設備等	_
核燃料物質等による汚染の防止		放射線管理施設	_
遮蔽       -         換気設備       -         非常用電源設備       -         通信連絡設備       -         その他事業許可で求める仕様       [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。         添付図       図ハ配ー1、図ハ系ー1、図ハ設ー34、図ハ設ー35、図ハ系ー補 2 【三原燃 第 20-		廃棄施設	_
換気設備		核燃料物質等による汚染の防止	
#常用電源設備 - 通信連絡設備 - 一 通信連絡設備 - 一		遮蔽	
通信連絡設備 -		換気設備	
その他事業許可で求める仕様 [99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.06 で弾性範囲となる設計とする。 図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-34、図ハ設-35、図ハ系-補 2【三原燃第 20-		非常用電源設備	_
度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。  添付図 図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-34、図ハ設-35、図ハ系-補 2【三原燃 第 20-		通信連絡設備	_
なる設計とする。         添付図       図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-34、図ハ設-35、図ハ系-補2【三原燃 第 20-	その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
添付図 図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-34、図ハ設-35、図ハ系-補2【三原燃 第 20-			度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と
			なる設計とする。
0695 号]	添付	<b>X</b>	図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-34、図ハ設-35、図ハ系-補2【三原燃 第20-
			0695 号】

注 凡例

| 10950 万]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表ハ設-22(6次) 回転混合機 仕様表(1/2)

事業許	す可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	1.100	設備・機器名称	【299】 圧縮成型設備 回転混合機 (金属容器 (粉末) 混合)
設置場		My Mu My Harby	(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(3) 工場棟 成型工場 ベレット加工室
			(4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名	,		上籍成型設備 回転混合機
18240143	1		(1) 回転混合機(1)
			(2) 回転混合機(2)
			(3) 回転混合機(3)
			(4) 回転混合機(4)
変更内	一		(1) 改造
发史的	1.4		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
			(2) 改造
			' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 (3) 改造
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
			・ 端外間建筑に切ため、核的側限値を変更する。
			* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
員数			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
貝奴			(1) 1 基
			(2) 1 基
			(3) 1 基
			(4) 1 基
	型式		容器回転式
		/ <del>-</del> -++	
般一	主要な構造		別表八設-22【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位	<u>√</u> : mm)	(1)
			(2)
			(3)
-	7 0 14 0 4	## - - L/L 00	(4)
	その他の特		
	その他の		Lio Materials Materials
		然料物質の状態	U02粉末、U308粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{299}
所其			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
準			機縮度 5%以下
に			容器の直径 25.1cm以下
基づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
<			あることが確認された配置に固定する。
技術基準に基づく設計			(図臨配一3、図臨成一33、図臨成一34)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
注 [	.5 1		土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-22(6次) 回転混合機 仕様表(2/2)

##;	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{299} 回転混合機(金属容器(粉末)混合) 第1類
华		回転混合機(1)~(3)部材:
基		回転混合機(1)~(3)アンカーボルト:
づ		回転混合機(4)部材:
技術基準に基づく設計		回転混合機(4)アンカーボルト:
計	津波による損傷の防止	
注	外部からの衝撃による損傷の防止	
生	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(容器ホルダ)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	※ 治水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	(無水による損害の)の正	[12.1-設 1] かい反ハを恋だしたががら伝を改たする。   [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	- A NOLHE WATER BE	[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	· ·
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	図ハ配-1、図ハ設-36、図ハ設-37【三原燃 第20-0695 号】

凡例

図 図/配 1、図/配 30、図/記 31 【三原際 第 20 9099 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条 ~ 第 39 条仕該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表ハ設-23(6次) 本成型用プレス 仕様表(1/3)

		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)		
		設備・機器名称	{300} 圧縮成型設備 本成型用プレス		
事業	許可との		{301} 圧縮成型設備 フードボックス (本成型用プレス)		
対応			{302} 圧縮成型設備 本成型用プレスフィーダ		
			{303} 圧縮成型設備 本成型用プレスホッパ		
			<b>{304}</b> 圧縮成型設備 ペレットコンベア		
設置	場所	,	(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室		
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室		
機器	<del></del> 名		圧縮成型設備 本成型用プレス		
			(1) 本成型用プレス(1)		
			(2) 本成型用ブレス(2)		
変更	内容		(1) 改造		
			・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。		
			・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。		
			・臨界管理強化のため、ペレットコンベアに核的制限値を設定する。		
ļ			(2) 改造		
			・耐震補強のため部材を追加する。		
			・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。		
			・臨界管理強化のため、ペレットコンベアに核的制限値を設定する。		
員数			2 基		
			(1) 1 基		
			(2) 1 基		
	型式		ロータリープレス式		
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-23【三原燃 第 20-0695 号】		
般仕様	寸法 (単	立: mm)	(1)		
140			(2)		
	その他の特	<b>構成機器</b>			
	その他のヤ	生能	_		
	取扱う核類	然料物質の状態	UO₂粉末、U₃O₅粉末		
			U0₂圧粉ペレット (ベレットコンベア(1)、(2))		

## 追表ハ設-23(6次) 本成型用プレス 仕様表(2/3)

		5 (0 人)
技	核燃料物質の臨界防止	{300} • {301} • {302}
技術基準に基づく設計		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基		濃縮度 5%以下
1 7		質量 1,500kgU 以下
基		減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
13		[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
設		あることが確認された配置に固定する。
計		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注		{303}
F.		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
		機縮度 5%以下
		直径 26.0cm 以下
		減速度 II/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
		[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
		あることが確認された配置に固定する。
		(図臨配-3、図臨成-35、図臨成-37)
		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
		{304}
		[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
		濃縮度 5%以下
		ペレットの厚み 10.7cm以下
		[4.2-設1] 直径 50.8mm 以下の場合は、立体核評価の対象外とする。
		[4.2-成1] 直径 50.0回形以下の場合は、立体核合門の対象外とする。 (図臨配-3、図臨成-35、図臨成-37)
		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
		土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
	·	{300} 本成型用プレス 第1類
		本成型用プレス(1): 一(高剛性のためボルト評価で代表)
		本成型用プレス(1)アンカーボルト: (新規)
		本成型用プレス(2): - (高剛性のためボルト評価で代表)
		本成型用プレス(2)アンカーボルト:
		{301} フードボックス (本成型用プレス) *1 第 1 類
		*1:本成型プレスと一体構造のため、耐震評価は本成型プレスとして実施。
		{302} 本成型用プレスフィーダ 第1類
		本成型用プレスフィーダ(1) 部材:
	,	本成型用プレスフィーダ(2) 部材:
		{303} 本成型用プレスホッパ 第1類
		本成型用ブレス(1)ホッパ部材:
	·	本成型用プレス(1)ホッパ取付ボルト:
		本成型用プレス(2)ホッパ部材:
		本成型用プレス(2)ホッパ取付ボルト:
1		本成至用ノレス(2)ホッハ取内ホルド:
1		{304}   ペレットコンペア (1)部材:
		ペレットコンペア(1)取付ボルト: ( )
1		ベレットコンベア(2)部材:
		ベレットコンペア (2)取付ボルト:
	(キ)かりた トラ 4日 /何 ハ 『ナ 』	ヘレットコンペア(2)取刊ホルト:
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部 (フードボックスを除く) は開口部のない構造とする。
	·	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (カバー)。
		[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。

#### 追表ハ設-23(6次) 本成型用プレス 仕様表(3/3)

技	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
術		[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
基準		[11.3-設4] オイルバン及び遮熱板を設置する。
技術基準に基づ	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
基		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
3		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
く設		[12.1-設6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高
計		いほうの溢水水位 (ベレット加工室:60mm) より高くする。
注		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
=	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	<b>–</b>
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(16 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	図	図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-38、図ハ設-41【三原燃 第 20-0695 号】

注 凡例

M工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条〜第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

### 追表ハ設-24(6次) ペレット移替機(1) 仕様表(1/2)

	·····	T = - = - ( = 41)			
		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)		
<b>直坐</b> 章	許可との	設備・機器名称	{305} 圧縮成型設備 ペレット移替機		
対応	11 11 2 0 2		{306} 圧縮成型設備 フードボックス(ベレット移替機)		
XJ IILV			{307} 圧縮成型設備 圧粉体密度測定装置		
			{308} 圧縮成型設備 ボートコンベア		
設置均	易所		工場棟 成型工場 ベレット加工室		
機器4	名		圧縮成型設備 ペレット移替機(1)		
変更ア	 勺容		改造		
			・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。		
			・耐震補強のため既存のフードボックスを撤去し新設する。		
員数			1基		
_	型式		<b>縦積充填式</b>		
般	主要な構造		別表ハ設-24【三原燃 第 20-0695 号】		
仕「	寸法(単位				
様	その他の		-		
-	その他の付		<u> </u>		
-		************************************	UO₂圧粉ペレット		
+-1-		質の臨界防止	{305}		
技術基準に基づく設計	12 1 1 1-4 3		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。		
基			濃縮度 5%以下		
準			ベレットの厚み 10.7cm 以下		
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で		
づ			あることが確認された配置に固定する。		
部			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。		
計			{307}		
注			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。		
<u>#</u>			機縮度 5%以下		
			質量 14. 8kgli 以下		
			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で		
			あることが確認された配置に固定する。		
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。		
			(308)		
			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。		
			l l		濃縮度 5%以下
			ベレットの厚み 10.7cm 以 <sup>-</sup>	ペレットの厚み 10.7cm 以下	
			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で		
			あることが確認された配置に固定する。		
			(図臨配-3、図臨成-36)		
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。		
ŀ	安全操作:	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の		
	<b>火土</b> 放肥1	エロッ の地域の地路	(5.1 f 放 1) 「 方な文行性能で有りる基礎及び地盤上に建造された上場体成至上場の 土間コンクリートに設置する。		
			エドリニマラ ノー 1 19     1   1   1   1   1   1   1   1		

#### 追表ハ設-24(6次) ペレット移替機(1) 仕様表(2/2)

坩	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{305} ペレット移替機 *1 第1類
準		ベレット移替機(1)支持脚部材:
基		ペレット移替機(1)支持脚アンカーボルト:
づく		*1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
設		{306} フードボックス(ペレット移替機) 第1類
計		ペレット移替機(1)フード部材:
注		ペレット移替機(1)フード取付ボルト:
()		{307} 圧粉体密度測定装置 第1類
		圧粉体密度測定装置(1)架台部材:
		圧粉体密度測定装置(1)架台アンカーボルト:
		圧粉体密度測定装置(1)フード部材:
		圧粉体密度測定装置(1)フード取付ボルト:
		[ {308} ボートコンベア 第 1 類
		ボートコンベア(1)架台部材:
		ボートコンベア(1)架台アンカーボルト: [ [ [ [ [ [ 新
		規)含む)
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(フードボックス内に設置)。
		[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
	7/2 1.1 - 2 - r 15 /5 - ph .1	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。   [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	[12.1]設行 放水又は及水による电域外次例止のため、配線用処理器を設置する。
	安全機能を有する施設	
	女主機能を有する施設	[14.1 改 1] 収 直物的の通常時及の改計 塞手事政先生時に応足される価値及状態、     圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		「
		14 C - 3 LX II - 5 - 3     [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	<b>                                      </b>
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
エハ	- 週間連縮取順 他事業許可で求める仕様	-   「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強
ーだの	心尹未計り (水のの11体	[99-版 1] S クラスに属する他政に来められる地震力(16 程度)に対して干労な独   度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		及を行りるよう、第1類の成備・機器に対しては水土地展力が1.00で発性範囲となる設計とする。
 添付	IJ	図の配 - 1、図の系 - 1、図の設 - 39【三原燃 第 20 - 0695 号】
(4)\$1T	<u> </u>	四、祀一1、凶ハポー1、凶ハ奴一33 [二原際 第 20-0093 万]

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

### 追表ハ設-25(6次) ペレット移替機(2) 仕様表(1/2)

	·	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
		設備・機器名称	(305) 圧縮成型設備 ペレット移替機
事業語	許可との	10人用 17人的产自4小	{306} 圧縮成型設備 ペレット移替機   {306} 圧縮成型設備 フードボックス (ペレット移替機)
対応			[307] 圧縮成型設備 圧粉体密度測定装置
			(308) 圧縮成型設備 ボートコンベア
設置均	<b>显示</b>		工場棟 成型工場 ベレット加工室
機器名			圧縮成型設備 ペレット移替機(2)
132,004	ш		/工作成主収価 マンノーが自攻(2)
変更ア	変更内容		改造
			・耐震補強のため既存のフードボックスを撤去し新設する。
員数			1基
	型式		
<u>án</u>	主要な構造		別表ハ設-25【三原燃 第20-0695 号】
般仕様	寸法(単位		1915 K 20 [
様	117 (4-1	22 110117	
	その他の村		
	その他の		
		************************************	UO₂圧粉ペレット
++		質の臨界防止	{305}
按	150.6641190 質・プロログークリエ		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基			
準			ベレットの厚み 10.7cm 以下
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
づ			あることが確認された配置に固定する。
技術基準に基づく設計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
			{307}
注			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
			濃縮度 5%以下
			質量 14.8kgU以下
			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
			[308]
			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
			濃縮度 5%以下
			ペレットの厚み 10.7㎝以下
			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。
			(図臨配-3、図臨成-38)
			(図論配一3、図鑑成一30) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-25(6次) ペレット移替機(2) 仕様表(2/2)

	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
抆   術		「6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
技術基準に基づく設計		{305} ペレット移替機 *1 第1類
準 2		ペレット移替機(2)支持脚部材:
基		ペレット移替機(2)支持脚取付ボルト:
ヺ		ベレット移替機(2)架台部材:
気		ペレット移替機(2)架台アンカーボルト
計		: [] (新規) 含む)
   <u>(</u> 注		*1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
生		{306} フードボックス(ペレット移替機) 第1類
		ベレット移替機(2)フード部材:
		ペレット移替機(2)フード取付ボルト:
		{307} 圧粉体密度測定装置 *2 第 1 類
		*2:フードボックス(ペレット移替機)と一体構造のため、耐震評価はフードボ
		ックス(ベレット移替機)として実施。
		{308} ボートコンベア 第1類
		ボートコンベア(2)架台部材:
		ボートコンベア(2)架台アンカーボルト:
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (フードボックス内に設置)。
		[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(16 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	図	図ハ配-1、図ハ系-1、図ハ設-42【三原燃 第20-0695 号】

注

凡例

M工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
{ )内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

### 追表ハ設-26(6次) 乗移台1 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{309} 圧縮成型設備 乗移台 1
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 乗移台 1
変更	内容		改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			1基
_	型式		モーターローラー式
般	主要な構造	<u> </u>	別表ハ設-26【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
lar.	その他の構成機器		_
	その他の性能		
	取扱う核構	燃料物質の状態	UO₂圧粉ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{309}
術			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
に			ペレットの厚み 10.7cm 以下
技術基準に基づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
13			あることが確認された配置に固定する。
く設計			(図臨配-3)
計	t		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-26(6次) 乗移台1 仕様表(2/2)

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
技術基準に基づ	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {309} 乗移台1 第1類
		乗移台 1 部材: <b></b>
基		乗移台1アンカーボルト: <b>(新規)</b>
づく	津波による損傷の防止	_
設	外部からの衝撃による損傷の防止	_
計	人の不法な侵入等の防止	_
注	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー、コンベアフレーム)。
=	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	·	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	「14.1-設 1〕設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
	3.27.7.00	圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		「14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	   材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	<b>整</b> 報設備等	_
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
チの	他事業許可で求める仕様	   [99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
	鹿 キ 24世 コークタム/25  工が	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付		図/配-1、図/設-40【三原燃 第 20-0695 号】
1481.1	K-21	Fel Br 17 Fel. By 40 1 1 WWW MA 50 0000 () 1

凡例

| 国人的に一1、国人的 #20~0095 号 | 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26 条〜第39 条は該当しない。
| | トリスティ教学:事業許可の「素 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
| | 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
| (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
| [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

### 追表ハ設-27(6次) 試験用プレス 仕様表(1/2)

<b>車業</b>	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
未要		設備・機器名称	{313} 圧縮成型設備 試験用プレス
XIVE			<b>{314} 圧縮成型設備 フードボックス (試験用プレス)</b>
設置:	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器			圧縮成型設備 試験用プレス
変更	内容		改造
			・耐震補強のためフードボックスを改造する。
			・火災対策のためオイルバン及び遮熱板を設置する。
員数			1基
******	型式		手動充填油圧プレス式
般	主要な構造材		別表ハ設-27【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		
138	その他の構成機器		_
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		UO2粉末、U3O8粉末、UO2圧粉ペレット
技	核燃料物質	質の臨界防止	{313} • {314}
技術基準に基づ			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
に			質量 14.8kgU 以下
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
く設計			(図臨配-3、図臨成-43)
計	計		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-27(6次) 試験用プレス 仕様表(2/2)

±±	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{313} 試験用ブレス 第2類
単に		試験用プレス部材:
基		試験用プレス取付ボルト:
づっ		試験用プレス架台部材:
設		試験用プレス架台アンカーボルト:
計		{314} フードボックス (試験用プレス) 第 2 類
(注		試験用プレスフード(1)部材:
E .		試験用プレスフード(1)取付ボルト:
		試験用プレスフード(2)部材:
		試験用プレスフード(2)取付ボルト:
		[6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設
		備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
		[11. 3-設 4] オイルバン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	·
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	換気設備	<del>-</del>
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	
派仕	펭	図ハ配-1 図ハ設-47【三原鉄 第 20-0695 号】

注

凡例

図ハ配-1、図ハ設-47【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

### 追表ハ設-28 (6 次) フードボックス(1) 仕様表 (1/2)

		<del></del>	
事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	対応 設備・機器名称		【315】 圧縮成型設備 フードボックス(1)
設置	設置場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	 名		圧縮成型設備 フードボックス(1)
			·
変更	内容		変更なし
員数			1基
			·
	型式		箱型ボックス式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-28【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		
TAK	その他の構成機器		
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、UO <sub>2</sub> 圧粉ペレット、UO <sub>2</sub> ペレット
技	技 核燃料物質の臨界防止		{315}
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
12			質量 17.5kgU 以下 (粉末)
基			質量 14.8kgU 以下 (ベレット)
2			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
く設計			あることが確認された配置に固定する。
計			(図臨配-3、図臨成-44)
(注			[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
<u> </u>	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。
L			1

#### 追表ハ設-28(6次) フードボックス(1) 仕様表(2/2)

	~	
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
猴		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
上 基		[315] フードボックス(1) 第2類
1 5		フードボックス(1)部材:
基		フードボックス(1)アンカーボルト:
?	津波による損傷の防止	_
技術基準に基づく設計	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	-
注	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
=		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm) より高くする。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
	· ·	設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	-
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
70	)他事業許可で求める仕様	
添付		図ハ配-1、図ハ設-48【三原燃 第 20-0695 号】
1 140 7		

注

凡例

図ハ配-1、図ハ設-48【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4,1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

### 追表ハ設-29(6次) フードボックス(2) 仕様表(1/2)

	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	(316) 圧縮成型設備 フードボックス(2)
設置:	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 フードボックス(2)
変更	内容		改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			1基
_	型式		箱型ボックス式
般仕様	主要な構造材		別表ハ設-29【三原燃 第 20-0695 号】
住梯	寸法 (単位:mm)		
197	その他の構成機器		•
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
技	核燃料物質の臨界防止		{316}
術			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
に			質量 17.5kgU 以下
技術基準に基づ	.~		[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
2			あることが確認された配置に固定する。
く設計			(図臨配-3、図臨成-45)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

### 追表ハ設-29(6次) フードボックス(2) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
縮		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		{316}   フードボックス(2)   第2類
一に		フードボックス(2)部材:
基		フードボックス(2)取付ボルト:
グ		フードボックス(2)架台部材:
技術基準に基づく設計		フードボックス(2)架台アンカーボルト: [ (新規)
計	津波による損傷の防止	_
注	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
	,	揮できる設計とする。
	<b>'</b>	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	<b>警</b> 報設備等	_
	放射線管理施設	
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	
添付	7— 7	図ハ配-1、図ハ設-49【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

国 | 図/YEC-1、図/Y政-49 [二原際 弗 20-0095 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

### 追表ハ設-30(6次) フードボックス(3) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{317} 圧縮成型設備 フードボックス(3)
設置:	 場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 フードボックス(3)
変更	変更内容		変更なし
員数	<b>У-</b> Н		1基
_	型式		箱型ボックス式
般仕様	主要な構造	<u> </u>	別表ハ設-30【三原燃 第 20-0695 号】
甘井	寸法(単位	立:mm)	
"	その他の構成機器		
	その他の性能		<u> </u>
	取扱う核構	然料物質の状態	UO2粉末、U3O8粉末、UO2圧粉ペレット、UO2ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{317}
術			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
進			濃縮度 5%以下
技術基準に基づ			質量 17.5kgU以下 (粉末)
- 基			質量 14.8kgU以下 (ベレット)
<u> </u>			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
設計			あることが確認された配置に固定する。 (図臨配-3、図臨成-46)
1 ' 1			(図幽配-3、図編成-40) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
注	<b>小人将来</b> 。	ナーナーフナケきにかりか	
	女主機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-30(6次) フードボックス(3) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		{317} フードボックス(3) 第2類
に		フードボックス(3)部材:
基		フードボックス(3)アンカーボルト:
12		[6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設
基準に基づく設計		備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
青	津波による損傷の防止	_
注	外部からの衝撃による損傷の防止	-
==	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
	•	[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	「11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	「12.1-設 2〕水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	「14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
	X II MILE (17 ) WILL	圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
		_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	疾来心故   核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽 *	
	換気設備	
	非常用電源設備	
<u></u>	通信連絡設備	
	他事業許可で求める仕様	_
添付	<b>図</b>	図ハ配-1、図ハ設-50【三原燃 第20-0695号】

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条〜第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

追表ハ設-31(6次) 連続焼結炉 仕様表(1/4)

		r	
		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
		設備・機器名称	{318} 焼結設備 連続焼結炉
			{319} 焼結設備 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック
車業	許可との		{320} 焼結設備 連続焼結炉着火源喪失インターロック
対応	i∓ •] ∠ v)		{321} 焼結設備 水素漏えい検知インターロック
XI NL			{322} 焼結設備 連続焼結炉過加熱防止インターロック
			{323} 焼結設備 連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック
		,	{324} 焼結設備 地震インターロック
			{325} 焼結設備 爆発圧力逃し機構
設置均	場所		(1) 工場棟 成型工場 ベレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ベレット加工室
			* {321}水素漏えい検知インターロック作動端の水素ガス漏えい検知遮断弁及び水
			素配管系統の一部は屋外に設置
			* {324} 地震インターロック作動端の地震時窒素供給弁(含む地震時窒素供給系)及
			び窒素配管系統の一部は屋外に設置
機器	名		焼結設備 連続焼結炉
			(1) 連続焼結炉(1)
			(2) 連続焼結炉(2)
変更「	内容		(1) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・火災爆発対策のため、{324}地震インターロックを新設する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・火災爆発対策のため、{324}地震インターロックを新設する。
員数			2 基
,,,,,			(1) 1基
			(2) 1基
	型式		ウォーキングビーム式
	主要な構造	<b></b>	別表ハ設-31【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位		(1)
禄	712 ( ) 1-	<u> </u>	(2)
Ì	その他の権	<b>基</b> 成機器	水素配管系統 *1、窒素配管系統(地震時窒素供給系)*1、窒素配管系統 *1
	C 1 1	17501200	冷却水配管系統、温度計、圧力計、地震計、電流継電器、水素遮断弁、窒素供給弁
			地震時窒素供給弁 *2、水素ガス漏えい検知遮断弁 *2
			*1:屋外配管系統を含む
			*2:屋外に設置
	その他の性	** **	最高使用温度:1,850℃、熱的制限值:1,850℃
		************************************	U0 <sub>2</sub> 圧粉ペレット、U0 <sub>2</sub> ペレット
		質の臨界防止	{318}
技術基準	12//1/11/03	of a s lattice of 182 are	[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
準			ペレットの厚み 10.7cm 以下
基			「4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
ゔ゙			あることが確認された配置に固定する。
シ			(図臨配-3、図臨成-47、図臨成-48)
基づく設計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
- 1		ナナーフザーの山崎	5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
注	女王機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1]  十分な文持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の   土間コンクリートに設置する。{319}・{320}・{322}・{323}インターロック(温度
			1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
			計、圧力計、電流継電器)は耐震強度を有する設備・機器により支持される。窒素
			│ ガス供給装置は十分な支持性能を有する工場棟成型工場の壁面に設置する。

## 追表ハ設-31(6次) 連続焼結炉 仕様表(2/4)

	Int. 255 to 1 are LEI Mar on Take at	
技術	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
		を含む)。
		[6.1-設 3] {319}・{320}・{321}・{322}・{323}インターロックの制御部は耐震重
		■ 要度分類第3類に分類する。 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
		[6.1-設 4] {324}地震インターロックの制御部は耐震重要度分類第1類に分類す
		Sc.
		[318] 連続焼結炉 第1類
		連続焼結炉(1)部材:
		連続焼結炉(1)アンカーボルト:
		連続焼結炉(2)部材:
		連続焼結炉(2)アンカーボルト: (新規)
		{324}   地震インターロック *1 第 1 類
		地震計部材: ― (高剛性のためボルト評価で代表)
		地震計取付ボルト:
		地震計アンカーボルト:
		制御盤部材:
		制御盤アンカーボルト: [ (新規)
		窒素ガスボンベ架台部材:
		*1: {332} 地震インターロックと共通。
		[325] 爆発圧力逃し機構 *2 第 1 類
		*2:連続焼結炉の一部(質点)として評価。
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は F1 竜巻
		に耐えるようボルトで固定するとともに、配管は損傷しないような支持間隔で保持
		する。
		[8.1-設 15] 屋外設置の地震時窒素供給弁及び水素ガス漏えい検知遮断弁には最低
		気温-12.7℃でも作動できる弁を選定する。また、配管内は窒素又は水素で凍結す
		ることはないため、凍結防止設計は不要である。
		[8.1-設17] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は降水の
		影響を受けないように金属製とする。
		[8.1-設 19] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は積雪に
		耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は積雪の影響を受けにくい円筒形
		とする。
		[8.1-設 20] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は建築基
1		準法、政令及び消防法に該当しないことから、避雷設備の設置は不要である。
ļ		[8.1-設 21] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は降下火
		砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は降下火砕物の堆積
ĺ		の影響を受けにくい円筒形とする。
		[8.1-設23] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は生物学
		的影響を受けないように開口部の無い構造とする。
		[8.2-設4] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は外部火災
		及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
		[8.2-設1] {319} ・{320} ・{321} ・{322} ・{323} ・{324} インターロック回路の信号
		の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
		[8.2-設2] {319}・{321}・{322}・{323}・{324} インターロック回路のうち、アナ
		ログ信号ケーブルについてはシールド付ケーブルを使用し、警報設定器の電源には
		避雷器を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (コンベアフレーム)。
L	141 C KO W Y TAKHE	1 10 1 MANUTUREZITI CRITT 7 W (-2 1/ 2 2/ 2/ 2/ 2/ 2/ 2/ 2/ 2/ 2/ 2/ 2/ 2/

追表ハ設-31(6次) 連続焼結炉 仕様表(3/4)

技	火災等による損傷の防止	[11.3-設2]主要な構造材には不燃性材料を使用する。
技術基準に基づく設計		[11.3-設 3] ケーブル損傷時は加熱停止する。
		[11.3-設 7] {324}地震インターロックに係るケーブルは鋼製の管(厚さ約 2mm)に
E		収納する。
基		[11.3-設 19] JIS C 3005 に定める 60 度傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用
1		する。
設		[11.4-設 1] 静電気が滞留しないように接地する。
1		[11.5-設 2] 気体廃棄設備により換気されるペレット加工室に機器を設置すること
注		で水素ガス漏えい時に室内に滞留しない設計とする。
		[11.5-設 3] 室内への水素漏えい拡大防止のために、ペレット加工室には複数の検
		│ 出端を有する水素ガス漏えい検知器を設置し、ペレット加工室内で水素漏えい検知 │
		時はペレット加工室への水素供給を遮断する{321}水素漏えい検知インターロック
		を設置する。
		[11.5-設4]連続焼結炉は水素の漏えいを防止するため、ボート出入口及び排気口
		以外に開口部がない構造とする。
		【11.5-設6】冷却水圧力低下した場合はヒーター電源を遮断する {323}連続焼結炉冷 】
		却水圧力低下インターロックを設置する。
		[11.6-設 1] 連続焼結炉内温度が熱的制限値に到達する前にヒーター電源を遮断す
		る {322} 連続焼結炉過加熱防止インターロックを設置する。
		[11.7-設 1] 余剰水素ガスを安全に排出するために、排気口に余剰水素ガス燃焼装
		置を設置する。
	1	[11.7-設 2] 扉開時には開口部にフレームカーテンを発生させて空気の混入を防止
		する。
		[11.7-設 3] 炉内への酸素侵入防止のため、水素ガス圧低下時は窒素ガスに切り替
		える {319} 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロックを設置する。
		[11.7-設 4] 炉外への水素漏えい防止のため、余剰水素ガス着火源喪失時に水素ガ
	,	ス供給を停止する(320)連続焼結炉着火源喪失インターロックを設置する。
		[11.7-設 5] 大きな地震力が作用する前に、窒素(ボンベ系)ガスを供給して水素
		爆発を防止する{324}地震インターロックを設置する。
		[11. 7−設 7] {325} 爆発圧力逃し機構(スイングドア)を設ける。
		[11.7-設 11] 窒素ガスを供給する予備系統を有する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
		[12.1-設 13] 溢水による電気火災の発生を防止するため、幹線動力用ケーブルに接
		続する制御盤は防護区画の溢水水位 (ベレット加工室:60mm) より高くする。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
	1	【14.1-設4】連続焼結炉における炉内爆発によりウラン粉末が{325}爆発圧力逃し機
		構(スイングドア)を通じて室内へ飛散した状態を想定しても、他の安全機能に影
		響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
		[14.3-設 1] 水素ガスの爆発による炉体の破損に伴う内部飛来物の発生を防止する
		ために{325}爆発圧力逃し機構 (スイングドア) を設ける。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
1	核燃料物質の貯蔵施設	
	レングのよししならず、ことは一世代和田田大	l

#### 追表ハ設-31(6次) 連続焼結炉 仕様表(4/4)

技	警報設備等	[18.2-設2] 連続焼結炉内温度が熱的制限値に到達する前にヒーター電源を遮断す
技術		る {322} 連続焼結炉過加熱防止インターロックを設置する。
基準に基づ		[18.2-設 13] 室内への水素漏えい拡大防止のために、ベレット加工室には複数の検
ほ		出端を有する水素ガス漏えい検知器を設置し、ベレット加工室内で水素漏えい検知
基		時はペレット加工室への水素供給を遮断する{321}水素漏えい検知インターロック
づく		を設置する。
く設計		[18.2-設 15] 冷却水圧力低下した場合はヒーター電源を遮断する {323} 連続焼結炉
計		冷却水圧力低下インターロックを設置する。
(注		[18.2-設 16] 炉内への酸素侵入防止のため、水素ガス圧低下時は窒素ガスに切り替
生		える {319} 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロックを設置する。
		[18.2-設17] 炉外への水素漏えい防止のため、余剰水素ガス着火源喪失時に水素ガ
		ス供給を停止する {320} 連続焼結炉着火源喪失インターロックを設置する。
		[18.2-設 18] 大きな地震力が作用する前に、窒素(ボンベ系)ガスを供給して水素
		爆発を防止する {324} 地震インターロックを設置する。
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 3] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は F3 竜巻に
		耐えるようボルトで固定する。
添付	<b>X</b>	図ハ配-1、図ハ系-2、図ハ系-3、図ハ設-51、図ハ設-52、図ハ制-1、図ハ制
		-2、図ハ制-3、図ハ制-4、図ハ制-5、図ハ制-19、図ハ制-盤1、図ハ系-補
		2【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

<sup>2 【</sup>三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表ハ設-32(6次) バッチ式小型焼結炉 仕様表(1/4)

Γ		35 T T T ( T ( L)	FIRE TOWN THE CONTROL OF THE FIRE THE F
		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
		設備・機器名称	{326} 焼結設備 バッチ式小型焼結炉
			{327} 焼結設備 供給ガス圧力低下インターロック
事業	許可との		{328} 焼結設備 着火源喪失警報
対応			{329} 焼結設備 水素漏えい検知インターロック
73,40			{330} 焼結設備 バッチ式小型焼結炉過加熱防止インターロック
			{331} 焼結設備 バッチ式小型焼結炉冷却水圧力低下インターロック
			{332} 焼結設備 地震インターロック
			{333} 焼結設備 爆発圧力逃し機構
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
			* {329}水素漏えい検知インターロック作動端の水素ガス漏えい検知遮断弁及び水素
			配管系統の一部は屋外に設置
			* {332}地震インターロック作動端の地震時窒素供給弁(含む地震時窒素供給系)及び
			<b>窒素配管系統の一部は屋外に設置</b>
機器	名		焼結設備 バッチ式小型焼結炉
変更	内容		改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			・火災対策のためオイルバン及び遮熱板を設置する。
			・火災爆発対策のため、{332}地震インターロックを新設する。
員数			1基
	型式		バッチ焼結式
般	主要な構造材		別表ハ設-32【三原燃 第 20-0695 号】
仕   様	寸法 (単位:mm)		
128	その他の特	<b></b> 構成機器	水素配管系統、窒素配管系統、冷却水配管系統、温度計、圧力計、電流継電器、
			水素遮断弁、窒素供給弁
			※ 地震計、窒素配管系統(地震時窒素供給系)、地震時窒素供給弁、水素ガス漏えい
			検知遮断弁及び水素/窒素/冷却水配管の一部は連続焼結炉(表ハ設-31) の構成機器
			を共有使用する。
	その他の	生能	最高使用温度:1,850℃、熱的制限值:1,850℃
1		-	ラプチャーディスク破裂圧力: 0.08MPa
	取扱う核焼	然料物質の状態	UO <sub>2</sub> 圧粉ベレット、UO <sub>2</sub> ペレット
tt		質の臨界防止	{326}
资			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
準			質量 14.8kgU 以下
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
技術基準に基づく設計			あることが確認された配置に固定する。
			(図臨配-3、図臨成-49)
計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能;	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
生	女工!來能?	○ ロ 7 37/EBXY/パ島面	土間コンクリートに設置する。(327)・(328)・(330)・(331)インターロック(温度計、
			正力計、電流継電器)は耐震強度を有する設備・機器により支持される。
	L		在27月1、最別時間1月15回日本250人とロック以降・1人1年によっ人1年によっ人1年により

## 追表ハ設-32(6次) バッチ式小型焼結炉 仕様表(2/4)

	北原アトッセの作力	「C 1 記 1] 高纖蛋面座)~ 片下八柘-上:
技	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づ		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
進		を含む)。
E		[6.1-設 3] {327} ・ {328} ・ {329} ・ {330} ・ {331} インターロックの制御部は耐震重
基		要度分類第3類に分類する。
		[6.1-設4] {332} 地震インターロックの制御部は耐震重要度分類第1類に分類す
く設		<b>.</b> వి.
計		{326} バッチ式小型焼結炉 第1類
(注		バッチ式小型焼結炉部材:
=	·	バッチ式小型焼結炉アンカーボルト:
		バイプスタンション部材:
		パイプスタンションアンカーボルト:
		{332} 地震インターロック *1 第1類
		地震計部材: 一(高剛性のためボルト評価で代表)
		地震計取付ボルト:
		地震計アンカーボルト: (新規)
1		制御盤部材: □□□
ŀ		制御盤アンカーボルト:  (新規)
		- 窒素ガスボンベ架台:
		窒素ガスボンベ架台アンカーボルト: (新規)
		*1: {324} 地震インターロックと共通。
		{333}   爆発圧力逃し機構 *2 第1類
		*2:バッチ式小型焼結炉の一部(質点)として評価。
İ	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] {327}・{328}・{329}・{330}・{331}・{332}インターロック回路の信号
		の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
		[8.2-設 2] {327}・{329}・{330}・{331}・{332}インターロック回路のうち、アナ
		ログ信号ケーブルについてはシールド付ケーブルを使用し、警報設定器の電源には
		避電器を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	Project Print See 1977 Seed 7 1977
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (チャンバー内に収納)。
L	141 CACIMATANDE	From By of development Labership Colored by Carlotte Colored by

追表ハ設-32(6次) バッチ式小型焼結炉 仕様表(3/4)

技	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
技術基準に基づく設計		[11.3-設3] 火災によるケーブル損傷で機能を喪失した場合は安全側に動作する。
		[11. 3-設 4] オイルバン及び遮熱板を設置する。
に		[11.3-設7] {332}地震インターロックに係るケーブルは鋼製の管(厚さ約 2mm)に
基		収納する。
Ş		[11.3-設 19] JIS C 3005 に定める 60 度傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用
設		する。
計		[11.4-設 1] 静電気が滞留しないように接地する。
注		[11.5-設 2] 気体廃棄設備により換気されるベレット加工室に機器を設置すること
<u>:</u>		で水素ガス漏えい時に室内に滞留しない設計とする。
		[11.5-設 3] 室内への水素漏えい拡大防止のために、ペレット加工室には複数の検
		出端を有する水素ガス漏えい検知器を設置し、ペレット加工室内で水素漏えい検知
		時はペレット加工室への水素供給を遮断する{329}水素漏えい検知インターロック
		を設置する。
		[11.5-設 5] バッチ式小型焼結炉は水素の漏えいを防止するため、排気口以外に開
		口部がない構造とする。
		[11.5-設6] 冷却水圧力低下した場合はヒーター電源を遮断する{331}バッチ式小型
		焼結炉冷却水圧力低下インターロックを設置する。
		[11.6-設 1] バッチ式小型焼結炉内温度が熱的制限値に到達する前にヒーター電源
		を遮断する {330} バッチ式小型焼結炉過加熱防止インターロックを設置する。
		[11.7-設 1] 余剰水素ガスを安全に排出するために、排気口に余剰水素ガス燃焼装
		置を設置する。
		[11.7-設3] 炉内への酸素侵入防止のため、水素ガス圧低下時は窒素ガスに切り替
	·	える {327} バッチ式小型焼結炉供給ガス圧力低下インターロックを設置する。
		[11.7-設 4] 炉外への水素漏えい防止のため、余剰水素ガス着火源喪失時に水素ガ
		ス供給を停止する {328} バッチ式小型焼結炉着火源喪失インターロックを設置す
		వ <sub>ం</sub>
		[11.7-設 5] 大きな地震力が作用する前に、窒素(ボンベ系)ガスを供給して水素
		爆発を防止する {332} 地震インターロックを設置する。
		- [11.7-設 7] {333} 爆発圧力逃し機構(ラブチャーディスク)を設ける。
		[11.7-設 11] 窒素ガスを供給する予備系統を有する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
		[12.1-設 13] 溢水による電気火災の発生を防止するため、幹線動力用ケーブルに接
		続する制御盤は防護区画の溢水水位 (ベレット加工室:60mm) より高くする。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	 [14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.1−設 4]バッチ式小型焼結炉における炉内爆発によりウラン粉末が{333}爆発圧
Ì		- 力逃し機構 (ラブチャーディスク) を通じて室内へ飛散した状態を想定しても、他
		の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
		「14.3-設 1] 水素ガスの爆発による炉体の破損に伴う内部飛来物の発生を防止する
		ために {333} 爆発圧力逃し機構 (ラブチャーディスク) を設ける。
	材料及び構造	 -
	搬送設備	 _
	核燃料物質の貯蔵施設	
	13××公本イイの 興 マノ共丁ル以加 直ス	

### 追表ハ設-32(6次) バッチ式小型焼結炉 仕様表(4/4)

技	警報設備等	[18.2-設2] バッチ式小型焼結炉内温度が熱的制限値に到達する前にヒーター電源
技術		を遮断する {330} バッチ式小型焼結炉過加熱防止インターロックを設置する。
基準に基づ		[18.2-設 13] 室内への水素漏えい拡大防止のために、 ペレット加工室には複数の
に		検出端を有する水素ガス漏えい検知器を設置し、ペレット加工室内で水素漏えい検
基		知時はペレット加工室への水素供給を遮断する{329}水素漏えい検知インターロッ
1 3		クを設置する。
く設		[18.2-設 15] 冷却水圧力低下した場合はヒーター電源を遮断する {331} バッチ式小
計		型焼結炉冷却水圧力低下インターロックを設置する。
注	·	[18.2-設 16] 炉内への酸素侵入防止のため、水素ガス圧低下時は窒素ガスに切り替
🖰		える {327} バッチ式小型焼結炉供給ガス圧力低下インターロックを設置する。
		[18.2-設17] 炉外への水素漏えい防止のため、余剰水素ガス着火源喪失時に水素ガ
		ス供給を停止する {328} バッチ式小型焼結炉着火源喪失インターロックを設置す
		పే.
		[18.2-設 18] 大きな地震力が作用する前に、窒素(ボンベ系)ガスを供給して水素
		爆発を防止する {332} 地震インターロックを設置する。
	放射線管理施設	<b>–</b>
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	-
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(16 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	<b>X</b>	図ハ配-1、図ハ系-2、図ハ系-3、図ハ設-53、図ハ制-6、図ハ制-7、図ハ制
		-8、図ハ制-9、図ハ制-10、図ハ制-20、図ハ制-盤1、図ハ系-補2【三原燃
		第 20-0695 号】

注

几例

第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 童大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ )内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ]内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[ 199-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表ハ設-33(6次) センターレスグラインダ 仕様表(1/2)

事業許可との 対応     許可番号(目付)     原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)       設備・機器名称     {334} 研削設備 センターレスグラインダ {337} 研削設備 フードボックス(センターレスグラインタ (1) 工場棟 成型工場 ベレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室	<sup>'</sup> )
(337) 研削設備 フードボックス (センターレスグラインタ   設置場所	<i>i</i> ')
設置場所 (1) 工場棟 成型工場 ベレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ベレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ベレット加工室	7)
(2) 工場棟 成型工場 ベレット加工室 (3) 工場棟 成型工場 ベレット加工室	
(3) 工場棟 成型工場 ベレット加工室	
<b>,</b>	
(4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名 研削設備 センターレスグラインダ	
(1) センターレスグラインダ(1)	
(2) センターレスグラインダ(2)	
(3) センターレスグラインダ(3)	
(4) センターレスグラインダ(4)	
変更内容 (1) 改造	
・耐震補強のため既存のフードボックスを撤去し新設する。	
・火災対策のためオイルバン及び遮熱板を設置する。	
(2) 改造	
・耐震補強のため既存のフードボックスを撤去し新設する。	
・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。	
(3) 改造	
1 · / · · · ·	
・耐震補強のため既存のフードボックスを撤去し新設する。	
・火災対策のためオイルバン及び遮熱板を設置する。	
(4) 改造	
・耐震補強のため既存のフードボックスを撤去し新設する。	
・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。	
員数 4 基	
(1) 1 基	
(2) 1 基	
(3) 1 基	
(4) 1 基	
型式 湿式研削式 湿式研削式	
般 主要な構造材 別表ハ設ー33【三原燃 第20-0695 号】	
般     主要な構造材     別表ハ設ー33【三原燃 第 20-0695 号】       仕様     寸法(単位:mm)     (1)	
(2)	
(3)	
(4)	
その他の構成機器	
その他の性能	
取扱う核燃料物質の状態 UO2ペレット	
技術を開発的の応用性は、 (22.1)	
技   核   核	
術 [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 基	
巻	
で ペレットの厚み 10.7cm以下 1.5 m 以下 2.5 m 以下	1 17
基 [4.2-設1] 直径 50.8mm 以下の場合は、立体核評価の対象外	・とする。
[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。	
設	
(3.54)   (3.54)   (4.1-設 1)   核的制限値を設定する。	された工場棟成型工場の
記	された工場棟成型工場の

### 追表ハ設-33(6次) センターレスグラインダ 仕様表 (2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		{334} センターレスグラインダ 第1類
に		センターレスグラインダ(1): — (高剛性のためボルト評価で代表)
基		センターレスグラインダ(1)アンカーボルト:
2		センターレスグラインダ(2): — (高剛性のためボルト評価で代表)
設		センターレスグラインダ(2)アンカーボルト:
計		センターレスグラインダ(3): <b>一</b> (高剛性のためボルト評価で代表)
注		センターレスグラインダ(3)アンカーボルト:
~		センターレスグラインダ(4): ― (高剛性のためボルト評価で代表)
		センターレスグラインダ(4)アンカーボルト:
		{337} フードボックス(センターレスグラインダ) 第1類
		センターレスグラインダ(1)フード−1、2、3、2 サポート部材:
		センターレスグラインダ(1)フード-1、2、3、2 サポート取付ボルト
		センターレスグラインダ(2)フード-1、2、3、2サポート部材:
		センターレスグラインダ(2)フード-1、2、3、2 サポート取付ボルト
		センターレスグラインダ(3)フード-1、2、3、2 サポート部材:
		センターレスグラインダ(3)フード-1、2、3、2 サポート取付ボルト
		:
		センターレスグラインダ(4)フード-1、2、3、2 サポート部材:
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	· ·
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
	141 じ込むの対象配	[10.1 版 3]
		[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
	, to to to to to to to to to to to to to	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
		[11.3-設 4] オイルバン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
1	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	-
その	他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	<b>X</b>	図ハ配-1、図ハ系-4、図ハ設-55、図ハ設-60、図ハ設-66、図ハ設-72【三原
		燃 第 20-0695 号]

## 追表ハ設-34(6次) ペレットコンベア 仕様表(1/2)

事 光:	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	(335) 研削設備 ペレットコンベア
設置場所			(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(3) 工場棟 成型工場 ベレット加工室
			(4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		研削設備 ベレットコンベア
			(1) ペレットコンベア(1)
			(2) ペレットコンベア(2)
			(3) ペレットコンベア(3)
			(4) ペレットコンベア(4)
変更	内容		(1) 改造
	•		・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
			(2) 改造
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
			(3) 改造
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
			(4) 改造
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数			4 基
只奴			(1) 1 基
			(2) 1 基
			(3) 1 基
+			1
	mu-b-		(4) 1基
	型式	d. I. t	チェーン搬送方式
般	主要な構造		別表八設-34【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位	立: mm)	(1)
			(2)
			(3)
			(4)
	その他の特	構成機器	_
	その他のた	生能	_
	取扱う核焼	燃料物質の状態	U02ペレット
#	核燃料物質	質の臨界防止	{335}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
進			ペレットの厚み 10.7cm以下
基			[4.2-設1] 直径 50.8mm 以下の場合は、立体核評価の対象外とする。
ゔ			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
< =1.			London Value With Interest Track / OC
技術基準に基づく設計	安全操能:	を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
	火土D文肥で	エロテの肥成の地路	15.1 = 設1] 十分な文付性形を有する基礎及び地盤工に建造された工場体成型工場の   土間コンクリートに設置する。
(注			上间 ー イノソート に配置する。

#### 追表ハ設-34(6次) ペレットコンベア 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {335} ペレットコンベア 第1類 ペレットコンベア(1)部材:
設		ペレットコンペア(2)アンガーホルト:
		ヘレットコンヘア(3)部材:
注		ベレットコンペア(4)部材:
		ペレットコンペア(4)アンカーボルト:
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (カバー).
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	には、の質的の例正	[12.1 to 1] ホの反大を心たしたが、小伝をひたする。   [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(16程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06で弾性範囲となる設計とする。
添付		図ハ配-1、図ハ設-56、図ハ設-61、図ハ設-67、図ハ設-73【三原燃 第 20- 0695 号】
*-X	to Tite 30. の社能は強い。 BB マヤロは二元	垂上 本北 树 牡 柳 桃 新 ,

凡例

(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基連第4条第1項に対する設計番号設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

## 追表ハ設-35 (6次) パーツフィーダ 仕様表 (1/2)

		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
事業 対応	許可との	設備・機器名称	(336) 研削設備 パーツフィーダ
		SAME TAKET HAVE	(338) 研削設備 フードボックス (パーツフィーダ)
設置場所			(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
H.A. 1888. 1	eq171		(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	 名		研削設備 パーツフィーダ
DK HIT?	Н		(1) パーツフィーダ (1)
			(2) パーツフィーダ(2)
			(3) パーツフィーダ (3)
			(4) バーツフィーダ (4)
変更	カ容		(1) 改造
~~.	7-H		・耐震補強のため部材を追加する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			(3) 改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・耐震補強のためフードボックスを改造する。
			(4) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・耐震補強のためフードボックスを改造する。
員数			4基
			(1) 1基
			(2) 1基
			(3) 1基
			(4) 1 基
_	型式		振動フィード式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-35【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単	立:mm)	(1)
TK			(2)
1			(3)
			(4)
	その他の	毒成機器	
	その他の	 生能	_
	取扱う核焼	然料物質の状態	U02ペレット
技		質の臨界防止	{336}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
华に			ペレットの厚み 10.7cm 以下
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
グ			あることが確認された配置に固定する。
⊕n.			(図臨配-3、図臨成-50、図臨成-57、図臨成-61)
取!			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
技術基準に基づく設計			1
計 (注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の

#### 追表ハ設-35(6次) パーツフィーダ 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		{336} パーツフィーダ *1 第1類
に		バーツフィーダ(1),(2)支持脚部材:
基		バーツフィーダ(1), (2) 支持脚アンカーボルト
13	·	: (新規) (1 基分)
設		パーツフィーダ(3)支持脚部材:
計		パーツフィーダ(3)支持脚アンカーボルト: [ (新規)
注		パーツフィーダ(4)支持脚部材:
=		バーツフィーダ(4)支持脚アンカーボルト: <b>(新規)</b>
		*1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
		{338} フードボックス (パーツフィーダ) 第1類
		パーツフィーダ(1),(2)フード部材:
		パーツフィーダ(1), (2) フード取付ボルト: (1 基分)
		パーツフィーダ(3)フード部材:
		パーツフィーダ(3)フード取付ボルト:
		パーツフィーダ(4)フード部材:
		パーツフィーダ(4)フード取付ボルト:
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (フードボックス内に設置)。
	L.Wないトナ担佐の門は	[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。 [11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フートホックスハネルには無燃性材料を使用する。   [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	   溢水による損傷の防止	[11.5-版2] 主要な構造材には小窓性材料を使用する。 [12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	(血水による損勝の例上	[12.1 m 1]
		[12.1 段 3] サブラックテ任即位を通ぶ水位(00回回)より間くする。   [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	□ [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
	S TIXTUE E II 7 SHEEK	圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
		_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	<b>廃棄施設</b>	<u> </u>
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
	A COURT A STATE OF BALLAN	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	X	図ハ配-1、図ハ系-4、図ハ設-54、図ハ設-65、図ハ設-71【三原燃 第20-0695
		号]

几例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表ハ設-36(6次) ペレット配列機 仕様表(1/2)

-dy 204.	三た 芸子 ) へ	新可基見 (日Д)	□ 国租租交额 1711011 日. (五中 90 年 11 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日
	許可との	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	(339) 研削設備 ペレット配列機
設置:	場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(3) 工場棟 成型工場 ベレット加工室
			(4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		研削設備 ベレット配列機
			(1) ベレット配列機(1)
			(2) ペレット配列機(2)
			(3) ペレット配列機(3)
			(4) ペレット配列機(4)
変更	内容		(1) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			(3) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			(4) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			4基
,,,,,			(1) 1基
			(2) 1 基
			(3) 1 基
			(4) 1基
	型式	-t-t-t-t-t-t-t	ペレット一段配列式
般	主要な構造	 告 大ナ	別表ハ設一36【三原燃 第 20-0695 号】
放 仕 様	寸法(単位		(1)
様	小伝 (年)	<u>17.</u> . Hull)	(2)
			(3)
	7 0 14 0 4	##	(4)
	その他の特		<u> </u>
	その他の情		
		然料物質の状態	100ペレット
技	核燃料物質	質の臨界防止	{339}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
推			濃縮度 5%以下
12			ペレットの厚み 10.7cm 以下
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
技術基準に基づく設計			あることが確認された配置に固定する。
設			(図臨配-3、図臨成-51、図臨成-54、図臨成-58、図臨成-62)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
1)			土間コンクリートに設置する。
	l		

#### 追表ハ設-36(6次) ペレット配列機 仕様表(2/2)

t:t:	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{339} ペレット配列機 第2類
準		ペレット配列機(1)、(2)部材:
基		ベレット配列機(1)、(2)アンカーボルト:
づ		スタッカー(1)架台、(2)架台部材:
韵		スタッカー(1)架台、(2)架台アンカーボルト: (新規)
計		スタッカー(1)フレーム、(2)フレーム部材:
注		スタッカー(1)フレーム取付ボルト:
生		スタッカー(2)フレーム取付ボルト:
		ベレット配列機(3)部材:
		ペレット配列機(3)アンカーボルト:、 (新規) 含む)
		ペレット配列機(4)部材:
		ペレット配列機(4)アンカーボルト:、 (新規) 含む)
		[6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設
		備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	una de la constanta de la cons
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (カバー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	-
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	
添付	<b>X</b>	図ハ配-1、図ハ設-57、図ハ設-62、図ハ設-68、図ハ設-74【三原燃 第 20-
		0695 号]
注	加工施設の技術基準に関する規則第三章	重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。

## 追表ハ設-37(6次) ペレットトレイコンベア 仕様表 (1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	対応 設備・機器名称		{340} 研削設備 ペレットトレイコンベア
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		研削設備 ペレットトレイコンベア
変更	内容		改造
			・ 耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
員数			1基
<u> </u>			
	型式		ローラーコンベア式
般	主要な構造材		別表ハ設-37【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
147	その他の構成機器		
	その他の性能		_
	取扱う核類	燃料物質の状態	∪02ペレット
枝	核燃料物質	質の臨界防止	{340}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
に			ペレットの厚み 10.7cm以下
技術基準に基づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
7			あることが確認された配置に固定する。
く設計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
注			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-37(6次) ペレットトレイコンベア 仕様表 (2/2)

r	I to the second	For Silver Territory and No. 18 No. 1
技術	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
進		{340} ペレットトレイコンベア 第1類
1 1		ペレットトレイコンベア部材:
基		ベレットトレイコンベアアンカーボルト: (新規)
基準に基づく設	津波による損傷の防止	_
設	外部からの衝撃による損傷の防止	_
計	人の不法な侵入等の防止	<u> </u>
注	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (コンベアガイド)。
~		[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (トレイストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	- '
	核燃料物質の貯蔵施設	
	<b>警</b> 報設備等	
	放射線管理施設	
	<b>摩棄施設</b>	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	液筋を1の質等による17条の例正	
	換気設備	
	77.77.77	
	非常用電源設備	
7	通信連絡設備	-
しての	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	'凶	図ハ配-1、図ハ設-77【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

図 | 図八配 - 1、図八設 - 77 【三原然 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表ハ設ー38(6次) 冷却水循環槽 仕様表(1/2)

重坐紅	可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	·1 = 0)	設備・機器名称	(341) 研削設備 冷却水循環槽 (研削用)
設置場所		1以用"权益"自4小	(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
取 旦 物 [7]			(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		•	
			(3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
LW DD As			(4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名	ı		研削設備 冷却水循環槽
			(1) 冷却水循環槽(1)
			(2) 冷却水循環槽(2)
			(3) 冷却水循環槽(3)
			(4) 冷却水循環槽(4)
変更内	]容		(1) 改造
			・臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。
			(2) 改造
			・臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。
			(3) 改造
			・臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。
			(4) 改造
			・臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。
員数			4 基
			(1) 1 基
			(2) 1 基
			(3) 1 基
			(4) 1基
_ L	型式		角槽式
般	主要な構	造材	別表ハ設-38【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単	位: mm)	(1)
TAK			(2)
			(3)
		•	(4)
ļ	その他の	構成機器	冷却水配管系統(ポンプ含む)、逆止弁
	その他の	生能	有効容積
			(1) 約 <b>L</b>
			(2) 約 □L
			(3) 約 □L
			(4) 約 <b>口</b> L
	取扱う核燃料物質の状態		U02スラッジ
址	核燃料物質の臨界防止		{341}
術	[50](()   100 M ()   100 M ()		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基			(冷却水循環槽)
技術基準に基			濃縮度 5%以下
基			厚み 11.7cm 以下
ゔー			(冷却水循環槽ポンプ)
く設計			濃縮度 5%以下
計			容積 26. SL 以下
注			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
生			あることが確認された配置に固定する。
			(図臨配-3、図臨成-52、図臨成-55、図臨成-59、図臨成-63)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
-	A 146.44	+ ++ + ++=n	
	女主機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
	•		土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-38(6次) 冷却水循環槽 仕様表(2/2)

		50 (0 人) 1134小小阳外省 上水久 (2/2)
技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {341} 冷却水循環槽(研削用)第1類 冷却水循環槽(1)部材:
、設計 (注)		冷却水循環槽(2)部材:
	津波による損傷の防止	一
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 38] 液体状のウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がない容器構造とする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	_
	放射線管理施設	
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06で弾性範囲となる設計とする。
添付		図ハ配-1、図ハ系-4、図ハ設-58、図ハ設-63、図ハ設-69、図ハ設-75、図ハ系-補2【三原燃 第 20-0695 号】
注	加工施設の技術基準に関する規則第三章	重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。

凡例

## 追表ハ設-39(6次) 遠心分離機(研削) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{342} 研削設備 遠心分離機 (研削用)
設置場所			(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(3) 工場棟 成型工場 ベレット加工室
			(4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	<del></del> 名		研削設備 遠心分離機(研削)
[7]~ HH	-		(1) 遠心分離機(1)
			(2) 遠心分離機(2)
			(3) 遠心分離機(3)
			(4) 遠心分離機(4)
変更[	カ灾		(1) 改造
夕久!	1/07		・耐震補強のため据付部を改造する。
			(2) 改造
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			(3) 改造
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			(4) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			4基
貝奴			1
			(2) 1 基
			(3) 1基
			(4) 1基
	#11-15-		ロータ式
ώΩ.	型式		別表ハ設-39【三原燃 第 20-0695 号】
般什	主要な構造材		
仕様	寸法(単位	☑:mm)	(1)
			(2)
			(3)
	I	et- 15 1/46 0.0	(4)
ŀ	その他の特		冷却水配管系統、ロータ
	その他の情		
		然料物質の状態	U0₂スラッジ
技	核燃料物質	質の臨界防止	{342}
術			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
進			濃縮度 5%以下
			容積 26.8L以下
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
技術基準に基づく設計			あることが確認された配置に固定する。
設			(図臨配-3、図臨成-53、図臨成-56、図臨成-60、図臨成-64)
66°-1-			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。_
注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の

#### 追表ハ設-39(6次) 遠心分離機(研削) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {342} 遠心分離機(研削用) 第1類 遠心分離機(1)架台部材:
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.06 で弾性範囲となる設計とする。
添付		図ハ配-1、図ハ系-4、図ハ設-59、図ハ設-64、図ハ設-70、図ハ設-76、図ハ 系-補2【三原燃 第 20-0695 号】
汝	加工技術の世海甘油に関土で規則等ご金	重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当上ない。

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表ハ設-40(6次) ペレット外観検査装置 仕様表(1/2)

	<b>是</b> 款· 版 10	(6 次) プロット外観快宜装直 14 体衣 (1/2)
事業許可	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
争 <del>来</del> 計り 対応	設備・機器名称	{343} ベレット検査設備 ペレット外観検査装置 (外観検査用)
X1 //L1		{344} ペレット検査設備 金属容器 (ペレット) 受
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(2) 工場棟 成型工場 ベレット加工室
		(3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(5) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		ペレット検査設備 ペレット外観検査装置
		(1) ペレット外観検査装置(1)
		(2) ペレット外観検査装置(2)
		(3) ベレット外観検査装置(3)
		(4) ベレット外観検査装置(4)
		(5) ペレット外観検査装置(5)
変更内容		(1) 改造
		・火災防止のため容器を金属製に変更する。*
		(2) 改造
		・火災防止のため容器を金属製に変更する。*
		(3) 改造
		・火災防止のため容器を金属製に変更する。*
		・耐震補強のため架台脚部及び据付部を改造する。
		(4) 改造
		・火災防止のため容器を金属製に変更する。*
		・耐震補強のため架台脚部及び据付部を改造する。
		(5) 改造
		・耐震補強のため架台脚部を改造する。
		・火災防止のため容器を金属製に変更する。*
		* {344}金属容器 (ペレット) 受を構成する金属容器 (ペレット) は、{555}金属
		容器(ベレット)と共用。
員数		5基 ({344} 金属容器 (ペレット) 受 7基含む)
		(1) 1 基 (金属容器 (ペレット) 受 : 2 基)
		(2) 1 基 (金属容器 (ベレット) 受:2 基)
		(3) 1 基 (金属容器 (ペレット) 受 : 1 基)
		(4) 1 基 (金属容器 (ペレット) 受 : 1 基)
		(5) 1 基 (金属容器 (ペレット) 受:1 基)
型		ペレット回転式
	要な構造材	別表八設-40【三原燃 第 20-0695 号】
仕様す	法(単位:mm)	(1)
		(2)
		(3)
1		(4)
		(5)
	の他の構成機器	秤量器
_	の他の性能	
	扱う核燃料物質の状態	U02ペレット
技 核	燃料物質の臨界防止	{343}
術		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基		濃縮度 5%以下
E		ベレットの厚み 10.7cm以下
基		[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
7		あることが確認された配置に固定する。
術基準に基づく設計		[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
		{344}
注		[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
_		濃縮度 5%以下
		質量 14.8kgU以下
		[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
		あることが確認された配置に固定する。
		(図臨配-3、図臨成-65、図臨成-66、図臨成-67、図臨成-68、図臨成-69)
		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
安	全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
		土間コンクリートに設置する。
1		工间 - イソソードに展題する。

#### 追表ハ設-40(6次) ペレット外観検査装置 仕様表 (2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		{343} ペレット外観検査装置(外観検査用)第1類
に		ペレット外観検査装置(1)部材:
基		ペレット外観検査装置(1)アンカーボルト:
づく		ベレット外観検査装置(2)部材:
設		ペレット外観検査装置(2)アンカーボルト:
計		ペレット外観検査装置(3)部材:
注		ペレット外観検査装置(3)アンカーボルト
<u> </u>		: [ (新規) 含む)
		ベレット外観検査装置(4)部材:
		ペレット外観検査装置(4)アンカーボルト:
		ペレット外観検査装置(5)部材:
		ペレット外観検査装置(5)アンカーボルト
		: [ (新規) 含む) .
		[344] 金属容器 (ペレット) 受 第1類
		金属容器 (ペレット) 受(3)架台部材:
		金属容器 (ペレット) 受(3)架台アンカーボルト: (新規)
		金属容器(ベレット)受(4)架台部材:
		金属容器 (ペレット) 受(4)架台アンカーボルト: (新規)
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (カバー)。
		[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止板)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
		[11.3-設5] 容器は金属製とする。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1]検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	X	図ハ配-1、図ハ設-78、図ハ設-79、図ハ設-80、図ハ設-81、図ハ設-82【三原燃
		第 20-0695 号】

注

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表ハ設-41(6次) ペレット寸法密度検査装置 仕様表(1/2)

1	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{345} ベレット検査設備 ペレット外観検査装置 (寸法・密度検査用)
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	楼器名		ペレット検査設備 ペレット寸法密度検査装置
変更	 内容	-	変更なし
員数	員数		1 基
	型式		自動測定式
般	主要な構造材		別表ハ設-41【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
128	その他の構成機器		-
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UO2ペレット
技	技 核燃料物質の臨界防止		{345}
技術基準に基づ			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
に			質量 14.8kgU 以下
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
設計			(図臨配-3、図臨成-70)
計	Ĥ   ·		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
(注	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-41(6次) ペレット寸法密度検査装置 仕様表(2/2)

,		
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		{345} ペレット外観検査装置(寸法・密度検査用)*1 第2類
一に		ペレット寸法密度検査装置支持脚部材:
基		ベレット寸法密度検査装置支持脚アンカーボルト:
13		*1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
設		[6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設
計		備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
注	津波による損傷の防止	
=	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (カバー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	•
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
添付		図ハ配-1、図ハ設-83【三原燃 第 20-0695 号】
1981.1	PER SECTION SE	NA. BE 17 FR. HY 00 I TAKKS NA 50 0000 Q I

注

凡例

M工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[ [ [ [ 99-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表ハ設-42(6次) 焼結体密度検査装置 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{346} ベレット検査設備 ペレット外観検査装置 (焼結体密度検査用)
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	機器名		ペレット検査設備 焼結体密度検査装置
変更	 内容		変更なし
員数	員数		1 基
	型式		自動測定式
般	主要な構造材		別表ハ設-42【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法 (単位:mm)		
TAK	その他の構成機器		-
ļ	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{346}
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			<b>濃縮度 5%以下</b>
1 1		•	質量 14.8kgU 以下
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
1 2			あることが確認された配置に固定する。
設			(図臨配一3、図臨成一71)
計	†		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注	注 安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-42(6次) 焼結体密度検査装置 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {346} ペレット外観検査装置(焼結体密度検査用)*1 第2類
準		
に		焼結体密度検査装置支持脚部材:
基べ		焼結体密度検査装置支持脚アンカーボルト:
Ιź		*1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
設		[6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設
		備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
注	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	<u>-</u>
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止枠)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		「14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
1		設置する。
	材料及び構造	and a second sec
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	序 <del>棄</del> 施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	巡	_ ·
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
	他事業許可で求める仕様	_ ·
添付	図	図ハ配-1、図ハ設-84【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

[4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表ハ設-43(6次) 洗浄ボックス(研削工程) 仕様表(1/2)

事業許可との 許可番号 (日付)		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応 設備・機器名称		設備・機器名称	{347} 粉末再生設備 洗浄ボックス
設置場所			(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		粉末再生設備 洗浄ボックス (研削工程)
			(1) 洗浄ボックス(1)
			(2) 洗浄ボックス(2)
変更	内容		(1) 改造
			・性能向上のため改造した機器を新規に製作し更新する。
			(2) 改造
			・既存の機器を移設して、耐震補強のため据付部を改造する。
員数			2基
			(1) 1基
	T		(2) 1 基
_	型式		箱型ボックス式
般	主要な構造材		別表ハ設-43【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位)	立:mm)	(1)
,			(2)
	その他の		
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		U <sub>0</sub> 2スラッジ、U <sub>0</sub> 2ペレット、U <sub>0</sub> 2粉末、U <sub>3</sub> 0 <sub>8</sub> 粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{347}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
準			<b>濃縮度 5%以下</b>
に			質量 14.8kgli 以下
左づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
技術基準に基づく設計			あることが確認された配置に固定する。 (図臨配-3、図臨成-72、図臨成-76)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	alle A Diz Air	) who ) we have a column	
(注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

追表ハ設-43(6次) 洗浄ボックス(研削工程) 仕様表 (2/2)

	EX 10 (01)	人) (元伊小ツグへ(切削工住) 11.惊衣(2/2)
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
進		を含む)。
1		{347} 洗浄ボックス *1 第 2 類
基		洗浄ボックス(1)支持脚部材:
<		洗浄ボックス(1)支持脚アンカーボルト: (新規)
設計		洗浄ボックス(1)フード部材:
1 1		洗浄ボックス (1) フード取付ボルト:
注		洗浄ボックス (2) 支持脚部材:
		洗浄ボックス(2)支持脚アンカーボルト: [] (新規) 洗浄ボックス(2)フード部材: []
		洗浄ボックス (2) フード取付ボルト:
		*1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
		「6.1-設 7」耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設
		備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	一 一
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	
	11   したのの 大阪   12	[10.1 - 設 1] 版件を行送する部屋は編えているない構造とする。
		[10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウラ
		ンの液面に接触しない構造とする。
		「10.1-設8」耐腐食性材料を使用する。
		「10.1-設 36」ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
		[7.1-建 5(4 次)] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏
		えいを防止するため、工場棟成型工場の1階には高さ 60mm 以上及び 160mm 以上
		(工場棟転換工場側からの溢水止水用) の緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水
		用)) を設置する (三原燃 第19-0801 号 図リ建-53、58 参照)。
	火災等による損傷の防止 火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
	3,000	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟成型工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施
		設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する。
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	=
添付		図ハ配-1、図ハ系-5、図ハ設-85、図ハ設-90【三原燃 第 20-0695 号】
注		重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。

注 凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

<sup>[99-</sup>設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

### 追表ハ設-44(6次) 液受槽(研削工程) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	12.100 12.00 1.1		{349} 粉末再生設備 液受槽 (洗浄ボックス)
設置場所			(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名			粉末再生設備 液受槽 (研削工程)
			(1) 液受槽(1)
			(2) 液受槽(2)
変更	内容		(1) 追加
			・性能向上のため新規に追加する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
			(2) 追加
			・性能向上のため新規に追加する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数			2基
			(1) 1 基
			(2) 1 基
<del>-</del>	型式	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	角槽式
般	主要な構造		別表八設-44【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位:㎜)		(1)
	The best of the be		(2)
	その他の構成機器		洗浄水配管系統(ボンプ含む)
	その他の性能		_
		然料物質の状態	<u> </u>
技	核燃料物質の臨界防止		{349}
技術基準に基づく設計	*		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
準			(液受槽)
12			濃縮度 5%以下
基づ			厚み 11.7cm 以下
₹			(液受槽ポンプ)
設計			濃縮度 5%以下
			容積 26.8L以下
注			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で あることが確認された配置に固定する。
			めることが確認された配直に固たする。   (図臨配-3、図臨成-73、図臨成-77、図臨成-120、図臨成-121)
			(宮崎配-3、宮崎成-73、宮崎成-77、宮崎成-120、宮崎成-121) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	A 100 55	) ) 1/	
	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-44(6次) 液受槽(研削工程) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止  津波による損傷の防止  外部からの衝撃による損傷の防止  人の不法な侵入等の防止  閉じ込めの機能  火災等による損傷の防止  溢水による損傷の防止  溢水による損傷の防止  な水による損傷の防止  な水による損傷の防止  な水による損傷の防止  ななを登難通路等 安全機能を有する施設  材料及び構造 搬送設備  核燃料物質の貯蔵施設  警報設備等 放射線管理施設  廃棄施設  核燃料物質等による汚染の防止  遮蔽 換気設備 非常用電源設備	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 (349) 液受槽(洗浄ボックス)*1 第1類 液受槽(1)支持脚部材:
		-
	通信連絡設備	
	他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(16 程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06で弾性範囲となる設計とする。
添付	図	図ハ配-1、図ハ系-5、図ハ設-87、図ハ設-91、図ハ系-補2【三原燃 第 20-   0695 号】

注

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。 { )内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ]内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表ハ設-45(6次) ロータ用台車(1) 仕様表(1/2)

許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応 設備・機器名称		{348} 粉末再生設備 ロータ用台車(1)
場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		粉末再生設備 ロータ用台車(1)
内容		変更なし
		1台
型式		手押運搬式
主要な構造材		別表ハ設ー45【三原燃 第 20-0695 号】
寸法 (単位:mm)		
その他の構成機器		_
その他の性能		-
取扱う核燃料物質の状態		U0₂スラッジ
核燃料物質の臨界防止		{348}
		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
		<b>濃縮度 5%以下</b>
		容積 26.8L以下
		[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
		より安全であることが確認された範囲に制限する。
		[4.2-設3] 周囲にスペーサー (15.5cm以上) を設ける。
		(図臨台-2)
·		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
安全機能を	を有する施設の地盤	_
	場所 名 内容 主要な構造 寸法の他の付 取扱う核燃料物質	許可との 許可番号 (日付) 設備・機器名称 場所 名 内容 型式 主要な構造材 寸法 (単位:mm) その他の構成機器 その他の性能 取扱う核燃料物質の状態

#### 追表ハ設-45(6次) ロータ用台車(1) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	_
技術	津波による損傷の防止	
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	
に	人の不法な侵入等の防止	_
基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (専用収納部)。
1	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
f 1		[12.1-設 3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がない台車及び容器構造とする。
注	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	- Line
	遮蔽	
i '	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	<u> </u>	図ハ設-86【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26~0995 号』
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26 条〜第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表ハ設-46(6次) 循環槽 A·B 仕様表(1/2)

事業記	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	対応 設備・機器名称		{350} 粉末再生設備 循環槽 (洗浄ボックス)
設置場所			工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名			粉末再生設備 循環槽 A·B
変更内容			(1) 追加 ・性能向上のため新規に追加する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 1 基
<u>-</u>	型式	4-11	角槽式
般什	主要な構造		別表八設-46【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位		Mar 25 1. 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
	その他の構成機器		洗浄水配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能		有効容積:約□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	取扱う核燃料物質の状態		U0₂スラッジ
技	核燃料物質の臨界防止		{350}
術			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
進			(循環槽 A·B)
臣			濃縮度 5%以下
基(			厚み 11.7cm 以下
			(循環槽ボンプ)
技術基準に基づく設計			濃縮度 5%以下
			容積 26.8L以下
注			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
_			あることが確認された配置に固定する。
			(図臨配-3、図臨成-74、図臨成-122、図臨成-123)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-46(6次) 循環槽 A·B 仕様表(2/2)

	<b>是我们</b>	10 (0 以) 相象相 10 上家女 (2/2)
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
準		を含む)。
厚		(350) 循環槽 (洗浄ボックス) *1 第1類 *2
歩		循環槽 A・B 支持脚部材:
Ĭ Š		循環槽 A・B 支持脚アンカーボルト: (新規)
設料		*1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	'h 'h   1   1   7   12   15   10   11   11   12   12   15   10   10   10   10   10   10   10	*2: {351} ろ過機以降の配管は第3類とする。
注	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。
		[10.1-設7]液体状のウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体
		状のウランの液面に接触しない構造とする。
	1 // Fr - 1 1 1 1 1	[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	_
	放射線管理施設	
	<b>廃棄施設</b>	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	<b>Z</b>	図ハ配-1、図ハ系-5、図ハ設-88、図ハ系-補2【三原燃 第20-0695号】

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表ハ設-47(6次) スラッジ回収機能付き遠心分離機 仕様表(1/2)

		一	
重業:	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	11 11 2 0 /	設備・機器名称	{352} 粉末再生設備 遠心分離機 (洗浄ボックス)
∧1 //Lv			{353} 粉末再生設備 スラッジ回収ボックス
設置:	場所		工場棟 成型工場 ベレット加工室
機器	名		粉末再生設備 スラッジ回収機能付き遠心分離機
		<u> </u>	
変更	内容		改造
			・性能向上のため改造した機器を新規に製作し更新する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数			1基
_	型式		回転ロータ式
般仕様	主要な構む	<b>造材</b>	別表ハ設-47【三原燃 第 20-0695 号】
推	寸法(単位	立:mm)	
130	その他の特	構成機器	洗浄水配管系統、ロータ
	その他のヤ	生能	_
	取扱う核	然料物質の状態	U0₂スラッジ
技	核燃料物質の臨界防止		{352}
技術基準に基づく設計			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
<b>基</b>			濃縮度 5%以下
E			ロータの容積 26.8L以下
基			[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
3			あることが確認された配置に固定する。
設			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
			{353}
注			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
			濃縮度 5%以下
			容積 26. 8L 以下
			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
			(図臨配-3、図臨成-75)
ļ			[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-47(6次) スラッジ回収機能付き遠心分離機 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
<b>基</b>		を含む)。
に		[352] 遠心分離機 (洗浄ボックス) 第1類
基(		スラッジ回収機能付き遠心分離機部材:一(高剛性のためボルト評価で代表)
<		スラッジ回収機能付き遠心分離機取付ボルト:
設		スラッジ回収機能付き遠心分離機架台部材:
		スラッジ回収機能付き遠心分離機架台アンカーボルト: (新
注		<b>規</b> )
=		{353} スラッジ回収ボックス *1 第1類
		*1:遠心分離機(洗浄ボックス)と一体構造のため、耐震評価は遠心分離機(洗
		浄ボックス) として実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。
		[10.1-設1] 機器本体部 (フードボックスを除く) は開口部のない構造とする。
		[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
		[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
-	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスバネルには難燃性材料を使用する。
	NOT THE STATE OF T	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
-	溢水による損傷の防止	[12.1-設1]水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	(血力化)の 切りの かいり かい	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1 kg 3] タブンの行性的位を値が示し、(80mm) より高くする。   [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
H	安全避難通路等	[12.1 成7] 放水大は衣木による電気入火的正のため、電水角巡問品を放置する。
-	安全機能を有する施設	
	女主機能を有りる他放	
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1]検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
-	4-4-2-1 77. マヤ4株 74:	設置する。   _
	材料及び構造	
-	搬送設備	
-	核燃料物質の貯蔵施設	-
L	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
Γ	換気設備	_
Ì	非常用電源設備	_
Ī	通信連絡設備	_
その作	也事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
	المفاطرة مستدامة المحادة مستدادة	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06で弾性範囲と
	<u></u>	なる設計とする。
添付日	☑	図ハ配-1、図ハ系-5、図ハ設-89、図ハ系-補2【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

M工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条〜第39条仕該当しない。
【 】 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能―覧」における該当機器の番号を示す。
【 】 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表ハ設-48(6次) ろ過器 仕様表(1/2)

-1		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	許可との	設備・機器名称	{351} 粉末再生設備 ろ渦器 (洗浄ボックス)
対応		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(366) 粉末再生設備 ろ過器 (フードボックス (洗浄用))
設置	場所	. <u>J </u>	(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ベレット加工室
機器	名		粉末再生設備 ろ過器
			(1) ろ過器(1)
			(2) ろ過器(2)
変更	<b>内容</b>		(1) 追加
			・ウランの流出防止のため新規に追加する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
			(2) 追加
			・ウランの流出防止のため新規に追加する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数			2基
			(1) 1基
			(2) 1 基
	型式		カートリッジフィルタ式
般仕様	主要な構造材		別表ハ設ー48【三原燃 第 20-0695 号】
[	寸法(単位:mm)		(1)
	All and the second of the seco		(2)
	その他の構成機器		
	その他の		
	取扱う核燃料物質の状態		U0₂ スラッジ
技	核燃料物質の臨界防止		{351} • {366}
術			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
技術基準に基づく設計			濃縮度 5%以下
E			直径 25.1cm 以下
基			[4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定す
₹			\$.
設			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
注			(図臨配-3、図臨成-78、図臨成-81)
		·.·	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

### 追表ハ設-48(6次) ろ過器 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。         [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。         {351} ろ過器(洗浄ボックス)*1 第1類         ろ過器(1)支持脚部材:       (新規)         {366} ろ過器(フードボックス(洗浄用))*1 第1類         ろ過器(2)支持脚部材:       (新規)         ろ過器(2)支持脚アンカーボルト:       (新規)         *1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。
		[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
		[10.1-設 23] ウラン捕集用フィルタ(繊維フィルタ)を設置する。
•	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(16 程度)に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。
添付	⊠	図ハ配-1、図ハ系-5、図ハ設-92、図ハ設-95【三原燃 第 20-0695 号】

凡例

# 追表ハ設-49(6次) 研削屑乾燥機 仕様表(1/2)

			13 (0 )(7 )
車業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{354} 粉末再生設備 研削屑乾燥機
メリルレ			{355} 粉末再生設備 研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック
設置	場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ベレット加工室
機器	 名		粉末再生設備 研削屑乾燥機
			(1) 研削屑乾燥機(1)
			(2) 研削屑乾燥機(2)
変更	 内容		(1) 改造
			・臨界防止強化のため {355} インターロックを新設する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
			(2) 改造
			・臨界防止強化のため{355}インターロックを新設する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			2基
			(1) 1 基
			(2) 1基
_	型式		熱風乾燥式
般	主要な構造材		別表ハ設-49【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法 (単位:mm)		(1)
12K			(2)
	その他の構成機器		研削屑乾燥バット、温度計
	その他の性能		最高使用温度: 200℃
	取扱う核燃料物質の状態		UO <sub>2</sub> スラッジ、UO <sub>2</sub> 粉末
##:	核燃料物質の臨界防止		{354}
技術基準に基づく設計			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
に			質量 17.5kgU以下
基			[4.1-設 4] 減速度制限値逸脱を防止する {355} 研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し
2			防止インターロックを設置する。
設			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
<u>(注</u>			(図臨配-3、図臨成-83、図臨成-84)
5			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。 {355}インターロック (温度計) は耐震強度を有す
			る設備・機器により支持される。
			1

#### 追表ハ設-49(6次) 研削屑乾燥機 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {354} 研削屑乾燥機*1 第2類 研削屑乾燥機(1)支持脚部材:
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部は開口部のない構造とする。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。
	火災等による損傷の防止	「11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
	1m2/11 = 31 3/ 5/ 183 ·> 184 m2	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	[18.2-設 1] 減速度制限値逸脱を防止する {355} 研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し 防止インターロックを設置する。
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	X	図ハ配-1、図ハ設-97、図ハ設-98、図ハ制-11【三原燃 第20-0695 号】

注

凡例

図 | 図/配一1、図/設一97、図/設一98、図/利一11 [三原然 第 20-0699 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表ハ設-50(6次) フードボックス(4) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{356} 粉末再生設備 フードボックス (1,2系酸化明替用)
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		粉末再生設備 フードボックス(4)
変更	内容		変更なし
員数			1基
l —	型式		箱型ボックス式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-50【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位	立:mm)	
15%	その他の構成機器		<b>-</b> .
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		UO2粉末、U3O8粉末、UO2圧粉ペレット、UO2ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{356}
技術基準に基づ			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
15			質量 17.5kgU以下 (粉末)
基			質量 14.8kgU以下(ベレット)
づく			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
設計			あることが確認された配置に固定する。
計		,	(図臨配-3、図臨成-85)
注			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。
L			

#### 追表ハ設-50(6次) フードボックス(4) 仕様表(2/2)

	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設	JERRICA STREET	[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{356}   フードボックス (1,2系酸化明替用) 第2類
準		フードボックス(4)部材:
に		フードボックス(4) アンカーボルト:
蒸	State 1 or 10 for or note 1	<u> </u>
1 <	津波による損傷の防止	
設計	外部からの衝撃による損傷の防止	-
1	人の不法な侵入等の防止	
注	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
İ		[10.1-設51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	
	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	   材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	<b>警報設備等</b>	
	P1 17:03 - 10:04	
	放射線管理施設	
	<b>廃棄施設</b>	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	<b>X</b>	図ハ配-1、図ハ設-99【三原燃 第 20-0695 号】

凡例

## 追表ハ設-51(6次) フードボックス(5) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{356} 粉末再生設備 フードボックス (1,2系酸化明替用)
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		粉末再生設備 フードボックス(5)
L.			
変更			変更なし
員数			1 基
	型式		<b>箱型ボックス式</b>
般	主要な構造	<b>並材</b>	別表ハ設-51【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位	Z:mm)	
128	その他の構成機器		· ·
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		U02粉末、U308粉末、U02圧粉ペレット、U02ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{356}
技術基準に基づ			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
1 1			質量 17.5kgU 以下(粉末)
基			質量 14.8kgU 以下(ベレット)
121			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
く設計			あることが確認された配置に固定する。
計			(図臨配-3、図臨成-86)
注			<u>[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。</u>
	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。
L			

### 追表ハ設-51(6次) フードボックス(5) 仕様表(2/2)

	T	
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。         [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。         (356) フードボックス (1,2 系酸化明替用) 第 2 類         フードボックス (5)部材:         フードボックス (5) アンカーボルト:         [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。         ー         ー         [10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。   [10.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
1	1 111 64. 3 - 1 12 12 - 12 1	
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
1	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
1	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	_
添付		図ハ配-1、図ハ設-100【三原燃 第 20-0695 号】
461.15日		1

凡例

### 追表ハ設-52(6次) ペレット明替機 仕様表(1/2)

<b>車業</b>	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{357}   粉末再生設備 ペレット明替機
X4 PC			│ {358} 粉末再生設備 ペレット明替機1ボート制限インターロック
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	 名		粉末再生設備 ペレット明替機
変更	内容		変更なし
員数			1基
	-		
	型式		ボート反転式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設―52【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位	7 : mm)	
"	その他の権	<b>構成機器</b>	
	その他の性	生能	
	取扱う核燃料物質の状態		U0 <sub>2</sub> ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{357}
插			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
に		•	質量 14.8kgU 以下
技術基準に基づ			[4.1−設 6]核的制限値(質量)逸脱を防止する {358} ベレット明替機 1 ボート制限
			インターロックを設置する。
く設計			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
情			あることが確認された配置に固定する。
注			(図臨配-3、図臨成-87)
=			[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。 {358} インターロック (センサ) は耐震強度を有す
			る設備・機器により支持される。

#### 追表ハ設-52(6次) ペレット明替機 仕様表(2/2)

	(E.Z. ),	
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		[6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
作		{357} ベレット明替機 *1 第2類
基		ペレット明替機支持脚部材:
ーづ		ベレット明替機支持脚アンカーボルト:
討		*1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
計	津波による損傷の防止	_
注	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] {358}インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用
<u>H</u>		する。
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
		[10.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	「11.3-設 1] フードボックスバネルには難燃性材料を使用する。
	) ( ) ( ) (   (   0 )   0 ) (   0 ) (   0 )	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	「12.1-設2」水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
	(血水による)疾物の例立	[12.1 tx 2]
		[12.1 kg 3] ラブラッカ子にお回せ温水水区(common より高くする。   [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	[12.1 取 1] 放水大は夜水による電気大火防止がため、正緑角監門確と取過する。
		[111 元1] 記墨相志の深巻味及が記させ進まれた火味はい相合として周辺廃止化
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、   圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1]検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	[18.2-設 12] 核的制限値(質量)逸脱を防止する {358} ペレット明替機 1 ボート制
		限インターロックを設置する。
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	
添付		図ハ配-1、図ハ設-101、図ハ制-12【三原燃 第20-0695 号】
	• •	1

注

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 凡例

<sup>[ ]</sup> 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表ハ設-53(6次) 酸化炉(1) 仕様表(1/2)

		·	
車業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	–	設備・機器名称	{359} 粉末再生設備 酸化炉
X) /(C)			{360} 粉末再生設備 酸化炉温度高インターロック
設置:	場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ベレット加工室
機器	名		粉末再生設備 酸化炉(1)
			(1) 酸化炉(1)-A
			(2) 酸化炉(1)-B
変更	内容		(1) 改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			・火災対策のためオイルバン及び遮熱板を設置する。
			(2) 改造
			・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		•	2基
			(1) 1 基
			(2) 1 基
	型式		電熱ヒータ式
般	主要な構造材		別表ハ設-53【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位:mm)		(1)
124			(2)
	その他の	<b>構成機器</b>	ラック搬送装置、ボート (酸化)、温度計
	その他の	生能	最高使用温度:800℃
	取扱う核焼	然料物質の状態	UO2粉末、U3O8粉末、UO2ベレット
<del> </del>	核燃料物質	質の臨界防止	{359}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
技術基準に基づく設計			質量 1,500kgU 以下
基			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
づ			({359}・{361}・{362}のウラン取扱量合計で質量制限)
設			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
	· 1		あることが確認された配置に固定する。
(注	<b>〕</b>		(図臨配-3、図臨成-88)
j)	<del>*</del>		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。 {360} インターロック (温度計) は耐震強度を有す
			る設備・機器により支持される。
			1

### 追表ハ設-53(6次) 酸化炉(1) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		[6.1-設3] {360}インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
に		{359} 酸化炉 *1 第 1 類
基		酸化炉(1)-Λ 支持脚部材:
づく		酸化炉(1)-A 支持脚アンカーボルト:
設		酸化炉(1)-B 支持脚部材:
計		酸化炉(1)-B 支持脚アンカーボルト:
注		ラック搬送装置(1)-A 支持脚部材:
🖰		ラック搬送装置(1)-A 支持脚アンカーボルト:
		ラック搬送装置 (1)-B 支持脚部材:
		ラック搬送装置(1)-B 支持脚アンカーボルト:
	·	酸化炉(1)-A 保護囲い部材:
		酸化炉(1)-A 保護囲いアンカーボルト:
		酸化炉(1)-B 保護囲い部材:
		酸化炉(1)-B 保護囲いアンカーボルト:
		*1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] {360} インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用
		する。
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 6] {360}酸化炉温度高インターロック (温度) を設置する。
	火災等による損傷の防止	「11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	2 (2 ( 1 ( 1 ( 2 ( 2 ( 2 ( 2 ( 2 ( 2 ( 2	[11.3-設 3] ケーブル損傷時は加熱停止する。
		[11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
:	安全機能を有する施設	
	X I IX RE E PI 7 STIERS	圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.1-設 3] 酸化炉の火災により接続するフードボックスから室内へウラン粉末が
		漏えいし、酸化炉周辺にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全
		機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	·
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[18.2-設 2] {360}酸化炉温度高インターロック(温度)を設置する。
	放射線管理施設	
	<b>廃棄施設</b>	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	:
<u> </u>	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強   (5)   (5)   (5)   (5)   (6)   (7)   (
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	图	図ハ配-1、図ハ設-102、図ハ制-13【三原燃 第20-0695 号】

注 凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「责 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 数 1 を示す。

## 追表ハ設-54(6次) 酸化炉(2) 仕様表(1/2)

車業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{359} 粉末再生設備 酸化炉
XJ VCV			{360} 粉末再生設備 酸化炉温度高インターロック
設置:	場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ベレット加工室
機器	<del></del> 名		粉末再生設備 酸化炉(2)
			(1) 酸化炉(2)-A
			(2) 酸化炉(2)-B
変更	内容		(1) 改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			2基
			(1) 1 基
			(2) 1 基
_	型式		電熱ヒータ式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-54【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位	立: mm)	(1)
T-2K			(2)
	その他の特	<b>構成機器</b>	ラック搬送装置、ボート(酸化)、温度計
	その他の付	生能	最高使用温度:800℃
	取扱う核焼	************************************	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、UO <sub>2</sub> ベレット
廿七	核燃料物質	質の臨界防止	{359}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
华江			質量 1,500kgU 以下
基			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
グ			({359}・{361}・{362}のウラン取扱量合計で質量制限)
技術基準に基づく設計			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
***			あることが確認された配置に固定する。
( <u>注</u>			(図臨配一3、図臨成一89)
1)			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
		_	土間コンクリートに設置する。 {360} インターロック (温度計) は耐震強度を有す
			る設備・機器により支持される。
	L,		

### 追表ハ設-54(6次) 酸化炉(2) 仕様表(2/2)

枯	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		[6.1-設3] {360}インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
準に		{359} 酸化炉 *1 第1類
基		酸化炉(2)-Λ 支持脚部材:
づ		酸化炉(2)-A 支持脚アンカーボルト:
設		酸化炉保護囲い(2)部材:
計		酸化炉保護囲い(2)アンカーボルト: [ [ (新規)含む)
<u>(</u> 注		ラック搬送装置(2)支持脚部材:
T)		ラック搬送装置(2)支持脚アンカーボルト:
		酸化炉(2)-B 支持脚部材:
		酸化炉(2)-B 支持脚アンカーボルト:
		*1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] {360} インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用
		する。
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。
		[10.1−設4]排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設6] {360}酸化炉温度高インターロック (温度) を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
		[11.3-設 3] ケーブル損傷時は加熱停止する。
		[11.3-設4] オイルバン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
1		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
,		揮できる設計とする。
		[14.1-設 3] 酸化炉の火災により接続するフードボックスから室内へウラン粉末が
		漏えいし、酸化炉周辺にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全
		機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	[18.2-設2] {360}酸化炉温度高インターロック (温度) を設置する。
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	進蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
20	週間遅縮成開 他事業許可で求める仕様	
-(0)	世中未正明で水のな世体	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と
		及を行するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.00で弾性範囲となる設計とする。
活山	[vy]	
添付	A	図ハ配-1、図ハ設-103、図ハ制-13【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

### 追表ハ設-55(6次) 粉砕機(1) 仕様表(1/2)

		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
事業	許可との	設備・機器名称	{361} 粉末再生設備 粉砕機
対応			{362} 粉末再生設備 フードボックス (粉末投入用) (粉砕機)
			【363】 粉末再生設備 フードボックス (粉砕機)
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		粉末再生設備 粉砕機(1)
変更	内容		│ 改造
			・臨界防止のため空気取入れ口に被水防護カバーを設置する。
			・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数			1 基
	型式		ハンマーミル式
般仕様	主要な構造材		別表ハ設-55【三原燃 第 20-0695 号】
[[	寸法 (単位:mm)		
130	その他の構成機器		-
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		U0₂粉末、U₃0₅粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{361} · {362}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			農縮度 5%以下
技術基準に基づ			質量 1,500kgU以下
基			減速度 II/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
{			( {359}・ {361}・ {362}のウラン取扱量合計で質量制限)
く設計			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
1 1			あることが確認された配置に固定する。
注			(図臨配-3、図臨成-88)
$  \ \  $			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-55(6次) 粉砕機(1) 仕様表(2/2)

T	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計	地域による損物が的止	- [6.1-設 1] - 耐震里安度に応じガ練りる。 - [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基基		[0.1 成2] 地震がに間たる強度を行うる前的を使用し、ホルドで固定する。 {361} 粉砕機 第1類
準		粉砕機(1) 共通フレーム部材:
に   其		粉砕機(1) 共通フレームアンカーボルト:
<b>挙</b> づ		{362} フードボックス(粉末投入用)(粉砕機) 第1類
<u>&lt;</u>		
改   計		粉砕機(1) フードボックス取付ボルト:
		(363) フードボックス (粉砕機) *1 第1類
注		*1:粉砕機(1) フードボックスで統合して評価。
	津波による損傷の防止	- 1 - 1 の (T )
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部 (フードボックスを除く) は開口部のない構造とする。
	打し込みがの機能	[10.1-設 1] 機論本体部(フートホックスを除て)は開口部がない構造とする。 [10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設 3] 所口部の風速 0.3 m/か以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。
		- [10.1-版 4] 併気は同所好気が配に接続する。 - [10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
		[10.1-設 36] グラン初末を取り扱うシードホックスを設置する。 [10.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	しいのだったフセダのでし	[10.1-版 51] 谷語取り出し司は用口司のなり再返とする。 [11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-版 1] ノートホック ヘハネルには無際性材料を使用する。 「11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	Walter by an Hearth of	[11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
		[12.1-設 4] 減速度を制限するフードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバー
		を設置する。 「to a fine control to the two to the control to the contr
		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1-設6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高
		いほうの溢水水位 (ペレット加工室:60mm) より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
	'	圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	•
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
マハ	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強
(0)	昨年本日日 インマンの   上来	「g5-12 1」 3 タッスに属する配配に示められる地展の(18 程度)に対して十分な強   度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		及ど行りのよう、第1類の放備・液晶に対しては水干地展力が1.00 (弾圧範囲と
· >#= /_1	TVI	ほの放計とする。   図ハ配-1、図ハ設-102【三原燃 第 20-0695 号】
添付 注	加工施設の技術基準に関する規則第三章	図/配一1、図/設一102【二原際 第 20-0695 号】 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。

注

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。 [ [ 99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

### 追表ハ設-56(6次) 粉砕機(2) 仕様表(1/2)

		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
事業	許可との	設備・機器名称	{361} 粉末再生設備 粉砕機
対応			{362} 粉末再生設備 フードボックス (粉末投入用) (粉砕機)
			{363} 粉末再生設備 フードボックス (粉砕機)
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		粉末再生設備 粉砕機(2)
変更	内容		改造
			・臨界防止のため空気取入れ口に被水防護カバーを設置する。
			・火災対策のためオイルバン及び遮熱板を設置する。
員数			1基
	型式		ハンマーミル式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設ー56【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位: mm)		
120	その他の構成機器		
	その他の性能		<u> </u>
	取扱う核焼	然料物質の状態	U0 <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> 0 <sub>8</sub> 粉末
技	核燃料物質の臨界防止		{361} · {362}
術			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基准			濃縮度 5%以下
t			質量 1,500kgU 以下
基			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
<			({359}・{361}・{362}のウラン取扱量合計で質量制限)
技術基準に基づく設計			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
注			(図臨配-3、図臨成-89)
)			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

### 追表ハ設-56(6次) 粉砕機(2) 仕様表(2/2)

技地震に	よる損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基准		{361} 粉砕機 第1類
術基準に基づく設計		粉砕機(2) 共通フレーム部材:
基		粉砕機(2) 共通フレームアンカーボルト:
3		{362} フードボックス (粉末投入用) (粉砕機) 第 1 類
設		粉砕機(2) フードボックス部材:
		粉砕機(2) フードボックス取付ボルト:
注		{363} フードボックス (粉砕機) *1 第 1 類
<u> </u>	) as III (by a plant	*1:粉砕機(2) フードボックスで統合して評価。
	よる損傷の防止	
	らの衝撃による損傷の防止	
	法な侵入等の防止	
閉じ込	めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。
		[10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
1 11: 44	17 上 7 坪 佐 の 叶 1	[10.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
火災等	による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
20.1.	l e la la la la la la la la la la la la la	[11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
溢水に	よる損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設 4] 減速度を制限するフードボックスの空気取り入れ口に被水防護力バー
		を設置する。
		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1-設6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高
		いほうの溢水水位(ペレット加工室:60mm)より高くする。
man 6 APA	this are take	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	難通路等	
安全機	能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
J. Lulet T.	- 01#\4b	設置する。
材料及		_
搬送設	·····	
1	物質の貯蔵施設	
警報設		<u> </u>
	管理施設	_
廃棄施		
	物質等による汚染の防止	
遮蔽		
換気設		-
	電源設備	
通信連		
その他事業許	可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。
添付図		図ハ配-1、図ハ設-103【三原燃 第 20-0695 号】
	のなければ注に関する相別第三帝	図/配一1、図/成一103 【二/原原 第 20-0093 5 1   重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。

注

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条〜第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「衰 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表ハ設-57(6次) 洗浄ボックス(圧縮成型工程) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{364} 粉末再生設備 フードボックス (洗浄用)
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		粉末再生設備 洗浄ボックス (圧縮成型工程)
			洗浄ボックス(3)
変更	内容		改造
			・既存の機器を移設して、耐震補強のため据付部を改造する。
員数			1基
	型式		<b>箱型ボックス式</b>
般	主要な構造	造材	別表ハ設-57【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法 (単位: mm)		
128	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核!	然料物質の状態	U0₂スラッジ、U0₂粉末、U₃0₅粉末
技	は 核燃料物質の臨界防止		{364}
技術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準に			濃縮度 5%以下
ほに			質量 17.5kgU 以下
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
づく			あることが確認された配置に固定する。
設計			(図臨成-79)
計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
=			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-57(6次) 洗浄ボックス(圧縮成型工程) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {364} フードボックス(洗浄用) 第 2 類 洗浄ボックス(3)部材: (新規) [6.1-設 7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
注	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ (60 メッシュ) を設置する (三原燃第 19-0801 号の図イ建-1 参照)。
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
		[7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟成型工場の1階には高さ60mm以上及び160mm以上(工場棟転換工場側からの溢水止水用)の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第19-0801号 図リ建-53、58参照)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスバネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	[13.1-建 1(4 次)] 工場棟成型工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施 設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する。
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遊蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	<u> </u>
	他事業許可で求める仕様	
添付	☑	図ハ配-1、図ハ系-5、図ハ設-93【三原燃 第20-0695号】

凡例

## 追表ハ設-58(6次) 液受槽(圧縮成型工程) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{365} 粉末再生設備 液受槽 (フードボックス (洗浄用))
設置場所			工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	 名		粉末再生設備 液受槽 (圧縮成型工程)
			液受槽(3)
変更	内容		追加
			・性能向上のため新規に追加する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数			1基
_	型式		角槽式
般仕	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-58【三原燃 第 20-0695 号】
住	寸法(単位	立:mm)	
120	その他の特	<b>構成機器</b>	洗浄水配管系統 (ポンプ含む)
	その他の	生能	有効容積:約□L
	取扱う核燃料物質の状態		U0₂スラッジ
技	核燃料物質の臨界防止		{365}
技術基準に基づく設計			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			(液受槽 (圧縮成型工程))
12			濃縮度 5%以下
基			厚み 11.7cm 以下
7			(液受槽ポンプ)
設			濃縮度 5%以下
			容積 26.8L 以下
注			[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
)			あることが確認された配置に固定する。
			(図臨配-3、図臨成-80)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-58(6次) 液受槽(圧縮成型工程) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
準		を含む)。
12		{365} 液受槽 (フードボックス (洗浄用)) 第 1 類 *1
上 基		液受槽 (3) 部材:
1 <		液受槽(3) アンカーボルト: (新規)
設		*1: {366} ろ過機以降の配管は第3類とする。
	津波による損傷の防止	
注	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。
		[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	-
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	•
	換気設備	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(16 程度)に対して十分な強
	Tree at Nicelating and a second and large lasts	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.00で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	ত্য	図ハ配-1、図ハ系-5、図ハ設-94、図ハ系-補2【三原燃 第20-0695 号】
5h		電子車が築計が検討 第 96 条~第 30 条件該当したい

注

凡例

図ハ配-1、図ハ系-5、図ハ設-94、図ハ系-補2【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4,1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1 を示す。

## 追表ハ設-59(6次) 遠心分離機(洗浄) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{367} 粉末再生設備 遠心分離機(フードボックス(洗浄用))
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		粉末再生設備 遠心分離機 (洗浄)
			遠心分離機(5)
変更	内容		改造
			・既存の機器を移設して、耐震補強のため据付部を改造する。
員数			1基
	型式		ロータ式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-59【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位: mm)		
lar.	その他の構成機器		洗浄水配管系統、ロータ
	その他の性能		
1	取扱う核類	然料物質の状態	U0₂スラッジ
技	核燃料物質	質の臨界防止	{367}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
に			容積 26.8L 以下
技術基準に基づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
く設計			(図臨配-3、図臨成-82)
計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
🖰	2,,,,,,,,		土間コンクリートに設置する。
			1

#### 追表ハ設-59(6次) 遠心分離機(洗浄) 仕様表(2/2)

		( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
技術	地震による損傷の防止	[6:1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
祈		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
進		を含む)。
1 3		【367】 遠心分離機 (フードボックス (洗浄用)) 第1類
基		遠心分離機(5)部材:
{		遠心分離機(5)アンカーボルト: (新規)
基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
1	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	-
~	閉じ込めの機能	[10.1-設1]液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。
		[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。・・
	材料及び構造	_
	搬送設備	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	核燃料物質の貯蔵施設	
	<b>警</b> 報設備等	
	放射線管理施設	
	<b>摩棄施設</b>	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	渡蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	
1		
7.	通信連絡設備	「「「「「「「」」」「「」「「」「「」「「」「「」「」「」「」「」「」「」「
トその	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強
	-	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.06 で弾性範囲と
3,511		なる設計とする。
添付	図	図ハ配-1、図ハ系-5、図ハ設-96、図ハ系-補2【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

図ハ配-1、図ハ系-5、図ハ設-96、図ハ系-補2【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4,1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表ハ設-60(6次) 粉末集塵装置(加工棟) 仕様表(1/2)

			<b>T</b>
		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
車業	許可との	設備・機器名称	{392} 圧縮成型設備 粉末集塵装置 (粗成型工程)
対応	11 11 = 42		{393} 圧縮成型設備 フードボックス (粉末集塵装置 (粗成型工程))
V.1 11.			【405】 圧縮成型設備 粉末集塵装置 (本成型工程)
			【406】 圧縮成型設備 フードボックス (粉末集塵装置 (本成型工程))
設置均	場所		(1) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧縮成型設備 粉末集塵装置(加工棟)
		•	(1) 粉末集塵装置(1) *1
			(2) 粉末集塵装置(2) *2
			*1 {392} {393} 、*2 {405} {406}
変更「	内容		(1) 改造
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
			(2) 改造
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			2 基
			(1) 1基
			(2) 1 基
	型式		バグフィルタ式
般	主要な構造		別表ハ設-60【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位	Z : mm)	(1)
悚			(2)
İ	その他の権	<b>素</b> 成機器	ウラン粉末配管系統
Ì	その他の性		_
Ì	取扱う核燃料物質の状態		U0 <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> 0 <sub>8</sub> 粉末
<b>+</b> -t-		ずの臨界防止	{392} · {405}
	[5-73/W.1.1 by 2	4 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基			機縮度 5%以下
技術基準に基づく設計			容器の直径 25.1cm 以下
			「4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
ゔ	ゔ		あることが確認された配置に固定する。
く			(図1、図11、図12) (図臨配-5、図臨加-1、図臨加-2)
計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
注	- A Mich -	+ + 1-7 H-5/L is liken.	
连	女全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-60(6次) 粉末集塵装置(加工棟) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
基		を含む)。
単に		[392] 粉末集塵装置(粗成型工程)*1 第 1 類 *2
基		粉末集塵装置(1)支持脚部材:
づ		粉末集塵装置(1)支持脚アンカーボルト:
設		*1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
計		*2: {394} バックアップフィルタ以降の配管及びファンは第3類とする。
注		{393} フードボックス(粉末集塵装置(粗成型工程)) 第1類
F		粉末集塵装置(1)フード部材:
		粉末集塵装置(1)フード取付ボルト:
		[405] 粉末集塵装置(本成型工程)*1 第1類 *2
		粉末集塵装置(2)支持脚部材:
		粉末集塵装置(2)支持脚アンカーボルト:
		*1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
		*2: {407}バックアップフィルタ以降の配管及びファンは第3類とする。
		{406} フードボックス(粉末集塵装置(本成型工程)) 第1類
		粉末集塵装置(2)フード部材:
		粉末集塵装置(2)フード取付ボルト:
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。
		[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1−設 23]ウラン捕集用フィルタ(バグフィルタ)を設置する。
		[10.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (80mm) より高くする。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
'		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
	Linia Tanah Maria	設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	<b>–</b>
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	-
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.00で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	図	図ハ配-2、図ハ系-6、図ハ設-104、図ハ設-105、図ハ系-補2【三原燃 第20-
L		0695 号】

注

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

追表ハ設-61(6次) 連続焼結炉(加工棟) 仕様表(1/4)

		1	
		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
		設備・機器名称	{408} 焼結設備 連続焼結炉
			{409} 焼結設備 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック
事 类	許可との		{410} 焼結設備 連続焼結炉着火源喪失インターロック
対応	1T +1 C 0)		{411} 焼結設備 水素漏えい検知インターロック
X1 III			{412} 焼結設備 連続焼結炉過加熱防止インターロック
			{413} 焼結設備 連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック
			{414} 焼結設備 地震インターロック
			{415} 焼結設備 爆発圧力逃し機構
設置	場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
			* {411} 水素漏えい検知インターロック作動端の水素ガス漏えい検知遮断弁及び水
			素配管系統の一部は屋外に設置
			* {414} 地震インターロック作動端の地震時窒素供給弁(含む地震時窒素供給系)
			及び窒素配管系統の一部は屋外に設置
機器	 夕		使結設備 連続焼結炉 (加工棟)
1双口口	P		連続持結炉
変更	拉尔		改造
<b>发</b> .文.	门台		1 <sup>17</sup> T
			・耐震補強のため据付部を改造する。
口 北			・火災爆発対策のため、{414}地震インターロックを新設する。
員数		•	1基
	TI 1		
	型式		プッシャー方式
般仕	主要な構造材 寸法(単位:mm)		別表八設-61【三原燃 第 20-0695 号】
仕様			
	その他の権	<b></b>	水素配管系統 *1、窒素配管系統(地震時窒素供給系)*1、窒素配管系統 *1
			冷却水配管系統、温度計、圧力計、地震計、電流継電器、水素遮断弁、窒素供給弁
			地震時窒素供給弁 *2、水素ガス漏えい検知遮断弁 *2
			*1:屋外配管系統を含む
ļ			*2:屋外に設置
	その他の性	生能	最高使用温度:1,850℃、熱的制限値:1,850℃
	取扱う核焼	然料物質の状態	UO₂圧粉ベレット、UO₂ペレット
技	核燃料物質	質の臨界防止	{408}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			<b>濃縮度 5%以下</b>
手し		•	ペレットの厚み 10.7cm 以下
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
技術基準に基づく設計			あることが確認された配置に固定する。
設			(図臨配-5、図臨加-3)
計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
(注	<b>空</b> 人继丝,	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の
生	女主機能で	19 19 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
			土間コンクリートに設置する。 {409}・{410}・{412}・{413}インターロック (温度
			計、圧力計、電流継電器)は耐震強度を有する設備・機器により支持される。窒素
			ガス供給装置は十分な支持性能を有する加工棟成型工場の壁面に設置する。

## 追表ハ設-61(6次) 連続焼結炉(加工棟) 仕様表(2/4)

[	I <u></u>	
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
猴		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
上土		を含む)。
1 12		[6.1-設 3] {409}・{410}・{411}・{412}・{413}インターロックの制御部は耐震重
		要度分類第3類に分類する。
ーづ		[6.1-設 4] {414}地震インターロックの制御部は耐震重要度分類第1類に分類す
< =n.		So.
計		~ · · ·   {408} 連続焼結炉 第1類
1		
注		連続焼結炉部材:
		連続焼結炉アンカーボルト:
		{414}   地震インターロック 第1類
		地震計部材: 一(高 <u>剛性のためボルト</u> 評価で代表)
		地震計取付ボルト:
		地震計アンカーボルト: [(新規)
		制御盤部材:
		制御盤アンカーボルト: [] (新規)
		{415} 爆発圧力逃し機構 *1 第 1 類
İ		*1:連続焼結炉の一部(質点)として評価。
	津波による損傷の防止	- CAMO CO CHI MIS
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設 6] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は F1 竜巻
	大助からの国表によの道路の例正	に耐えるようボルトで固定するとともに、配管は損傷しないような支持間隔で保持
		する。
		[8.1-設 15] 屋外設置の地震時窒素供給弁及び水素ガス漏えい検知遮断弁には最低
		気温-12.7°Cでも作動できる弁を選定する。また、配管内は窒素又は水素で凍結す
		ることはないため、凍結防止設計は不要である。
		[8.1-設 17] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は降水の
		影響を受けないように金属製とする。
		[8.1-設 19] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は積雪に
		耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は積雪の影響を受けにくい円筒形
		とする。
		[8.1-設20] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は建築基
		準法、政令及び消防法に該当しないことから、避雷設備の設置は不要である。
		[8.1-設 21] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は降下火
		砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。なお、配管は降下火砕物の堆積
		の影響を受けにくい円筒形とする。
		[8.1-設 23] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は生物学
		的影響を受けないように開口部の無い構造とする。
		[8.2-設4] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は外部火災
		及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
		[8.2-設1] {409}・{410}・{411}・{412}・{413}・{414}インターロック回路の信号
		の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
		[8.2-設2] {409}・{411}・{412}・{413}・{414}インターロック回路のうち、アナ
		ログ信号ケーブルについてはシールド付ケーブルを使用し、警報設定器の電源には
		避雷器を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	uma.
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (コンベアフレーム)。
L	1	

追表ハ設-61(6次) 連続焼結炉(加工棟) 仕様表(3/4)

		01 (0	1人) 是形成的 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
技	火災等による損傷の防止		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
術			[11.3-設3] ケーブル損傷時は加熱停止する。
上 進			[11.3-設 7] {414} 地震インターロックに係るケーブルは鋼製の管(厚さ約 2mm)
に			に収納する。
基			[11.3-設 19] JIS C 3005 に定める 60 度傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使
2			用する。
技術基準に基づく設計	·		[11.4-設 1] 静電気が滞留しないように接地する。
計			[11.5-設 2] 気体廃棄設備により換気されるペレット加工室に機器を設置するこ
注			とで水素ガス漏えい時に室内に滞留しない設計とする。
🖰			┃[11.5-設 3] 室内への水素漏えい拡大防止のために、ペレット加工室には複数の ┃
			┃ 検出端を有する水素ガス漏えい検知器を設置し、ペレット加工室内で水素漏えい ┃
			┃ 検知時はベレット加工室への水素供給を遮断する{411}水素漏えい検知インター ┃
			ロックを設置する。
			│ │[11.5-設 4] 連続焼結炉は水素の漏えいを防止するため、ボート出入口及び排気 │
			ロ以外に開口部がない構造とする。
			[11.5-設 6] 冷却水圧力低下した場合はヒーター電源を遮断する {413} 連続焼結炉
			冷却水圧力低下インターロックを設置する。
	·		[11.6-設 1] 連続焼結炉内温度が熱的制限値に到達する前にヒーター電源を遮断
			する {412} 連続焼結炉過加熱防止インターロックを設置する。
			[11.7-設 1] 余剰水素ガスを安全に排出するために、排気口に余剰水素ガス燃焼
			装置を設置する。
			[11.7-設 2] 扉開時には開口部にフレームカーテンを発生させて空気の混入を防
			止する。
			[11.7-設 3] 炉内への酸素侵入防止のため、水素ガス圧低下時は窒素ガスに切り
			替える{409}連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロックを設置する。
			「11.7-設 4] 炉外への水素漏えい防止のため、余剰水素ガス着火源喪失時に水素
			ガス供給を停止する {410} 連続焼結炉着火源喪失インターロックを設置する。
			[11.7-設 5] 大きな地震力が作用する前に、窒素(ボンベ系)ガスを供給して水
			素爆発を防止する{414}地震インターロックを設置する。
			[11.7-設 7] (415) 爆発圧力逃し機構 (スイングドア) を設ける。
			[11.7-設 11] 窒素ガスを供給する予備系統を有する。
	溢水による損傷の防止		[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
			[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (80mm) より高くする。
			[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
			[12.1-設 13] 溢水による電気火災の発生を防止するため、幹線動力用ケーブルに
			接続する制御盤は防護区画の溢水水位 (ペレット加工室:80mm) より高くする。
	安全避難通路等		
	安全機能を有する施設		[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状
			態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽
			等)を発揮できる設計とする。
			[14.1-設 4] 連続焼結炉における炉内爆発によりウラン粉末が{415}爆発圧力逃し
			機構(スイングドア)を通じて室内へ飛散した状態を想定しても、他の安全機能
			に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。
			[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所
			に設置する。
1			[14.3-設 1] 水素ガスの爆発による炉体の破損に伴う内部飛来物の発生を防止す
			るために(415)爆発圧力逃し機構(スイングドア)を設ける。
	材料及び構造		- これでは、(紅の) 深光圧力が進む機構(パイングドケ)を取れる。
	搬送設備		_
	核燃料物質の貯蔵施設		
Ь	15/15以1177 阿マノ共 ]		

#### 追表ハ設-61(6次) 連続焼結炉(加工棟) 仕様表(4/4)

拮	警報設備等	[18.2-設2] 連続焼結炉内温度が熱的制限値に到達する前にヒーター電源を遮断す
技術		る {412} 連続焼結炉過加熱防止インターロックを設置する。
基準に基づ		[18.2-設13] 室内への水素漏えい拡大防止のために、ベレット加工室には複数の検
準に		出端を有する水素ガス漏えい検知器を設置し、ペレット加工室内で水素漏えい検知
基		時はペレット加工室への水素供給を遮断する {411} 水素漏えい検知インターロック
ーづ		を設置する。
く設計	•	[18.2-設 15] 冷却水圧力低下した場合はヒーター電源を遮断する {413} 連続焼結炉
計		冷却水圧力低下インターロックを設置する。
(注		[18.2-設 16] 炉内への酸素侵入防止のため、水素ガス圧低下時は窒素ガスに切り替
Œ		える {409} 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロックを設置する。
		[18.2-設 17] 炉外への水素漏えい防止のため、余剰水素ガス着火源喪失時に水素ガ
		ス供給を停止する {410} 連続焼結炉着火源喪失インターロックを設置する。
		[18.2-設 18] 大きな地震力が作用する前に、窒素(ボンベ系)ガスを供給して水素
		爆発を防止する {414} 地震インターロックを設置する。
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 3] 屋外設置の水素及び窒素配管系統(含む地震時窒素供給系)は F3 竜巻に
		耐えるようボルトで固定する。
添付	图	図ハ配-2、図ハ系-7、図ハ系-8、図ハ設-112、図ハ制-14、図ハ制-15、図ハ
		制-16、図ハ制-17、図ハ制-18、図ハ制-21、図ハ制-盤2、図ハ系-補2【三
		原燃 第 20-0695 号】

上 注 凡例

| 原燃 第 20-0695 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

追表ハ設-62(6次) 冷却水循環槽(研削)(加工棟) 仕様表(1/2)

事業	事業許可との 許可番号 (日付)		原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応 設備・機器名称		設備・機器名称	{422} 研削設備 冷却水循環槽 (研削用)
設置	設置場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	<del></del> 名		研削設備 冷却水循環槽(研削)(加工棟)
			冷却水循環槽
変更	内容		改造
			・臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。
員数			1基
_	型式		角槽式
般仕様	主要な構造		別表ハ設ー62【三原燃 第 20-0695 号】
様	寸法(単位		
	その他の権		冷却水配管系統(ポンプ含む)、逆止弁
	その他の性能		有効容積:約□L
		燃料物質の状態	U0₂スラッジ
技	核燃料物質の臨界防止		[422]
技術基準に基づ			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
準			(冷却水循環槽)
に			濃縮度 5%以下
歩づ			厚み 11.7cm 以下
<			(冷却水循環槽ボンブ) 機能を ほどに こうしゅ (冷却水循環槽ボンブ)
く設計			濃縮度 5%以下
			- 谷楨 20.0L以下   [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
注			14.2 成 1] サブンの使用は、その形状引法及の位置について立体角法により安全で   あることが確認された配置に固定する。
			(図臨配-5、図臨加-4)
			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
	<b>本</b> 全	と古せる体部の排船	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の
	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-版 1] 十分な文持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟放型工場の     十間コンクリートに設置する。
			上向 インソードに収置する。

#### 追表ハ設-62(6次) 冷却水循環槽(研削)(加工棟) 仕様表(2/2)

	是我一般 66 (6 )(7)	门外外的水值(阿阳)(加工水) 上版公(2/2)
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
基		を含む)。
1 1		{422} 冷却水循環槽(研削用) 第 1 類
基		冷却水循環槽部材:
13		冷却水循環槽アンカーボルト:
設	津波による損傷の防止	_
計	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	_
_	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。
		[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
		[10.1-設 38] 液体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	·	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	<b>X</b>	図ハ配-2、図ハ系-9、図ハ設-106、図ハ系-補2【三原燃 第 20-0695 号】
h		

注

凡例

## 追表ハ設-63(6次) 遠心分離機(研削)(加工棟) 仕様表(1/2)

	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{423} 研削設備 遠心分離機(研削用)
設置	場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器:	名		研削設備 遠心分離機 (研削) (加工棟)
			遠心分離機(1)
変更	内容		変更なし
員数			1基
_	型式		ロータ式
般	主要な構造	告材	別表ハ設-63【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		
100	その他の構成機器		冷却水配管系統、ロータ
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		UO <sub>2</sub> スラッジ
技	核燃料物質の臨界防止		{423}
衝			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
1 = 1			容積 26.8L以下
技術基準に基づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
1 3 1			あることが確認された配置に固定する。
設計			(図臨配-5、図臨加-5)
計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
注	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。
			1

### 追表八設-63(6次) 遠心分離機(研削)(加工棟) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 溢水による損傷の防止 安全避難通路等	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {423} 遠心分離機(研削用)第1類 遠心分離機(1)部材:
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と なる設計とする。
添付	図	図ハ配-2、図ハ系-9、図ハ設-107、図ハ系-補2【三原燃 第20-0695号】

注

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み

# 追表八設-64(6次) 洗浄水循環槽(加工棟) 仕様表(1/2)

مطلح علله	=+=T 1 0>		FEAR HERMAN TO LOUIS BY A COURT AND A FOLK
	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	[429] 粉末再生設備 洗浄水循環槽 (洗浄用)
設置場所			(1) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		粉末再生設備 洗浄水循環槽 (加工棟)
			(1) 洗浄水循環槽(1)
			(2) 洗浄水循環槽(2)
変更	内容		(1) 改造
			・耐震補強のため架台脚部を改造する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため架台脚部を改造する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数			2 基
			(1) 1 基
		·····	(2) 1 基
	型式		角槽式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-64【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位	½:mm)	(1) 【モーター除く)
			(2) (モーター除く)
	その他の構成機器		洗浄水配管系統(ボンプ含む)
	その他の性	生能	有効容積:約□L
	取扱う核婚	然料物質の状態	UO₂スラッジ
技	核燃料物質の臨界防止		{429}
技術基準に基づく設計			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基准			(洗浄水循環槽(1)(2))
Œ			濃縮度 5%以下
基べ		•	厚み 11.7cm以下
3			(洗浄水循環槽ポンプ)
設			濃縮度 5%以下
			容積 26.8L 以下
注			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
			(図臨配-5、図臨加-6、図臨加-7)
			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。
	L		

#### 追表八設-64(6次) 洗浄水循環槽(加工棟) 仕様表(2/2)

r		
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
上 左		を含む)。
1 7		【429】 洗浄水循環槽(洗浄用)第 1 類 *1
基		洗浄水循環槽部材:
?		洗浄水循環槽アンカーボルト:
設		*1:{430}ろ過機以降の配管は第3類とする。
	津波による損傷の防止	_
注	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	
İ	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。
	·	[10.1-設7]液体状のウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体
		状のウランの液面に接触しない構造とする。
		[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (80mm) より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	- 1 Beild by 12 Month of the Control
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態。
	X I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		「14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	次	-
	98.14%	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(16 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付		図ハ配-2、図ハ系-10、図ハ設-108、図ハ系-補2【三原燃 第20-0695 号】

注

図ハ配-2、図ハ系-10、図ハ設-108、図ハ系-補2【三原燃 第20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み

# 追表ハ設-65(6次) ろ過器(加工棟) 仕様表(1/2)

<b>,</b>			
事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{430} 粉末再生設備 ろ過器
設置	場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		粉末再生設備 ろ過器 (加工棟)
			ろ過器
変更	内容		追加
			・ウランの流出防止のため新規に追加する。
	*****		・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数			1基
_	型式		カートリッジフィルタ式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ハ設-65【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法 (単位:mm)		
la.	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UO <sub>2</sub> スラッジ
技	核燃料物質の臨界防止		{430}
衝			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基準		•	濃縮度 5%以下
15			直径 25.1cm以下
基			[4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。
7			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
技術基準に基づく設計			あることが確認された配置に固定する。
1			(図臨配-5、図臨加-10)
注			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
_	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表ハ設-65(6次) ろ過器(加工棟) 仕様表 (2/2)

	<b>超</b> 数 版 00	(6人) 万遍带(加工水) 上家民(4/2)
技術	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		{430} ろ過器 *1 第1類
1 2	•	ろ過器支持脚部材:
基		ろ過器支持脚アンカーボルト:
2		*1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
基準に基づく設	津波による損傷の防止	_
計	外部からの衝撃による損傷の防止	-
注	人の不法な侵入等の防止	_
_	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。
		[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
		[10.1-設 23] ウラン捕集用フィルタ (繊維フィルタ) を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (80mm) より高くする。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	図	図ハ配-2、図ハ系-10、図ハ設-111【三原燃 第 20-0695 号】
19W   1 K2		

注

凡例

国外配一2、図外系-10、図外版-111 【三原際 第 20-0095 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み

追表ハ設-66(6次) 遠心分離機(洗浄)(加工棟) 仕様表(1/2)

-4 >#4		=== =	
1	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		□設備・機器名称	{431} 粉末再生設備 遠心分離機 (洗浄用)
設置:	場所		(1) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		粉末再生設備 遠心分離機 (洗浄) (加工棟)
			(1) 遠心分離機(2)
			(2) 遠心分離機(3)
変更	内容	***	(1) 変更なし
			(2) 変更なし
員数			2基
			(1) 1基
			(2) 1基
	型式		ロータ式
般	主要な構造材		別表ハ設-66【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		(1)
核			(2)
	その他の構成機器		洗浄水配管系統、ロータ
	その他の性能		-
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂スラッジ
±±;	核燃料物質	質の臨界防止	{431}
淅			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
华			容積 26.8L以下
技術基準に基づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
づ			あることが確認された配置に固定する。
く設計			(図臨配-5、図臨加-8、図臨加-9)
計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
注	安全 选件:	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の
🖽	女主1双肥1	と 日 ) ② 地区 ♡ 地路	1   1   1   1   1   7   7   7   7   7
			上川ピンググラドに収置する。

## 追表ハ設-66(6次) 遠心分離機(洗浄)(加工棟) 仕様表(2/2)

	(4.75. ) - 17.76. N	
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系
進	*	を含む)。
压		[431] 遠心分離機(洗浄用)第1類
基づ		遠心分離機(2)部材:
1		遠心分離機(2)取付ボルト:
設		遠心分離機(2)架台部材:
		遠心分離機(2)架台アンカーボルト:
(注		遠心分離機(3)部材:
-		遠心分離機(3)取付ボルト:
		遠心分離機(3)架台部材:
		遠心分離機(3)架台アンカーボルト:
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。
		[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
1		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (80mm) より高くする。
		[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
-	放射線管理施設	<u></u>
	廃棄施設	-
.	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	_
	換気設備	-
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
3.0	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
"	世事来可可で不のる圧隊	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	IJ	図ハ配-2、図ハ系-10、図ハ設-109、図ハ設-110、図ハ系-補2【三原燃 第
432 L.J	EN .	図ハ配-2、図ハ系-10、図ハ設-109、図ハ設-110、図ハ系-#2【三原然 第   20-0695 号】
洋	La T-Mann at Market Mann BB And American	20-0095 万]

注

凡例

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[ [ 99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

#### 二 被覆施設

## 1. 変更の概要

先行して申請した施設のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にてそれを引き継ぎ申請する設備・機器を追表ニー1に示す。

#### 2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する設備・機器に関する建物・構築物に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10)日本産業規格(JIS)(日本規格協会)
- (11)鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
- (12)鋼構造設計規準一許容応力度設計法— (日本建築学会)
- (13) 建築基礎構造設計指針(日本建築学会)
- (14)2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書(建築研究所)
- (15)建築工事標準仕様書・同解説 (日本建築学会)

#### 3. 設計条件及び仕様

先行して申請した設備・機器のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にて引き継ぎ申請する設備・機器の仕様表を追表ニー1 に示す。

追表ニー1 被覆施設の申請対象設備・機器

設置場所		員数	仕様表番号
加工棟	ペレット乾燥機	2 基	追表二設-1 (2次)
成型工場	ペレット挿入機	1 基	追表二設-2(2次)
燃料棒溶接室	ペレットトレイ用台車(4)	1 台	追表二設一3 (2 次)
	端栓圧入機	1 基	追表二設-4(2次)
	 H e 加圧溶接装置	1 基	追表二設一5(2次)
	端栓周溶接装置	1 基	追表二設-6 (2 次)
	端栓切断機	1 基	追表二設-7(2次)
	ペレット取出台	1 基	追表二設-8 (2 次)
	 燃料棒ラインコンベア	1 基	追表二設一9(2次)
	γ 線走査装置	1 基	追表二設-10(2次)
	スタック台	1 基	追表二設-11(2次)
 工場棟	ペレット乾燥機	8基	追表二設一1(6次)
成型工場	ペレット挿入機	2 基	追表二設一2(6次)
燃料棒溶接室	ペレットトレイ用台車(3)	2 台	追表二設一3(6次)
	端面洗浄機	2 基	追表二設一4(6次)
	端栓圧入機	2 基	追表二設一5(6次)
	端栓周溶接装置	4 基	追表二設一6(6次)
	H e 加圧溶接装置	2 基	追表二設一7(6次)
	燃料棒ラインコンベア	1式	追表二設一8(6次)
工場棟	端栓切断機	1 基	追表二設一9(6次)
成型工場	端栓圧入機	1 基	追表二設-10 (6 次)
燃料棒補修室	UO₂ 明替ボックス	1 基	追表二設-11 (6次)
工場棟	燃料棒ラインコンベア	1式	追表二設-12 (6次)
組立工場	超音波検査装置	1 基	追表二設-13 (6 次)
燃料棒検査室	シールX線検査装置	1 基	追表二設-14(6次)
	燃料棒全長・重量測定装置	1 基	追表二設-15 (6 次)
	渦電流検査装置	1 基	追表二設-16 (6 次)
	γ 線走査装置	1 基	追表二設-17 (6次)
	ヘリウムリーク試験装置	3 基	追表二設-18 (6 次)
	定盤	3 基	追表二設-19 (6 次)
	燃料棒受台	1 基	追表二設-20 (6 次)

## 4. 工事の方法

本申請に係る工事において「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえ「保安品質保証計画書」に従い品質管理を行う。なお、本申請対象の設備・機器に変更はなく検査のみを行う。検査の項目を「I – 2 検査の項目及び方法」の3.項に示す。

## 追表ニ設-1(2次) ペレット乾燥機 仕様表(1/2)

			7 7 7 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1
金司	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
B1 (3	C 07/31/10	設備・機器名称	{459} 燃料棒組立設備乾燥機
設置:	場所		(1) 加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
			(2) 加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器	名		ペレット乾燥機
			(1) ペレット乾燥機(1)
			(2) ペレット乾燥機(2)
変更	内容		(1) 変更なし
			(2) 変更なし
員数			2基
			(1) 1基
			(2) 1基
_	型式		電熱式
般 仕 様	主要な構造材		添付表参照
住   様	寸法(単位:mm)		(1)
140			(2)
	その他の構成機器		ペレットトレイ
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		U0 <sub>2</sub> ペレット
技	核燃料物質	質の臨界防止	{459}
術			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
に			厚み 80.0cm以下
基			[3.2-設1(2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により
?			安全である範囲に制限する(追図臨-1 (2 次)、追図臨-25 (2 次))。
技術基準に基づく設計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
1			
注	(注) 火災等による損傷の防止 安全機能を有する施設の地盤		[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
_			[4.3-設3] ケーブル損傷時は加熱停止する。
			[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

### 追表ニ設-1(2次) ペレット乾燥機 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。
術		[5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
基準		{459} (ペレット乾燥機) 第1類
に		部材:
基		アンカーボルト:
技術基準に基づく	津波による損傷の防止	_
設計	外部からの衝撃による損傷の防止	-
計	人の不法な侵入等の防止	_
注	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
=		[5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	_
	進蔽	_
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		┃ [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設┃
		置する設計
	搬送設備	
	警報設備等	_
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
添付		図二配-1、図二設-1 【三原燃 第19-0257 号】
添付	表	別表ニ設-1 [三原燃 第19-0257 号]

- 注
- 凡例
- 大阪 月9-0257 号 加衣二設一1 [二原際 第 19-0257 号]
  加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条~第 31 条は該当しない。
  { } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
  (例) [4.1-設 1]は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
  [5.2.1-設 1]は、設工認技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
  [5.2.1-設 1]は、設工認技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

# 追表ニ設-2(2次) ペレット挿入機 仕様表(1/2)

許可	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
b L -1		設備・機器名称	【460】 燃料棒組立設備ペレット挿入機
設置均	場所		加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器	名		ペレット挿入機
変更	内容		変更なし
員数			1 基
_	型式		押し込み式
般仕様	主要な構造	造材	添付表参照
住	寸法(単位	立:mm)	
	その他の特	<b>構成機器</b>	_
[	その他のた	生能	_
	取扱う核燃料物質の状態		U02ペレット
技	核燃料物質	質の臨界防止	{460}
技術基準に基づ			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
上			濃縮度 5%以下
艺			厚み 10.7㎝以下
基			[3.2-設 1 (2 次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法によ
?			り安全である範囲に制限する(追図臨-1(2次)、追図臨-26(2次))。
く 設 計			[4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。
1 1			
注	(注 火災等による損傷の防止		[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

## 追表ニ設-2(2次) ペレット挿入機 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。
緕		[5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
基準		{460} (ペレット挿入機) 第1類
単に		部材:
基		アンカーボルト:
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
設	外部からの衝撃による損傷の防止	
計	人の不法な侵入等の防止	
注	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
=		[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
		[5.6.1-設7]配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	_
1	遮蔽	_
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	_
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	<b>-</b> .
	放射線管理施設	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
添付	<del></del>	図二配-1、図二設-2 【三原燃 第19-0257 号】
添付	表	別表二設-2 【三原燃 第19-0257 号】

- 注
- 凡例

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表ニ設-3(2次) ペレットトレイ用台車(4) 仕様表(1/2)

許可	との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付) {461} 燃料棒組立設備ペレットトレイ用台車(4)
設置	 場所	1 KYNH 1XXHD-71-17	加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器			ペレットトレイ用台車(4)
IAN HID	н		
変更	 为容		変更なし
員数	員数		1台
	型式		   手押し式
	主要な構造材		添付表参照
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
138	その他の村	<b>構成機器</b>	_
	その他の付	生能	_
	取扱う核燃料物質の状態		002ペレット
技	核燃料物質	質の臨界防止	{461}
技術基準に基づ			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
上土			濃縮度 5%以下
に			収納部厚み 10.7cm 以下
基			[3.2-設2(2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コ
<			ードにより安全である範囲に制限する(追図臨一42(2次))。
く設計			[3.2-設 3] 周囲にスペーサー(30.5cm以上)を設ける。
			<u>[4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。</u>
注	ル巛左げ	トス担信の吐止	「4.2-訳の〕 ナ無な集集性にはる繰歴せれた休田子で
		よる損傷の防止 たちよる特別の地勢	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 
	安全機能を有する施設の地盤		l —

### 追表二設-3(2次) ペレットトレイ用台車(4) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	_
技術	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
一に	人の不法な侵入等の防止	_
基	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
13		[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
設計	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止枠())
淮	遮蔽	_
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
1		[11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	_
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	図	図二設-3 【三原燃 第 19-0257 号】
添付	 表	別表ニ設一3 【三原燃 第 19-0257 号】

- 注 凡例

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表二設-4(2次) 端栓圧入機 仕様表(1/2)

	可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
נייום	C 02 V1 hD	設備・機器名称	{462} 燃料棒組立設備端栓圧入機
設置	場所		加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器	名		端栓圧入機
変更	内容		変更なし
員数	数		1基
	型式	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	压入式
般	主要な構造材		添付表参照
般仕様	寸法(単位	文:mm)	
138	その他の構成機器		_
-	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質	質の臨界防止	{462}
技術基準に基づ			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
上土			濃縮度 5%以下
した			厚み 10.7cm以下
基			┃[3.2-設 1 (2 次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法によ ┃
12			り安全である範囲に制限する(追図臨-1(2次)、追図臨-26(2次))。
く設計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
1 :			
注		よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

#### 追表二設一4(2次) 端栓圧入機 仕様表 (2/2)

	u = , , , = i= /= - = + .	Fig. 1. Str. 2. and Fig. 6. and other 1. and
技	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。
析		[5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
上海		【5.2.1-設7】耐震重要度分類2類であることに対して、波及的影響が生じないよう
に		第1類の設計用地震力とする。
基		【462】(端栓圧入機) 第 2 類
12		部材:
技術基準に基づく設計		アンカーボルト:
計	津波による損傷の防止	_
注	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
		[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
		[5.6.1-設7]配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	_
	遮蔽	_
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
	3,21,21,0 € 1,7 € 2,0 €	能を発揮できる設計
		「11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	警報設備等	_
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	
	序棄施設	_
1	放射線管理施設	<del>-</del>
	.,,	_
	非常用電源設備	<del>-</del>
<u> </u>	通信連絡設備	_
	他事業許可で求める仕様	
添付	• •	図二配-1、図二設-4 【三原燃 第19-0257 号】
添付	表	別表二設-4   【三原燃 第 19-0257 号】

- 注
- 凡例
- - - [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表二設-5(2次) He加圧溶接装置 仕様表(1/2)

無可	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
ינייום.	こ。ヘンンジルロ	設備・機器名称	{463} 燃料棒組立設備端栓溶接装置
設置	場所		加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器	名		He加圧溶接装置
変更	内容		変更なし
員数	<b>数</b>		1基
_	型式		加圧チャンバ式
般	主要な構造	<b>些材</b>	添付表参照
般仕様	寸法(単位	ī: mm)	
138	その他の構成機器		
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質の臨界防止		{463}
術			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
にだし			厚み 10.7㎝ 以下
技術基準に基づ			[3.2-設1(2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により
			安全である範囲に制限する(追図臨-1(2次)、追図臨-26(2次))。
く 設 計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
計			
注	火災等に。	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
=	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

#### 追表二設一5(2次) He加圧溶接装置 仕様表 (2/2)

	T	
技	地震による損傷の防止	[5.2.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 .
術		[5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
基準		{463} (He加圧溶接装置) 第2類
に		部材:
基		アンカーボルト:
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
設	外部からの衝撃による損傷の防止	_
計	人の不法な侵入等の防止	-
注	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
		[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
		[5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	_
	遮蔽	_
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	
	安全機能を有する施設	   [11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
	文主成品と 日 ) る ルビル	能を発揮できる設計
		[11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	
	警報設備等	
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	# MIN 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	廃棄施設 ************************************	_
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
	他事業許可で求める仕様	-
添付	図	図二配-1、図二設-5 【三原燃 第19-0257 号】
添付	表	別表二設-5 【三原燃 第 19-0257 号】

- 注
- 凡例
- | 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条~第 31 条は該当しない。
  { } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
  (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設1を示す。
  - - [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
    - [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表二設-6(2次) 端栓周溶接装置 仕様表(1/2)

F可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{463} 燃料棒組立設備端栓溶接装置
揚所		加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
名		端栓周溶接装置
 为容		変更なし
員数		1基
型式		ロッド回転式
主要な構造	<b>造材</b>	添付表参照
寸法(単位	立:mm)	·
その他の構成機器		_
その他の性能		_
取扱う核焼	然料物質の状態	燃料棒
核燃料物質	質の臨界防止	{463}
		[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
		濃縮度 5%以下
		厚み 10.7cm以下
		[3.2-設1(2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により
		安全である範囲に制限する(追図臨-1 (2次)、追図臨-26 (2次))。
		[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
火災等に。	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
		工棟成型工場に設置する。
	場所名 和容 型式 主要な構造 寸法の他の付 をののしのが 取扱料物質 大災等に、	との対応 設備・機器名称 易所 名 内容 型式 主要な構造材 寸法(単位:mm) その他の構成機器

#### 追表二設一6(2次) 端栓周溶接装置 仕様表 (2/2)

	I 14 = 1	
技	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。
術		[5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
基準		【463】(端栓周溶接装置)第2類
1 15		部材:
基		アンカーボルト:
	津波による損傷の防止	_
設	外部からの衝撃による損傷の防止	_
計	人の不法な侵入等の防止	_
注	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
=		[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
		[5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	_
	遮蔽	_
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	_
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
70	他事業許可で求める仕様	_
添付		図ニ配-1、図ニ設-6 【三原燃 第19-0257 号】
添付		別表二設-6   【三原燃 第 19-0257 号 ]
1/2/14	11	MX一队 U

- 注
- 凡例
- × | ハ水一の | 1 に | 1 に | 1 に | 1 に | 2 に | 2 に | 2 に | 2 に | 2 に | 3 に | 3 に | 4 に | 3 に | 4 に | 3 に | 4 に | 3 に | 4 に | 3 に | 4 に | 3 に | 4 に | 3 に | 4 に | 3 に | 4 に | 3 に | 4 に | 3 に | 4 に | 3 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に | 4 に |

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表二設-7(2次) 端栓切断機 仕様表(1/2)

红可	午可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
th⊥1	C V / X ) #L	設備・機器名称	{464} 燃料棒補修設備端栓切断機
設置:	場所		加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器	名		端栓切断機
変更	内容		改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
員数	員数		1基
_	型式		切削式
般仕様	主要な構造	<b>造材</b>	添付表参照
様	寸法 (単位:mm)		
la.	その他の構成機器		
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質	質の臨界防止	{464}
技術基準に基づ			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			<b>濃縮度 5%以下</b>
に			厚み 10.7cm以下
基			[3.2-設 1 (2 次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法によ
2			り安全である範囲に制限する(追図臨-1 (2次)、追図臨-27 (2次))。
く 設 計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
計	1		
注	火災等に。	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
)	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

## 追表二設-7(2次) 端栓切断機 仕様表(2/2)

坩	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。
技術基準に基づく設計		[5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
基		[464] (旋盤) 第 1 類
準に		部材:(追加含む)、
基		アンカーボルト:
づく		
設		部材:
計		アンカーボルト:
注	津波による損傷の防止	_
E	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
		[5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
		[5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	_
	遮蔽	_
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	_
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
添付	図	図ニ配-1、図ニ設-7 【三原燃 第19-0257 号】
添付	·····································	別表二設-7 【三原帙 第19-0257 号】

- 注
- 凡例
- 大阪 | 加表二版一/ 【二原際 第 19-025/ 号】
  加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条~第 31 条は該当しない。
  { } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
  (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準6条第 4条第 1項に対する設計番号 18 を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表ニ設-8(2次) ペレット取出台 仕様表(1/2)

許可との対応 許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
設備・機器名称   {465} 燃料棒補修設備ペレット取出台	
設置場所 加工棟 成型工場 燃料棒溶接室	
機器名 ペレット取出台	
変更内容	
・ 耐震補強のためフードボックスを改造し取り替える。	
<b>│</b> 員数	
般     主要な構造材     添付表参照       付法     (単位:mm)	
技   寸法 (単位: mm)	
その他の構成機器	
その他の性能         -	
取扱う核燃料物質の状態 UO2ペレット、燃料棒	
技   核燃料物質の臨界防止   {465}	
技   核燃料物質の臨外的正   (400)	
養   機縮度 5%以下	
花   厚み 10.7cm以下	
.基	立体角法により
女全である範囲に制限する (追図臨一1 (2 次)、追図臨一28 (2 次))。  設	
注   火災等による損傷の防止   [4.3-設 1] フードボックスには難燃性樹脂を使用する。	
[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
安全機能を有する施設の地盤 [5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持するこ	ことができる加
工棟成型工場に設置する。	

## 追表ニ設-8(2次) ペレット取出台 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {465} (傾斜台) 第1類 部材: アンカーボルト: (で更) [465] (ペレット明替ボックス) 第1類 部材: (変更) アンカーボルト: (変更)
注		
进	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
		[5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	[7.1-設3 (2次)] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。(局所排気系統は図ト系3-10 参照)
		[7.1-設4(2次)] 排気は局所排気系統に接続する。(局所排気系統は図ト系 3-10 参   照)
	遮蔽	_
	換気	
Ì	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	_
1	警報設備等	_
1	安全避難通路等	
	核燃料物質の貯蔵施設	<b>-</b>
	廃棄施設	_
1	<b>光米旭</b> 队	.]
	放射線管理施設	_
	放射線管理施設	
その	放射線管理施設 非常用電源設備	
その 添付	放射線管理施設 非常用電源設備 通信連絡設備 他事業許可で求める仕様	

注

凡例

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条〜第31条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

## 追表ニ設-9(2次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (1/2)

許可	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
PT PJ	C √2 ×3 ½L	設備・機器名称	{466} 燃料棒搬送設備燃料棒ラインコンベア
設置:	設置場所		加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器	名		燃料棒ラインコンベア
変更	内容		改造
			・ 耐震補強のため据付部を改造する
員数			1基
_	型式		ベルト搬送式
般仕様	主要な構造材		添付表参照
性	寸法 (単位:mm)		
100	その他の構成機器		
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質	質の臨界防止	{466}
技術基準に基づ			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
<u>基</u>			濃縮度 5%以下
定			厚み 10.7cm 以下
基し			[3.2-設1(2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により
			安全である範囲に制限する(追図臨ー1(2次)、追図臨ー26(2次))。
く設計			[4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。_
1 1			
注	火災等に。	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
Ŭ	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

### 追表ニ設-9(2次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表(2/2)

#	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。
術		[5.2.1-設 2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
基		{466} (搬送部) 第 1 類
準		部材:
基		アンカーボルト:
ゔ		{466} (入口スタック部) 第1類
		部材:
技術基準に基づく設計		アンカーボルト:
注		{466} (出口スタック部) 第1類
连		部材:
		アンカーボルト:
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
		[5. 6. 1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (80mm) より高くする。
		[5. 6. 1-設 7]配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	
	閉じ込めの機能	[7.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー ())
	遮蔽	_
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	_
ĺ	安全避難通路等	_
l	核燃料物質の貯蔵施設	
	<b>廃棄施設</b>	
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
7.0		[00 部 1] 東東地震力 1 00 本際性体四 1 大工乳乳
その他事業許可で求める仕様 添付図		[99-設 1] 水平地震力 1.00 で弾性範囲となる設計
		図二配-1、図二設-9 【三原燃 第19-0257 号】
添付	表	│ 別表ニ設-9       【三原燃 第 19-0257 号】

注

凡例

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表二設-10(2次) γ 線走査装置 仕様表 (1/2)

許可	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	C ->>170	設備・機器名称	{467} 燃料捧検査設備 γ 線走査装置
設置:	設置場所		加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器	名	·	γ 線走査装置
変更	内容		変更なし
員数			1基
_	型式		パッシブガンマ式
般	主要な構造材		添付表参照
般仕様	寸法 (単位:mm)		
lac	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質の臨界防止		{467}
術			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
岸			厚み 10.7cm 以下
技術基準に基づ			[4.2-設1] 直径 50.8mm 以下の場合は、立体角評価の対象外とする。
12			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
設計			
計			
注	火災等による損傷の防止		[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
=	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

### 追表二設-10 (2次) γ 線走査装置 仕様表 (2/2)

#	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。
術		[5.2.1-設2]耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
技術基準に基づく設計	·	{467} (γ 線走査部) 第 2 類
単に		部材:
基		アンカーボルト:
づく		
設		部材:
計		アンカーボルト:
注	津波による損傷の防止	_
Œ	外部からの衝撃による損傷の防止	_
1	人の不法な侵入等の防止	
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
		[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
		[5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	_
	遮蔽	_
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		│ │[11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設 │
		置する設計
	搬送設備	
	警報設備等	
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	_
その他事業許可で求める仕様		-
添付図		図二配-1、図二設-10 【三原燃 第19-0257 号】
添付	<del></del> 表	別表二設-10 【三原燃 第 19-0257 号】

注 — 凡例

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

# 追表ニ設-11 (2次) スタック台 仕様表 (1/2)

許可	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
B1		設備・機器名称	【468】 燃料棒検査設備スタック台
設置場所			加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器	名		スタック台
変更	为容		変更なし
員数			1基
_	型式		傾斜式
般	主要な構造材		添付表参照
般仕様	寸法 (単位:mm)		
	その他の構成機器		-
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質	質の臨界防止	{468}
衝			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
岸			厚み 10.7㎝以下
技術基準に基づ			┃[3.2-設 1 (2 次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法によ ┃
121			り安全である範囲に制限する(追図臨-1(2次)、追図臨-29(2次))。
設計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
計			
注	火災等に。	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

#### 追表二設-11(2次) スタック台 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。
術		[5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
基準		【468】(スタック台) 第1類
<b>に</b>		部材:
基		アンカーボルト:
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
設	外部からの衝撃による損傷の防止	-
1	人の不法な侵入等の防止	-
注	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
		[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
		[5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	[7.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー())
	遮蔽	_
	換気	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	
	警報設備等	_
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	-
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
添付	図	図ニ配-1、図ニ設-11 【三原燃 第 19-0257 号】
添付		別表二設-11 【三原燃 第 19-0257 号】

慢 別表ニ設-11 【三原燃 第 19-0257 号】 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条〜第 31 条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 凡例

[4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

追表ニ設-1 (6 次) ペレット乾燥機 仕様表 (1/3)

事業許可との 許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応 設備・機器名称	{440} 燃料棒組立設備 乾燥機
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
	(2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
	(3) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
	(4) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
	(5) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
	(6) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
	(7) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
	(8) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器名	燃料棒組立設備 ペレット乾燥機
**** E	(1) ペレット乾燥機(1)
,	(2) ペレット乾燥機(2)
	(3) ペレット乾燥機(3)
	(4) ペレット乾燥機(4)
	(5) ペレット乾燥機(6)
	(6) ペレット乾燥機(8)
	(7) ペレット乾燥機(9)
	(8) ペレット乾燥機(10)
変更内容	(1) 改造
	・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	<ul><li>配置を変更する。</li></ul>
	(2) 改造
	・耐震補強のため部材を追加する。
	・配置を変更する。
	(3) 改造
	・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	・配置を変更する。
	(4) 改造
	・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	<ul><li>配置を変更する。</li></ul>
	(5) 改造
	・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	・配置を変更する。
	(6) 改造
	・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	・配置を変更する。
	(7) 改造
	・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	・配置を変更する。
	(8) 改造
	・耐震補強のため部材を追加する。

追表ニ設-1(6次) ペレット乾燥機 仕様表(2/3)

員数		8基
尽数		(1) 1基
		(2) 1基
		(3) 1基
		(4) 1基
		(5) 1基
		(6) 1基
		(7) 1基
		' ' ==
	Wilmin	(8) 1基
	型式	温風乾燥式
般	主要な構造材	別表二設一1【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)	(1)
'''		(2)
	,	(3)
		(4)
		(5)
		(6)
		(7)
		(8)
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	最高使用温度 150℃
	取扱う核燃料物質の状態	∪02ペレット
井	核燃料物質の臨界防止	{440}
緕		[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基		<b>濃縮度 5%以下</b>
単に		厚み 80.0cm 以下
基		[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
ブ		あることが確認された配置に固定する。
技術基準に基づく設計		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
計		(図臨配-3、図臨成-111、図臨成-112、図臨成-113)
(注	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
生		土間コンクリートに設置する。
		Taliful - 2 2 1 1 - Packers / 000

## 追表ニ設-1(6次) ペレット乾燥機 仕様表(3/3)

	<b>但</b> 农一散	1 (00人) ・・・・クト・紀然後 上塚衣 (0/3)
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止  津波による損傷の防止  外部からの衝撃による損傷の防止  人の不法な侵入等の防止  閉じ込めの機能  火災等による損傷の防止  溢水による損傷の防止  安全避難通路等  安全機能を有する施設	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {440} 乾燥機 第 1 類 ペレット乾燥機(1),(9)部材:
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	<b>–</b>
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	進蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。
添付	<b>X</b>	図ニ配-1、図ニ設-1、図ニ設-2、図ニ設-3、図ニ設-4【三原燃 第 20-0695 号】

注

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2102254号で認可済み

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表ニ設-2 (6 次) ペレット挿入機 仕様表 (1/2)

事業許可との		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応 設備・機器名称		設備・機器名称	{441} 燃料棒組立設備 ペレット挿入機
設置場所			(1) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
			(2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器	 名		燃料棒組立設備 ペレット挿入機
			(1) ペレット挿入機 I 系
			(2)ペレット挿入機Ⅱ系
変更	内容		(1) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			2基
			(1) 1基
			(2) 1基
_	型式		自動押込み式
般仕様	主要な構造材		別表二設一2【三原燃 第 20-0695 号】
様	寸法 (単位:mm)		(1)
			(2)
	その他の構成機器		
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		U0 <sub>2</sub> ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{441}
術生			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
準			機縮度 5%以下
技術基準に基づく設計			厚み 10.7㎝以下
差づ			[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で   あることが確認された配置に固定する。
< =n.			めることが確認された配置に固たする。   [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
設   計			14.2 成 6   工物保険機に改置する。   (図臨配-3、図臨成-114、図臨成-115)
1	安全機能;	 を有する施設の地盤	(図画記 - 3、図画成 - 114、図画成 - 115)   [5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
進	女土1次肥7	で ロッ の 心 区 グ 川 ) 位	15.1 元 1   「 力な文行性能を有する基礎及び电盤工に建造された工物保険室工物の   土間コンクリートに設置する。
L			上的ーマノノー(下下座)が

#### 追表ニ設-2(6次) ペレット挿入機 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		{441}ペレット挿入機 第1類
に		ペレット挿入機 I 系部材:
基		ペレット挿入機 I 系アンカーボルト: [] ((新規) 含
?		む)
設		ペレット挿入機Ⅱ系部材:
		ペレット挿入機 II 系アンカーボルト: (新規)
注		含む)
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
'	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	_
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	-
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	·図	図二配-1、図二設-5、図二設-6【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

<sup>|</sup> 図一郎一1、図一政一5、図一政一6 1 二原 京 第 20-0095 方]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条 ~ 第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表二設-3(6次) ペレットトレイ用台車(3) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応 設備・機器名称		設備・機器名称	【442】 燃料棒組立設備 ペレットトレイ用台車(3)
設置:	場所		工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器名			燃料棒組立設備 ペレットトレイ用台車(3)
変更	内容		変更なし
員数			2 台
_	型式		手押運搬式
般	主要な構造材		別表二設一3【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:㎜)		
127	その他の構成機器		_
	その他の性能		-
	取扱う核燃料物質の状態		UO2ペレット
技術基準に基づく設計(注	技燃料物質の臨界防止 技術基準に基づく設計(注)		【442】 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに より安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-2) [4.2-設3] 周囲にスペーサー (30.5cm以上) を設ける。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	

#### 追表ニ設-3(6次) ペレットトレイ用台車(3) 仕様表(2/2)

技術	地震による損傷の防止	_
	津波による損傷の防止	
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	-
だ	人の不法な侵入等の防止	
基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
1 <	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
設   計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
注	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
Į		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
1	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	-
	放射線管理施設	
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	<b>X</b>	図二設-7【三原燃 第 20-0695 号】

注

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 凡例

<sup>]</sup> 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表二設-4(6次) 端面洗浄機 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{443} 燃料棒組立設備 端面洗浄機
設置	設置場所		(1) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
			(2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器	名		燃料棒組立設備 端面洗浄機
			(1) 端面洗浄機 I 系
			(2) 端面洗浄機Ⅱ系
変更	内容		(1) 変更なし
			(2) 変更なし
員数			2基
			(1) 1 基
			(2) 1基
_	型式		綿紐洗浄式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表二設-4【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		(1)
148			(2)
	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質	質の臨界防止	{443}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			<b>濃縮度 5%以下</b>
一に			厚み 10.7cm以下
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
?			あることが確認された配置に固定する。
技術基準に基づく設計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
計			(図臨配-3、図臨成-114、図臨成-115)
注	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
=			土間コンクリートに設置する。
			<u> </u>

#### 追表二設-4(6次) 端面洗浄機 仕様表(2/2)

	~~ ~	1 (0 )() Niiimiya 1   M.   E   M. (1)
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {443}端面洗浄機 ※1 第2類 端面洗浄機 I 系支持脚部材:
1.	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
1	材料及び構造	
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	1
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
İ	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	<u> </u>
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その他事業許可で求める仕様		
添付	図	図ニ配-1、図ニ設-8、図ニ設-9【三原燃 第20-0695 号】

注

凡例

<sup>|</sup> 国一配一1、国一成一5、国一成一5 (国一成一5 (国内) 1 (国际) 3 (国际) 4 (国际) 4 (国际) 5 (国际) 5 (国际) 5 (国际) 6 (国际) 6 (国际) 6 (国际) 7 (国际) 7 (国际) 7 (国际) 8 (国际) 7 (国际) 8 (国际) 7 (国际) 8 (国际) 9 (国际) 9 (国际) 9 (国际) 1 (国际) 9 (国际) 1 (

# 追表二設-5(6次) 端栓圧入機 仕様表(1/3)

事業許可との 対応     許可番号(目付)     原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)       設備・機器名称     (444)     燃料棒組立設備 端栓圧入機       (2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室     (2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室       機器名     燃料棒組立設備 端栓圧入機 (1) 端栓圧入機 I系 (2) 端栓圧入機 I系 (2) 端栓圧入機 I系 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基       世報     型式 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 2 基 (4) 2 基 (4) 3 基 (4) 3 基 (4) 3 基 (4) 3 基 (4) 4 基 (4)	
世帯 (1) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (3) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室 (4) 端栓圧入機 I 系 (5) 端栓圧入機 I 系 (6) 砂造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (7) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (8) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (9) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (1) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 目	
(2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室   機器名   燃料棒組立設備 端栓圧入機 (1) 端栓圧入機 (1) 端栓圧入機 [系 (2) 端栓圧入機 [系 (2) 端栓圧入機 [系 (2) 端栓圧入機 [系 (2) 端栓圧入機 [系 (2) がき ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 (1) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基   自動圧入式	
機器名	
(1) 端栓圧入機 I 系 (2) 端栓圧入機 I 系 (2) 端栓圧入機 I 系 (2) 端栓圧入機 I 系 (2) 端栓圧入機 I 系 (3) 端栓圧入機 I 系 (4) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。  2 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基  主要な構造材 ・対法 (単位:mn) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	
(2) 端栓圧入機 II 系	
変更内容       (1) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 (2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。         ・耐震補強のため据付部を改造する。       2 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 自動圧入式 主要な構造材 ・対法(単位:mm)         ・対法(単位:mm)       (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	
・耐震補強のため据付部を改造する。         員数       2 基	
(2) 改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。       2基	
員数       2 基         の他の構成機器       (1) 1 基         (2) 1 基         (2) 1 基         (2) 1 基         (2) 1 基         (2) 1 基         (2) 2 三         (3) 2 三         (44) 2 三         (44) 3 三	
具数       2 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1 基 (2) 1	
(1) 1 基       (2) 1 基       (2) 1 基       (2) 1 基       自動圧入式       主要な構造材     別表ニ設-5【三原燃 第 20-0695 号】       寸法(単位:mm)     (1)	
(2) 1基       上     型式     自動圧入式       主要な構造材     別表ニ設-5【三原燃 第 20-0695 号】       寸法(単位:mm)     (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	
型式     自動圧入式       主要な構造材     別表ニ設-5【三原燃 第 20-0695 号】       寸法(単位:mm)     (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	
設     主要な構造材     別表ニ設-5【三原燃 第 20-0695 号】       寸法(単位:mm)     (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	
その他の構成機器       -         その他の性能       -         取扱う核燃料物質の状態       燃料棒         は燃料体質の応用はより       (444)	
(2)         その他の構成機器         その他の性能         取扱う核燃料物質の状態       燃料棒         は燃料体質の応用は       (444)	
その他の構成機器     -       その他の性能     -       取扱う核燃料物質の状態     燃料棒	
その他の性能         -           取扱う核燃料物質の状態         燃料棒           は燃料機関の原列時間         (444)	
取扱う核燃料物質の状態 燃料棒	
大條似條所の時用吐山 (444)	
技   核燃料物質の臨界防止	
術 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 基 濃縮度 5%以下 準 厚み 10.7cm 以下	
基準     濃縮度 5%以下       に     厚み 10.7cm 以下	
た   厚み 10.7cm以下	
基   「4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角料	により安全で
あることが確認された配置に固定する。	
あることが確認された配置に固定する。   <u>[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。</u>   計   (図臨配-3、図臨成-114、図臨成-115)	
注   安全機能を有する施設の地盤   [5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場	棟成型工場の
土間コンクリートに設置する。	

# 追表二設-5(6次) 端栓圧入機 仕様表(2/3)

T	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技	地域による頂例の例正	1
「你		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		{444}端栓圧入機 第1類
1.7		トップ架台上部部材:
技術基準に基づ		トップ架台上部取付ボルト: (1 基分) 計 2 基
		トップ架台下部部材:
く 設 計		トップ架台下部取付ボルト: [
計		トレイ架台部 A 部材:
注		トレイ架台部 A 取付ボルト: (1 基分) 計 2 基
		トレイ架台部 B 部材: <b></b>
		トレイ架台部 B 取付ボルト:(1 基分) 計 2 基
		ボトム架台上部部材:
		ボトム架台上部取付ボルト: [ (1 基分)計 2 基
		ボトム架台下部部材:
		ボトム架台下部取付ボルト: [ (1 基分)計 2 基
		ベース架台部部材:
		ベース架台部アンカーボルト: (新規)(1 基分)計2基
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	

#### 追表二設-5(6次) 端栓圧入機 仕様表(3/3)

技	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
技術基準に基づ	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
だ		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
基	安全避難通路等	_
12	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
設   計		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
計		揮できる設計とする。
注		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
=		設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様		[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	· <u> </u>	図ニ配-1、図ニ設-10、図ニ設-11【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

| 国一記 | 1、国一設 | 10、国一設 | 11 【 上 | 10 (10 号 号 ) | 10 日本 | 10 (10 号 号 ) | 10 日本 | 10 (10 号 号 ) | 10 日本 | 10 (10 号 号 ) | 10 日本 | 10 (10 号 号 ) | 10 日本 | 10 (10 号 号 ) | 10 日本 | 10 (10 号 号 ) | 10 日本 | 10 (10 号 号 ) | 10 日本 | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 日本 | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 10 (10 号 ) | 1

## 追表二設一6(6次) 端栓周溶接装置 仕様表(1/2)

年 光	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{445} 燃料棒組立設備 端栓溶接装置
設置		以 加 1及6641177	(1) 工場棟 成型工場 燃料棒容接室
取胆	<b>*加刀!</b>		(2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
			(3) 工場棟 成型工場 燃料棒容接室
			(4) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器	D		(4) 工物体 成至工物 然种种俗族主 燃料棒組立設備 端栓周溶接装置
(茨吞:	4		(1) 上部端栓周溶接装置 I 系
			(2) 下部端栓周溶接装置 I 系
			(3) 上部端柱周溶接装置Ⅱ系
亦声			(4) 下部端栓周溶接装置 II 系 (1) 変更なし
変更	內谷		17 24 2 2 2
			(2) 変更なし (c) 変更なし
			(3) 変更なし (A) 変更なし
員数			(4) 変更なし
貝奴			4基 (1) 1 #
			(1) 1基
l			(2) 1 基 (3) 1 基
			· · · —
	型式		(4) 1 基 ロッド回転式
— éл.			
般仕様	主要な構造材 寸法 (単位:mm)		別表二設-6【三原燃 第 20-0695 号】
様	小法(甲位	<u>√</u> : mm)	(1)
			(2)
			***
	7 0 14 0 4	# -1- 144 00	(4)
	その他の情	****	_
	その他の性能		- IAN-Jol Jefs
		然料物質の状態	燃料棒
技	核燃料物質	質の臨界防止	{445}
你			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
準			濃縮度 5%以下
に			厚み 10.7㎝以下
<u>基</u>		-	[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
<u>                                     </u>			あることが確認された配置に固定する。
設	技術基準に基づく設計		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
			(図臨配-3、図臨成-114、図臨成-115)
注	女全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表二設-6(6次) 端栓周溶接装置 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [445] 端栓溶接装置 ※1 第 2 類 上部端栓周溶接装置 I 系支持脚部材: 上部端栓周溶接装置 I 系支持脚取付ボルト: 上部端栓周溶接装置 I 系架台部材: 上部端栓周溶接装置 I 系架台アンカーボルト: 下部端栓周溶接装置 I 系支持脚部材: 「一」 下部端栓周溶接装置 I 系支持脚部材: 「一」 上部端栓周溶接装置 I 系支持脚部材: 「一」 上部端栓周溶接装置 I 系支持脚でンカーボルト: 「一」 下部端栓周溶接装置 II 系支持脚でンカーボルト: 「一」 下部端栓周溶接装置 II 系支持脚でンカーボルト: 「一」 下部端栓周溶接装置 II 系支持脚でンカーボルト:
		[6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設
		備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚、架台を対象に実施。
'	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	_
'	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	=
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	図	図二配-1、図二設-14、図二設-15、図二設-16、図二設-17【三原燃 第 20- 0695 号】
注	加工状態の状態は海に関土で担則性二充	重大車が築対処施設 第 26 条~第 39 条け該当しかい

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。

加工配成の技術差単に関する放射第二年 重入争取等対交地改 第20条で第3条は政コレスや。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

# 追表二設-7(6次) He加圧溶接装置 仕様表(1/2)

事業記	午可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{445} 燃料棒組立設備 端栓溶接装置
設置場所			(1) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
			(2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器名	3		燃料棒組立設備 He加圧溶接装置
			(1) He加圧溶接装置 I系
			(2) He加圧溶接装置II系
変更内	勺容		(1) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			2基
			(1) 1 基
			(2) 1基
_	型式		加圧チャンバ式
般仕様	主要な構造材		別表二設-7【三原燃 第 20-0695 号】
[	寸法(単位:mm)		(1)
**			(2)
	その他の構成機器		_
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質	質の臨界防止	{445}
技術基準に基づく設計			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
12			厚み 10.7㎝以下
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
₹			あることが確認された配置に固定する。
設			[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
···	_L & Id. :	) 1 1/-50 14 45	(図臨配-3、図臨成-114、図臨成-115)
注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表二設-7(6次) He加圧溶接装置 仕様表(2/2)

		(6)以 116)加上市政教區 上隊教 (2/2)
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {445}端栓溶接装置 ※1 第2類 He加圧溶接装置 I系支持脚部材:
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	_
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
ļ	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その他事業許可で求める仕様		_
添付	図	図ニ配-1、図ニ設-12、図ニ設-13【三原燃 第20-0695 号】

注

凡例

追表ニ設-8(6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表(1/4)

	追表二設-8(6岁	欠) 燃料棒ラインコンベア 仕様表 (1/4)
事業許可との 許可	番号(日付) 原	京規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応 設備	・機器名称 {	446} 燃料棒搬送設備 燃料棒ラインコンベア
設置場所		1) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
	(	2) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
	(	3) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
	(	4) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
	(	(5) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
	(	6) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
	(	(7) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
	(	8) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
	(	9) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
		(10) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
		(11) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
		(12) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
		(13) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
		(14) 工場棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器名	I "	然料棒搬送設備 燃料棒ラインコンベア
		(1) ラインコンベア I 系(1)
	l l	(2) ラインコンベア I 系(2)
		(3) ラインコンベア I 系(3)
	I .	(4) ラインコンベア I 系(4)
		(5) ラインコンベア I 系(5)
		(6) ラインコンベア I 系(6)
	·	(7) 払出しコンベアI系
		(8) ラインコンベア II 系(1)
	·	(9) ラインコンベアⅡ系(2)
	·	(10) ラインコンベアII系(3)
		<ul><li>(11) ラインコンベアⅡ系(4)</li><li>(12) ラインコンベアⅡ系(5)</li></ul>
	1	(13) ラインコンベア II 系 (6)
	1	(1d) 払出しコンベア II 系 (d)
		(1) 改造
Z X I I I		・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
		(2) 改造
		・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
		(3) 改造
	1	・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
		(4) 改造
		・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
		(5) 改造
		・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。
		・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	ŧ .	(6) 改造
		・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	(	(7) 改造
		・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	(	(8) 変更なし
		(9) 改造
		・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	(	(10) 改造
		・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
		(11) 改造
		・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	1	(12) 改造
	1	・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
		(13) 改造
	1	・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
		(14) 改造
		・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。

追表ニ設-8(6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表(2/4)

1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基 (10) 1 基 (11) 1 基	
(2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基 (5) 1 基 (6) 1 基 (7) 1 基 (8) 1 基 (9) 1 基 (10) 1 基 (11) 1 基	
(3) 1基 (4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基	
(4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基	
(5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基	
(6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基	
(7) 1基 (8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基	
(8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基	
(8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基	
(9) 1 基 (10) 1 基 (11) 1 基	
(10) 1 基 (11) 1 基	
(11) 1 基	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
(12) 1 基	
(13) 1基	
(14) 1基	
型式     チェーン搬送方式	
般 主要な構造材 別表ニ設一8【三原燃 第 20-0695 号】	
仕	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	
(6)	Ì
(7)	
(8)	
(9)	
(10)	
(13)	
(14)	
その他の構成機器 ロッドトレイ	
その他の性能	
取扱う核燃料物質の状態 燃料棒	
技   核燃料物質の臨界防止   {446}	
術 │ [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。	
基	
厚み 10.7 cm 以下	
基 【 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法	により安全で
技	
[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	
計 (図臨配-3、図臨成-114、図臨成-115)	
(14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1	 棟成型工場の
(注   安全機能を有する施設の地盤   [5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場   土間コンクリートに設置する。	ルトルエエ <i>ッ</i> カック
上向 マノノ ・ に以足す ②。	

# 追表ニ設-8(6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表(3/4)

井	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
 技術基準に基づく設計		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{446}燃料棒ラインコンベア 第1類
単に		ラインコンベア I 系(1)部材:
基		ラインコンベア I 系(1)アンカーボルト:
ーづっ		ラインコンベア I 系(2)部材:
設		ラインコンベア I 系(2)アンカーボルト:
計		ラインコンベア I 系(3)部材:
注		ラインコンベア I 系(3)アンカーボルト:
⊞		ラインコンベア I 系(4)部材:
		ラインコンベア I 系(4)アンカーボルト:
		ラインコンベア I 系(5)部材:
		ラインコンベア I 系(5)アンカーボルト:(新規)
		ラインコンベア I 系(6)部材:
		ラインコンベア I 系(6) アンカーボルト:
		を含む)
		払出しコンベア I 系部材:
		払出しコンベア I 系アンカーボルト: (新規)を
		含む)
ļ		ラインコンベアⅡ系(1)部材:
İ		ラインコンベアⅡ系(1)アンカーボルト:      .
		ラインコンベア Ⅱ 系 (2) 部材:
		ラインコンベアⅡ系(2)アンカーボルト: □□□ (新規)
	•	ラインコンベア Ⅱ 系 (3) 部材:
		ラインコンベアⅡ系(3)アンカーボルト:(新規)
		ラインコンベアⅡ系(4)部材:
		ラインコンベアⅡ系(4)アンカーボルト: □□□ (新規)
		ラインコンベア II 系 (5) 部材:
		ラインコンベアⅡ系(5)アンカーボルト: □□□ (新規)
ļ		ラインコンベア II 系 (6) 部材:
		ラインコンベアⅡ系(6)アンカーボルト: □ (新規)
		を含む)
		払出しコンベアⅡ系部材:
		払出しコンベアⅡ系アンカーボルト: (新規)
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。

追表ニ設-8(6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表(4/4)

技	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
技術基準に基づ	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
に		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
基	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
く 設 計		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
計		揮できる設計とする。
注		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
🖰		設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	-
1	通信連絡設備	. –
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と
	•	なる設計とする。
添付	·図	図二配-1、図二設-18【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

# 追表二設-9(6次) 端栓切断機 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{447} 燃料棒補修設備 端栓切断機
設置	設置場所		工場棟 成型工場 燃料棒補修室
機器	機器名		燃料棒補修設備 端栓切断機
変更	 内容		変更なし
員数	員数		1 基
	型式		燃料棒回転切削式
般	主要な構造	 告材	別表二設-9【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
188	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止		<ul> <li>{447}</li> <li>[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。</li> <li>濃縮度 5%以下</li> <li>厚み 10.7cm以下</li> <li>[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。</li> <li>[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。</li> <li>(図臨配-3、図臨成-116)</li> </ul>
注	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の 土間コンクリートに設置する。

#### 追表二設一9(6次) 端栓切断機 仕様表(2/2)

	T =	
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
準		{447}端栓切断機 第 1 類
<u>に</u>		端栓切断機支持脚部材 ※1:
基		端栓切断機支持脚アンカーボルト ※1:
{		燃料棒受け台部材:
設		燃料棒受け台アンカーボルト:
		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
注	津波による損傷の防止	-
~	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	_
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
	•	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	<b>X</b>	図二配-1、図二設-19【三原燃 第 20-0695 号】

凡例

図二配一1、図二設一19【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表二設-10(6次) 端栓圧入機 仕様表(1/2)

		127 17	
事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{448} 燃料棒補修設備 端栓圧入機
設置	場所		工場棟 成型工場 燃料棒補修室
機器	名		燃料棒補修設備 端栓圧入機
変更	内容		変更なし
員数			1基
	,		
_	型式		圧空圧入式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ニ設-10【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
141	その他の構成機器		
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質の臨界防止		{448}
一術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			<b>濃縮度 5%以下</b>
だ			厚み 10.7cm以下
技術基準に基づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
Ιź			あることが確認された配置に固定する。
設	計		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
計			(図臨配-3、図臨成-117)
(注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表二設-10(6次) 端栓圧入機 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
基準		[448] 端栓圧入機 第 1 類
に		端栓圧入機支持脚部材 ※1:
基		端栓圧入機支持脚アンカーボルト ※1:
づく		寸法確認部部材:
設		寸法確認部アンカーボルト:
計		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
注	津波による損傷の防止	_
()	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	_
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	1227.V = 0.4 0 15 (15) - 15 (2)	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
		- INVANCORMAN - OF SHANN AND SHANN A
	安全機能を有する施設	   「14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
	女主  双肥を行うる  他収	圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		19 くこる版計 こうる。   [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		は置する。
		<b>                                      </b>
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	B 111124 1111/11-11	
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	図	図二配-1、図二設-20【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

図二配一1、図二設一20 [二原然 第 20-0695 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表二設-11 (6次) UO2明替ボックス 仕様表 (1/2)

1 - /	許可との	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{449} 燃料棒補修設備 UO₂明替ボックス
設置	設置場所		工場棟 成型工場 燃料棒補修室
機器	機器名		燃料棒補修設備 UO2明替ボックス
変更	変更内容		改造 ・耐震補強のためフードボックスを取替える。
員数			1基
	型式		傾斜式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表二設-11【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
148	その他の特	<b>構成機器</b>	-
	その他の付	生能	-
	取扱う核焼	然料物質の状態	UO₂ペレット、燃料棒
技術基準に基づく設計(注)		質の臨界防止	【449】 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (ペレット取出台)
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の 土間コンクリートに設置する。

#### 追表二設-11 (6 次) UO2 明替ボックス 仕様表 (2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
析		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
上 進		{449}U0₂明替ボックス 第1類
に		ペレット取出台部材:
基		ペレット取出台アンカーボルト:
7		ペレット明替ボックス部材:
技術基準に基づく設計		ペレット明替ボックスアンカーボルト:
	津波による損傷の防止	<del></del>
注	外部からの衝撃による損傷の防止	<u> </u>
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
1	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
		_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	-
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
	time a State 1 of a charter on lone late.	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.00で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	· 🖾	図ニ配-1、図ニ設-21【三原燃 第 20-0695 号】
1 49001 4	<b>—</b>	

注

凡例

図二配-1、図二設-21【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

追表ニ設-12(6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表(1/4)

<b>是</b> 数一段 15 (	6 次) 燃料棒フインコンペア 仕様表 (1/4)
事業許可との 許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応 設備・機器名称	[450] 燃料棒搬送設備 燃料棒ラインコンベア
設置場所	(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
	(2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
	(3) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
	(4) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
	(5) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
	(6)工場棟 組立工場 燃料棒検査室
	(7) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
	(8) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
	(9) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
	(10) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
	(11) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
	(12) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名	燃料棒搬送設備   燃料棒ラインコンベア
	(1) 受入コンベア
	(2) UT 前コンベア
	(3)シール X 線前コンベア
	(4) トレイ縦送りコンベア
	(5) 全長・重量前コンベア
	(6) トレイスタックコンベア
	(7) 燃料棒スタックコンベア A
	(8) γ 線走査コンベア
	(9) 燃料棒スタックコンベア B
	(10) 燃料棒供給コンベア
	(11) チャンネル搬送コンベア
	(12) チャンネルスタックコンベア
変更内容	(1) 改造
	・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
	(2) 改造 - T.原体 (4) のようは (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)
•	・耐震補強のため据付部を改造する。
	(3) 改造
	・ 耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。 ・ 耐震性向上のため不要な部材を撤去する。
	- ・
	(**)「は、12   ・既設(X 線装置)を撤去し、X 線機能を廃止した機器を設置する。
	(5) 改造
	- (の) 改造 - ・耐震補強のため据付部を改造する。
	(6) 改造
	・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。
	(7) 改造
	- ベルダル - ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	(8) 改造
	・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	(9) 改造
	・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	(10) 改造
	・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	(11) 改造
	・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	(12) 改造
	・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
	・不要機器の一部取外し。

追表ニ設-12(6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表(2/4)

員数	3511—à-	1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 2基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基 (12) 1基
-	型式	ローラ/ホイール/ボールコンベア組合せ方式
般	主要な構造材	別表二設-12【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位:mm) その他の構成機器	(1)
	その他の性能	IAN dai Lite
ļ	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(対	核燃料物質の臨界防止	<ul> <li>{450}</li> <li>[4.1-設1] 核的制限値を設定する。</li> <li>濃縮度 5%以下</li> <li>厚み 10.7cm以下</li> <li>[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。</li> <li>[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。</li> <li>(図臨配-4、図臨組-1、図臨組-2、図臨組-3、図臨組-4、図臨組-5、図臨組-6)</li> </ul>
注	安全機能を有する施設の地盤	- 6) [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の 土間コンクリートに設置する。

# 追表ニ設-12(6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表(3/4)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		{450}燃料棒ラインコンベア 第1類
準		受入コンベア部材:
基		受入コンベアアンカーボルト: (新規)
?		UT 前コンベア部材: <b></b>
設		UT 前コンベアアンカーボルト: [(新規)
		シール X 線前コンベア部材:
注		シール X 線前コンベアアンカーボルト: [ (新規)
5		トレイ縦送りコンベア部材:
		トレイ縦送りコンベアアンカーボルト:   (新規)(1 基分)計
		2基
		全長・重量前コンベア部材:
		全長・重量前コンベア取付ボルト:
		全長・重量前コンベア架台部材:
		全長・重量前コンベア架台アンカーボルト: (新規)
		トレイスタックコンベア(1) 部材:
		トレイスタックコンベア(1) アンカーボルト: (新規)
		トレイスタックコンベア(2)部材:
		トレイスタックコンベア(2)アンカーボルト: (新規)
		燃料棒スタックコンベア A(1)部材:
		燃料棒スタックコンベア A(1)アンカーボルト: ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
Ì		(新規) 含む)   燃料棒スタックコンベア A(2)部材:
		燃料棒スタックコンペア A(2)アンカーボルト:
		燃料棒スタックコンベア A(3) 架台部材:
		燃料棒スタックコンベア A(3)架台アンカーボルト: (新規)
		燃料棒スタックコンベア A(3) 昇降部部材:
		燃料棒スタックコンベア A(3) 昇降部取付ボルト:
		y 線走査コンベア(1)部材:
		y 線走査コンベア(1)アンカーボルト: (新規)
		y 線走査コンベア(2)部材:
		y 線走査コンベア(2)アンカーボルト: (新規)
		燃料棒スタックコンベアB架台部材:
		燃料棒スタックコンベア B 架台アンカーボルト:
		燃料棒スタックコンベア B 昇降部部材:
		燃料棒スタックコンベア B 昇降部取付ボルト: []
		燃料棒供給コンベア部材:
		燃料棒供給コンベアアンカーボルト: (新規)
		チャンネル搬送コンベア部材:
		チャンネル搬送コンベアアンカーボルト: (新規)
		チャンネルスタックコンベア(1)部材:
		チャンネルスタックコンベア(1)アンカーボルト: (新規)
		チャンネルスタックコンベア(2)部材: チャンネルスタックコンベア(2)アンカーボルト: 「
		(新規) 含む)
		チャンネルスタックコンベア(3)部材:
		チャンネルスタックコンベア(3)アンカーボルト:
		(新規) 含む)
		チャンネルスタックコンベア(4)部材:
		チャンネルスタックコンベア(4)アンカーボルト: (新規)
		チャンネルスタックコンベア(5)部材:
		チャンネルスタックコンベア(5)アンカーボルト:
		(新規) 含む)
		チャンネルスタックコンベア(7)部材:
		チャンネルスタックコンベア(7)アンカーボルト:((
		(新規) 含む)
		チャンネルスタックコンベア(8)部材:
		チャンネルスタックコンベア(8)アンカーボルト:

#### 追表ニ設-12(6次) 燃料棒ラインコンベア 仕様表(4/4)

技	津波による損傷の防止	_
技術	外部からの衝撃による損傷の防止	_
基準に	人の不法な侵入等の防止	_
1 12	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
基づ	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
12	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
く設計		[12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
(注)	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	<b>廃棄施設</b>	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
1		なる設計とする。
	~	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	·図	図二配-2、図二設-22【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

図二配一2、図二設一22 [三原燃 第 20-0695 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表二設-13(6次) 超音波検査装置 仕様表(1/2)

事業語	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{451} 燃料棒検査設備 燃料棒検査装置 (超音波式)
設置場	揚所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器	名	•	燃料棒検査設備 超音波検査装置
変更F	内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			1基
	型式		超音波探傷方式
般	主要な構造材		別表二設-13【三原燃 第 20-0695 号】
般性様	寸法(単位:㎜)		
128	その他の構成機器		_
	その他の性能		-
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質	<b>重の臨界防止</b>	[451] [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
版			(4.1-放1) 核的制液値を放定する。 農縮度 5%以下
準			原相及 30.0 F 厚み 10.7 cm 以下
技術基準に基づ			「孝か 10.10m & F   [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
ゔ			一あることが確認された配置に固定する。
く			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
く 設 計			(図臨配-4、図臨組-1)
1 +	安全機能を	 と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の
注	> T188,80.0	L (1 / 2) MEHA * > 20 IIIL	土間コンクリートに設置する。
			1

#### 追表二設-13(6次) 超音波検査装置 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
衝		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		[451]燃料棒検査装置(超音波式)※1 第1類
に		超音波検査装置支持脚部材:
基		超音波検査装置支持脚アンカーボルト: [ (新規)
ブ		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
計	外部からの衝撃による損傷の防止	-
注	人の不法な侵入等の防止	
=	閉じ込めの機能	_
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
70	他事業許可で求める仕様	「99-設1]Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と
		なる設計とする。
		「99-設 3   F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	· 🗵	図二配-2、図二設-23【三原燃 第 20-0695 号】
1		

注

凡例

図二配-2、図二設-23 【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表ニ設-14(6次) シールX線検査装置 仕様表(1/2)

古光	Et at 1. on	計可采品 /日片)	医用用交给 1711011 是(亚代 90 年 11 日 1 日 仕)
	許可との	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{452} 燃料棒検査設備 X 線検査装置
設置	場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器	名		燃料棒検査設備 シールX線検査装置
変更	内容		改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
員数			1 基
	型式		マイクロフォーカス式
般	主要な構造材		別表二設-14【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
ाऋ	その他の構成機器		-
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質	質の臨界防止	{452}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
連			厚み 10.7cm 以下
技術基準に基づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
く設計			(図臨配-4、図臨組-1)
注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の
進	久土  双肥。	E D 7 SUBBLEVE	土間コンクリートに設置する。
	<u> </u>		上内 - マノノ - (一枚屋 7 つ)

#### 追表ニ設-14(6次) シールX線検査装置 仕様表(2/2)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。   [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{452} X 線検査装置 第 1 類
準		シールX線検査装置(本体)部材:
基		シールX線検査装置 (本体) アンカーボルト: (新規)
ヺ		シール X 線検査装置 (搬送部) 部材:
< ⊕n.		シール X 線検査装置 (搬送部) アンカーボルト: (新規)
計	津波による損傷の防止	- (41/95)
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	
	7	
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	-
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	進蔽	_
	換気設備	_
1	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
-		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と
Ì		なる設計とする。
		「99-設 3   F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	· 🗑	図二配-2、図二設-24【三原燃 第 20-0695 号】
1914.1.1	F-3	He

注

図二配二2、図二配二2 【二原窓 第 20 0090 5 】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「麦 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表ニ設-15(6次) 燃料棒全長・重量測定装置 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{453} 燃料棒検査設備 燃料棒全長·重量測定装置
設置	場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器	機器名		燃料棒検査設備 燃料棒全長・重量測定装置
変更	为容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			1基
_	型式		マグネスケール&秤量方式
般	主要な構造	 造材	別表二設-15【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		
1球	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
İ	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技術を整準に基づく設計			【453】 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で あることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-3)
注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の 土間コンクリートに設置する。

#### 追表ニ設-15(6次) 燃料棒全長・重量測定装置 仕様表(2/2)

	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{453}燃料棒全長・重量測定装置 ※1 第1類
単に		燃料棒全長・重量測定装置支持脚部材:
基		燃料棒全長・重量測定装置支持脚アンカーボルト: [ (新規)
づ		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
基準に基づく設	津波による損傷の防止	_
計	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	_
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	換気設備	-
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	-
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
L.		定する。
添付図		図二配-2、図二設-25【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

図二配一2、図二設一25 [三原燃 第 20-0695 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表二設-16(6次) 渦電流検査装置 仕様表(1/2)

事業許可との 対応     許可番号(日付) 設備・機器名称     原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)       設置場所     【454】 燃料棒検査設備 燃料棒検査室       機器名     燃料棒検査設備 渦電流検査装置	
設置場所 工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器名 燃料棒検査設備 渦電流検査装置	
変更内容を要し	
員数 1 基	
_ 型式 渦電流方式	
般 主要な構造材 別表ニ設-16【三原燃 第 20-0695 号】	
般 仕 様     主要な構造材     別表ニ設-16【三原燃 第 20-0695 号】       寸法(単位:num)	
その他の構成機器	
その他の性能	
取扱う核燃料物質の状態 燃料棒	·
技 核燃料物質の臨界防止 {454}	<u> </u>
術 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。	
技   核燃料物質の脳外防止	
準   厚み 10.7cm以下	
[4.2-設1] 直径 50.8mm 以下の場合は、立体角評価の対象外とする。	
[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。	
設 計 安全機能を有する施設の地盤 「5.1-設1]十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟	
計 安全機能を有する施設の地盤 [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟	組立工場の
注 土間コンクリートに設置する。	

#### 追表二設-16(6次) 渦電流検査装置 仕様表(2/2)

		0 000 隔电机队在农臣 工家公 (4/2)
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {454}燃料棒検査装置(渦電流式) 第2類 燃料棒搬送装置(供給部)部材:
	.,	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	「10.1 元に〕技体的体所の技工とはよって(フル・・・・)
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。   [12.1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付	· <b>図</b>	図二配-2、図二設-26【三原燃 第 20-0695 号】

凡例

## 追表二設-17(6次) γ 線走査装置 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{455} 燃料棒検査設備 γ 線走査装置
設置	場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器	機器名		燃料棒検査設備 γ 線走査装置
変更	 内容	1 114011	変更なし
員数			1基
	型式		アクティブガンマ方式
般	主要な構造材		別表二設-17【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		President -
13%	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
坩	核燃料物質	質の臨界防止	{455}
一術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
手に			厚み 10.7cm 以下
基			[4.2-設1] 直径 50.8㎜ 以下の場合は、立体角評価の対象外とする。
技術基準に基づく設計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
計	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の
注			土間コンクリートに設置する。

#### 追表二設-17(6次) γ 線走査装置 仕様表(2/2)

	1	
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止  津波による損傷の防止  外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 溢水による損傷の防止  強水による損傷の防止 安全避難通路等 安全機能を有する施設	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {455} γ 線走査装置 ※1 第2類     γ 線走査装置支持脚部材:
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	-
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	-
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付	<b>X</b>	図二配-2、図二設-27【三原燃 第 20-0695 号】

\_ 添付 注

几例

図二配-2、図二設-27 [三原燃 第 20-0695 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表ニ設-18 (6 次) ヘリウムリーク試験装置 仕様表 (1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	対応 設備・機器名称		【456】 燃料棒検査設備 ヘリウムリーク試験装置
設置	設置場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器	 名		燃料棒検査設備 ヘリウムリーク試験装置
*=	<b>.</b>	·	71.54-
変更	八谷		改造   ・ 耐震補強のため据付部を改造する。
員数			3基
	型式		真空チャンバ方式
般	主要な構造	造材	別表二設-18【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
186	その他の構成機器		_
	その他の性能		最高到達真空度 2.6×10 <sup>-6</sup> Pa
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質	質の臨界防止	{456}
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
上 進			濃縮度 5%以下
に			厚み 10.7cm 以下
基づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
く設計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
			(図臨配-4、図臨組-7)
注	安全機能で 	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の
			土間コンクリートに設置する。

## 追表ニ設-18(6次) ヘリウムリーク試験装置 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		[456] ヘリウムリーク試験装置 ※1 第 1 類
単に		ヘリウムリーク試験装置支持脚部材:
基		ヘリウムリーク試験装置支持脚アンカーボルト: □□□、□□□□(新規)
づ		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
計	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	_
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	「14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
	S III S II S II S II S II S II S II S	おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
	•	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
1	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
70	の他事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と
		なる設計とする。
		「99-設 3 F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添ん	†図	図二配-2、図二設-28【三原燃 第 20-0695 号】
1 1000 1	·	1 — — -, — ::- == L—//////// N/ V A

[ 添付[ 注

凡例

図 | 図二配-2、図二設-28 [三原燃 第 20-0695 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表二設-19(6次) 定盤 仕様表(1/2)

車拳	 許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	IT ") C 0)	設備・機器名称	[457] 燃料棒検査設備 定盤
設置場所		以明 1次40477	(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
			(2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
			(3) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室
144 DD .			
機器	Ži		燃料棒検査設備 定盤
			(1) 燃料棒検査定盤(1)
			(2) 燃料棒検査定盤(2)
	1.4-		(3) 燃料棒立会検査定盤
変更	内容		(1) 改造
			・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
			・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
			・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。
			(3) 改造
			・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
員数			3 基
			(1) 1基
			(2) 1基
			(3) 1基
. –	型式		花崗岩平型
般	主要な構造材		別表二設-19【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法 (単位:mm)		(1)
TAK			(2)
			(3)
	その他の	<b>構成機器</b>	_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
井	核燃料物質の臨界防止		{457}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
準     に			厚み 10.7cm 以下
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
技術基準に基づく設計			あることが確認された配置に固定する。
設			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
計			(図臨配-4、図臨組-8、図臨組-9)
注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の
Œ		· <del></del>	土間コンクリートに設置する。
	l		

## 追表二設-19(6次) 定盤 仕様表(2/2)

++	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{457} 定盤 第 1 類
準		燃料棒檢查定盤支持脚部材 ※1:
に		燃料棒検査定盤支持脚アンカーボルト・※1: (1 基分)計2基
ゔ		************************************
		チャンネル搬送部アンカーボルト:
設計		グャンネル版と前アンガーボルド・
		燃料棒立会検査定盤支持脚アンカーボルト ※1:
注		
		(新規) 含む)
		チャンネルコンベア(1)部材:
		チャンネルコンベア(1)アンカーボルト:
		チャンネルコンベア(2)部材:
		チャンネルコンベア(2)アンカーボルト:
		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
·		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	
	7 7	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
通信連絡設備		_
その他事業許可で求める仕様		[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
<u></u>		定する。
添付	·図	図二配-2、図二設-29、図二設-30【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条4 第39条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

# 追表二設-20 (6 次) 燃料棒受台 仕様表 (1/2)

事業記	午可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応 設備・機器名称		設備・機器名称	{458} 燃料棒検査設備 燃料棒受台
設置場	易所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器名			燃料棒検査設備 燃料棒受台
変更内	内容		変更なし
員数	-		1基
_	型式		ボールローラ方式
	主要な構造材		別表二設-20【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		
138	その他の構成機器		
1 [	その他の性能		
1 [	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質の臨界防止		{458}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
ドに			厚み 10.7㎝以下
技術基準に基づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
お設計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
計			
(注	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の
			土間コンクリートに設置する。

## 追表二設-20 (6次) 燃料棒受台 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		[458] 燃料棒受台 第1類
単した		燃料棒受台部材:
基		燃料棒受台アンカーボルト: []、
一づく	津波による損傷の防止	_
設	外部からの衝撃による損傷の防止	-
, , ,	人の不法な侵入等の防止	_
注	閉じ込めの機能	_
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	図	図二配-2、図二設-31【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

図二配一2、図二版一31 【二原際 第 20-0095 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

#### ホ 組立施設

## 1. 変更の概要

先行して申請した施設のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にてそれを引き継ぎ申請する建物及び設備・機器をそれぞれ追表ホー1及び追表ホー2に示す。

## 2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及 び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10)日本産業規格(JIS)(日本規格協会)
- (11)鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
- (12)鋼構造設計規準一許容応力度設計法一(日本建築学会)
- (13)建築基礎構造設計指針(日本建築学会)
- (14)2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書(建築研究所)
- (15)建築工事標準仕様書・同解説(日本建築学会)

## 3. 設計条件及び仕様

(1) 工場棟組立工場

今回申請する工場棟組立工場の建物は、昭和 46 年 9 月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

今回申請する工場棟組立工場に関する仕様を追表ホ建-1に示す。

#### (2) 設備・機器

先行して申請した設備・機器のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にて引き継ぎ申請する設備・機器の仕様表を追表ホ-2に示す。

追表ホー1 組立施設の申請対象建物

設置場所	名称	員数	仕様表番号
屋外	工場棟組立工場	1式	追表ホ建一1
			<sup>注</sup> (4次申請:表ホ建-1-1)

注:申請時の仕様表番号

追表ホー2 組立施設の申請対象設備・機器

	世衣が 2 地立地放り下げ	1 1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	及伯萨
設置場所	名称	員数	仕様表番号
工場棟	マガジン挿入装置	2 基	追表ホ設-1(6次)
組立工場	マガジン	4 基	追表ホ設-2(6次)
燃料集合体組立室	運搬台車	2 台	追表ホ設-3(6次)
ν .	マガジン架台	3 基	追表ホ設-4 (6 次)
	マガジン姿勢変換台	1基	追表ホ設-5(6次)
	燃料集合体組立装置	3 基	追表ホ設一6(6次)
	マガジン架台部	1台	追表ホ設-7 (6 次)
	燃料集合体洗浄装置	1式	追表ホ設-8 (6 次)
	ジブクレーン	1基	追表ホ設-9 (6 次)
	エンベロープ検査装置	1基	追表ホ設-10 (6次)
	チャンネル検査装置	1 基	追表ホ設-11 (6次)
	燃料集合体検査定盤	1基	追表ホ設-12 (6 次)
,	燃料集合体検査測定台	3 基	追表ホ設-13 (6 次)
	ジブクレーン	2 基	追表ホ設-14 (6 次)
	燃料集合体外観検査台	1 基	追表ホ設-15 (6 次)
工場棟	燃料集合体検査ピット	3 基	追表ホ設-16 (6 次)
組立工場			
燃料棒検査室			

## 4. 工事の方法

本申請に係る工事において「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえ「保安品質保証計画書」に従い品質管理を行う。なお、本申請対象の設備・機器に変更はなく検査のみを行う。検査の項目を「I-2検査の項目及び方法」の3.項に示す。

追表ホ建一1 工場棟組立工場 仕様表(4次申請:表ホ建一1-1)(1/14)

	いた 1 上物作	H立工場
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{841}建物 工場棟 組立工場
		{890,891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備
		{890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備
		{890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備
	ł	
		{899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備
		{899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備
		{902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯
		{902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯
		[ \$902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	<u>'</u>	敷地内建物配置図(図イ建一1)参照
機器名		工場棟組立工場
		非常用通報設備 非常ベル設備
		非常用通報設備 放送設備
		非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備)
		消火設備 屋外消火栓
		消火設備 消火器
		自動火災報知設備 火災感知設備
		自動火災報知設備 警報設備
		緊急対策設備 非常用照明
		緊急対策設備 誘導灯
		緊急対策設備 安全避難通路
本至中央		76.94
変更内容 		改造
		1. 建物の改造工事
		1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う
		・壁新設補強
		工場棟組立工場と工場棟成型工場の境界壁に新たに杭を設置し、鉄筋コンクリー
		ト製の壁及び鉄扉、シャッタ、及びダンパを新設する
		・壁増打ち補強
		工場棟組立工場本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする
		・バットレス新設補強
		工場棟組立工場本体の外壁の柱に鉄筋コンクリートを増打ちし、バットレスを新
		設する
		・スラブ新設補強
		工場棟組立工場本体の外壁面に鉄筋コンクリート製のスラブを新設する
		・屋根面鉄骨補強
		工場棟組立工場本体及び前室の屋根部の鉄骨トラスに新たな鉄骨を追設する
]		1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う
		・鉄扉及びシャッタ補強
		F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッタの損傷防止のために工場棟組立工場本体
		及び前室の既存鉄扉及び既存シャッタを鋼材及びシャッタ補強バーにより補強
		する
1		・鉄扉新設
		工場棟組立工場本体燃料集合体貯蔵室の既存シャッタを撤去し、鉄扉(SD-17)を
		新設する
		・外壁更新
		F1 竜巻荷重に対し、工場棟組立工場前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を
		撤去し、新たにサイディングに更新する
		・折板張替え補強
		F1 竜巻荷重に対し、工場棟組立工場本体及び前室の屋根の損傷防止のために既存
		折板を撤去し、新たな折板に張替える
L		1

追表示建一1 工場棟組立工場 仕様表(4次申請:表示建一1-1)(2/14)

変更内容	改造
22171	2. 非常用設備の変更
	2-1. 非常用設備の増設
	・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設
	本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図
	3
	2-2. 非常用設備の復旧及び増設
	・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設
	仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信
	連絡を図る
	・消火設備(消火器)の復旧及び増設
	仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
	2-3. 非常用設備の復旧、増設及び改造
	・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び
	改造
	仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び
	火災感知時の警報発報を図る
	2-4. 非常用設備の復旧
	・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧
	仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
	・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧
	仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
	・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧
	仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管
	理区域外への連絡を図る
	・非常用通報設備(放送設備)の復旧
	仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を
	図る
員数	1式
│	本体 : 鉄筋コンクリート造 (屋根構造:鉄骨造)、平屋建
般	前室 : 鉄骨造
横	屋根 : (本体) 折板、(前室) 折板
	基礎 : (本体) 杭基礎、(前室) 杭基礎
主要な構造材	表示建-2-1 に示す
寸法 (単位:m)	(本体)       (1階を組立工場としている 14-15 通
	り間を含む)
	(前室)
72 m (d) m (40 - 1) (1/4 H)	延べ床面積:約 3, 200 ㎡
その他の構成機器	
その他の性能	
取扱う核燃料物質の状態	

# 追表ホ建一1 工場棟組立工場 仕様表(4次申請:表ホ建一1-1)(3/14)

	但我小是 I 工物作的	H立上場 住様表 (4 次申請:表示建一1-1) (3/14)
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1] ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要離隔 距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。 各領域の配置については、図臨-1参照。
≝づく設計 (注)		工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要離隔距離以上離す。     原料貯蔵所領域     シリング洗浄棟領域     第3核燃料倉庫(1)領域     第3核燃料倉庫(2)領域     加工棟領域
		工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。     第 3 核燃料倉庫(1)領域     第 3 核燃料倉庫(2)領域
		・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm 以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 第2核燃料倉庫領域ユニット なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。
		・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要離隔距離以上離す。 第 2 核燃料倉庫領域ユニット
	火災等による損傷の防止	[4.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備 {899,900,901} を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 感知器(煙):5 個 ・ 感知器(熱):7 個 ・ 感知器(空気管式):22 基 ・ 警報設備(ベル):6 個 ・ 設置設備の配置 図り建-29~30 参照
		[4.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備 {899,901} を 設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29 参照
		[4.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器 {894,898} を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 粉末消火器 10型:3本 ・ 二酸化炭素消火器 7型:36本 ・ 金属用消火器:3本 ・ 設置設備の配置 ・ 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-42参照
		[4.1-建4] 第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 粉末消火器10型:1本なお、上記本数は[4.1-建3]に記載の本数の内数となる。 ・ 設置設備の配置 図り建一42参照

追表示建一1 工場棟組立工場 仕様表(4次申請:表示建一1-1)(4/14)

技術基準
に
基
つ
<
設
計
往

#### 火災等による損傷の防止

#### [4.1-建5]

消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓{894,895}を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽{894,896}と消火水配管により接続される。

- 設置設備の種類と員数
  - □ 屋外消火栓:不凍式12基(工場棟の近傍の総数) (図リ建-35参照)
  - □ 各消火栓に設置するホース:20m ホース2本以上
- 設置設備の配置
  - □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m 以下(図リ 建-35 参照)
  - □ 建物各部から防火水槽までの水平距離:100m以下(図リ建-35-2参照)
- 20m ホース 2 本を設置する消火栓の位置:図リ建-35 参照
- ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ建-35-1参照

#### [4.3-建1]

建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の工場棟組立工場は、耐火構造 又は不燃性材料を使用する。

材料 主要構造材を表ホ建ー2ー1に示す。

#### [4.3-建3]

火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制 委員会)を参考に図イ建ー6~8・図ホ建ー16 のとおり設定する。

#### [4.3-建4]

工場棟組立工場本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、 等価時間より長い耐火時間を確保する。

火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(2/4)参照

#### [4.3-建5]

火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタ及びダンパを設置する。ダンパは、火災時に温度ヒューズが溶断することにより自動閉止し延焼を防止する。

- 設置設備の配置
  - 図ホ建-1、2、17参照
- 設置設備の材料

図イ建-8-1 (2/4)参照

#### [4.3-建7]

電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。

耐火シールの材料

建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通 大臣の認定を受けた耐火シール

## [4.3-建8]

電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電 盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。

# 追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表(4次申請:表ホ建-1-1)(5/14)

		出立工場 (4 )(中間:衣が建一1 <sup>-1</sup> ) (3/14)
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。
		耐震重要度分類第1類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。

# 追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表(4次申請:表ホ建-1-1)(6/14)

	但我小连 1 工物体	加立工物 在橡胶(40个用,及小是 1 1)(0/14)
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-建8] 「5.2.1-建8] 「場様組立工場に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建1] 参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。 [5.2.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、工場棟組立工場の耐震重要度分類は第1類とする。 [5.2.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。 ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建一5、図水建一1~3 参照・エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建一5、図イ建一5ー1 参照  [5.2.1-建5] ・ 位置、構造、寸法、材料:表水建一2-1、図水建一1~13、15 参照・エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建一5、図イ建一5-1 参照  [5.2.1-建5] ・ 企置、構造、寸法、材料:表水建一2-1、図水建一1~13、15 参照・ 上次設計 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.36)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。・ 二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.56)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。  [5.2.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。 ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動人災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。
	津波による損傷の防止	非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。
		30m~32m の高台に立地している。

# 追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表(4次申請:表ホ建-1-1)(7/14)

		旭立工物 口水水 (主)(中时,水小)(1/14)
技	外部からの衝撃による損傷の防	[5.4.1-建1]
技術基準に基づく設計	止	(竜巻)
基		<ul><li>位置、構造、寸法、材料:表ホ建-2-1、図ホ建-1~13、15 参照</li></ul>
华		- F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方
基		向の
ーゔ	•	.,,,,,, .,
<u> </u>		構造とする。
設		<ul><li>工場棟組立工場本体及び前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜</li></ul>
		巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。
注		□ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。
		[5.4.1-建2]
		洪水)
		事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のお
		それのない海抜約 30m~32m の高台に立地している。
		[5. 4. 1-建 3]
		(凍結)
		   屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事
		編) 平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。
		· 気温条件
		茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃
		• 対象設備
		<ul><li>不凍式の屋外消火栓</li></ul>
		・・・設置状況
		当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていない
		ため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、
		地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。また、一
Ì		
		部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。
1		
1		
	1	I

追表示建一1 工場棟組立工場 仕様表(4次申請:表示建一1-1)(8/14)

# 技術基準に基づく設計(注

外部からの衝撃による損傷の防止

[5.4.1-建4]

(降水)

降水時に建物内への雨水の流入を防止する。

降水量条件

茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h)

- 対象設備・構造
- □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図イ建−11-1参照)
- 鉄扉及びシャッタの外側に勾配を設け雨水の流入を防止

#### [5.4.1-建5]

(積雪)

茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。

#### 「5. 4. 1-建 10]

#### (落雷)

加工施設の高さは図ホ建ー2 に示すように最大で約11.7mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。

#### [5.4.1-建6]

(地滑り)

事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の 発生のない場所に立地している。

#### [5.4.1-建7]

#### (火山の影響)

表ホ建-2-1 に示す工場棟組立工場の折板屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋上へは工場棟成型工場機械室西側の階段(図ハ建-3)より登り作業する。

#### [5.4.1-建8]

#### (生物学的事象)

外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの前にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。

対象部位の位置

ストレーナ:図イ建-1参照

#### [5.4.1-建9]

#### (森林火災)

事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。

# 追表ホ建一1 工場棟組立工場 仕様表(4次申請:表ホ建一1-1)(9/14)

(5.4.2 世 1) (京年之際下に伴う火災) 事業計画に記載のとおり、航空機落下降中は放空機落下降面折イドで示される判断系定となり、10 四(年来減をとり、航空機落下に対する防糖設計は不要である。また、航空機落下に付き火災が発生したとしても、強勢内部の設備に影響しないよう に外壁の偏落を防止する。 (5.4.2 世 2) (外帯火災・爆発、有青ガス) 原ナカ発型所の外部火災・爆発、有青ガス) 原ナカ発型所の外部火災・爆発、有青ガス) 原ナカ発型所の外部火災・爆発、有青ガス (水ボ火火・爆発、大事の関係肝臓をび危険限果肝臓を上回るよう にするか、火災・爆発(お手を)・大災機能はまでの関係肝臓をび危険限果肝臓を上回るよう にするか、火災・爆発(お手を)・大災機能はまでの関係肝臓をび危険限果肝臓を上回るよう にするか、火災・場を所を分配の関係に影響を進度制を支援した。 火災・戦略が指定は、カーの場を)・機成を上方向、及び加工施 設に影響を支援するされのが場方がに関数する設計とする。 違に、当社の周辺に有帯ガスを扱う集設にない。 (5.4.2 産 3) (ダムの崩壊) 事実計可に配載のとおり、加工施設の北方約2.5km 離れた低地を流れる久差川上流の 変神がよの房域による浸水のおそれのない海波的30m~32mの高台に立地している。 (5.4.2 産 4) (船舶の衝突) 事実計可に記載のとおり、船船衝突のおそれのない海洗的30m~32mの高台に立地している。 (5.4.2 産 4) (船舶の衝突) 事実計可に記載のととおり、船船衝突のおそれのない海洗が、鉄罪(図イ造・9、12、 図水乗・1、2 乗削等の整束に対している。 ・ 加工協変の整理に、条押門長の承認を得で行うことにより、不法な参動 を防止する。 ・ 工機機和工場に接ば、話との敷助のに繋をされており、乗地向に入場する際には、 爆発性又は高機性を有するも物件などが不正に持ち込まれないことを確能する。 ・ 近端機能を発するのが最終性を必能しないが、塩水源を発く所の不正プラセスを 速まする。	直及水连 1 工物保	組立上場
以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。	1. ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(航空機落下に伴う火災) 事業許可に記載のとおり、航空機落下確率は航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる10 <sup>7</sup> 回/年未満となり、航空機落下に対する防護設計は不要である。また、航空機落下に伴う火災が発生したとしても、建物内部の設備に影響しないように外壁の損傷を防止する。  [5.4.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 ・ 火災影響評価対象:図ホ建ー1参照 ・ 各評価対象の離隔距離:図イ建ー8-2参照なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁{914}(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。  [5.4.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海抜約30m~32mの高台に立地している。  [5.4.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地
· 溢水防護区画:図リ建一47 参照		以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。     立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。     加工施設の建物は、表ホ建ー2-1に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建ー9、12、図ホ建ー1、2参照)等の堅牢な障壁を有する。     管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。     核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。     工場棟組立工場は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。  [5.5.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。  [5.6.1-建2] 第2種管理区域である工場棟組立工場は、ウラン廃液の漏えいが無いことから外部開口部へ堰等を設置しないが、溢水源を有し第1種管理区域である工場棟成型工場に隣接するので溢水防護区画を設定する。工場棟組立工場と屋外の境界の鉄扉、シャッタはノンエアタイトとすることにより、溢水が発生したとしても溢水深さが深くならないようにする。また、工場棟組立工場と工場棟成型工場の境界の鉄扉には、工場棟成
	材料及び構造	· 溢水防護区面:図リ建一47 参照

追表ホ建一1 工場棟組立工場 仕様表(4次申請:表ホ建一1-1)(10/14)

「	・ 栄養に関する規則の形度による「被棄政度等を定める告示(平成27年8月31日 ・ 子力規則委員会告示着8 8 号で定められた線量限度より十分小さくなるように十分 厚さを有する壁を施設する。	閉じ込めの機能	[7.1-建 1]
事業に関する規則等の規定に高づく 議議機関を定定める告示(平成27年8月31日	#集に関する規則等の規定にあつ、額違拠度等を定める告示(平成27年8月31日		汚染の発生するおそれのない区域(第 2 種管理区域)と汚染の発生するおそれのある
事業に関する規則等の規定に高づく 議議機関を定定める告示(平成27年8月31日	#集に関する規則等の規定にあつ、額違拠度等を定める告示(平成27年8月31日		区域(第1種管理区域)を設定する。なお、工場棟組立工場本体及び前室は第2種管理
事業に関する規則等の規定に高づく 議議機関を定定める告示(平成27年8月31日	#集に関する規則等の規定にあつ、額違拠度等を定める告示(平成27年8月31日		区域に設定する。(図イ建一2~4参照)
事業に関する規則等の規定に高づく 議議機関を定定める告示(平成27年8月31日	#集に関する規則等の規定にあつ、額違拠度等を定める告示(平成27年8月31日		[8.1-建1]
事業に関する規則等の規定に高づく 議議機関を定定める告示(平成27年8月31日	#集に関する規則等の規定にあつ、額違拠度等を定める告示(平成27年8月31日		加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の
原さを有する歴を施設する。	原さを有する陸を施設する。		事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原
原さを有する歴を施設する。	原さを有する陸を施設する。		子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分が
- 連載評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ホポニー参照 - 周辺監視区域外における実効線量 7×10 <sup></sup> 7×10 <sup></sup> 7×10 <sup></sup> 7×10 <sup></sup> 8次 105/年 - 周辺監視区域外における線量限度 1m5/年 - 周辺監視区域外における線量限度 1m5/年 - [8.2-韓 1] 連載設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入・場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。 - 機然料物質等による汚染の防止 安全機能を有する施設 - [11.1-韓 1] 通常時に想定される設置場所の温温度状態、大気圧下及び放射線環境下において、東安な安全機能を発揮する。 [11.2-韓 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 - (1.2-韓 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 - (1.3-1-韓 2) 火災を早期に認知し朝知するために消防法に基づき自動火災特知設備(火災認知設)及びそれに運動する警報設備)を設置する。 (1.3-2-1-韓 1) 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通)(902,905))及び連維ロを設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 位置 図り建一7参照 消防法施行規則第二十人条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が旋規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導打の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。  技能料物質の貯蔵施設 - 原薬施設	- 連載評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ホ速-1 参照		
図本達一1参照	図本達一1 参照		
- 周辺監視区域外における実効線量 7×10 <sup>-1</sup> ×20 <sup>-1</sup> ×平 - 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 [8.2-硅 1] 連索設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入・場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。  - 技態料物質等による汚染の防止 安全機能を有する施設 [11.1-硅 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、変な安全機能を発揮する。 [11.2-硅 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 (13.1-柱 2] 火災を早期に成知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設度及び会に進動する警報設備)を設置する。 ([4.1-珪 1]参照) 安全避難通路等 [13.2.1-硅 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ、景能機から給電する影急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 位置 図り建一7参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・誘導打の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  技能料物質の貯蔵施設 - 原東施設 - 「所法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  「核路料物質の貯蔵施設 - 「所法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 ・誘導打の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  - 核路料物質の貯蔵施設 - 「所法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 - 核路料物質の貯蔵施設 - 「所法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 - 核路料物質の貯蔵施設 - 「所法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 - 核療型が最近に施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 - 核療型の腎臓能数	- 周辺監視区域外における象数線量 7×10 <sup>-18</sup> ×0/年 - 周辺監視区域外における線量現度 1mSv/年  [8.2-硅 1] - 遺産設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。  - 核燃料物質等による汚染の防止 安全機能を有する施設  - (11.1-硅 1) - 通常時に想定される設置場所の温温度状態、大気圧下及び放射線環境下において、要な安全機能を発揮する。  [11.2-硅 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。  - (13.1-柱 2) - 大災を早期に成知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設及びたれに連動する警報設備)を設置する。 ((4.1-建 1]参照) 安全避難通路等  [13.2.1-硅 2] - 原列用電源の喪失時に放射線業務從事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼー発電機から給電する影急対策設備(1)(身空用原明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。  - (位置		
7 × 10 % SV / 年	7 × 10 msv / 年		
周辺監視区域外における線量限度   165℃/年   [8.2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入・場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。   技態料物質等による汚染の防止   一 安全機能を有する施設   [11.1-建 1]	- 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年  [8.2-建1] - 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。  - 技態料物質等による汚染の防止 ー 安全機能を有する施設  [11.1-建1] - 適常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、要な安全機能を発揮する。  [11.2-建1] - 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。  [11.2-建1] - 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。  [11.2-建1] -		
InSV/年	InSV/年		
連載設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入。 場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。    換気	連載 (11.1-20 ) 上記 (13.1-20 ) 上記 (13.2-1-22 ) 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やなどのに一定など、 (14.1-20 ) 上記 (13.1-20 ) 上記 (14.1-20 ) 上記 (15.2-20 ) 及び整理の変失を機能を発揮する。  「13.1-20 ) 「13.1-20 ) 「13.1-20 ) 「13.1-20 ) 「13.1-20 ) 「13.1-20 ] 「13.1-		
連載設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入。 場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。    換気	連載 (11.1-20 ) 上記 (13.1-20 ) 上記 (13.2-1-22 ) 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やなどのに一定など、 (14.1-20 ) 上記 (13.1-20 ) 上記 (14.1-20 ) 上記 (15.2-20 ) 及び整理の変失を機能を発揮する。  「13.1-20 ) 「13.1-20 ) 「13.1-20 ) 「13.1-20 ) 「13.1-20 ) 「13.1-20 ] 「13.1-		[0 0 74 1]
撮気 - 核燃料物質等による汚染の防止 - な機能を有する施設 [11.1-雑1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、変要な安全機能を発揮する。 [11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。  搬送設備 - 接線設備等 [13.1-建2] 大災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動大災報知設備(大災感知設備及びそれに運動する警報設備)を設置する。 ((4.1-達 1)参照) 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。・ 位置 図リ建一7 参照 [13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。・ 位置 図リ建一7 参照 [13.2.1-速2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな追避に必要な非常用ディーゼ・発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。上記設備の諸元を以下に示す。・ 位置 図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。 核燃料物質の貯蔵施設 - 廃業施設 -	場気 - 核燃料物質等による汚染の防止 - 技機能を有する施設 - [11.1-雑1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、要な安全機能を発揮する。 [11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。  搬送設備 - [13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-進 1]参照) 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通(902,905))及び遊離口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図 12-7 参照  [13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通(902,905))及び遊離口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。・ 位置 図 12-7 参照  [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ発能機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 ・ 上記設備の請元を以下に示す。・ 位置 図 13-2 に 正づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。  「核燃料物質の貯蔵施設 - 原業施設 - 原業施設 - 原業施設 - 一		
接気 - 核燃料物質等による汚染の防止 - 安全機能を有する施設 [11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、変な安金機能を発揮する。 [11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [13.1-建2] 火災を早期に感わし報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設度 及びそれに進動する警報設備)を設置する。 ((4.1-建 1)参照) [13.2.1-建 1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全遊離通(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 位置 図り建一7 参照 [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな迅速に必要な非常用ディーゼー 発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用限明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。・ 位置 図り建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 核燃料物質の貯蔵施設 - 廃棄施設 -	接無性 (1) (大変 ) 上記数 (1) (大変 ) 上記数 (1) (大変 ) (1		
技機料物質等による汚染の防止	技機料物質等による汚染の防止		物別における放射極果特化争有寺の放射極影響を門能な限り低極する。
技機料物質等による汚染の防止	技機料物質等による汚染の防止		
安全機能を有する施設  [11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、 要な安全機能を発揮する。  [11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。  (13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに進動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)  (13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置  図リ建一7参照  [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ、発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置  図リ建一7参照  「前法を関リを表別では、	安全機能を有する施設		_
通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、。要な安全機能を発揮する。  [11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。  搬送設備  [13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに運動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)  ([4.1-建1]参照)  [13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通(902,905)及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 位置  図り建一7参照  [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ、発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 位置  図リ建一7参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 核燃料物質の貯蔵施設  「底球施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  「核燃料物質の貯蔵施設	通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、要な安全機能を発揮する。  [11.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。  搬送設備  [13.1-建 2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建 1]参照)  安全避難通路等  [13.2.1-建 1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通(902,953)及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 位置  図リ建一7参照  [13.2.1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置  図リ建一7参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設  「廃棄施設		
要な安全機能を発揮する。  [11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。  搬送設備  -  警報設備等  [13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設度) 及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)  安全避難通路等  [13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。  位置  図リ建一7参照  [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。  位置  図リ建一7参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。  誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設  -  廃棄施設	要な安全機能を発揮する。  [11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。  搬送設備  -   [13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設及びそれに運動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)  ([4.1-建1]参照)  [13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。  位置  図り建一7参照  [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。  位置  図り建一7参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。  誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設  -   廃棄施設	女主機能を有する施設	
[11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。  搬送設備  「[13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに運動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)  [13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通信(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。  位置 図り建一7 参照  [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ、発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。  位置 図り建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。  誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設  原業施設	[11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。  搬送設備  「13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)  「13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通 {902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置		
検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 搬送設備  -   [13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)  安全避難通路等  [13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通は [902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置	横査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 搬送設備  -   [13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)  安全避難通路等  [13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図り建一7参照  [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図り建一7参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設 -   廃薬施設		要な女生機能を発揮する。 
検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 搬送設備  -   [13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)  安全避難通路等  [13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通は [902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置	横査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 搬送設備  -   [13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)  安全避難通路等  [13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図り建一7参照  [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図り建一7参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設 -   廃薬施設		
<ul> <li>搬送設備</li> <li>[13.1-建2]</li></ul>	# 接 報 設 備 等		
警報設備等	警報設備等		検査又は試験及の保守又は修理かでき、作業者の立入が容易な場所に設置する。 
大災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動人災報知設備(人災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)  ([4.1-建1]参照)  [13.2.1-建1]  単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通対 (902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。  位置  図リ建一7参照  ([13.2.1-建2]  照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ、発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。  上記設備の諸元を以下に示す。  位置  図リ建一7参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。  ・誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設  原棄施設	大災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建 1]参照)  ([4.1-建 1]参照)  [13.2.1-建 1]  単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通(902,905)及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。  位置  図リ建一7 参照  [13.2.1-建 2]  照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。  位置  図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設  原棄施設		
及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)  ([4.1-建1]参照)  [13.2.1-建1]  単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通話(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置  図り建一7参照  [13.2.1-建2]  照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ、発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置  図り建一7参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設  座薬施設	及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)  ([4.1-建1]参照)  [13.2.1-建1]  単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通 (902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置  図リ建一7参照  [13.2.1-建2]  照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ 発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置  図リ建一7参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施 規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設  序薬施設	警報設備等	
([4.1-建1]参照) 安全避難通路等  [13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通話 {902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図り建一7 参照  [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ、発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図り建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設  原棄施設  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -	([4.1-建1]参照)  安全避難通路等  [13.2.1-建1]  単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通 {902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。  ・ 位置  図リ建一7 参照  [13.2.1-建2]  照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置  図リ建一7 参照  消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造  消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設  座棄施設  -		
安全避難通路等  [13. 2. 1-建 1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通] {902, 905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図り建一7 参照  [13. 2. 1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ、発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図り建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。 核燃料物質の貯蔵施設  序薬施設	安全避難通路等  [13.2.1-建 1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通 {902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一7 参照  [13.2.1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設  座棄施設  -		及びそれに連動する警報設備)を設置する。
単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置	単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通 {902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一7 参照  [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ 発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施 規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設 一 廃棄施設		([4.1-建1]参照)
(902, 905)) 及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。	(902,905))及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一7 参照  [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設  「 核燃料物質の貯蔵施設	安全避難通路等	
・ 位置 図リ建-7参照  [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ、発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-7参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設 - 廃棄施設	・ 位置 図リ建一7 参照  [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ 発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設 する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施 規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。 核燃料物質の貯蔵施設  「 廃棄施設		単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通過
図リ建-7 参照  [13.2.1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ、発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。  核燃料物質の貯蔵施設 - 廃棄施設 -	図リ建一7 参照  [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ 発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設 する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施 規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 核燃料物質の貯蔵施設  「		{902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。
[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ、発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 を燃料物質の貯蔵施設  「	[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ 発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設 する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施 規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 核燃料物質の貯蔵施設		・ 位置
照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ、発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 を燃料物質の貯蔵施設  「	照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ 発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設 する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置     図リ建一7 参照     消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施 規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造     消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 を核燃料物質の貯蔵施設     一     廃棄施設		図り建一7参照
発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 を燃料物質の貯蔵施設 の	発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 核燃料物質の貯蔵施設		[13. 2. 1-建 2]
する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。 核燃料物質の貯蔵施設	する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。 核燃料物質の貯蔵施設		照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼ
上記設備の諸元を以下に示す。	上記設備の諸元を以下に示す。		発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19 台)及び誘導灯(11 個))を設
・ 位置     図リ建-7参照     消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。     誘導灯の構造     消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。     核燃料物質の貯蔵施設 -  廃棄施設 -	・ 位置     図リ建-7参照		する。
図リ建-7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。 核燃料物質の貯蔵施設 – 廃棄施設 –	図リ建-7参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施 規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。 核燃料物質の貯蔵施設 – 廃棄施設 –		
消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造	消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。 核燃料物質の貯蔵施設 – 廃棄施設 –		
規則に定められた距離以下となるように設置する。	規則に定められた距離以下となるように設置する。		· 位置
・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。         核燃料物質の貯蔵施設       一         廃棄施設       -	・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。         核燃料物質の貯蔵施設       一         廃棄施設       -		・ 位置 図リ建一7 参照
消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。 核燃料物質の貯蔵施設 – 廃棄施設 –	消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。 核燃料物質の貯蔵施設 – 廃棄施設 –		· 位置
核燃料物質の貯蔵施設     -       廃棄施設     -	核燃料物質の貯蔵施設     -       廃棄施設     -		・ 位置 図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行
廃棄施設 -	廃棄施設 -		・ 位置 図リ建一7 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施 規則に定められた距離以下となるように設置する。
			<ul> <li>位置         図リ建-7参照         消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>誘導灯の構造         消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</li> </ul>
	放射線管理施設   一		<ul> <li>位置         図リ建-7参照         消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>誘導灯の構造         消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</li> </ul>

# 技術基準に基づく設計(注

#### 非常用電源設備

#### 「16.1-建1]

全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)

#### 非常用設備電源接続系統一覧表

	設備		非常用ディー ゼル発電機	無停電 電源装置	内蔵バ ッテリ
	非常ベル設備*1 放送設備*2 通信連絡設備 有線式*3		0	0	ı
非常用			0	0	0
通報設備			0	_	. 0
	(電話設備)	無線式	_		0
自動火災	火災感知設備*4		0	_	0
報知設備	警報設備(ベル)*5		0	_	0

\*1:警報盤を介して接続

\*4:受信器を介して接続

\*2:放送設備本体を介して接続

\*5:中継盤を介して接続

\*3:電話交換機を介して接続

#### [16.1-建2]

全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V (トランスなし) ― 般動カ用ケーブル)

#### 非常用設備電源接続系統一覧表

	設備	非常用ディー ゼル発電機	無停電 電源装置	内蔵バ ッテリ
EV 4. 1.1/1.1.1# (1)	非常用照明	0	_	0
緊急対策設備(1)	誘導灯	0	_	0

#### [16.2-建1]

- ・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても 非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりそ の機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後 は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。
  - 非常用通報設備
    - · 放送設備、通信連絡設備(電話設備 {890, 893} (有線式))
  - 自動火災報知設備
    - 火災感知設備
    - それに連動する警報設備
  - 緊急対策設備(1)
    - 非常用照明
    - 誘導灯
- 以下の設備については、<u>外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発</u> 電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、無停電電源装置 {889} から継続して給 電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始さ れた後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。
  - ・ 非常用通報設備(非常ベル設備)
  - 非常用通報設備(放送設備)
- ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内 蔵し、連続して機能を維持する。

追表示建一1 工場棟組立工場 仕様表(4次申請:表示建一1-1)(12/14)

	追表ホ建ー1 工場棟	組立工場 仕様表(4 次申請:表ホ建-1-1)(12/14)
技術基準に基づく設計(注)	通信連絡設備	[17.1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):16 台 ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)): 有線式7台、無線式1台 ・ 非常用通報設備(非常ベル設備):4個 ・ 設置設備の配置 図リ建ー18 参照  [25.2-建1](7次) 加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に施設する。
その	他事業許可で求める仕様	[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第1類の工場棟組立工場は、静的地 震力 3Ci に対して概ね弾性範囲とする。
		[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、工場棟組立工場本体に竜巻防護ラインを設定する。 ・ 竜巻防護ラインの設定について ・ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 工場棟組立工場前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことから、竜巻防護ラインの外とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建ー9~11-1 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 ・ 工場棟組立工場本体 連物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。 ・ 工場棟組立工場本体の外壁(鉄筋コンクリート)終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ・ 工場棟組立工場本体の鉄扉鉄扉の補強、交換又は新設により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。
		[99-建 4] F3 竜巻に対し、工場棟組立工場本体の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)(842)を設置する。
		[99-建 5] F3 竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁、及び鉄扉は貫通しない構造とする。なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。

# 追表示建一1 工場棟組立工場 仕様表(4次申請:表示建一1-1)(13/14)

	<b>追</b> 教 小是 1	<u> </u>
添付図		図イ建一1 敷地内建物配置図
		図イ建一1-1 (1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)
		図イ建一1-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階)
		図イ建一1-1 (3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階)
		図イ建-1-1(4/4)工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階)
		図イ建一1-2 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価
		との関係(2)
		図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (1階)
		図イ建一3 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (2階)
		図イ建一4 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (3 階)
		図イ建一5(1/3)工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設
		置位置図(1階)
ļ		図イ建-5(2/3)工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設
		置位置図 (2階)
		図イ建一5 (3/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設
1		置位置図(3階)
		図イ建一5-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント構造図
		図イ建一6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エイスパンションショインド構造図 図イ建一6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (1階)
		図イ建一7 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (2 階)
		図イ建-8 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(3階)
		図イ建-8-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さー
		覧(2)
		図イ建-8-1(3/4)工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さー
		覧(3)
		図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1)
		図イ建一8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2)
		図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4)
		図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5)
		図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7)
		図イ建一9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライ
		ン (1 階)
		図イ建-10 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ラ
		イン (2階)
· ·		図イ建-11 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ラ
		イン (3階)
		図イ建一11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)
		図イ建一12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表
		図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概
		要図
		図ホ建一1 工場棟 組立工場 建物平面図
		図ホ建一2 工場棟 組立工場 建物立面図
		図ホ建-3 工場棟 組立工場 建物断面図 (X-X、Y-Y、Z-Z 断面)
		図ホ建-4 工場棟 組立工場 杭及び基礎伏図
		図ホ建-5 工場棟 組立工場 中間梁伏図 (FL+6.5m 付近)
		図ホ建一6 工場棟 組立工場 前室屋根梁伏図
		図 対 建一7 工場棟 組立工場 屋根梁伏図
		図ホ建一8 工場棟 組立工場 F通り軸組図
		図ホ建一9 工場棟 組立工場 L通り軸組図
		図ホ建一10 工場棟 組立工場 4、9 通り軸組図
		図ホ建一11 工場棟 組立工場 14a 通り軸組図
		図ホ建一12 工場棟 組立工場 補強詳細図
		図ホ建一13 工場棟 組立工場 前室 L、K 通り軸組図
		図ホ建ー15 工場棟 組立工場 屋根面鉄骨補強及び折板張替え補強概略図
		図ホ建-16 工場棟 組立工場 14a 通り、14 通り、15 通り、断面概略図
		図 水建 - 17 工場棟 組立工場 14a - 15 通り建物平面図
		図ホ遮一1 工場棟 組立工場 遮蔽関係図(建物平面)
L		図リ建一7 工場棟 組立工場 緊急対策設備(1)非常用照明、誘導灯、安全避難通路

## 

#### 添付図

図リ建-18 工場棟 組立工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備)

図リ建-29 工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する 警報設備 (1/2)

図リ建-30 工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する 警報設備 (2/2)

図リ建一35 消火設備 屋外消火栓配置図

図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート

図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図

図リ建一42 工場棟 組立工場 消火設備 消火器

図リ建-47 緊急対策設備(3)溢水防護区画(1/3)

図リ電建-5 非常用照明・誘導灯(成型工場、組立工場、容器管理棟) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図

図イ建-1-1\* 敷地内建物配置図

図イ建-3-1\* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1 階)

図イ建一3-2\* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護 ライン(1 階)

図イ建一3-3\* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表

図イ建-3-4\* 工場棟、付属建物 鉄扉概要図

図イ建-3-10\* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 航空機落下に伴う火災影響評価 図リ非-6\*\* 非常用設備配置図

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。 凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

- [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計 番号を示す。
  - (例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

設計番号に(7次)と記載しているものは7次申請の設計番号を示す。また、\*は6次申請の図番、\*\*は7次申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は4次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第 2003279 号又は原規規発第 2008051 号、及び原規規発 第 2102254 号で認可済み。

既認可申請からの追加記載分を二重下線で示す。

# 追表ホ設-1(6次) マガジン挿入装置 仕様表(1/2)

at 494.5	ir at 1. or	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
事果;   対応	許可との	設備・機器名称	{469} 燃料集合体組立設備 マガジン挿入装置
刈心			[470] 燃料集合体組立設備 マガジン昇降台
設置	揚所	- <del></del>	(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
			(2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器	名		燃料集合体組立設備 マガジン挿入装置
			(1) マガジン挿入装置
			(2) マガジン昇降台
変更	为容		(1) 変更なし
			(2) 変更なし
員数			2基
			(1) 1 基
			(2) 1基
-	型式		押し込み挿入方式
般仕様	主要な構造	<del></del>	別表示設-1【三原燃 第 20-0695 号】
様	寸法(単位	立:mm)	(1)
			(2)
	その他の特	***************************************	
	その他の情		
		然料物質の状態	燃料棒
技	核燃料物質	質の臨界防止	{469}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
準			濃縮度 5%以下
に			配列部 厚み 6.5cm以下、幅 120cm以下
<u>陸</u>     づ			整列部及び挿入部 厚み 6.5cm以下、幅 420cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
<u>{</u>			[4.2-設1] リブノの使用は、その形状寸伝及の位置について立体角伝により安全であることが確認された配置に固定する。
技術基準に基づく設計			のることが確認された配置に固定する。   [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
			[4.2 以 0] 工物(末限機)に以直する。
進			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
			機縮度 5%以下
			積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部
			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の
			土間コンクリートに設置する。
$\Box$			

## 追表ホ設-1(6次) マガジン挿入装置 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。         [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。         {469}マガジン挿入装置 第1類         配列部部材:         監列部 A 部材:         整列部 A アンカーボルト:         整列部 B 部材:         整列部 B アンカーボルト:         挿入部アンカーボルト:         [470] マガジン昇降台 第1類         マガジン昇降台市材:         マガジン昇降台アンカーボルト:
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	温がいてる。のは一般のの	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
		[12.1-設7]被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
İ	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	
1	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	<b>–</b>
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付	図	図ホ配-1、図ホ設-1、図ホ設-2【三原燃 第 20-0695 号】
$\overline{}$		

注

凡例

# 追表ホ設-2(6次) マガジン 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{471} 燃料集合体組立設備 マガジン
設置:	場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器	名		燃料集合体組立設備 マガジン
		•	
変更	内容		変更なし
員数			4基
_	型式		横置型
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表示設-2【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:㎜)		
lat.	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質	質の臨界防止	{471}
術			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基準			<b>濃縮度 5%以下</b>
走			積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部
技術基準に基づ	基		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
2			
く設計			
	安全機能を	と有する施設の地盤	_
注			
-			

## 追表ホ設-2(6次) マガジン 仕様表(2/2)

技術基準に基づ	地震による損傷の防止		
	津波による損傷の防止	-	
	外部からの衝撃による損傷の防止	_	
t	人の不法な侵入等の防止	_	
基づ	閉じ込めの機能	_	
13	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
く設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。	
1	安全避難通路等	_	
注	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に	
-		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。	
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に	
	,	設置する。	
	材料及び構造		
	搬送設備		
	核燃料物質の貯蔵施設	_	
	警報設備等	_	
	放射線管理施設	_	
	廃棄施設	_	
	核燃料物質等による汚染の防止	_	
	遮蔽	-	
	換気設備	_	
	非常用電源設備	_	
	通信連絡設備	_	
その他事業許可で求める仕様		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に対してストッパーで移	
		動を制限する設計とする。	
添付	·図	図ホ設-3【三原燃 第 20-0695 号】	

注

上 凡例

# 追表 示設 - 3 (6 次) 運搬 台車 仕様表 (1/2)

野門番号 (日付)   原規規発第 1711011号 (平成 29 年 11 月 1 日付)   対応   設備・機器名称   (472)   燃料集合体組立設備 運搬台車   工場棟 組立工場 燃料集合体組立室   燃料集合体組立設備 運搬台車   変更内容   改造・竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。   2 台   電動昇降型ホバークラフト移動式   別表示設一3 【三原燃 第 20-0695号】   寸法 (単位:mm)   一				
世界の	事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
機器名 燃料集合体組立設備 運搬台車  改造 ・竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。  2 台  型式 主要な構造材 引表ホ設ー3 [三原燃 第 20-0695 号] 寸法(単位:mm) その他の構成機器 - その他の性能 取扱う核燃料物質の状態 核燃料物質の臨界防止  技術 基準 に基 でく と が 表 に は と に は に は	対応		設備・機器名称	{472} 燃料集合体組立設備 運搬台車
変更内容	設置	場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
・竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。   2 台     2 台     2 章     2 章     2 章     2 章     2 章     2 章     2 章     3 章     4 回     5 章     5 章     5 章     5 章     5 章     5 章     5 章     5 章     6 章     6 章     7 章     8 章     8 章     8 章     9 章	機器	機器名		燃料集合体組立設備 運搬台車
型式 電動昇降型ホバークラフト移動式   主要な構造材   別表ホ設-3【三原燃 第 20-0695 号】	変更	内容		· ··-
主要な構造材	員数			2 台
その他の構成機器       -         その他の性能       -         取扱う核燃料物質の状態       燃料棒         技術基準に       [4.1-設1] 核的制限値を設定する。         機縮度 5%以下       積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部         [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全でことが確認されたある範囲に制限する。       より安全でことが確認されたある範囲に制限する。         [4.2-設3] 駆動源となる圧縮空気の供給を1台の台車のみに制限する。       [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。         (図臨台-3)       (図臨台-3)		型式		電動昇降型ホバークラフト移動式
その他の構成機器       -         その他の性能       -         取扱う核燃料物質の状態       燃料棒         技術基準に       [4.1-設1] 核的制限値を設定する。         機縮度 5%以下       積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部         [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全でことが確認されたある範囲に制限する。       より安全でことが確認されたある範囲に制限する。         [4.2-設3] 駆動源となる圧縮空気の供給を1台の台車のみに制限する。       [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。         (図臨台-3)       (図臨台-3)	般	主要な構造材		別表示設-3【三原燃 第 20-0695 号】
その他の構成機器       -         その他の性能       -         取扱う核燃料物質の状態       燃料棒         技術基準に       [4.1-設1] 核的制限値を設定する。         機縮度 5%以下       積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部         [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全でことが確認されたある範囲に制限する。       より安全でことが確認されたある範囲に制限する。         [4.2-設3] 駆動源となる圧縮空気の供給を1台の台車のみに制限する。       [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。         (図臨台-3)       (図臨台-3)	仕姓	寸法 (単位:mm)		
取扱う核燃料物質の状態   燃料棒	128	その他の構成機器		_
技術		その他の性能		_
[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。		取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
安全機能を有する施設の地盤	技術を基準に基づく設計		質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに より安全でことが確認されたある範囲に制限する。 [4.2-設3] 駆動源となる圧縮空気の供給を 1 台の台車のみに制限する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
		安全機能	を有する施設の地盤	

## 追表 示 設 - 3 (6 次) 運搬 台 車 仕 様 表 (2/2)

A STATE OF THE PROPERTY OF THE			
技	地震による損傷の防止		
術	津波による損傷の防止	and the state of t	
基	外部からの衝撃による損傷の防止	_	
1 12	人の不法な侵入等の防止		
技術基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。	
1	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
く 設 計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。	
1		[12.1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	
注	安全避難通路等	_	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に	
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。	
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に	
		設置する。	
	材料及び構造		
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。	
		[16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:1t)。	
	核燃料物質の貯蔵施設	_	
	警報設備等	_	
	放射線管理施設	_	
	廃棄施設	_	
	核燃料物質等による汚染の防止		
	遮蔽	-	
	換気設備	_	
	非常用電源設備	_	
	通信連絡設備	_	
その他事業許可で求める仕様		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボ	
		ルトで固定する。	
添付	図	図示設-3【三原燃 第 20-0695 号】	

- 凡例

# 追表ホ設-4(6次) マガジン架台 仕様表(1/2)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	【473】 燃料集合体組立設備 マガジン架台
設置場所			(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
I			(2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
			(3) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器	名		燃料集合体組立設備 マガジン架台
			(1) マガジン架台(1)
			(2) マガジン架台(2)
			(3) マガジン架台(3)
変更	 为容		(1) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			(3) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			3基
			(1) 1基
			(2) 1 基
			(3) 1基
_	型式		横置型
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表示設-4【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位	立:mm)	(1)
128			(2)
			(3)
	その他の		_
	その他の	生能	_
	取扱う核焼	然料物質の状態	燃料棒
技	核燃料物質の臨界防止		{473}
技術基準に基づく設計			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			<b>濃縮度 5%以下</b>
単に			積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
ブ			あることが確認された配置に固定する。
設			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
計			(図臨配-4、図臨組-12)
注	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の
(E)			土間コンクリートに設置する。
			I

## 追表ホ設-4(6次) マガジン架台 仕様表(2/2)

	原金しては保存を持さ	[6] 中国 [7] 对等金票件 [2] 以 [4] [4]
技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
		{473} マガジン架台 第 <u>1 類</u>
		マガジン架台部材:
基		マガジン架台アンカーボルト:
7		※1: 耐震計算書の評価部位2つ分。
設	津波による損傷の防止	
1	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	_
=	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	-
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	・ ・ ・ 他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	- IV	図ホ配-1、図ホ設-3【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

# 追表ホ設-5(6次) マガジン姿勢変換台 仕様表(1/2)

			EBBRACH GLOOL D. (Th. 00 ft to D. D. D.)
1	許可との	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応 設備・機器名称		設備・機器名称	{474} 燃料集合体組立設備 姿勢変換台
設置	場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器	名		燃料集合体組立設備 マガジン姿勢変換台
変更	内容		改造 ・配置を変更する。
員数			1基
	型式		横置回転方式
般	主要な構造材		別表ホ設-5【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:㎜)		
13K	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止		[4.74] [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
注	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の 土間コンクリートに設置する。

## 追表ホ設-5(6次) マガジン姿勢変換台 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。	
技術基準に基づく設計		【6.1-設 2】地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。	
基準		[474]姿勢変換台 ※1 第1類	
に		マガジン姿勢変換台支持脚部材:	
基		マガジン姿勢変換台支持脚アンカーボルト:(新規)	
12.		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。	
設	津波による損傷の防止		
	外部からの衝撃による損傷の防止	_	
注	人の不法な侵入等の防止	_	
	閉じ込めの機能	_	
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
1	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。	
		[12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	
	安全避難通路等	_	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に	
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。	
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に	
		設置する。	
	材料及び構造	_	
	搬送設備	-	
	核燃料物質の貯蔵施設		
	警報設備等	_	
	放射線管理施設	_	
	廃棄施設	_	
	核燃料物質等による汚染の防止	_	
1	遮蔽	_	
	換気設備	_	
	非常用電源設備	_	
	通信連絡設備	_	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強	
-		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と	
		なる設計とする。	
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固	
		定する。	
添付	図	図	
		T 100 COT T 100	

凡例

国が配一1、図が配一4 【三原版 第 20-0099 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条〜第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表ホ設-6(6次) 燃料集合体組立装置 仕様表(1/2)

1	許可との 許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応 設備・機器名称		{475} 燃料集合体組立設備 燃料集合体組立装置
設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
		(2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
		(3) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器	名	燃料集合体組立設備燃料集合体組立装置
		(1) 燃料集合体組立装置(1)
1		(2) 燃料集合体組立装置(2)
		(3) 燃料集合体組立装置(3)
変更		(1) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		(2) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		(3) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
員数		3 基
		(1) 1基
1		(2) 1基
1		(3) 1基
_	型式	横型油圧起立式
般	主要な構造材	別表示設-6【三原燃 第 20-0695 号】
任	寸法(単位:mm)	(1)
135		(2)
		(3)
	その他の構成機器	_
	その他の性能	_
	取扱う核燃料物質の状態	燃料集合体
#	核燃料物質の臨界防止	{475}
裖		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基		濃縮度 5%以下
準		積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部
革		[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
ーづ		あることが確認された配置に固定する。
技術基準に基づく設計		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
計		(図臨配-4、図臨組-14)
(注	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の
<u> </u>		土間コンクリートに設置する。
L		I

## 追表ホ設-6(6次) 燃料集合体組立装置 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {475} 燃料集合体組立装置 第1類 燃料集合体組立装置(1)部材: 燃料集合体組立装置(1)アンカーボルト: (新規)含む)
設計 (注)		燃料集合体組立装置(2)部材:
		燃料集合体組立装置(3)アンカーボルト: [] [
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	_
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。 [12.1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
		-
	搬送設備	_
-	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付	☑	図ホ配-1、図ホ設-5、図ホ設-6、図ホ設-7【三原燃 第 20-0695 号】
4181.1	<u> </u>	「因小能一」、因小成一5、因小成一6、因小成一7【一,

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。

凡例

加工施設の収別 基準に関する規則第二年 単入事政等別 第 20 宋 (平 第 39 宋は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表ホ設-7(6次) マガジン架台部 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応 設備・機器名称		設備・機器名称	【476】 燃料集合体組立設備 マガジン架台部
設置	場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器:	名		燃料集合体組立設備 マガジン架台部
変更	内容		変更なし
員数			1台
_ :	型式		横置型及びホバークラフト移動式
般仕様	主要な構造	5材	別表示設-7【三原燃 第 20-0695 号】
任   様	寸法(単位	江:mm)	
lax.	その他の権	<b>構成機器</b>	_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質の臨界防止		{476}
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
に			積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
			あることが確認された配置に固定する。
く設計			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
計			より安全であることが確認された範囲に制限する。
注			[4.2-設3] 駆動源となる圧縮空気の供給を1台の台車のみに制限する。
			[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
			(図臨配-4、図臨組-15、図臨台-3)
	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場
			の土間コンクリートに設置する。
			I

### 追表ホ設-7(6次) マガジン架台部 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
循		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
技術基準に基づく設計		{476}マガジン架台部 第1類
		マガジン架台部部材:
基づる		マガジン架台部取付ボルト:
3	津波による損傷の防止	_
設	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	
注	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
)	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	-
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	図	図
<i>&gt;</i> }+		香土車拉帶計加拉亞 第 96 条。第 90 条户款业 1 +41 ×

注

凡例

図 ボ配-1、図ホ設-8【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表 示設 - 8 (6 次) 燃料集合体洗浄装置 仕様表 (1/2)

		~~~~	(1) 100 100 100 100 100 100 100 100 100 1
" /."	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{477} 燃料集合体組立設備 燃料集合体洗浄装置
設置場所			(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
			(2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器	名		燃料集合体組立設備 燃料集合体洗浄装置
			(1) 燃料集合体洗浄装置
			(2) 拘束力検査測定台
変更	内容		(1) 改造
			・耐震性向上のため機器の一部を取り外す。
			(2) 改造
			・耐震補強のため架台脚部を改造する。
			・耐震補強のためクランプポストを取替える。
員数			1式
			(1) 1基
			(2) 1基
_	型式		洗浄槽型
般	主要な構造材		別表示設-8【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位	立:mm)	(1)
140			(2) (1)に含む
	その他の特	<b>構成機器</b>	_
	その他のた	生能	_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体
技	核燃料物質	質の臨界防止	{477}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
に			積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
づく			あることが確認された配置に固定する。
技術基準に基づく設計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
計			(図臨配-4、図臨組-16)
注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の
į)			土間コンクリートに設置する。
			<u></u>

# 追表ホ設-8(6次) 燃料集合体洗浄装置 仕様表(2/2)

	<b>超级小队</b> 0 (	
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {477}燃料集合体洗浄装置 第1類 燃料集合体洗浄装置支持脚 ※1 部材:
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	_
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	_
İ	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	<b>警報設備等</b>	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
1	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その	 他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	図	図ホ配-1、図ホ設-9【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条 ~ 第 39 条 は該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

[4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

# 追表ホ設-9(6次) ジブクレーン 仕様表(1/2)

			* ***
1 7 7 7 7 7	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{478} 燃料集合体組立設備 ホイスト
設置	場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器	名		燃料集合体組立設備 ジブクレーン
			ジブクレーン(1)
変更	内容		改造
			・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
l			・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。
員数		•	1基 .
	型式		自立旋回型
般	主要な構造材		別表示設-9【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
138	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体
技	核燃料物質の臨界防止		{478}
			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
準			積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部
基			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
ブ			より安全であることが確認された範囲に制限する。
く設計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
1	安全機能		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の
注	È		土間コンクリートに設置する。

## 追表ホ設-9(6次) ジブクレーン 仕様表(2/2)

	1	, , , , ,
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
上 推		[478] ホイスト 第1類
に		ジブクレーン(1) 柱部材:
基		ジブクレーン(1) 柱アンカーボルト: (新規)
2		(含む)
設		ジブクレーン(1) ジブ部材:
	津波による損傷の防止	<b>–</b>
注	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ラッチロック式フック)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
		[12.1-設7]被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
1		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。
		[16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する (定格荷重:1t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	-
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と
		なる設計とする。
1		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付		図ホ配-1、図ホ設-10【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

# 追表ホ設-10(6次) エンベロープ検査装置 仕様表(1/2)

			CONTRACTOR CONTRACTOR
事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{479} 燃料集合体検査設備 燃料集合体検査台
設置:	場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器	名 .	,	燃料集合体検査設備 エンベロープ検査装置
変更	内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			1 基
	型式	·	縦置検査型
般	主要な構造		別表ホ設-10【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
188	その他の構成機器		-
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止		【479】 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-17)
(注) 安全機能を有する施設の地盤 [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎 土間コンクリートに設置する。			[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の 土間コンクリートに設置する。

## 追表ホ設-10(6次) エンベロープ検査装置 仕様表(2/2)

	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術	地域による頂傷の例正	[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{479}燃料集合体検査台 第1類
準		エンベロープ検査装置部材:
に   に		エンベロープ検査装置アンカーボルト:
一一		エンベロープ検査装置取付ボルト:
<	Shakara I ar In //r - nda /	エンペローノ検査装直取刊ホルト:
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	_
_	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
		[12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
	31 <u>22</u> 3112 = 10 7 2 11203	おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	<b>廃棄施設</b>	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
-	• ,,,,,,,	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		「99-設 3」F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	<u> </u>	図ホ配-1、図ホ設-11【三原燃 第 20-0695 号】
14/21/1	집	図小配-1、図小配-11 [二//// 第 20-0033 7]

注

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-取 1]は、加工施設の技術基準的 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

# 追表ホ設-11(6次) チャンネル検査装置 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{480} 燃料集合体検査設備 燃料棒間隔測定装置
設置	場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器	名		燃料集合体検査設備 チャンネル検査装置
変更	内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			1 基
_	型式		<b>縦置検査型</b>
般	主要な構造	討	別表示設-11【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位	Z:mm)	
1284	その他の構成機器		-
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止 核燃料物質の臨界防止 基準に基づく 設計		【480】 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。
			[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の 土間コンクリートに設置する。

# 追表ホ設-11(6次) チャンネル検査装置 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		{480}燃料棒間隔測定装置 第1類
単に		チャンネル検査装置部材:
基		チャンネル検査装置アンカーボルト: (新規)
ーづ		チャンネル検査装置取付ボルト:
基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
計	外部からの衝撃による損傷の防止	
注	人の不法な侵入等の防止	_
<del>                                    </del>	閉じ込めの機能	-
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
		[12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	<b>廃棄施設</b>	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	_
	換気設備	-
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
	ICT A. NORT IN COLORS OF ICE	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		「99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	<u></u>	図ホ配-1、図ホ設-12 [三原燃 第 20-0695 号]
1.1%1.1	<u> </u>	KTATHE X KTATE TO I WAYN NA DO GOOD 12 I

注

凡例

<sup>|</sup> 図小配一1、図小配一1と【二原際 第20-0095 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
| 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
| 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
| (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
| [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

# 追表ホ設-12(6次) 燃料集合体検査定盤 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{481} 燃料集合体検査設備 燃料集合体検査定盤
設置	場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器	機器名		燃料集合体検査設備 燃料集合体検査定盤
変更	内容		改造 ・耐震性向上のため移動防止ストッパーを設置する。
員数			1基
	型式		花崗岩平型
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表ホ設-12【三原燃 第 20-0695 号】
般は様	寸法(単位:mm)		
1-8%	その他の構成機器		_
1	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止		【481】 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で あることが確認された配置に固定する。 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 (図臨配-4、図臨組-19)
注	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の 土間コンクリートに設置する。

# 追表示設-12(6次) 燃料集合体検査定盤 仕様表(2/2)

		,
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
上土		{481}燃料集合体検査定盤 ※1 第1類
に		燃料集合体検査定盤支持脚部材:
基		燃料集合体検査定盤支持脚アンカーボルト:
12		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
設	津波による損傷の防止	_
計	外部からの衝撃による損傷の防止	
注	人の不法な侵入等の防止	_
😕	閉じ込めの機能	
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	
	女主域配を行うる施ស	おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	   材料及び構造	
	搬送設備	
i	721-17-30	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	<b>廃棄施設</b>	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	-
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		- [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	図	図ホ配-1、図ホ設-13【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

# 追表示設-13(6次) 燃料集合体検査測定台 仕様表(1/2)

		1	
1	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	[482] 燃料集合体検査設備 燃料集合体検査測定台
設置	設置場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
			(2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
			(3) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器	名		燃料集合体検査設備 燃料集合体検査測定台
			(1) 燃料集合体検査測定台(1)
			(2) 燃料集合体検査測定台(2)
			(3) 燃料集合体検査測定台(3)
変更	 内容		(1) 変更なし
			(2) 変更なし
			(3) 変更なし
員数			3基
			(1) 1基
			(2) 1基
			(3) 1 基
	型式		ピット型縦置検査式
	主要な構造	造材	別表ホ設-13【三原燃 第 20-0695 号】
住	寸法 (単位:mm)		(1)
148			(2) (1)に含む
			(3) (1)に含む
	その他の権	構成機器	_
	その他の性能		-
	取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体
技	核燃料物質の臨界防止		{482}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
単に			積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部
基			【4.2-設1】ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で ♪
づっ			あることが確認された配置に固定する。
技術基準に基づく設計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
計			(図臨配-4、図臨組-20)
注	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の
Œ			土間コンクリートに設置する。
	L	<u> </u>	1

## 追表ホ設-13(6次) 燃料集合体検査測定台 仕様表(2/2)

		0000 然何来日件快量倒足日 上塚教(2/2)
技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {482}燃料集合体検査測定台 第 1 類 燃料集合体検査測定台部材:
1 '	津波による損傷の防止	_
注	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	_
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
L		定する。
添付	図	図ホ配-1、図ホ設-14【三原燃 第 20-0695 号】

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条化該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

# 追表ホ設-14(6次) ジブクレーン 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)		
対応 設備・機器名称		設備・機器名称	{483} 燃料集合体検査設備 ホイスト		
設置場所			(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室		
			(2) 工場棟 組立工場 燃料集合体組立室		
機器	名		燃料集合体検査設備 ジブクレーン		
			(1) ジブクレーン(2)		
			(2) ジブクレーン(3)		
変更	 内容		(1) 改造		
			・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。		
			・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。		
			(2) 改造		
			・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。		
			・耐震性向上のため不要な部材を撤去する。		
員数			2 基		
			(1) 1基		
			(2) 1基		
_	型式		自立旋回型		
般仕様	主要な構造	<b>b材</b>	別表ホ設-14【三原燃 第 20-0695 号】		
住	寸法 (単位:mm)		(1)		
140			(2) (1)に含む		
	その他の権	<b>構成機器</b>	_		
	その他の性	生能	_		
	取扱う核焼	燃料物質の状態	燃料集合体、燃料棒		
技	核燃料物質	『の臨界防止	{483}		
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。		
基準	基		濃縮度 5%以下		
に			積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部		
基			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに		
2	\(\frac{1}{2}\)		より安全であることが確認された範囲に制限する。		
技術基準に基づく設計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。		
		を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の		
注			土間コンクリートに設置する。		
	l				

# 追表ホ設-14(6次) ジブクレーン 仕様表(2/2)

	T	
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止  津波による損傷の防止  外部からの衝撃による損傷の防止  人の不法な侵入等の防止  閉じ込めの機能  火災等による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {483} ホイスト 第1類 ジブクレーン(2),(3)柱部材:
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	ch A \nh+44\\7 nb kh	[12.1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設    -	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:1t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	-
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06で弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付	図	図ホ配-1、図ホ設-15【三原燃 第 20-0695 号】

(本付図 注

凡例

図 | 図水配-1、図水設-15【三原燃 第 20-0695 号】

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事放等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表示設-15(6次) 燃料集合体外観検査台 仕様表(1/2)

± **:	=tc=7 ). co	新司委旦 /自井)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)			
1	禁許可との 許可番号 (日付)					
対応 設備・機器名称		設備・機器名称	【484】 燃料集合体検査設備 燃料集合体外観検査台			
設置:	場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室			
機器	名		燃料集合体検査設備 燃料集合体外観検査台			
変更	内容		改造			
			・耐震補強のため据付部を改造する。			
員数			1基			
	型式		総置検査型			
般	   主要な構造材		別表ホ設-15【三原燃 第 20-0695 号】			
般仕様	寸法(単位: ㎜)					
128	その他の構成機器		-			
	その他の性能		-			
	取扱う核糖	然料物質の状態	燃料集合体			
技	核燃料物質	質の臨界防止	{484}			
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。			
基			濃縮度 5%以下			
技術基準に基づ			積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部			
湛			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で			
			あることが確認された配置に固定する。			
設		•	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。			
く 設 計			第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。			
			(図臨配-4、図臨組-25)			
注	安全機能力	を有する施設の地盤	「5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の			
	<b>久工機能と日子る地域の地震</b>		土間コンクリートに設置する。			
			上内ニャノノー(「以直)」。			

# 追表示設-15(6次) 燃料集合体外観検査台 仕様表(2/2)

	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{484}燃料集合体外観検査台 第1類
华に		燃料集合体外観検査台部材:
基		燃料集合体外観検査台アンカーボルト: [ (新規)
づ		燃料集合体外観検査台アンカーボルト支点間距離: 1,270mm 以上
設		燃料集合体外観検査台取付ボルト:
計	津波による損傷の防止	_
注	外部からの衝撃による損傷の防止	_
<u></u>	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	_
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	「12.1-設 1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	[12.1-設7]被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	
	女主成品とおうる心臓	おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		「14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	   材料及び構造	——————————————————————————————————————
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	放	
	92514/10151	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	-
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	図	│ 図ホ配-1、図ホ設-16【三原燃 第 20-0695 号】

添付図 注

凡例

# 追表ホ設-16(6次) 燃料集合体検査ピット 仕様表(1/2)

			FIREWAY AND DECEMBER OF THE PARTY.			
事業許可との   許可番号(日付)   原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)						
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			{485} 燃料集合体検査設備 燃料集合体嵌合台			
設置場所			(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室			
			(2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室			
			(3) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室			
機器	名		燃料集合体検査設備 燃料集合体検査ピット			
			(1) 燃料集合体検査ピット(1)			
			(2) 燃料集合体検査ピット(2)			
			(3) 燃料集合体検査ピット(3)			
変更	 内容		(1) 改造			
227			・耐震補強のため据付部を改造する。			
			(2) 改造			
			・耐震補強のため据付部を改造する。			
			(3) 改造			
		•	・耐震補強のため据付部を改造する。			
員数			3 基			
貝奴			(1) 1基			
		•	(2) 1基			
			(3) 1基			
	型式		ピット型縦間検査式			
		4-1-1				
般仕様	主要な構造材		別表本設-16【三原燃 第 20-0695 号】			
様	寸法(単位	I.: mm)	(1)			
			(2) (1)に含む			
			(3) (1)に含む			
	その他の権		-			
	その他の性		_			
		然料物質の状態	燃料集合体			
技	核燃料物質	質の臨界防止	{485}			
衝	技術基準に基づく設計		[4.1-設1] 核的制限値を設定する。			
基準			濃縮度 5%以下			
に			積載制限 燃料集合体 1 体相当以下/収納部			
基			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で			
づく			あることが確認された配置に固定する。			
設			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。			
計 []			(図臨配-4、図臨組-21)			
(注) 安全機能を有する施設の地盤 [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造され			[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の			
ਜ਼		·	土間コンクリートに設置する。			
			1 2 2 2 2			

## 追表ホ設-16 (6次) 燃料集合体検査ピット 仕様表 (2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		{485}燃料集合体嵌合台 第1類
一に		燃料集合体嵌合台部材:
. 基		燃料集合体嵌合台アンカーボルト: [ (1 基分)計3基
グ		クランプポスト部材:
基準に基づく設計		クランプポストアンカーボルト: (新規)(1 基分)計3基
計	津波による損傷の防止	_
注	外部からの衝撃による損傷の防止	_
=	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	_
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
•	警報設備等	_
Ì	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	進蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
ŀ		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	<b>図</b>	図ホ配-1、図ホ設-17【三原燃 第 20-0695 号】

凡例

<sup>[99-</sup>設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

### へ 核燃料物質の貯蔵施設

#### 1. 変更の概要

申請対象建物及び変更内容を表へ-1に、付属建物第3核燃料倉庫の建物改造工事の工事名称と 工事の主目的を表へ-2に、付属建物劣化・天然ウラン倉庫の工事名称と工事の主目的を表へ-3 に、核燃料物質の貯蔵施設の申請対象機器及び変更内容を表へ-4に、申請機器の名称対比表を表 へ-付1に示す。また、先行して申請した施設のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本 申請にてそれを引き継ぎ申請する建物及び設備・機器をそれぞれ追表へ-1及び追表へ-2に示す。

### 2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及 び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10)日本産業規格(JIS)(日本規格協会)
- (11)鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
- (12)壁式鉄筋コンクリート造設計・計算規準・同解説 (日本建築学会)
- (13)鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会)
- (14)鋼構造設計規準一許容応力度設計法一(日本建築学会)
- (15)建築基礎構造設計指針(日本建築学会)
- (16)2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書(建築研究所)
- (17)建築工事標準仕様書·同解説(日本建築学会)
- (18)建築設備耐震設計・施工指針(日本建築センター)

### 3. 設計条件及び仕様

(1) 付属建物第3核燃料倉庫

今回申請する付属建物第3核燃料倉庫の建物は、平成元年3月、7月及び平成2年6月に施設 検査を受検後、平成2年7月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保 全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第3核燃料倉庫に関する仕様を表へ建-1-1に、主要な構造材の仕様を表へ建-2-1に、建物の各部位の仕様を表へ建-3-1に示す。

・申請範囲の概要

付属建物第3核燃料倉庫に関する概要を以下の図に示す。

図へ建-1-1:敷地内建物配置図

図へ建 $-1-2(1/2)\sim(2/2)$ : 付属建物 第3核燃料倉庫 補強箇所説明図(1階)及び(2階)

図へ建-1-4:付属建物 第3核燃料倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係

図へ建一1-6(1/2)~(2/2): 付属建物 第3核燃料倉庫 管理区域区分図(1階)及び(2階)

図へ建-1-8(1/3)~(3/3): 付属建物 第 3 核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(1 階)、 (2 階)及び(R 階)

図へ建-1-9: 付属建物 第3核燃料倉庫 建具表及び新設鉄扉、鉄扉補強、ガラリ固縛概要 図

図へ建-1-11(1/2)~(2/2): 付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域図(1階)及び(2階)

図へ建-1-13:付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧

図へ建-1-15(1/10)~(10/10):付属建物 第 3 核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価 (1)~(10)

#### (2) 付属建物劣化・天然ウラン倉庫

今回申請する付属建物劣化・天然ウラン倉庫の建物は、昭和60年7月、9月及び11月に施設 検査を受検後、同年12月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全 計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物劣化・天然ウラン倉庫に関する仕様を表へ建-1-2 に、主要な構造材の仕様を表へ建-2-2 に、建物の各部位の仕様を表へ建-3-2 に示す。

#### 申請範囲の概要

付属建物劣化・天然ウラン倉庫に関する概要を以下の図に示す。

図へ建-1-1:敷地内建物配置図

図へ建-1-3:付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 補強箇所説明図

図へ建-1-5: 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係

図へ建-1-7: 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 管理区域区分図

図へ建-1-10: 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 鉄扉配置、建具表、補強概要及び竜巻防 護ライン

図へ建-1-12: 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 火災区域図

図へ建-1-14: 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧

図へ建-1-16(1/9)~(9/9):付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価 (1)~(9)

### (3) 付属建物第2核燃料倉庫

今回申請する付属建物第2核燃料倉庫の建物は、昭和58年2月に「施設検査合格証」を受理 し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第2核燃料倉庫に関する仕様を追表へ建-4-1に示す。

#### (4) 付属建物容器管理棟

今回申請する付属建物容器管理棟の建物は、昭和63年11月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第2核燃料倉庫に関する仕様を追表へ建-4-2に示す。

### (5) 付属建物原料貯蔵所

今回申請する付属建物原料貯蔵所の建物は、昭和59年5月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物原料貯蔵所に関する仕様を追表へ建-4-3に示す。

## (6) 設備・機器

今回申請する貯蔵施設の設備・機器の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査 または使用前確認受検、検査合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

平成15年12月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う旨が示され、これに基づき、平成16年を起点として長期保全計画を策定し、以降10年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきている。

今回申請する設備・機器に関する仕様を表へ設-1~26 に、配置を図へ配-1~4 に示す。本申請の設備はUF<sub>6</sub>シリンダ入荷・貯蔵工程、ウラン粉末入荷・貯蔵・出荷工程のなかのウラン粉末の入荷工程及びウラン粉末の貯蔵工程、洗浄残渣の貯蔵・出荷工程(事業許可 188、195~197、218、219ページ)を構成する設備の一部である。

また、先行して申請した設備・機器のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にて引き継ぎ申請する設備・機器の仕様表を追表へ-2に示す。

表へ-1 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象建物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	付属建物第3核燃料倉庫	1式	改造
屋外	付属建物劣化・天然ウラン倉庫	1式	改造

表へ-2 付属建物第3核燃料倉庫の工事名称と工事の主目的

工事名称(注)	耐震性能向上の補強方 法 (添付説明書-建2 参照)	耐竜巻性能向上の補強 方法 (添付説明書-建3 参照)	火災等による損傷の防 止に関する説明書 (添付説明書-建6参照)
a. 耐火壁追設	_	_	0
b. 鉄扉補強		0	_
c. 鉄扉交換	_	0	_
d. 鉄扉新設	_	0	0
e. 鋼板新設		0	_

- 注): ・4. 工事の方法 4.1.1. 付属建物第3核燃料倉庫(1)手順 参照
  - ・表へ建-2-1 付属建物第3核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表 参照
  - ・ I-2 検査の項目及び方法 表 1-1(1/2)及び表 1-3-1(1/2)~(2/2) 参照
  - ・図へ建-1-2(1/2)~(2/2)及び図へ建-1-4 参照

表へ-3 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の工事名称と工事の主目的

工事名称 <sup>(注)</sup>	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書ー建 2 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書ー建 3 参照)		
a. 鉄扉補強	_	0		

- 注):・4. 工事の方法 4.1.2. 付属建物劣化・天然ウラン倉庫(1)手順 参照
  - ・表へ建-2-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 主要な構造材の仕様表 参照
  - ・ I-2 検査の項目及び方法 表 1-1(1/2)及び表 1-3-2 参照
  - ・図へ建-1-3 及び図へ建-1-5 参照

表へ-4 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象機器及び変更内容(1/2)

設置場所	名称	員数	変更内容
付属建物	粉末輸送容器貯蔵枠	1式	改造
原料貯蔵所	シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)	1 基	改造
	天井走行クレーン(原料貯蔵所 5t)	1 基	改造
付属建物	粉末回収・ペレット取扱ボックス	1基	変更なし
第3核燃料倉庫	粉末容器ハンドリング装置	1基	変更なし
作業室(1)	内容器用台車	6 台	変更なし
	他社缶用台車	3 台	変更なし
	SUS 容器用台車(2)	3 台	変更なし
付属建物	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	6 基	改造
第3核燃料倉庫	(第3核燃料倉庫)	3 基	 改造
貯蔵室(1)		0 22	-5.AE
付属建物	粉末容器構內運搬車	1台	改造
第3核燃料倉庫			
前室			
付属建物	クレーン(第3核燃料倉庫)	1基	改造
第3核燃料倉庫			
貯蔵室(1)			
付属建物	保管容器(劣化・天然ウラン用)	1式	変更なし
劣化・天然ウラン			
倉庫			
付属建物	ペレット貯蔵棚	30 基	改造
第3核燃料倉庫			
貯蔵室(2)	金属缶用台車(2)	1台	変更なし
付属建物	ペレット構内運搬容器	1式	改造
第3核燃料倉庫			
前室			
加工棟	燃料棒構內運搬車	1台	改造
成型工場			
前室(1)			
付属建物	保存燃料棒貯蔵棚	1 基	改造
第3核燃料倉庫	ロッドチャンネル用台車(5)	1台	変更なし
貯蔵室(2)	ロッドチャンネル用リフタ	1台	変更なし

表へ-4 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象機器及び変更内容(2/2)

設置場所	名称	員数	変更内容
付属建物	洗浄残渣貯蔵棚	3 基	改造
シリンダ洗浄棟			
貯蔵室(3)			
付属建物	洗浄残渣コンベア	1 基	改造
シリンダ洗浄棟			
沈殿槽室	チャッキングリフト	1 基	改造
付属建物	棚搬入コンベア	1基	改造
シリンダ洗浄棟	SUS 容器用台車(5)	1基	改造
貯蔵室(3)	洗浄残渣乾燥機	1式	改造
	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	1 基	改造

表へ一付1 申請機器名称対比表(核燃料物質の貯蔵施設)(1/2)

古光計可	安全機能を有する施設		
事業許可番号 *1	既設工認申請書・機器名称	本設工認申請書・機器名称	
	(既設工認名称)	(本設工認名称)	
486	粉末輸送容器貯蔵枠	粉末輸送容器貯蔵枠	
489	シリンダ転倒装置	シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)	
490	5. 0ton クレーン	天井走行クレーン(原料貯蔵所 5t)	
535	粉末回収・ペレット取扱ボックス	粉末回収・ペレット取扱ボックス	
536	粉末容器ハンドリング装置	粉末容器ハンドリング装置	
537	内容器用台車	内容器用台車	
538	他社缶用台車	他社缶用台車	
539	SUS 容器用台車(2)	SUS 容器用台車(2)	
540	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)	
542	リフター	リフタ	
543	_	粉末容器構內運搬車	
544	クレーン	クレーン(第3核燃料倉庫)	
545	保管容器	保管容器(劣化・天然ウラン用)	
576	ペレット貯蔵棚	ペレット貯蔵棚	
577	金属缶用台車(2)	金属缶用台車(2)	
578	_	ペレット構内運搬容器	
589		燃料棒構內運搬車	
590	保存燃料棒貯蔵棚	保存燃料棒貯蔵棚	
591	ロッドチャンネル用台車(5)	ロッドチャンネル用台車(5)	
592	ロッドチャンネル用リフター	ロッドチャンネル用リフタ	

<sup>\*1:</sup>事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

表へ一付1 申請機器名称対比表(核燃料物質の貯蔵施設)(2/2)

****	安全機能を有する施設	
事業許可	既設工認申請書・機器名称	本設工認申請書・機器名称
番号 *1	(既設工認名称)	(本設工認名称)
598	洗浄残渣貯蔵棚	洗浄残渣貯蔵棚
599	洗浄残渣コンベア	洗浄残渣コンベア
600	洗浄残渣コンベア(チャッキングリ	チャッキングリフト
	フト)	
601	洗浄残渣コンベア (棚搬入 (搬	棚搬入コンベア
	出) コンベア)	
602	ポリ容器用台車	SUS 容器用台車(5)
604	洗浄残渣明替フードボックス	洗浄残渣乾燥機
605	洗浄残渣乾燥機	
606	回転混合機	回転混合機(金属容器(粉末)混合)

<sup>\*1:</sup>事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における機器の番号

追表へ-1 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象建物

設置場所	名称	員数	仕様表番号
屋外	付属建物第2核燃料倉庫	1式	追表へ建-4-1
			注 (4 次申請:表へ建-1-1)
	付属建物容器管理棟	1式	追表へ建-4-2
			<sup>注</sup> (4 次申請:表へ建-1-2)
	付属建物原料貯蔵所	1式	追表へ建-4-3
			注 (6 次申請:表へ建-1-1)

注:申請時の仕様表番号

追表へ-2 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象設備・機器(1/3)

設置場所	名称	員数	仕様表番号
加工棟	粉末一時貯蔵棚	6基	追表へ設-3(2次)
成型工場	SUS容器用台車(1)	1 台	追表へ設-4(2次)
ペレット加工室	金属容器(粉末)用台車(3)	2 台	追表へ設-5 (2次)
	圧粉ペレット貯蔵棚	1基	追表へ設-10 (2次)
	ペレットラインコンベア(1)	1 基	追表へ設-11 (2次)
	ペレットラインコンベア(2)	1 基	追表へ設-12 (2次)
	ペレットラインコンベア(3)	1 基	追表へ設-13 (2次)
	焼結ペレット貯蔵棚	1 基	追表へ設-14(2次)
	ボート(焼結)用台車(3)	1 台	追表へ設-15(2次)
	ボート(焼結)用台車(4)	1台	追表へ設-16 (2次)
	金属容器(ペレット)用台車(2)	1 台	追表へ設-17(2次)
	仕上りペレット一時貯蔵棚(1)	1 基	追表へ設-18 (2次)
	仕上りペレット―時貯蔵棚(2)	1 基	追表へ設-19 (2次)
	ペレットトレイ用台車(2)	1台	追表へ設-20 (2次)
加工棟	フードボックス(4)	1 基	追表へ設-6(2次)
成型工場			
前室(2)			
加工棟	原料粉末貯蔵棚	2 基	追表へ設-7(2次)
成型工場			
粉末貯蔵室(1)			
加工棟	電動リフタ	2 台	追表へ設-8(2次)
成型工場			
粉末貯蔵室(1)			
粉末貯蔵室(2)			<u> </u>
加工棟	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	4 基	追表へ設-9(2次)
成型工場			
粉末貯蔵室(2)			
加工棟	仕上りペレット貯蔵棚(1)~(32)	32 基	追表へ設-21 (2次)
成型工場	仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	追表へ設-22(2次)
ペレット貯蔵室	仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	追表へ設-23 (2次)
加工棟	燃料棒貯蔵棚	1 基	追表へ設-24(2次)
成型工場	ロッドチャンネル用台車(4)	1台	追表へ設-25(2次)
燃料棒溶接室			

追表へ-2 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象設備・機器(2/3)

=n, m= 10	h 4L	巨业	<b>计快丰亚</b> [2]
設置場所	名称	員数	仕様表番号
工場棟	シリンダ貯蔵架台	1式	追表へ設-1(6次)
転換工場	シリンダ転倒装置	1 基	追表へ設-2(6次)
原料倉庫	天井走行クレーン(転換 5t)	1 基	追表へ設-3 (6 次)
工場棟	大型粉末容器貯蔵架台	1式	追表へ設-4(6次)
転換工場	大型粉末容器	72 基	追表へ設-5(6次)
転換加工室	大型粉末容器用台車	1 基	追表へ設-6 (6次)
	仕掛品貯蔵棚	3 基	追表へ設-7(6次)
	SUS容器用台車(3)	2 台	追表へ設-8 (6次)
	SUS容器用台車(4)	1 台	追表へ設-9(6次)
	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	1 基	追表へ設-10 (6次)
	運搬台車	7基	追表へ設-11 (6次)
	中間仕掛品一時貯蔵棚	2 基	追表へ設-12 (6次)
	金属容器(粉末)用台車(1)	1台	追表へ設-13(6次)
工場棟	粉末一時貯蔵棚	4 基	追表へ設-14(6次)
成型工場	金属容器(粉末)用台車(2)	2 台	追表へ設-15 (6次)
ペレット加工室	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	16 基	追表へ設-16(6次)
	圧粉ペレット―時貯蔵棚(1)	1 基	追表へ設-20 (6次)
	圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)	1 基	追表へ設-21 (6次)
- - -	圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)	1 基	追表へ設-22 (6次)
	ペレットラインコンベア(1)	1 基	追表へ設-23 (6次)
	ペレットラインコンベア(2)	1 基	追表へ設-24(6次)
	乗移台 2	1 基	追表へ設-25 (6次)
	ボート運搬台車	2 台	追表へ設-26(6次)
	焼結ペレット一時貯蔵棚(1)	1 基	追表へ設-27 (6次)
	焼結ペレット一時貯蔵棚(2)	1 基	追表へ設-28 (6次)
	焼結ペレット一時貯蔵棚(3)	1 基	追表へ設-29 (6次)
	ペレットラインコンベア(3)	1 基	追表へ設-30 (6次)
	ペレットラインコンベア(4)	1 基	追表へ設-31 (6次)
	ボート (焼結) 用台車(1)	1台	追表へ設-32(6次)
	ボート (焼結) 用台車(2)	2 台	追表へ設-33 (6次)
	スクラップ貯蔵棚 (ペレット用)	2 基	追表へ設-34 (6次)

追表へ-2 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象設備・機器(3/3)

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟	金属容器(ペレット)	30 個	追表へ設-35 (6次)
成型工場	金属容器 (ペレット) 用台車(1)	1台	追表へ設-36 (6 次)
ペレット加工室	仕上りペレット一時貯蔵棚	4基	追表へ設-37(6次)
工場棟	仕上りペレット貯蔵棚	1式	追表へ設-38 (6次)
成型工場	仕上りペレット貯蔵棚用台車	2 台	追表へ設-39 (6 次)
ペレット貯蔵室	ペレットトレイ用台車(1)	1台	追表へ設-40 (6 次)
	余剰ペレット貯蔵棚	4 基	追表へ設-41 (6 次)
	金属缶用台車(1)	1台	追表へ設-42 (6 次)
工場棟 成型工場	燃料棒一時貯蔵棚	1 基	追表へ設-43 (6 次)
燃料棒補修室	ロッドチャンネル用台車(1)	1台	追表へ設-44(6次)
工場棟 組立工場	燃料棒一時貯蔵棚	1 基	追表へ設-45 (6 次)
燃料棒検査室	ロッドチャンネル用台車(2)	1 台	追表へ設-46 (6 次)
	ロッドチャンネル用台車(3)	1 台	追表へ設-47(6次)
	燃料棒貯蔵棚	2 基	追表へ設-48(6次)
	トラバーサ	1台	追表へ設-49 (6 次)
	運搬車	1台	追表へ設-50 (6 次)
工場棟 組立工場	燃料集合体一時貯蔵架台	29 基	追表へ設-51 (6 次)
燃料集合体 組立室	天井走行クレーン(組立北 4.8t)	1 基	追表へ設-54(6次)
	天井走行クレーン(組立北 3t)	1 基	追表へ設-55 (6次)
	天井走行クレーン(組立南 5t)	1 基	追表へ設-56 (6 次)
工場棟 組立工場	燃料集合体貯蔵架台	90 基	追表へ設-52(6次)
燃料集合体 貯蔵室	燃料集合体移送装置	1 基	追表へ設-53 (6 次)
付属建物	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	58 基	追表へ設-18 (6 次)
第2核燃料倉庫	(第2核燃料倉庫)		
	電動リフタ	1台	追表へ設-19(6次)
付属建物 除染室	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	4 基	追表へ設-17 (6 次)
・分析室 作業室(2)	(作業室(2))		
付属建物 原料貯蔵所	シリンダ貯蔵ピット	1式	追表へ設-59 (6 次)

#### 4. 工事の方法

本申請に係る工事において、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。

#### 4. 1. 建物·構築物

#### 4.1.1.付属建物第3核燃料倉庫

#### (1) 手順

今回申請の付属建物第3核燃料倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図へ1-1参照)により行う。また、付属建物第3核燃料倉庫の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を a. ~e. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用する ものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 付属建物第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)に核燃料物質が保管されているが、工事エリアから離れているため、核燃料物質への影響はない。
- ・ 気体廃棄設備(4)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は 工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続 することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能 を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は 閉止プラグによる閉止措置を講じる。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、防護カバー、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。 なお第1種管理区域の境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認 する
- 建物に開口部を設ける際には、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、 又は建物への目張り等により閉じ込めを行う。
- 第1種管理区域の境界にある鉄扉、シャッタの補強又は交換工事にあたり、建物に開口 部が設けられる場合には、周囲に仮囲いを設けて負圧を維持する。
- ・ 第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理 区域の範囲を一時的に変更する。
- 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 復旧時に再利用しない部材のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、2000ドラム缶に収納できる形に解体する。2000ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。
- a. 耐火壁追設(注1): 内部火災による延焼防止のために、付属建物第3核燃料倉庫本体2階の更衣室(1)と更衣室(2)との間仕切り壁に耐火壁を追設する。(図へ1-1-1参照) 配置及び耐火壁追設の詳細図を図へ建-2-2に示す。
- b. 鉄扉補強<sup>(注 2)</sup>:耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫本体2階の排気塔点検口の既存鉄扉(SD-146)を鉄扉補強材により補強する。(図へ1-1-2参照) 配置を図へ建-1-8(2/3)及び図へ建-2-2に、建具表及び鉄扉補強概要図を図へ建-1-

9 に示す。

c. 鉄扉交換<sup>(注 2)</sup>: 耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫前室の既存鉄扉を新たな 鉄扉(SD-32)に交換する。(図へ1-1-3参照)

配置を図へ建-1-8(1/3)、図へ建-2-1及び4に、建具表を図へ建-1-9に示す。

- d. 鉄扉新設<sup>(注2)</sup>: 耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫前室の既存シャッタ及び本体2階入口の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-31、SD-33)を新設する。また、内部火災による延焼防止のために、本体2階の更衣室(1)と更衣室(2)境界の既存ドアを撤去し、鉄扉を新設する。((図へ1-1-4参照)配置を図へ建-1-8(1/3)~(2/3)、図へ建-2-1~2、4及び5に、建具表及び新設鉄扉概要図を図へ建-1-9に示す。
- e. 鋼板新設<sup>(注 2)</sup>: 耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第3核燃料倉庫本体2階の非管理区域の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する。(図へ1-1-5参照) 配置を図へ建-2-2及び4に示す。

#### 注): 適用指針

- 注1) 石膏ボード施工マニュアル (石膏ボード工業会)
- 注2) 鋼構造設計規準一許容応力度設計法— (日本建築学会)

### (2) 工事上の注意事項

#### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各 種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外 の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

#### b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる 養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局 所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとと もに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実 施する。
- ・ 第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。 第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き 場所にて保管する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

### c. 入退域・放射線管理

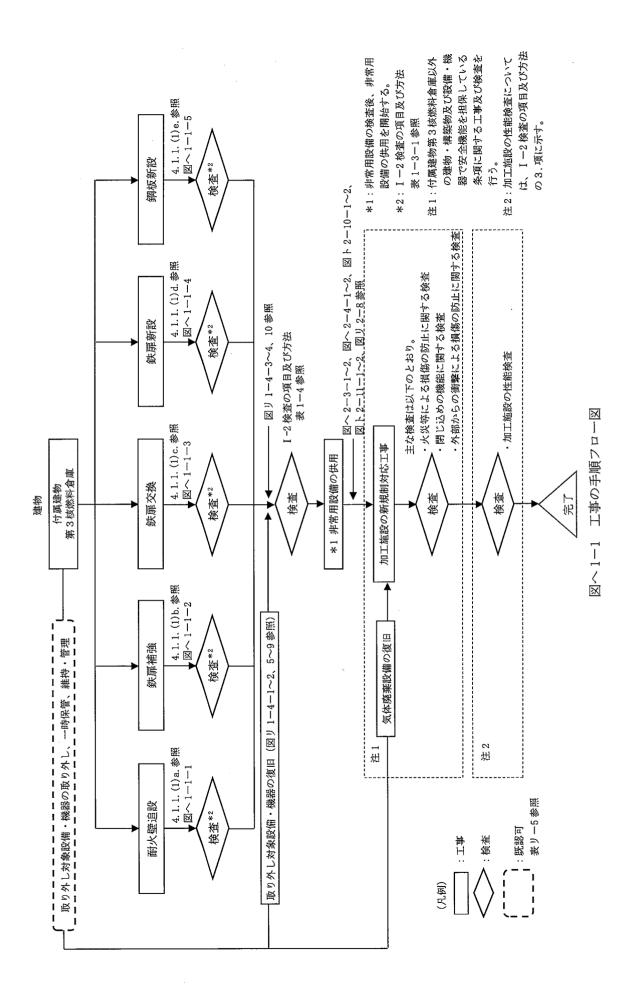
・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域 出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

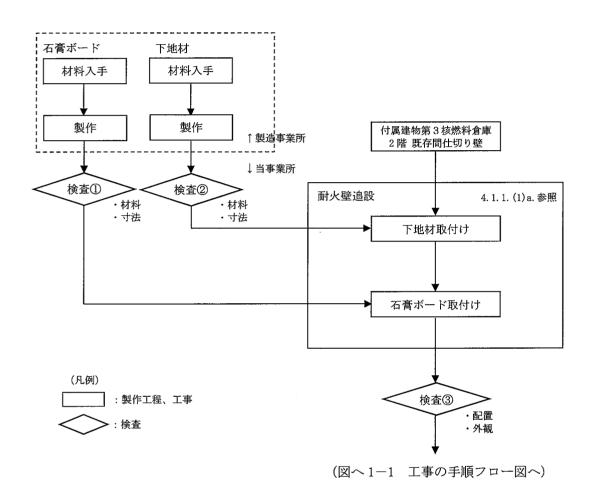
### d. その他

・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

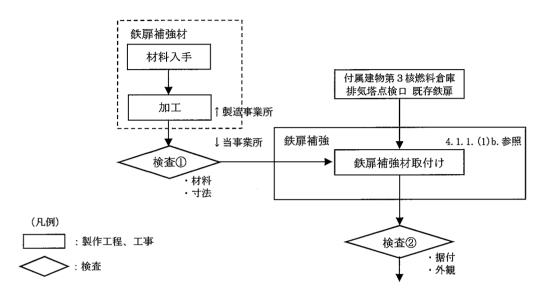
# e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



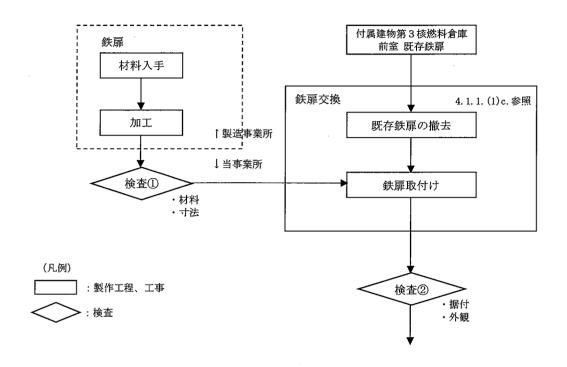


図へ1-1-1 耐火壁追設の手順フロー図



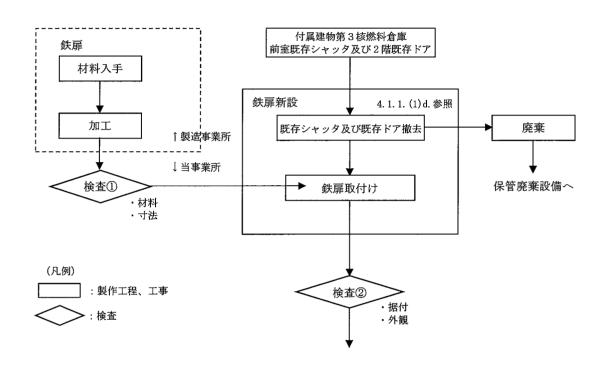
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ1-1-2 鉄扉補強の手順フロー図



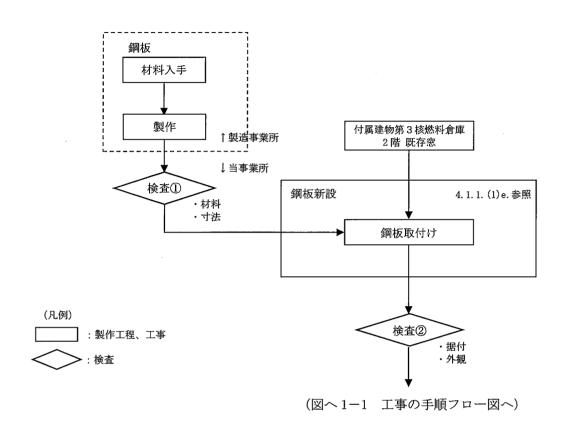
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ1-1-3 鉄扉交換の手順フロー図



(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ1-1-4 鉄扉新設の手順フロー図



図へ1-1-5 鋼板新設の手順フロー図

#### (3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

#### (4) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/2)に、検査の方法を表1-3-1(1/2)~(2/2) に示す。

#### 4.1.2. 付属建物劣化・天然ウラン倉庫

#### (1) 手順

今回申請の付属建物劣化・天然ウラン倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図へ1-2参照)により行う。また、付属建物劣化・天然ウラン倉庫の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を a. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用する ものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

工事にあたっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- 付属建物劣化・天然ウラン倉庫の倉庫内に核燃料物質が保管されているが、工事エリア から離れているため、核燃料物質への影響はない。
- 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- a. 鉄扉補強<sup>(注1)</sup>:耐竜巻性能向上を目的に、付属建物劣化・天然ウラン倉庫の既存鉄扉(SD-41)のガラリ部を鋼板で閉塞し、鉄扉は鉄扉補強材により補強する。(図へ1-2-1参照)配置を図へ建-1-10、図へ建-3-1及び3に、建具表及び鉄扉補強概要図を図へ建-1-10に示す。

#### 注): 適用指針

注1) 鋼構造設計規準一許容応力度設計法— (日本建築学会)

#### (2) 工事上の注意事項

#### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各 種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外 の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

#### b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる 養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局 所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとと もに、工事対象となるエリアから可燃物が除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

#### c. 入退域·放射線管理

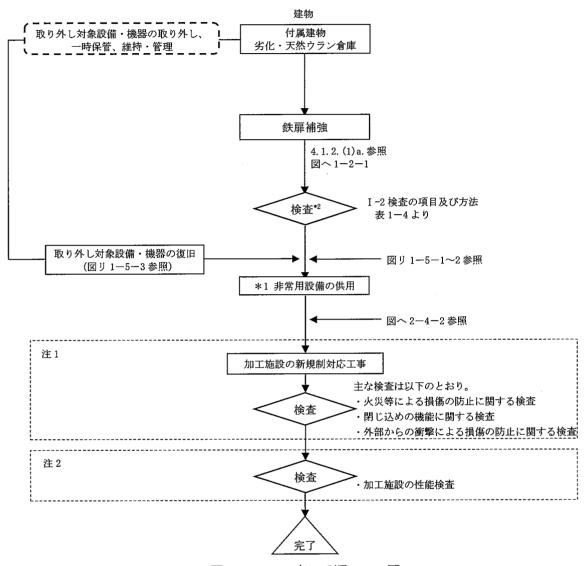
・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出 入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

#### d. その他

・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

### e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。



図へ1-2 工事の手順フロー図

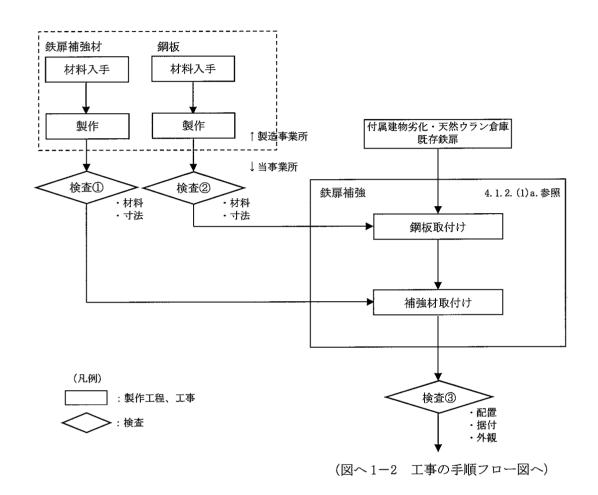
 (凡例)
 \*2: I - 2 検査の項目及び方法

 ま1-3-2 参照
 表 1-3-2 参照

 注1: 付属建物劣化・天然ウラン倉庫以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査を行う。表リー5 参照
 注2: 加工施設の性能検査については、I - 2 検査の項

\*1:非常用設備の検査後、非常用設備の供用を開始

目及び方法の3.項に示す。



図へ1-2-1 鉄扉補強の手順フロー図

#### (3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

#### (4) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/2)に、検査の方法を表1-3-2に示す。

#### 4. 2. 設備·機器

#### (1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図イ 2-1、図へ 1-1、図へ 1-2、図へ 2-1 及び図へ 2-2 に示す。建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(原規規発第1908096 号、原規規発第2008051 号、原規規発第2102254 号)に示している。

工事にあたり、付属建物 第3核燃料倉庫のスクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)、 付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)のペレット貯蔵棚及び保存燃料棒貯蔵棚、付属建物 シ リンダ洗浄棟 貯蔵室(3)の洗浄残渣貯蔵棚に核燃料物質が保管されているため、周囲を養生 材で囲む、又は工事範囲から隔離することにより、核燃料物質に影響を与えないようにする。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放することで、負圧維持、閉じ込めを維持する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する 工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。撤去する設備・機器のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、2000ドラム缶に収納できる形に解体する。2000ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。

#### a. 改造を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図へ2-3-1及び図へ2-3-2参照)

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及び I 2 の検査を実施する。必要に応じて、核燃料物質を移動したうえで施工を行う((2)a. 参照)。不要となった部品等は撤去する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

#### b. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う(図 ~2-4-1及び図~2-4-2参照)。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器について I 2 の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

#### (2) 手順の詳細

a. スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)、ペレット貯蔵棚、保存燃料棒貯蔵棚、洗 浄残渣貯蔵棚

貯蔵している核燃料物質をすべて他の貯蔵施設に移動することが困難であることから、 貯蔵棚の一部に核燃料物質を貯蔵したまま安全を確保する方法で補強工事を行う。具体 的には、補強工事の実施箇所付近の収納部に核燃料物質が貯蔵されている場合は、それ らを工事による影響を受けない収納部又は他の貯蔵棚に移動することで、付近に核燃料 物質がない状態として工事を実施する。工事が完了した貯蔵棚については、技術基準へ の適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その 状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては保安規定により行う。

#### (3) 工事上の注意事項

#### a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各 種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外 の立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

#### b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる 養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局 所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとと もに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大 が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行 う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

#### c. 入退域·放射線管理

・管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出 入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

#### d. その他

・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

#### e. 緊急時の対応

・現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定

められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。

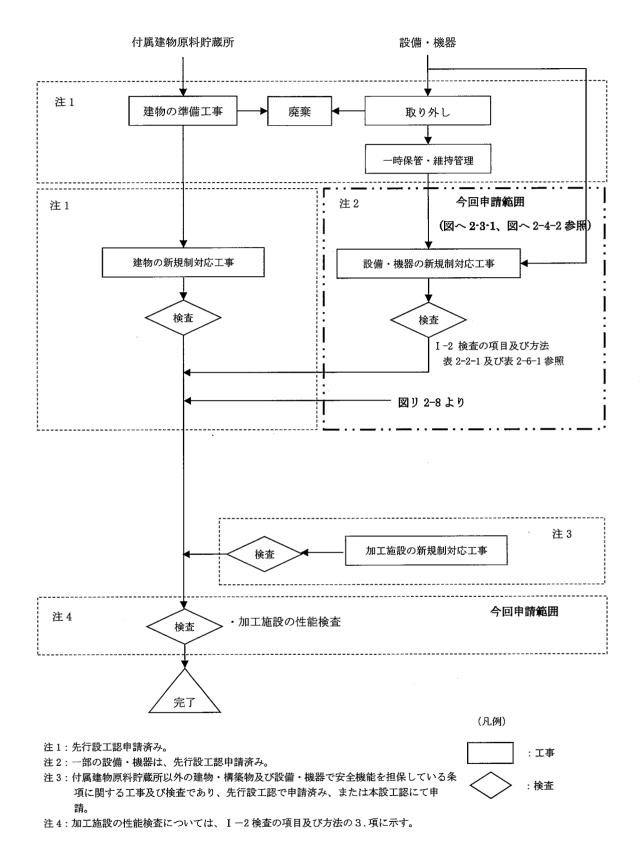
・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

#### (4) 品質保証計画

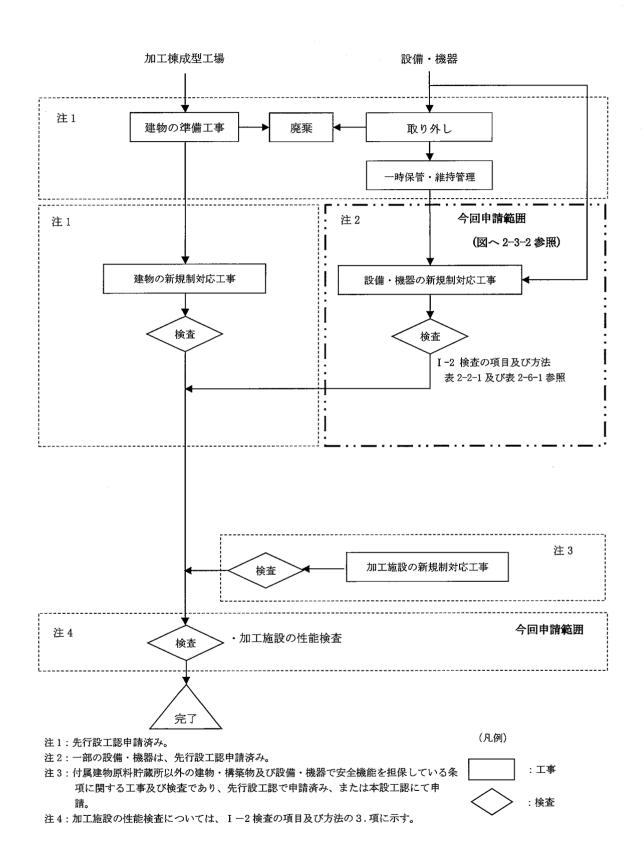
本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

#### (5) 検査

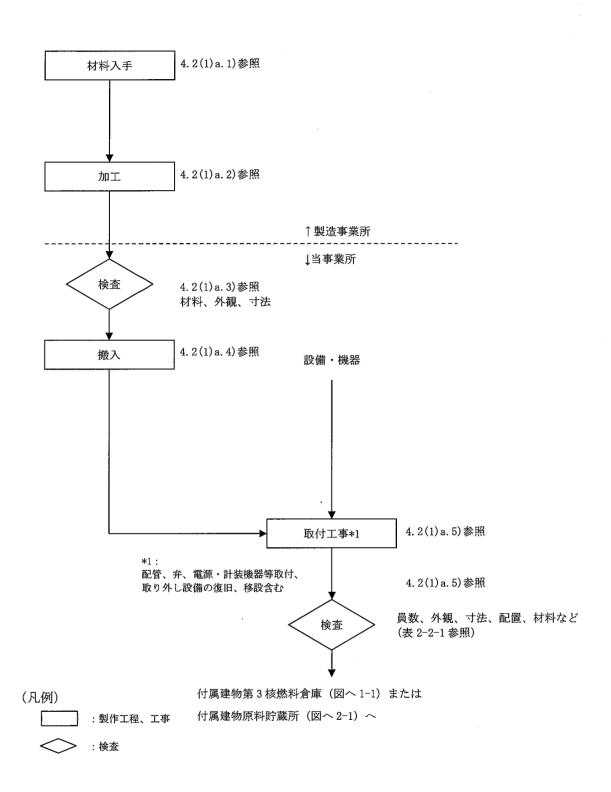
検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表 2-2-1 に、検査の方法を表 2-6-1 に示す。



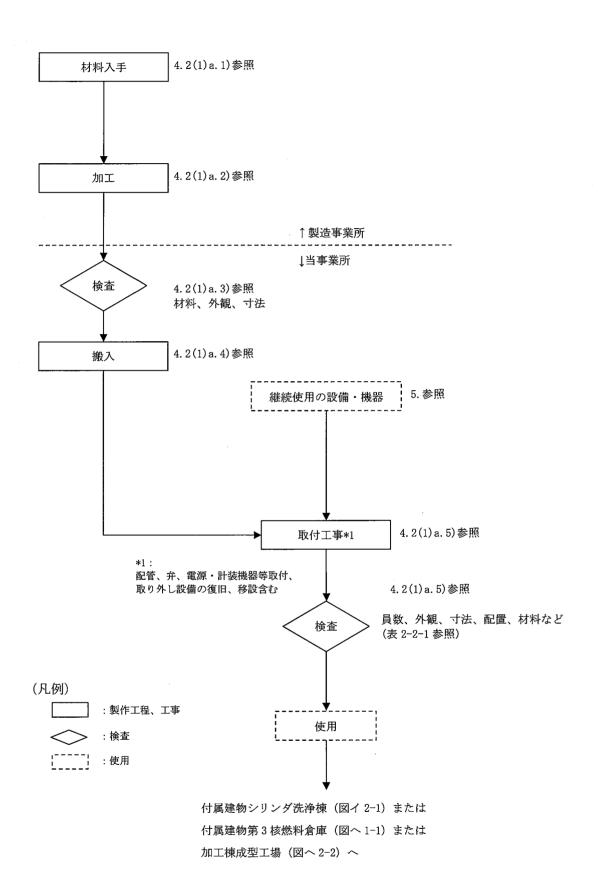
図へ2-1 建物工事と設備工事との関係図(付属建物原料貯蔵所)



図へ2-2 建物工事と設備工事との関係図(加工棟成型工場)



図へ2-3-1 工事の手順フロー図(改造する設備・機器)



図へ2-3-2 工事の手順フロー図(改造する継続使用の設備・機器)

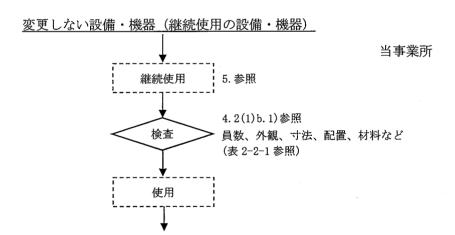
#### 当事業所

# 

付属建物第3核燃料倉庫(図へ1-1)へ

(凡例) : 檢查

図へ2-4-1 工事の手順フロー図(変更しない設備・機器)



付属建物シリンダ洗浄棟(図イ 2-1)または 付属建物第3核燃料倉庫(図へ 1-1)または 付属建物劣化・天然ウラン倉庫(図へ 1-2)または 付属建物原料貯蔵所(図へ 2-1)へ

(凡例)
 : 檢查

図へ2-4-2 工事の手順フロー図 (変更しない継続使用の設備・機器)

#### 5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫は、内部に設備・機器を設置しており、外部衝撃から設備・機器を防護する機能を有するとともに、管理区域の遮蔽機能等を有していることなど、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

天井走行クレーン(原料貯蔵所 5t)、粉末回収・ペレット取扱ボックス、SUS 容器用台車(2)、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第 3 核燃料倉庫)、粉末容器構内運搬車、保管容器(劣化・天然ウラン用)、ペレット貯蔵棚、金属缶用台車(2)、洗浄残渣貯蔵設備、燃料棒構内運搬車、保存燃料棒貯蔵棚、ロッドチャンネル用台車(5)、ロッドチャンネル用リフタは、加工施設の維持管理に不可欠な活動である核燃料物質の貯蔵、IAEA 及び原子力規制庁による計量管理に係る査察で使用するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。なお、工事を伴うスクラップ貯蔵棚(粉末用)(第 3 核燃料倉庫)、ペレット貯蔵棚、棚搬入コンベア、洗浄残渣乾燥機、回転混合機(金属容器(粉末)混合)、燃料棒構內運搬車、保存燃料棒貯蔵棚は、工事を行うまでは既設の設備を使用し、工事完了後は使用前事業者検査の合格をもって使用する。

付属建物第 3 核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫は、I-2 の検査で適合を確認した後、図へ 1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)、ペレット貯蔵棚、棚搬入コンベア、洗浄残渣乾燥機、回転混合機(金属容器(粉末)混合)、燃料棒構内運搬車、保存燃料棒貯蔵棚は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(1/14)

	<b></b>	1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(1/14)
事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{858}建物 付属建物 第3核燃料倉庫
		{859}堰(内部溢水止水用)
		{890,891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備
,		{890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備
		{890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備
·		{894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓
		{894,898}非常用設備 消火設備 消火器
		{899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備
		{899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備
		{902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯
		{902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯
	,	{902,905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図(図へ建-1-1)参照
機器名		付属建物第3核燃料倉庫
		堰(内部溢水止水用)
	•	非常用通報設備 非常ベル設備
		非常用通報設備 放送設備
		非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備)
1		消火設備 屋外消火栓
		消火設備 消火器
		自動火災報知設備 火災感知設備
		自動火災報知設備 警報設備
		緊急対策設備 非常用照明
		緊急対策設備 誘導灯
		緊急対策設備 安全避難通路
変更内容		改造
		1. 建物の改造工事
		1-1. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う
		・鉄扉補強
		第3核燃料倉庫本体2階の排気塔点検口の既存鉄扉(SD-146)を鉄扉補強材により
		補強する
		<ul><li>鉄扉交換</li></ul>
		第3核燃料倉庫前室の既存鉄扉を新たな鉄扉(SD-32)に交換する
		• 鉄扉新設
		第3核燃料倉庫前室の既存シャッタ及び本体2階入口の既存ドアを撤去し、鉄扉
		(SD-31, SD-33) を新設する
		・鋼板新設
		第3核燃料倉庫本体2階の非管理区域の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設
		する
		1-2.延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う
		・耐火壁追設 第2枚燃料合成大体2階の重大会(1)と重大会(2)との関仕切り降に耐火降を追談
		第3核燃料倉庫本体2階の更衣室(1)と更衣室(2)との間仕切り壁に耐火壁を追設
		する ・鉄扉新設
		・
		内部火火による延焼的上のために、本体 2 階の更及至(1) と更及至(2) 現外の試行 ドアを撤去し、鉄扉を新設する
		I / CJRA O、 XAF C がRX 7 で
		2. 建物の設計変更
		・前室を非管理区域から第2種管理区域に変更する
	;	
1		

#### 表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(2/14)

		I				
変更	内容	改造				
		3. 非常用設備の変更				
		3-1. 非常用設備の新設				
		・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式堰)の新設				
		第3核燃料倉庫本体2階の床に固定式の堰の新設により、溢水時における第1				
		種管理区域外への溢水漏えい防止を図る				
		3−2. 非常用設備の増設				
		・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設				
		第3核燃料倉庫本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時にお				
		ける避難通路の確保を図る				
		3-3. 非常用設備の復旧及び増設				
		・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設				
:		仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信				
		連絡を図る				
		・消火設備(消火器)の復旧及び増設				
		仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る				
		3-4. 非常用設備の復旧				
	•	・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧				
		仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る				
		・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧				
		仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る				
		・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧				
		仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管				
		理区域外への連絡を図る				
		・非常用通報設備(放送設備)の復旧				
		仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図				
		ব				
		・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧				
		仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警				
		報発報を図る				
		·				
員数		1式				
	型式	本体 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部2階建				
		屋根 : 鉄筋コンクリート				
般仕様		基礎 : 杭基礎				
体	主要な構造材	表へ建-2-1 に示す				
	寸法 (単位:m)	(本体) (排気塔)				
		延べ床面積:約1,300 m²				
	その他の構成機器	_				
	その他の性能	-				
	取扱う核燃料物質の状態	_				
ь	- www > Examilia by and - with	<u> </u>				

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(3/14)

		1 付属建物第3核燃料訂庫 (1)(3/14)
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	[4.2-建1] 他領域区分に対面する壁は、「建物の各部位の有する安全機能(付属建物 第3核燃料倉庫)」に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。 [4.2-設6] 第3核燃料倉庫(1)領域及び第3核燃料倉庫(2)領域は、以下に示す領域区分と24m 以上離れた配置とする。(図臨配-1参照) - 工場棟領域 - 第2核燃料倉庫領域
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 第 3 核燃料倉庫 ・ 支持方法 ・ 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ・ 支持地盤     N値 30 以上の砂礫層 ・ 杭材料     遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 ・ 杭位置     杭先端深度:設計 GL から GL-9.5m     配置:図へ建-2-8参照 ・ 抗構造・寸法     表へ建-2-1参照 ・ 第 3 核燃料倉庫 1 階床土間コンクリート ・ 支持方法     十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ・ 支持地盤     支持地盤     支持地盤     支持地盤     支持地盤     支持地盤     支持性能:長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上
		[5.1-建2] 第3核燃料倉庫及び消火設備(屋外消火栓{894,895})は、事業許可に記載のとおり 液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持 される。 [5.1-設1] 第3核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤 に設置されており、第3核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮でき る。
	地震による損傷の防止	<ul> <li>[6.1-建1]</li> <li>・ 耐震重要度分類第1類</li> <li>□ 第3核燃料倉庫</li> <li>□ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)){859}</li> <li>・ 耐震重要度分類第3類</li> <li>□ 非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892})</li> <li>□ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>□ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備){899,900,901}</li> <li>□ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})</li> </ul>
		[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である第3核燃料倉庫及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。

#### 表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(4/14)

	表へ建一1・	-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(4/14)
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-建8] 第3核燃料倉庫に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建1] 参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶 接は、耐震重要度分類第1類又は第2類の地震力で損傷するが、第3核燃料倉庫の安 全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火 設備(屋外消火栓)を除く)を上位の第3核燃料倉庫と同じ耐震重要度分類第1類で 設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固 定した下部構成部にボルトで固定する。 [6.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それ より上位の分類とするため、第3核燃料倉庫の耐震重要度分類は第1類とする。
***************************************		[6.1-建5] ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-1、図へ建-2-1~2-15 参照 ・ 一次設計 ・ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 ・ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。
		[6.1-建 6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第 1 類の地震力による損傷を防止できる構造とする。 ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ロ 位置:図リ非-5-1、5-2参照
		□ 寸法、構造、材料:表へ建一2-1 参照  [6.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。 □ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) □ 位置:図リ非-2-1、2-2 参照 □ 付置:図リ非-4-1、4-2 参照 □ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) □ 位置:図リ非-3-1、3-2 参照 □ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) □ 位置:図リ非-1-1、1-2 参照
	津波による損傷の防止	[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海抜約 30m~32mの高台に立地している。

技術基準	
に基づ	
く設計	
注	

外部からの衝撃による損傷の防

#### [8.1-建1]

#### (竜巻)

- 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-1、図へ建-2-1~2-15 参照
- F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第3核燃料倉庫の保有水平耐力が上回る構造とする。
- 第3核燃料倉庫の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。
- □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。

#### [8.1-建2]

#### (洪水)

事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海抜約 30m~32m の高台に立地している。

#### [8.1-建3]

#### (凍結)

屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。

- 気温条件
  - 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃
- 対象設備
- 不凍式の屋外消火栓
- · 設置状況

当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。

#### [8.1-建4]

#### (降水)

降水時に建物内への雨水の流入を防止する。

降水量条件

茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h)

- 対象設備・構造
  - □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図へ建-2-3~2-5 参照)
  - 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止
- □ 屋根に防水層を施工し雨漏りを防止

#### [8.1-建5]

#### (積雪)

茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。

#### [8.1-建10]

#### (落雷)

加工施設の高さは図へ建一2-4 に示すように最大で約17.2 m であり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避電設備の設置は不要である。

#### [8.1-建6]

#### (地滑り)

事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の 発生のない場所に立地している。

技術基準に基づく設計(	
(注)	

# 外部からの衝撃による損傷の防

#### [8.1-建7]

(火山の影響)

表へ建一2-1 に示す第3核燃料倉庫の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外の階段とタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図へ建-2-4参照)

#### [8.1-建8]

(生物学的事象)

第3核燃料倉庫の外気取入用ファンの前にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。

対象部位の位置

フィルタ:図ト系-気4-4参照

#### [8.1-建9]

(森林火災)

事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり 森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。

#### [8.2-建2]

(外部火災・爆発、有毒ガス)

原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、 建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るよう にするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。

- ・ 火災影響評価対象:図へ建-2-1、2-2参照
- ・ 各評価対象の離隔距離:図へ建-1-15(1/10)~(10/10)参照

なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として 障壁 {914} (鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施 設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。

また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。

#### [8.2-建3]

(ダムの崩壊)

事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の 竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海抜約30m~32mの高台に立地している。

#### [8.2-建4]

(船舶の衝突)

事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地 している。

#### 人の不法な侵入等の防止

#### [9.1-建1]

以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。

- ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。
- ・ 第 3 核燃料倉庫は、表へ建ー2-1 に示す主要な構造材、鉄扉 (図へ建-1-8(1/3)、(2/3)、2-1、2-2、2-4、2-5参照)等の堅牢な障壁を有する。
- 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。
- ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動 を防止する。
- 第3核燃料倉庫は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、 爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。

#### [9.1-建2]

当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。

#### 表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(7/14)

# 技術基準に基づく設計(注

#### 閉じ込めの機能

#### [10.1-建1]

汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第3核燃料倉庫本体は第1種管理区域(更衣室(1)を除く)、第1種管理区域と屋外との境界にあたる第3核燃料倉庫の前室は、非管理区域から第2種管理区域に設定する。(図へ建一1-6(1/2)、(2/2)参照)

#### [10.1-建2]

第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(4) {666~678}により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。

負圧:フィルタ室 5Pa 以上 上記以外 19.6Pa 以上

#### [10.1-建6]

第3核燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れが付きにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。

#### [10.1-建4]

第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。

#### 「10.1-建5]

第1種管理区域の溢水防護区画から、防護区画外、及び非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、第3核燃料倉庫本体の2階には高さ90mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ非-5-2参照)

また、第3核燃料倉庫本体1階の作業室(1)北東部にも溢水源があるため、溢水防護区画とし、当該箇所の溢水は既存堰(高さ260mm以上)で溢水防護区画内に隔離され、当該箇所の外への漏えいが生じない。(図リ非-5-1参照)

#### 火災等による損傷の防止

#### [11.1-建1]

消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。

- 設置設備の種類と員数
- □ 感知器(煙):18個(I階:8個、2階:10個)
- □ 感知器(熱):5個(1階:1個、2階:4個)
- □ 感知器(空気管式):5基(2階)
- □ 警報設備(ベル):5個(1階:3個、2階:2個)
- 設置設備の配置

図リ非-3-1、3-2参照

#### [11.1-建2]

消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備 {899,901} を 設置する。

- ・設置設備の種類と員数
- □ 発信機(P型):5個(1階:3個、2階:2個)
- 設置設備の配置

図リ非-3-1、3-2参照

#### [11.1-建3]

消防法第十七条第1項に基づき、消火器 {894,898} を設置する。

- 設置設備の種類と員数
  - 粉末消火器 10型:11本(1階:6本、2階:4本、前室:1本)
- 設置設備の配置

消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。

図リ非-4-7、4-8参照

#### 表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(8/14)

#### 火災等による損傷の防止

#### [11.1-建5]

消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。

屋外消火栓は、防火水槽 {894,896} と消火水配管により接続される。(図リ非-4-1、4-2 参照)

- ・ 設置設備の種類と員数
- □ 屋外消火栓:不凍式2基(第3核燃料倉庫の近傍)(図リ非-4-1、4-2参照)
- 各消火栓に設置するホース:20m ホース2本以上
- 設置設備の配置
  - □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非ー 4-1 参照)
- 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-3参照

#### [11.3-建1]

建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第3核燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。

材料

主要構造材を表へ建-2-1に示す。

#### [11.3-建2]

以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。

- 対象設備、配置
- □ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):図リ非-5-1、5-2参照
- 使用材料:表へ建-2-1参照
- 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):ステンレス鋼(固定式)、鉄筋コンクリート

#### [11.3-建3]

火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図へ建-1-11(1/2)、(2/2)のとおり設定する。

#### [11.3-建4]

第3核燃料倉庫各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。

・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図へ建-1-13 参照

#### [11.3-建5]

火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防 火壁、防火扉を設置する。

・設置設備の配置

図へ建-2-1、2-2参照

設置設備の材料

図へ建-1-13参照

#### [11.3-建7]

電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。

耐火シールの材料

建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール

#### [11.3-建8]

電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤 に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(9/14)
技術基準	溢水による損傷の防止	[12.1-建2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。 ・ 溢水防護区画:図リ非ー5-1、5-2参照
技術基準に基づく設計(注)	·	[12.1-建1] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢 水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の緊急対策設備 (3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。 堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))の位置、構造、寸法、材料:表へ建ー 2-1、図リ非-5-1、5-2参照
		[12.1-建3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、緊急対 策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置する。
		[12.1-建4] 第3核燃料倉庫内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、 水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ非-5-2参照)
		[12.1-建5] 第3核燃料倉庫本体1階の貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)には、溢水源となる水配管等の設置はないが、作業室(1)北東部に溢水源があるため、当該箇所の溢水は、既存堰で外への漏えいを防止する。また、第3核燃料倉庫本体2階の更衣室(2)には、上水の水配管があるため、扉に緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設け、1階への水の漏えい及び2階の溢水防護区画外への水の漏えいを防止する。
		[12.1-建6] 第3核燃料倉庫の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。
	安全避難通路等	[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路 {902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ非ー1-1、1-2参照
		[13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル 発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(22台(1階:10台、2階:12台)) 及び誘導灯(18個(1階:11個、2階:7個)))を設置する。 上記設備の賭元を以下に示す。
		図リ非-1-1、1-2 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行 規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。
		[13.3-建 1] 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中

電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(10/14)

技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設	[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [14.1-建5] 気体廃棄設備(4)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中の放射性物質等が建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。 [14.1-建6] スクラップ貯蔵棚(粉末用) {540} からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。 [14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	ナナ小コスママナ井ンナ	
	材料及び構造	_
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	[18.1-建1] 第3核燃料倉庫本体の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を 設置し、施設外への漏えいを防止する。 [18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備 及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)
	放射線管理施設	[19.1-建 1] 放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査エリア及びシャワー室を設置する。
廃来施設   一		
	12Amm17 120日 サドーよ の13末97 PJIII	第3核燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。 ・ 塗装範囲 ・ 床面から高さ2m以下(床面から高さ2mまでは樹脂系塗料で塗装する)

表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(11/14)

技術基準に基づく設計(注)	進載	屋根により、 線量限により等を られた線量限・ ・ 選別へ・ ・ 周辺監・ ・ 周辺監・ ・ 周辺監・ ・ 周辺監・ ・ 別談監・ ・ 別談監・ ・ 別談における	源による周辺監視 该原料物質又は核/定める告示(平成・定まり十分の壁度より十分の壁面に名意での一個では外におけるがのででである。 関区域外におけるが 関区域外におけるが 関区域外におけるが /年	燃料物質の 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8月 27年8 27年8 27年8 27年8 27年8 27年8 27年8 27年8	製錬の事業に関す 31 日原子力規制委 十分な厚さを有す ・寸法・材料 、管理区域その他	る規則等の規 員会告示第 る壁を施設で 事業所内の人	定に基づく 8 号)で定め ける。
換気設備 [23.1-建1] 20,000m³/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(4)を施設				<b>薬設備(4)を施設</b>	できる構造と	:する。	
れぞれを非常		24.1-建 1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それで れぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)					
			非常用記	没備電源接網	<sup>荒</sup> 系統一覧表		
			設備		非常用ディー ゼル発電機	無停電 電源装置	内蔵バッテリ
			非常ベル設備*1		0	0	
		非常用	放送設備*2		0	0	0
		通報設備	通信連絡設備	有線式*3	0		0
			(電話設備)	無線式	_	_	0
		自動火災	火災感知設備*4		0		0
		報知設備	警報設備(ベル)	¥5	0		0
*1:警報盤を介して接続 *4:受信器を介して接続 *2:放送設備本体を介して接続 *5:中継盤を介して接続 *3:電話交換機を介して接続 *3:電話交換機を介して接続							

#### 表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(12/14)

表^	★建一1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(12/14)
非常用電源設備 技術基準に基づく設計	[24.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3核燃変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし) 一般動力用ケーブル)
く     設     <u>料</u>	非常用設備電源接続系統一覧表
(注)	設備 非常用ディー 無停電 内蔵バ ゼル発電機 電源装置 ッテリ
	緊急対策設備(1)     非常用照明     O     -     O       誘導灯     O     -     O
ζΆ/亭`吉 ψ ₹N/世	<ul> <li>(24.2-建1]</li> <li>・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用通報設備・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備(890,893)(有線式))</li> <li>ロ 自動火災報知設備・ 火災感知設備・ 火災感知設備・ 火災感知設備・ それに連動する警報設備</li> <li>・ 財下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。・ 非常用通報設備(非常ベル設備)・ 非常用通報設備(通信連絡設備)</li> <li>・ 非常用通報設備(強ご記との)</li> <li>・ 非常用通報設備(適信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。</li> </ul>
通信連絡設備	[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):4台(1階:3台、2階1台) ・ 通信連絡設備(電話設備):有線式1台(1階)、無線式1台(2階) ・ 非常用通報設備(非常ベル設備):4個(1階:3個、2階:1個) ・ 設置設備の配置  図リ非-2-1、2-2参照
	[25.2-建1] 加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に施設する。

#### 表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(13/14)

1 付属建物第 3 核燃料倉庫 仕様表(13/14)
[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類 1 類の第 3 核燃料倉庫は、静的地震力 3Ci に対して概ね弾性範囲とする。
[99-建 2] 耐震重要度分類 1 類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力 2.0G で 弾性範囲とする。
[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、第3核燃料倉庫に竜巻防護ラインを設定する。 ・ 竜巻防護ラインの設定について ・ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン
図へ建-1-8(1/3)~ (3/3) 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 ・ 第 3 核燃料倉庫
建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る。
[99-建 5] 敷地境界から第 3 核燃料倉庫までの距離は 211m以上あり、F3 竜巻襲来時でも軽トラック(最大飛散距離約 160m)、プレハブ物置(大)(最大飛散距離約 211m)は飛来しない。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス [885] を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。
[99-建 7] 第 1 種管理区域と屋外との境界にあたるため、第 3 核燃料倉庫の前室を第 2 種管理区域に変更する。
図へ建一1-1 敷地内建物配置図 図へ建一1-2(1/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 補強箇所説明図(1階) 図へ建一1-2(2/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 補強箇所説明図(2階) 図へ建一1-4 付属建物 第3核燃料倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関係 図へ建一1-6(1/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 管理区域区分図(1階) 図へ建一1-6(2/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 管理区域区分図(2階) 図へ建一1-8(1/3) 付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(1階) 図へ建一1-8(2/3) 付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(2階) 図へ建一1-8(3/3) 付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(8階) 図へ建一1-9 付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(8階) 図へ建一1-9 付属建物 第3核燃料倉庫 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(8階) 図へ建一1-11(1/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域図(1階) 図へ建一1-11(2/2) 付属建物 第3核燃料倉庫 火災区域図(2階)

#### 表へ建-1-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(14/14)

表へ建-1-	-1 付属建物第3核燃料倉庫 仕様表(14/14)
添付図	図へ建一1-15(1/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(1)
	図へ建一1-15(2/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(2)
	図へ建一1-15(3/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(3)
	図へ建-1-15(4/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(4)
	図へ建一1-15(5/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(5)
	図へ建一1-15(6/10)   付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(6)
	図へ建一1-15(7/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(7)
	図へ建一1-15(8/10) 付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(8)
	図へ建一1-15(9/10)   付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(9)
	図へ建一1-15(10/10)   付属建物 第3核燃料倉庫 外部火災、爆発の影響評価(10)
	図へ建一2-1 付属建物 第3核燃料倉庫 1階 平面図
	図へ建-2-2 付属建物 第3核燃料倉庫2階 平面図   図へ建-2-3 付属建物 第3核燃料倉庫屋根伏図
	図へ建一2-3 「内属建物 第3核燃料倉庫 立面図(東側、西側)
	図へ建一2-5 付属建物 第3核燃料倉庫 立面図(南側、北側)
	図へ建一2-6 付属建物 第3核燃料倉庫 断面図(1/2)
	図へ建一2-7 付属建物 第3核燃料倉庫 断面図(2/2)
	図へ建一2-8 付属建物 第3核燃料倉庫 杭及び基礎及び1階伏図
	図へ建一2-9 付属建物 第3核燃料倉庫 2階 梁伏図
	図へ建一2-10 付属建物 第3核燃料倉庫 3階 梁伏図
	図へ建-2-11 付属建物 第3核燃料倉庫 R階 小屋伏図
	図へ建-2-12 付属建物 第3核燃料倉庫 A,B通り軸組図
	図へ建一2-13 付属建物 第3核燃料倉庫 C,D通り軸組図
	図へ建一2-14 付属建物 第3核燃料倉庫 1,4通り軸組図
	図へ建一2-15 付属建物 第3核燃料倉庫 5,6,7,8通り軸組図
	図へ遮-1 付属建物 第3核燃料倉庫 遮蔽関係図 (建物1階平面)
	図へ遮-2 付属建物 第3核燃料倉庫 遮蔽関係図 (建物2階平面)
	図へ遮-3 付属建物 第3核燃料倉庫 遮蔽関係図(建物断面)
	図リ非-1-1   緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第3核燃料倉
	庫1階)
	図リ非-1-2 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(第3核燃料倉
	庫2階)
	図リ非-2-1 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設   備)(第3核燃料倉庫 1階)
	畑八男 3 核窓科
	備)(第3核燃料倉庫2階)
	図リ非-3-1   自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第 3
	廃棄物倉庫1階)
	図リ非-3-2   自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第 3
	廃棄物倉庫 2 階)
	図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図(1)
	図リ非-4-2 消火設備 屋外消火栓配置図(2)
	図リ非-4-3 第3核燃料倉庫 消火栓からのアクセスルート
	図リ非-4-7 消火設備 消火器(第3核燃料倉庫1階)
	図リ非-4-8 消火設備 消火器(第3核燃料倉庫2階)
	図リ非-5-1 緊急対策設備(3) 溢水防護区画及び堰(内部溢水止水用)配置図(第3
	核燃料倉庫1階)
	図リ非-5-2 緊急対策設備(3) 溢水防護区画及び堰(内部溢水止水用)配置図(第3
	核燃料倉庫2階)
	図臨配1 - 臨界管理上の領域区分   図リ電建1 - 付属建物 第3核燃料倉庫 非常用ディーゼル発電機 負荷系統図
	図り電建一1   竹属建物 弟3核然科清庫 非吊用アイーセル発電機 負荷系統図   図リ非ー6   非常用設備配置図
	凶ノファ ○ プドボル以帰出。国内
L	1

- 注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
- 凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  - [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
    - (例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。 [99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(1/11)

	·	衣べ建一1一2	竹禺建物为化・大添リプノ岩庫   1上依衣(1/11)
事業	許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
		設備・機器名称	{862}建物 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫
			{890,891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備
			{890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備
l			{890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備
İ			{894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓
			{894,898}非常用設備 消火設備 消火器
			{899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備
			{899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備
			{902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯
			{902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯
			{902,905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置	場所		敷地内建物配置図(図へ建-1-1)参照
機器			付属建物劣化・天然ウラン倉庫
			非常用通報設備 非常ベル設備
			非常用通報設備 放送設備
			非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備)
			消火設備 屋外消火栓
			消火設備 消火器
			自動火災報知設備火災感知設備
			自動火災報知設備警報設備
			緊急対策設備 非常用照明
			緊急対策設備 誘導灯
			緊急対策設備 安全避難通路
			来心对水似曲 女王赶起地站
変更	内容		改造
			1. 建物の改造工事
			1-1. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う
			• 鉄扉補強
			劣化・天然ウラン倉庫の既存鉄扉(SD-41)のガラリ部を鋼板で閉塞し、鉄扉は鉄
			扉補強材により補強する
			2. 非常用設備の変更
			2-1. 非常用設備の増設
			・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設
			劣化・天然ウラン倉庫の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避
			難通路の確保を図る
			・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設
			劣化・天然ウラン倉庫に電話設備の増設により、事故発生時における工場外への
			通信連絡を図る
員数	1		1式
l –	型式		本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建
般			屋根 : 鉄筋コンクリート
般仕様			基礎 : 杭基礎
"	主要な構造材		表へ建一
	寸法(単位:m	n)	(本体) 約 13.4L×約 6.2W×約 3.5H
			延べ床面積:約80 m <sup>2</sup>
	その他の構成権	<b>线器</b>	-
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物	<b>勿質の状態</b>	_
	-		

表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(2/11)

	T	刊 周建物 分化・入然 リノン 肩 庫 一
技		
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤	一
		劣化・天然ウラン倉庫及び消火設備(屋外消火栓 {894, 895})は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。  [5.1-設1]  劣化・天然ウラン倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、劣化・天然ウラン倉庫内に設置する設備・機器は安全機
	地震による損傷の防止	能を発揮できる。 [6.1-建1]
		<ul> <li>耐震重要度分類第1類</li> <li>劣化・天然ウラン倉庫</li> <li>耐震重要度分類第3類</li> <li>非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892})</li> <li>消火設備(屋外消火栓)</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) {899,900,901}</li> <li>緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})</li> </ul>
		[6.1-建2] 耐震重要度分類第1類である劣化・天然ウラン倉庫は、耐震重要度分類第2類及び 第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。

## 表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(3/11)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-建8] 劣化・天然ウラン倉庫に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記 [6.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第1類又は第2類の地震力で損傷するが、劣化・天然ウラン倉庫の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の劣化・天然ウラン倉庫と同じ耐震重要度分類第1類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。
		[6.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、劣化・天然ウラン倉庫の耐震重要度分類は第1類とする。
		[6.1-建5] ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-2、図へ建-3-1~3-9参照 ・ 一次設計 ・ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 ・ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。
		[6.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。 ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) ・ 位置:図リ非ー2ー3参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) ・ 位置:図リ非ー4ー1、4ー2参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ・ 位置:図リ非ー3ー3参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) ・ 位置:図リ非ー1ー3参照
	津波による損傷の防止	[7.1-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海抜約 30m~32mの高台に立地している。

++-
技術
基
準
と
基
づ
<b>〈</b>
設
計
Œ
连

# 外部からの衝撃による損傷の防止

#### [8.1-建1]

#### (竜巻)

- 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-2、図へ建-3-1~3-9 参照
  - F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、劣化・天然ウラン倉庫の保有水平耐力が上回る構造とする。
  - 劣化・天然ウラン倉庫の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風 圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。
  - F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。

#### [8.1-建2]

(洪水)

事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海抜約 30m~32m の高台に立地している。

#### [8.1-建3]

#### (凍結)

屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。

- 気温条件
  - 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃
- 対象設備
- 不凍式の屋外消火栓
- 設置状況

当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。

#### [8.1-建4]

(降水)

降水時に建物内への雨水の流入を防止する。

降水量条件

茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h)

- 対象設備・構造
  - □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図へ建-3-2、3-3参照)
  - 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止
  - 屋根に防水層を施工し雨漏りを防止

#### [8.1-建5]

#### (積雪)

茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。

#### [8.1-建10]

#### (落雷)

加工施設の高さは図へ建一3-3 に示すように最大で約3.5 mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。

#### [8.1-建6]

(地滑り)

事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の 発生のない場所に立地している。

# 表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(5/11)

	表へ建一1-2	付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(5/11)
技術基準に基づく設計	外部からの衝撃による損傷の防 止	[8.1-建7] (火山の影響) 表へ建-2-2 に示す劣化・天然ウラン倉庫の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物 (湿潤密度 1.2g/cm³)で約 28cm (約 168cm の積雪に相当) の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、梯子を使用し、屋上に登り作業する。
注(注)		[8.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離 があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。
		[8.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 ・ 火災影響評価対象:図へ建一3-1参照 ・ 各評価対象の離隔距離:図へ建一1-16(1/9)~(9/9)参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁{914}(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。
		[8.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の 竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海抜約30m~32mの高台に立地している。
		[8.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地 している。
	人の不法な侵入等の防止	<ul> <li>[9.1-建1]</li> <li>以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</li> <li>・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。</li> <li>・ 劣化・天然ウラン倉庫は、表へ建一2-2に示す主要な構造材、鉄扉(図へ建ー1-10、3-1、3-3参照)等の堅牢な障壁を有する。</li> <li>・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。</li> <li>・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。</li> <li>・ 劣化・天然ウラン倉庫は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</li> </ul>
		[9.1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを 遮断する。

# 表へ建一1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(6/11)

	T	刊 角建物分化・八然 ソファ 眉 単一 (1) (1) (1) (1)
技術基準に基づく設計	閉じ込めの機能	[10.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、劣化・天然ウラン倉庫は第2種管理区域に設定する。(図へ建-1-7参照)
づく設計(注)	火災等による損傷の防止	[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 感知器(空気管式):1基 ・ 警報設備(ベル):1個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-3参照
		[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備 {899,901} を 設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ロ 発信機 (P型):1 個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-3 参照
		[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894,898}を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 □ 粉末消火器10型:1本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる 位置に設置する。 図リ非-4-9参照
TOTAL PARTY.		[11.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽 {894,896} と消火水配管により接続される。(図リ非-4-1、4-2参照) ・ 設置設備の種類と員数 屋外消火栓:不凍式1基(劣化・天然ウラン倉庫の近傍)(図リ非-4-1、4-2参照) 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 設置設備の配置 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非-4-1参照) 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-4参照
		[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の劣化・天然ウラン倉庫は、耐 火構造又は不燃性材料を使用する。 材料 主要構造材を表へ建-2-2に示す。 [11.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制 委員会)を参考に図へ建-1-12のとおり設定する。
		[11.3-建 4] 劣化・天然ウラン倉庫各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、 等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図へ建一1-14参照

表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(7/11)

<b></b>	火災等による損傷の防止	「11. 3-建 5]
技術基準に基づく設計(注)	八八守による頂極い別止	<ul> <li>(11.3 年 3)</li> <li>火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</li> <li>・ 設置設備の配置 図へ建一3-1 参照</li> <li>・ 設置設備の材料 図へ建一1-14 参照</li> <li>[11.3-建7]</li> <li>電力用、計測用・制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する。</li> <li>・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</li> </ul>
		[11.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤 に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。
1	溢水による損傷の防止	_
	安全避難通路等	[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路 {902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置
		図リ非-1-3 参照  [13.1-建2]  照明用電源の喪失時に、放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル 発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(1 台)及び誘導灯(2 個))を設置す る。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置  図リ非-1-3 参照
		消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する C 級の認定品とする。
	安全機能を有する施設	[14.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。
		[14.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設   警報設備等	- [18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備 及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)
L		· · ·

表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(8/11)

技	放射線管理施設	
術	廃棄施設	_
準	核燃料物質等による汚染の防止	
技術基準に基づく設計(注)	遮蔽	[22.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁、屋根により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成 27 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。 ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料図へ遮-4~5 参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量7×10°mSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量限度1mSv/年  [22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。
	換気設備	_

# 技術基準に基づく設計(注

### 非常用電源設備

### [24.1-建1]

全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V(トランスなし)ー般動力用ケーブル)

非常用設備電源接続系統一覧表

	設備		非常用ディー ゼル発電機	無停電 電源装置	内蔵バ ッテリ
	非常ベル設備*1		0	0	_
非常用	非常用 放送設備* <sup>2</sup> 通信連絡設備 有線式* <sup>3</sup>		0	0	0
通報設備			0	_	0
	(電話設備)	無線式	_		0
自動火災			0	_	0
報知設備			0	_	Ô

\*1:警報盤を介して接続

\*4:受信器を介して接続

\*2:放送設備本体を介して接続

\*5`: 中継盤を介して接続

\*3:電話交換機を介して接続

### [24.1-建2]

全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流200V、100V(トランスなし)一般動力用ケーブル)

非常用設備電源接続系統一覧表

	設備	非常用ディー ゼル発電機	無停電 電源装置	内蔵バ ッテリ
取点址绘示准(1)	非常用照明	0	_	0
緊急対策設備(1)	誘導灯	0	_	0

# [24.2-建1]

- ・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても 非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりそ の機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後 は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。
  - □ 非常用通報設備
    - ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890,893}(有線式))
  - 自動火災報知設備
    - · 火災感知設備
    - ・ それに連動する警報設備
    - 緊急対策設備(1)
      - 非常用照明
      - 誘導灯
- 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。
  - ・ 非常用通報設備(非常ベル設備)
  - 非常用通報設備(放送設備)
- ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。

# 表へ建-1-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(10/11)

	————————————————————————————————————	
技術基準に基づく設計(注)	通信連絡設備	[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):1台 ・ 通信連絡設備(電話設備): 有線式1台、無線式1台 ・ 非常用通報設備(非常ベル設備):1個 ・ 設置設備の配置  図リ非ー2-3参照  [25.2-建1] 加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に施設する。
その	他事業許可で求める仕様	[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類 1 類の劣化・天然ウラン倉庫は、静 的地震力 3Ci に対して概ね弾性範囲とする。
		[99-建 3]  更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、劣化・天然ウラン 倉庫に竜巻防護ラインを設定する。 ・ 竜巻防護ラインの設定について ・ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン 図へ建ー1-10 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 ・ 劣化・天然ウラン倉庫 建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する 水平方向の竜巻荷重を上回る。 ・ 劣化・天然ウラン倉庫の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ・ 劣化・天然ウラン倉庫の鉄扉 鉄扉の補強により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。
The state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the s		[99-建 5] 敷地境界から劣化・天然ウラン倉庫までの距離は 206m であるため、F3 竜巻による敷地境界から劣化・天然ウラン倉庫までの距離は 206m であるため、F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物のうち、軽トラック(最大飛散距離約 160m)は飛来しない。プレハブ物置(大)(最大飛散距離約 211m)は飛来する恐れがあるが、外壁・屋根、及び鉄扉は貫通しない。なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス [885] を設置する。また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。

-	表へ建-1-2	付属建物劣化・天然ウラン倉庫 仕様表(11/11)
添付図		図へ建-1-1 敷地内建物配置図
		図へ建-1-3 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 補強箇所説明図
		図へ建-1-5 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 建物の補強工事と各影響評価との関
		保
		図へ建-1-7 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 管理区域区分図
		図へ建-1-10 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 鉄扉配置、建具表、補強概要及び
		竜巻防護ライン
		図へ建-1-12 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 火災区域図
		図へ建一1-14 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 火災区域毎の材料及び厚さ一覧
		図へ建-1-16(1/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(1)
		図へ建一1-16(2/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(2)
		図へ建一1-16(3/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(3)
		図へ建-1-16(4/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(4)
		図へ建-1-16(5/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(5)
		図へ建-1-16(6/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(6)
		図へ建-1-16(7/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(7)
		図へ建-1-16(8/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(8)
		図へ建-1-16(9/9) 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 外部火災、爆発の影響評価(9)
		図へ建-3-1 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 平面図
		図へ建一3-2 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 屋根伏図
		図へ建-3-3 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 立面図
		図へ建-3-4 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 断面図
		図へ建-3-5 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 杭及び基礎伏図
		図へ建-3-6 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 R 階 梁伏図
		図へ建-3-7 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 A 通り軸組図
		図へ建-3-8 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 B通り軸組図
		図へ建-3-9 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 1,2,3 通り軸組図
		図へ遮-4 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 遮蔽関係図 (建物平面)
		図へ遮-5 付属建物 劣化・天然ウラン倉庫 遮蔽関係図 (建物立面)
		図リ非-1-3 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(劣化・天然ウ
		ラン倉庫)
		図リ非-2-3 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設
		備)(劣化・天然ウラン倉庫)
		図リ非-3-3 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(劣化・
		天然ウラン倉庫)
		図リ非-4-1 消火設備 屋外消火栓配置図(1)
		図リ非-4-2 消火設備 屋外消火栓配置図(2)
		図リ非-4-4 劣化・天然ウラン倉庫 消火栓からのアクセスルート
		図リ非-4-9 消火設備 消火器(劣化・天然ウラン倉庫)
		図リ非一6 非常用設備配置図

- 注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
- 凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  - [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する 設計番号を示す。
    - (例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。 [99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

### 表へ建-2-1 付属建物第3核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表(1/4)

(1)付属建物第3核燃料倉庫 ①第3核燃料倉庫本体 物 0 構造:鉄骨鉄筋コンクリート造 種 壁:鉄筋コンクリート 屋根:鉄筋コンクリート 基礎: 杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②第3核燃料倉庫床 •1 階部分 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度 50kN/m³以上、短期許容応力度 100kN/m³以上の地表近くの ローム層 ・2 階部分 構造:鉄筋コンクリート造 (1)付属建物第3核燃料倉庫 ①鉄骨鉄筋コンクリート 要な構造 . ・鉄骨: JIS G3192 に定めるH形鋼 ・鉄筋: JIS G3112 に定める鉄筋 ・コンクリート: JIS A5308 に定めるコンクリート(密度: 2.05g/cm³以上) · 既設躯体全般:設計基準強度 20.6N/mm2 ②外壁:上記の鉄筋コンクリート ③屋根:上記の鉄筋コンクリート ④床: 土間コンクリート (1階)、鉄筋コンクリート (2階) ⑤杭: JIS A5337 に定める遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 杭長さ: 🔲 m 

## (参考)

添付説明書一建2 添付説明書一建3

杭先端深度:設計GLから-9.5m

# 表へ建-2-1 付属建物第3核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表(2/4)

# 耐震性能及び耐竜巻性能向上に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
耐震性能 向上	(1)本体 補強なし	(1)本体 補強なし
	(1)本体 b. 鉄扉補強 鉄扉補強材 鉄骨:角棒 ( ) e. 鋼板新設 鋼板:板厚 ( )	(1)本体 b. 図へ建-1-8(2/3)、9、 図へ建-2-2 e. 図へ建-2-2、4
耐竜巻 性能向上	(2)前室 c. 鉄扉交換 鋼板:板厚(	(2)前室 c.図へ建-1-8(1/3)、9、 図へ建-2-1、4
	(3)本体及び前室 d. 鉄扉新設 鋼板:板厚(	(3)本体及び前室 d. 図へ建-1-8(1/3)~ (2/3)、9、 図へ建-2-1~2、4、5 (参考) 添付説明書-建3
その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上	(1)本体 a. 耐火壁追設 下地材: □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	<ul> <li>(1)本体</li> <li>a. 図へ建-2-2</li> <li>d. 図へ建-2-2</li> <li>(参考)</li> <li>添付説明書-建 6</li> </ul>

# 表へ建-2-1 付属建物第3核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表(3/4)

# その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様

工事名称	仕様	対象図面
(1)堰(固定式)(注1)	①設置個所:2階 更衣室(2)、フィルタ室(階段側)、フィルタ室(廊下側) ②使用部材 ・堰の高さ: □ mm (設計確認値:90mm以上(3個)) ・堰の材質: □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	(1)堰(固定式) 図リ非-5-2 (参考)
(2)堰(既存建物)(注2)	①設置個所:1階 作業室(1)北東部 ②使用部材 ・堰の高さ:□mm (設計確認値:260mm以上) ・堰の材質:鉄筋コンクリート ・堰の厚さ:□mm	添付説明書-建 2 (2) 堰 図リ非-5-1 (参考) 添付説明書-建 2

注1) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.3.2. (1) d. 参照

注 2) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.3.2.(1)j. 参照

# 表へ建-2-1 付属建物第3核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表(4/4)

# 主要な部材寸法及び材質

工女体的的 1位及0的员			
工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
a. 耐火壁追設	新設	下地材: (JIS A6517)	
b. 鉄扉補強	新設	鉄扉補強材   角棒	
c. 鉄扉交換	新設	鋼板:板厚	
d. 鉄扉新設	新設	鋼板:板厚──mm(外側) 板厚──mm(内側) 鋼板:板厚───	
e. 鋼板新設	新設	鋼板:板厚	

(参考)

添付説明書一建2

添付説明書-建3

# 表へ建-2-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 主要な構造材の仕様表(1/2)

(1)付属建物劣化・天然ウラン倉庫 建 ①劣化・天然ウラン倉庫本体 物 0 構造:鉄筋コンクリート造 種 壁:鉄筋コンクリート 類 屋根:鉄筋コンクリート 基礎: 杭基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤:N値30以上の砂礫層 ②劣化・天然ウラン倉庫床 構造:土間コンクリート造 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度 50kN/m³以上、短期許容応力度 100kN/m³以上の地表近くの ローム層 (1)付属建物劣化・天然ウラン倉庫 主要 ①鉄筋コンクリート な構 ・鉄筋: JIS G3112 に定める鉄筋 ・コンクリート: JIS A5308 に定めるコンクリート (密度: 2.05g/cm³以上) 造 既設躯体全般:設計基準強度 17.6N/mm² ②外壁:上記の鉄筋コンクリート ③屋根:上記の鉄筋コンクリート ④床: 土間コンクリート ⑤杭: JIS A5337 に定める遠心力プレストレストコンクリート杭 杭長さ:□m 杭先端深度:設計 GL から-7.8m

### (参考)

添付説明書-建2 添付説明書-建3

# 表へ建-2-2 付属建物劣化・天然ウラン倉庫 主要な構造材の仕様表(2/2)

# 耐震性能及び耐竜巻性能向上に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
耐震性能向上	(1)本体 補強なし	(1)本体 補強なし
耐竜巻 性能向上	(1)本体 a. 鉄扉補強 鉄扉補強材 鉄骨: 平鋼 () 他 鋼板: 板厚 ()	(1)本体 a. 図へ建-1-10、 図へ建-3-1、3 (参考) 添付説明書-建3

### 主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
a. 鉄扉補強	新設	鉄扉補強材 平鋼 角棒 鋼板:板厚	

# (参考)

添付説明書-建2

添付説明書-建3

表へ建一3-1 建物の各部位の仕様表(付属建物第3核燃料倉庫)(1/5)

The content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the content of the	工内	死酸	既設	既設	炎	既設	新設	迟豫	况設	死股	完設	宪談	民	死
(6面 1) (1 回 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	图 希 号	区~班-2-1	図~独一2-1	図~班-2-1	区へ唯一1—8(1/3) 区へ唯一1—9 図へ唯一2—1	区~近~2-1	図へ <u>桃</u> -1-8(1/3) 図へ <u>桃</u> -1-9 図へ <u>桃</u> -2-1	区~雅-2-1	図~紅-2-1	区~薤2-1	区~涨~2~1			
	主なす(法 (nm) 厚た、塔h													
(1)面 9 から 所 に 配め の 2 を	材質													
	附位	RC	RC	RC	欽斯 (SD-32)	. RC	欽庫 (SD-31)	RC	RC	RC	RC	上間コンクリート	上間コンクリート	土間コンクリート
2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		外壁 管理区域境界 火災区域境界 检水防觀区面境界 13高卷的競ライン	外腔 管理区域境界 火災区域境界 13電巻防護ライン	外壁 第2種管理区域境界	火災区域境界 ト3竜巻防護ライン	外壁 第2種管理区域境界	火災区域境界 F3竜巻防護ライン	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	外壁 管理区域境界 火災区域境界 13電卷防護ライン	外壁 管理区域境界 火災区域境界 P3電巻防護ライン	外缝 管阻区减缩水 火災区域境界 危水防源区面境界 1336条防源フィン	管理区域境界 火災区域境界	管理区域境界 火災区域境界 流水防護区面境界	第2和管理区域境界 火災区域境界
を	<b>绕</b> 界位置	作業業 (1)と歴外の境界 (D通りから南に1800mmの位置〜D通り の間)	作業室(1)、	前室と歴外の境界	(A逝り~B通りの用)	前室と属外の境界	(7道で~8道のの間)	貯蔵金(1)と最外の境界 (1通り~7通りの間)	貯蔵室(1)、貯蔵室(2)と 屋外の境界	貯蔵室(2)、作業室(1)と 屋外の境が (1道り~8道りから再に3200mmの位置 の削)	作業虫(1)と居外の境界 (8通りから西に3200mmの位置~8通り の同)	床 (1)、貯蔵室(2)、作業室(1) (1道り~8通りの間) (A通り~b通りの間)	床 作業金(1) ら西に3200mの位置~8近りの間) ら降に1800mの位置~0近りの間)	床 耐窓 (7道り~8通りの間) (A道り~8道りの間)
			灰伽 (8道 9)				) ( 0 ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V ) ( V			12-ft	(0)原(0)	貯藏會	(8.道 9 かい) いか (D.道 9 かい	
第26 │ 総の数核立位層	<b>多</b> 格													

表へ建一3-1 建物の各部位の仕様表(付属建物第3核燃料倉庫)(2/5)

	<b>北内</b> 事容	死設	贬設	既設	死款	民談	医聚	緊蒙		器		緊			既設	
	図番号															
	主な寸法 (mn) 厚t、商h															
	材質															
	神位	RC	RC (鉄原とシャッタの間、鉄原/シャッ タと前室天井の間)	欽原	シャック	RC	RC 1FL+300 上 9 下部	RC.				RC .			SC .	
		管理区域境界 火災区域境界		管型区域境界 火災区域境界		ı	益水防護区画纸界	管理区域境界 水災区域境界 F3 音巻防護ライン		溢水防缆区画境界		管理区域境界 火災区域境界			管理区域境界 火災区域境界	
	统界位置	庁 秘美 (1) (第1種作用区域) と 前室 (第2種管理区域) の境界 (A道り ~8通りの間)		庁協会 (1) (第1種管理区域) と 前金 (第2種管理区域) の境界 (7通り~8通りの間)		府蔵室(I)と貯蔵雪(2)、作業室(I)の 境界 (1通り~8通りの間)	作業室(1)と作業室(1)(一部)の境界 (8道りから西に3200mの位置~8通りの周) (0道りから南に1800mの位置~b道りの周)	天井 作業室(1) (第1種管理区域)の天井で 2階が事気塔(非管理区域)の床 (5逝り~5億円から東に100mmの位置の間) の流り、50mmかよりからののののは	7 ~ CAII 7 2 ~ CAII 1	天井 内蔵室(2)、作業室(1)の天井で 2階がフィルタ鉱、夏安室(2)、シャワー鉱の床 (1通り~8週から四に2400mmの位置の間)	天井 一	2階が備品室(第1瓶管型区域)の床(7面)~8週~0周)	AND STREET STREET	天井	作業室(1) (第1種管理区域)の天井で 2階が更衣室(1)、便所(非管理区域)の床 (8通りから点に3400mmの位置~8通りの間)	(C道の~5道のの訊)
		7.000	L <u>.</u>	9 <u>M</u> .8		G DECO	(8 (8) (5) (5) (5)			2階が57					2階(8)通	
1	羟															
_	急各 称							353核燃料倉出								

表へ建-3-1 建物の各部位の仕様表(付属建物第3核燃料倉庫)(3/5)

计 容	宪設	新設	遊談	死設	泥胶	远段	死股	沒沒	現	完設
各柴因	図~処-2-2	図~处-2-2	区へ建一2-2 区へ駐-1-8(2/3) 区へ建-1-9	区~雄-2-2	区~组-2-2	图~姚一2-2	図~姚一2-2	図~处-2-2	410	图~继-2-2
主な寸法 (mm) 厚、 高h										
材質										
PASAZ	RC	網板(窓)	欽原(SD-33)	RC	RC	RC	RC	RC	ダンパ (ガラリ部)	RC
		外壁 F3竜巻防護ライン		外壁 管理区域境界 火災区域境界 P3竜巻防踱ライン	外壁 管理区域境界 火災区域境界 P3°管巻防護ライン	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3管巻防護ライン	外院 管理区域境界 火災区域境界 益水防護区画境界 136巻防護ライン	外壁 管理区域境界 7.6.7.7.6.6.4.1	なべる後のます 位人が設区回境界 F3竜巻防護ライン	外壁 F3竜巻防護ライン
纸界位置		<b>近衣室(1)と屋外の境界</b> (C通り~D通りの側)		貯蔵室(1)、備品宝と 屋外の境界 (A通り~C通りの間)	備品 <u>銘、</u> 庁凝塞(1)と  房外の境界 (1通り~8通りの間)	貯蔵室(1)と屋外の境界 (A道り-G道り間)	フィルタ室と屋外の境界 (C通り-D通り間)	フィルタ室、リ衣室 (2) と 屋外の境界	(1通り~8通りから函に3400mmの佐置の旧)	<b>艾衣蓋(1)と騒外の境界</b> (8通りから再に3400mmの位置~8通り の間)
		HP-71	(4原8)		南侧 (A逝り)	PETAIN.	(1通り)		- 15-60 (D)当 9)	
整										
<b>劉名</b> 整符					第3後:	然料合爪				

表へ建一3-1 建物の各部位の仕様表(付属建物第3核燃料倉庫)(4/5)

H K	新設	经验	路路	新設	完設	死設	另赞	完設	発	光設	整	路路	完設	量
図希号	図へ建-2-2			区へ建一2—2 区リ非-5-2					区へ建一2-2 区リ非-5-2		区へ姓-2-2 区リ非-5-2			図へ姓-2-2 図へ姓-1-8(2/3) 図へ处-1-9
主な寸技 (mm) 厚t、商h														
材質														
常位	石膏ボード (更衣窯(1)伽)	石膏ボード (2FLから300h以上2500hまで)	RC (2FLから300hまで)	欽原 +堰①(固定式)	RC	RC	RC	RC .	鉄原 +塅⑤(固定式)	RC	欽原 +堰③(固定式)	ケイ酸カルシウム板	RC	鉄扇 (SD-146)
		管理区域统界 7名内存储	大スで域元れ		管理区域境界 火災区域境界 检水防護区面境界	<b>益水防</b> 護区 <b>匝境界</b>	_	85.7. 化多布字 面 险 贝	(보건시안) 교육 (리티스토스카	管理区域境界 火災区域境界	次小化等位了面控 贝	(제간 / V) 제조 (스 III) 오요기 (	管理区域境界 火災区域境界	<b>益水防護区画境界</b> F3竜巻防護ライン
境界位置		東水産(2) (第1種管理区域) と 東水産(1) (非管理区域) の境界			東水舎(2) (第)指管理区域) と 東水舎(1) (非管理区域) の境界 (8通りから西に3400mの位置~8通り の間) (C通り~1)通りから南に4650mmの位置	フィルタ蜜と柠檬蜜(1)の境界 (1通り~5通りの間) (C通り)		フィルク 笔と 門 極筆 (1) の境界 にエロっこの ロセム 正に 2400~~~かだが の 凹)	(に近り) ((原))	貯蔵業(1)(第1稲管理区域)と更交套(1)(非管理区域)の 境界 (8道りから酉に3400mmの位置~8通りの間) (C通り)	フィルタ第と階級の境外(Fall to Active to Ell)	(記) 6 回(2~6 同つ) (で) 6 回(2~6 同つ)	フィルタ宝(第1種管理区域)と 排気塔(非管理区域)の境界	~5道りから束に1400mmの位置の用) ~6道りから北に2350mmの位置の周)
			8週の から おお	の位置		**	(4 原(5)	1, 4		<b>吟巌</b> 宝 (1) (第 (8通り;			11	(2000)
** 器							22 指外縣						<del></del> -	
						:	(ボロ技術)	存合品						

表へ建一3-1 建物の各部位の仕様表(付属建物第3核燃料倉庫)(5/5)

	工内 字容	死級	完整	死設	宪談	題	既設	晃器	死酸	<b></b>	死酸	另
1010000	図帝舟			区~经-2-3	図~姓-2-3	区~唯一2-3	⊠~姓-2-3					
- Constitution	主な寸法 (mm) 厚t、高h											
	村質	·										
	部位	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
		管理区域境界 火災区域境界 13電巻防護ライン	管理区域境界 火災区域境界 13電巻防護ライン	局稅	屋根 管理区域境界 大災区域境界 F3竜巻的膜ライン	屋根 管理区域境界 大災区域境界 F3竜巻防護ライン	屋根 F3竜巻紡護ライン	管理区域境界 火災区域境界 13電巻防護ライン	淦水妨護区画统界	管理区域境界 火災区域境界	管理医敏镜界 火災医域境界	外盤 管理区域境界 火災区域境界 13電巻防護ライン
	绕界位置	庁蔵至(1) (第1種管理区域)と 非気塔(非管理区域)の境界 (5通り~5通りから東に1800mmの位置の間)	                         	<b>屋校(排気塔)</b> (5通り~5通りから東に1400mの位置の周) (5通り~C通りから北に2350mmの位置の周)	屋根(フィルタ宝仙) (1通り~6通りのC通り~D通り間) (6通り~8通りのA通り~D通り間)	屋根(旧) を ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	雇根(更衣寄(1)、使所) (8通りから両に3400mmの位置~8通りの間) (5道り~D通りの間)	成 (5道で~5道でから共に1d0mmの位置の用) (5道で~6道でから北に1d0mmの位置の用)	床 フィルタ盒、更衣盒 (2)、 シャワー畜 とがり~8逝りから西に3400mの位置の間) (5道り~D通りの側)	水 開品発 (7逝り~8逝りの間) (Am)であ近りの間)	床 更衣室(1)、便所 (8通りから頃に3400㎜の佐置~8通りの間) (C通り~D通りの間)	応義会(1)と最外の境界 GL, +9700以上 (1道り~6道りの間) (A道り~C近りの目)
ļ	垫		L			22 階文	觀以外				<u> </u>	女闆
	憩名 物称					8	・・一枚数草	存長				

表へ建一3-2 建物の各部位の仕様表(付属建物劣化・天然ウラン倉庫)(1/1)

	工内事務		死	既設	補強	死設	既散	既設	死設	300 000 000 000 000 000 000 000 000 000
	國務号		图~链-3-1	区~他-3-1	図~妣-3-1 図~妣-1-10	区~14-3-1	区~纸-3-1		2—第一級~図	
Annual transfer of the bit of	主な寸法 (mm)	厚t、高h								
	以如									
	粉化		RC	RC	欽原(SD-41)	RC	RC	RC	RC	上間コンクリート
			外壁 管理区域境界 火災区域境界 P3 電巻防護ライン	外壁 管理区域统界	火災区域境界 F3電巻防護ライン	外陸 管理区域境界 火災区域境界 13高巻防護ライン	外壁 管理区域境界 火災区域境界 173竜巻防護ライン	1	屋根 管理区域境界 火災区域境界 13.克格財勝ライン	管理区域境界 火災区域境界
	號界位置		合順と屈外との境界 (A-B通り間)	倉庫と屋外との境界	(旧) 项(5-1)	倉庫と屋外との境界 (A-B巡り間)	倉庫と扇外との境界 (1-3通り間)	開在安沙隆 (A-B通り間)	展校 (1-3道り間) (A-B道り間)	成 (1-3道ヶ周) (A-8道ヶ周)
			東側 (1通り)	医	(B通り)	西侧 (3.逝り)	北加 (A道り)	(6頭6)		
	整						型型			
	建名物称				<del></del>		(然ウラン倉	<u>1-1</u>		

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(1/15)

	属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4 次甲請:表へ建-1-1)(1/15)
事業許可との対応 許可番号	(日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器	B名称 {855}建物 付属建物 第 2 核燃料倉庫
	{856}堰(内部溢水止水用)
	{890,891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備
	[890, 892] 非常用設備 非常用通報設備 放送設備
	[890, 893] 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備
	[894, 895] 非常用設備 消火設備 屋外消火栓
	{894,898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899,900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備
	[899, 901] 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備
	[ [ [ [ [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]
	[902, 904] 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯
	(902, 905) 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建一1)参照
機器名	付属建物第2核燃料倉庫
	堰(内部溢水止水用)
	非常用通報設備 非常ベル設備
	非常用通報設備 放送設備
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)
	消火設備 屋外消火栓
	消火設備 消火器
	自動火災報知設備 火災感知設備
	自動火災報知設備 警報設備
	緊急対策設備 非常用照明
	緊急対策設備 誘導灯
	緊急対策設備 安全避難通路
変更内容	改造
	1. 建物の改造工事
· ·	1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う
	・エキスパンションジョイント改造
	工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジ
	ョイントを改造する
	1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う
	・鉄扉交換(交換により延焼防止も向上)
	F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第2核燃料倉庫前室の鉄扉を新た
	な鉄扉に交換する
	2. 非常用設備の変更
	2-1. 非常用設備の新設
	・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設
	本体及び前室の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外
	への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)
	2-2. 非常用設備の増設
	・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設
	本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の
	確保を図る
	・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設
	本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る
	2-3. 非常用設備の仮移設及び改造
	・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設及び改造
	第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火
	第2核然科月庫削至の日朝大火報和設備を取り外し、収移散及の収益により、八
	グソ于別際AIXUハ火際AIHTツ育報光報を囚る

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(2/15)

変更	内容	2-4. 非常用設備の仮移設及び復旧 ・緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧 第2核燃料倉庫前室の非常用照明を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧 第2核燃料倉庫前室の誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
員数		1式
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 前室 : 片持ち梁による鉄筋コンクリート造+鉄骨造 屋根 : (本体) 鉄筋コンクリート、(前室) 軽量気泡コンクリート (ALC) 基礎 : (本体) 杭基礎、(前室) 基礎なし(本体から延伸した梁による片持ち構造)
	主要な構造材 寸法(単位:m)	表へ建一 (本体) (前室) 約 4.5 L ×約 18.5 W × 約 5.9 H 延べ床面積: 約 470 ㎡
	その他の構成機器	
	その他の性能	_
	取扱う核燃料物質の状態	_

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(3/15)

<u> </u>	第2核燃料倉庫 仕様表 (4 次申請:表へ建一1一1) (3/15)
技術基準に基づく設計(注)	[3.2-建1]  ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要離隔距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図路−1参照  ・ 第2核燃料倉庫領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要離隔距離以上離す。  第3核燃料倉庫(2)領域  シリンダ洗浄棟領域  ・ 第2核燃料倉庫領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要離隔距離以上離す。  原料貯蔵所領域  ・ 第2核燃料倉庫領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。  原料貯蔵所領域  ・ 第2核燃料倉庫領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。  原料貯蔵所領域  ・ 第3核燃料倉庫領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。  第3核燃料倉庫(1)領域  第3核燃料倉庫(1)領域  第2核燃料倉庫領域コニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。  第3核燃料倉庫領域コニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。  工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニット  ・ 第2核燃料倉庫領域ユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要離隔距離以上離す。  工場棟領域のコニットのうち、設置高さ490cm以下のユニット  ・ 第2核燃料倉庫領域ユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要離隔距離以上離す。  工場棟領域のコニットのうち、設置高さ490cm を超えるユニット
火災等による損傷の防止	[4.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備 {899,900,901} を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数

### 追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(4/15)

技術
基準に
に基づ
く設計
(注

### 火災等による損傷の防止

### [4.1-建5]

消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓 (894,895) を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽 (894,896) と消火水配管により接続される。

- 設置設備の種類と員数
  - □ 屋外消火栓:不凍式12基(工場棟の近傍の総数) (図リ建-35参照)
  - 各消火栓に設置するホース:20m ホース2本以上
- 設置設備の配置
  - □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離: 40m 以下(図リ 建-35 参照)
  - □ 建物各部から防火水槽までの水平距離:100m以下(図リ建-35-2参照)
  - □ 20m ホース 2 本を設置する消火栓の位置:図リ建-35 参照
- ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ建-35-1参照

### [4.3-建1]

建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第 2 核燃料倉庫は、耐火構造 又は不燃性材料を使用する。

材料

主要構造材を表へ建一2-1に示す。

### [4.3-建2]

以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。

- 対象設備、配置
- 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)){856}:ステンレス鋼(固定式)(配置を図り建一56に示す)
- 使用材料:表へ建-2-1参照

### [4.3-建3]

火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制 委員会)を参考に図イ建一6 のとおり設定する。

なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。

### [4.3-建4]

第2核燃料倉庫本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、 等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリ部の火災区域は気体廃棄設備(1) {608,614}で構成される。

なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンク リート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域 (K3)に含む。

□ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(3/4)参照

### [4.3-建5]

火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に 防火壁、防火扉を設置する。

- 設置設備の配置
  - 図へ建一1参照
- 設置設備の材料

図イ建-8-1(3/4)参照

### [4.3-建7]

電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。

耐火シールの材料

建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通 大臣の認定を受けた耐火シール

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(5/15)

技 火災等による損傷の防止 術 基 準	[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。
技術基準に基づく設計(注)	[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 第2核燃料倉庫本体 支持力法 十分な支持性能を有する支持地盤に抗基礎で支持 支持地盤 N値30以上の砂礫層 抗材料 遠心力プレストレストコンクリート抗 抗位置 抗先端深度:GL-8.0m 配置:図へ建一4参照 抗構造・寸法 表へ建一2-1参照 第2核燃料倉庫前室 支持方法 第2核燃料倉庫本体からの片持ち梁で壁及び建具、屋根を支持 1階末土間コンクリート 第2核燃料倉庫本体及び前室 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 支持地盤 支持性能:長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上地盤種類:地表近くのローム層 [5.1-建2] 第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。 [5.1-設1] 第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。
地震による損傷の防止	[5.2.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 。 第2核燃料倉庫 。 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・ 耐震重要度分類第3類 。 非常用通報設備(非常ベル設備{890,891}、放送設備{890,892}) 。 消火設備(屋外消火栓) 。 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 。 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})

## 追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(6/15)

技
術
基
準
に
基
ゔ
,
<
≓'n.
設
≝ī.
計
$\overline{}$
<b>&gt;</b> +
注

### 地震による損傷の防止

### [5.2.1-建2]

耐震重要度分類第1類である第2核燃料倉庫及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。

### [5, 2, 1-建 8]

第2核燃料倉庫に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建1] 参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及 び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消 火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで 固定する。

### [5, 2, 1-建 3]

建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第2核燃料倉庫の耐震重要度分類は第1類とする。

### [5.2.1-建4]

構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。

- エキスパンションジョイントの位置
  - 図イ建一5、図へ建一1~3参照
- エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5参照

### [5.2.1-建5]

- ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-1、図へ建-1~5参照
- 一次設計
  - 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の 割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を 構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。
- 二次設計
  - 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。

### [5.2.1-建6]

緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。

- 堰(内部溢水止水用)
  - □ 位置:図リ建一56参照
  - □ 寸法、構造、材料:表へ建-2-1参照

### [5.2.1-建7]

非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。

- 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)
  - □ 位置:図リ建一19参照
  - 消火設備(屋外消火栓)
  - □ 位置:図リ建-35参照
- ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)
  - □ 位置:図リ建-31参照
- 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)
  - □ 位置:図リ建一8参照

### 津波による損傷の防止

### [5 3-建1

事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海抜約 30m~32m の高台に立地している。

技術基準	
に基づく	
設計	
注	

外部からの衝撃による損傷の防 it

### [5.4.1-建1]

### (竜巻)

- 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-1、図へ建-1~5参照
- F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第2核燃料倉庫本体及び前室の保有水平耐力が上回る構造とする。
- 第2核燃料倉庫本体及び前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。
- □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。

### [5.4.1-建2]

### (洪水)

事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海抜約 30m~32m の高台に立地している。

### [5.4.1-建3]

### (凍結)

屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。

気温条件

茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃

- 対象設備
  - □ 不凍式の屋外消火栓
- 設置状況

当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。

### [5.4.1-建4]

### (降水)

降水時に建物内への雨水の流入を防止する。

降水量条件

茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h)

- 対象設備・構造
  - 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図イ建-11-1参照)
- 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止
- □ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止

### [5.4.1-建5]

### (積雪)

茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重 に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を 有することを確認した。

### [5.4.1-建10]

### (落雷)

加工施設の高さは図へ建一2 に示すように最大で約 5.9m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防 法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、 避雷設備の設置は不要である。 技術基準に基づく設計(注

外部からの衝撃による損傷の防

[5.4.1-建6]

(地滑り)

事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の 発生のない場所に立地している。

[5.4.1-建7]

(火山の影響)

表へ建-2-1 に示す第2核燃料倉庫本体の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物で約28 cm(約168 cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また ALC 屋根の第2 核燃料倉庫前室は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、梯子を使用し1階の屋根へ登り作業する。

[5.4.1-建8]

(生物学的事象)

外気取入用ファンの後方にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。

[5.4.1-建9]

(森林火災)

事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。

[5.4.2-建1]

(航空機落下に伴う火災)

事業許可に記載のとおり、航空機落下確率は航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる  $10^7$ 回/年未満となり、航空機落下に対する防護設計は不要である。また、航空機落下に伴う火災が発生したとしても、建物内部の設備に影響しないように外壁の損傷を防止する。

[5.4.2-建2]

(外部火災・爆発、有毒ガス)

原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、 建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るよう にするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。

- 火災影響評価対象:図へ建-1参照
- 各評価対象の離隔距離:図イ建-8-2参照

なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として 障壁 {914} (鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施 設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。

また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。

[5.4.2-建3]

(ダムの崩壊)

事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の 竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海抜約30m~32mの高台に立地している。

[5.4.2-建4]

(船舶の衝突)

事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地 している。

# 追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(9/15)

	是数 是 1 1 17周年18	第 2 核燃料角與 1 (棟衣 (4 核中間:衣*\建一1-1) (9/10)
技術基準に基づく設計(注)	人の不法な侵入等の防止	<ul> <li>[5.5.1-建1]</li> <li>以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</li> <li>・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。</li> <li>・ 加工施設の建物は、表へ建一2−1に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建一9、12、図へ建一1、2 参照)等の堅牢な障壁を有する。</li> <li>・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。</li> <li>・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。</li> <li>・ 第2核燃料倉庫は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</li> <li>[5.5.1-建2]</li> <li>当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</li> </ul>
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-建2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。 また、第2核燃料倉庫には溢水源はなく工場棟転換工場又は、除染室・分析室から流 入する溢水を防護する。 ・ 溢水防護区画:図リ建-47参照 [5.6.1-建1]
		溢水防護区画外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。 堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 堰の位置、構造、寸法、材料:表へ建一2-1 (2/2)、図リ建一56参照 [5.6.1-建3]
		<u>溢水防護区画からの溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備 {857}を設置する。</u> [5. 6. 1-建 5] 第 2 核燃料倉庫本体には、溢水源となる水配管等を設置しないとともに、扉に堰を設け室外からの水の侵入を防止する。
		[5.6.1-建6] 第2核燃料倉庫の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(10/15)

おおおります。日本の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の	一
術	[0, 24, 1]
技術基準に基づく設計(注)	[7.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第 2 種管理区域)と汚染の発生するおそれのある 区域(第 1 種管理区域)を設定する。なお、第 2 核燃料倉庫本体及び前室は第 1 種管理 区域に設定する。(図イ建ー2 参照) [7.1-建2] 第 1 種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(1)により、室内の圧力を外気に対し
	て負圧に維持する。
	[7.1-建6] 第2核燃料倉庫内部(前室入り口から堰までの間)の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。
	<ul> <li>[7.1-建3]</li> <li>第1種管理区域と屋外の境界に設置されるエキスパンションジョイントは、止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、負圧を維持する。</li> <li>エキスパンションジョイントの位置 図イ建一5、図へ建一1~3参照</li> <li>エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建一5参照</li> </ul>
	[7.1-建4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水 路はない。
	[7.1-建5] 第2核燃料倉庫本体及び前室の扉に、工場棟転換工場及び除染室・分析室で発生した 溢水が第2核燃料倉庫前室を通じて第2核燃料倉庫本体への侵入、及び第2核燃料倉 庫前室から屋外への溢水の漏えいを防止するため、高さ 160mm 以上の緊急対策設備 (3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図り建-56参照)
遮蔽	[8.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁及び屋根を施設する。 ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料図へ遮-1、2参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量7×10 <sup>-2</sup> mSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量限度1mSv/年
	[8.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る 場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(11/15)

技術基準に基づく設計	換気	[9.1-建1]  115,000m³/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(1)を施設できる構造とする。
づく設計(注)	核燃料物質等による汚染の防止	[10.1-建1] 第2核燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。 ・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下
	安全機能を有する施設	[11.1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。
		[11.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
		[11.1-建5] 気体廃棄設備(1)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1 種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であ るが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことな く、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。
		[14.1-建6](6次) スクラップ貯蔵棚(粉末用)からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。
	搬送設備	_
	警報設備等	[13.1-建 1] 第 2 核燃料倉庫本体内への液体状の放射性物質の侵入及び施設外への漏えいを防止 するための堰に漏水検知警報設備を設置する。
		[13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備 及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(12/15)

技術基準に基づ	安全避難通路等	[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路 {902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建一8 参照
(注)		[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル 発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(10台)及び誘導灯(5個))を設置する。
		上記設備の諸元を以下に示す。
		消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。 [13.3-建1](6次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。
	核燃料物質の貯蔵施設	
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	_

### 追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(13/15)

# 技術基準に基づく設計(注

非常用電源設備

### [16.1-建1]

全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V(トランスなし) 一般動力用ケーブル)

### 非常用設備電源接続系統一覧表

	設備		非常用ディー ゼル発電機	無停電 電源装置	内蔵バッテリ
	非常ベル設備*1		0	0	_
非常用	放送設備*2		0	0	0
通報設備	通信連絡設備	有線式*3	0	-	0
	(電話設備)	無線式		_	0
自動火災	火災感知設備*4		0	_	0
報知設備	警報設備(ベル)*5		0	_	0

\*1:警報盤を介して接続

\*4:受信器を介して接続

\*2:放送設備本体を介して接続

\*5:中継盤を介して接続

\*3:電話交換機を介して接続

### [16.1-建2]

全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用 ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V (トランスなし) ー 般動力用ケーブル)

### 非常用設備電源接続系統一覧表

	設備	非常用ディー ゼル発電機	無停電 電源装置	内蔵バ ッテリ
SD 各业体 → (1)	非常用照明	0	_	0
緊急対策設備(1)	誘導灯	0	_	0

### [16.2-建1]

- ・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても 非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりそ の機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後 は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。
  - 非常用通報設備
    - · 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890、893}(有線式))
  - □ 自動火災報知設備
    - · 火災感知設備
    - ・ それに連動する警報設備
  - 緊急対策設備(1)
    - · 非常用照明
    - 誘導灯
- 以下の設備については、<u>外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発</u> 電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、無停電電源装置(889)から継続して給 <u>電され、機能を維持する。</u>なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始さ れた後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。
  - ・ 非常用通報設備(非常ベル設備)
  - · 非常用通報設備(放送設備)
- 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。

追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(14/15)				
通信連絡設備 通信連絡 である できま できま できま できま できま できま できま できま できま できま	[17.1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):3 台 ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)): 有線式1台、無線式1台 ・ 非常用通報設備(非常ベル設備):1個 ・ 設置設備の配置  図リ建一19 参照  [25.2-建1](7次) 加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に施設する。			
その他事業許可で求める仕様	[99-建1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第1類の第2核燃料倉庫は、静的地震力3Ciに対して概ね弾性範囲とする。 [99-建2] 耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力1.0G			
	<ul> <li>で弾性範囲とする。</li> <li>[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、第 2 核燃料倉庫本体及び前室に竜巻防護ラインを設定する。</li> <li>・ 竜巻防護ラインの設定について</li></ul>			
	[99-建4] F3 竜巻に対し、第2核燃料倉庫前室の屋根(ALC)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){854}を設置する。 [99-建5] F3 竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、第2核燃料倉庫本体の外壁及び屋根、第2核燃料倉庫前室の外壁及び鉄扉は貫通しない構造とする。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、			

評価では、一般建物には期待しない。

### 追表へ建-4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(15/15)

## 添付図 図イ建一1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価 との関係(3) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (1階) 図イ建-5(1/3)工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設 置位置図 (1 階) 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (1階) 図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さー 覧(3) 図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライ ン (1 階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン (屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図へ建一1 付属建物 第2核燃料倉庫 建物平面図 図へ建一2 付属建物 第2核燃料倉庫 建物立面図 図へ建一3 付属建物 第2核燃料倉庫 建物断面図 図へ建-4 付属建物 第2核燃料倉庫 杭及び基礎伏図 図へ建-5 付属建物 第2核燃料倉庫 屋根伏図 図へ遮-1 付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図 (建物平面) 図へ遮-2 付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図 (建物断面) 図リ建-8 付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(1)非常用照明、誘導灯、安全 図リ建-19 付属建物 第2核燃料倉庫 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通 信連絡設備 (電話設備) 図リ建-31 付属建物 第 2 核燃料倉庫 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに 連動する警報設備 図リ建一35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建一35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-43 付属建物 第2核燃料倉庫 消火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備(3)溢水防護区画(1/3) 図リ建-56 付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用) 図リ電建-1 非常用照明・誘導灯(転換工場、第2核燃料倉庫、除染室・分析室) 常用ディーゼル発電機負荷系統図 図リ非-6\* 非常用設備配置図

- 注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条〜第 31 条は該当しない。 凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  - [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
    - (例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。
      - [5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。
      - [99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

設計番号に(6次)と記載しているものは6次申請の設計番号、(7次)と記載しているものは7次申請の設計番号を示す。また、 \*は7次申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は4次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第 2003279 号又は原規規発第 2008051 号、及び原規規発 第 2102254 号で認可済み。

既認可申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表(4次申請:表へ建-1-2)(1/12)

	Т	7谷帝官哇俫 任禄衣(4 佚中語:衣* 注 = 1 = 2) (1/12)
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{863}建物 付属建物 容器管理棟
		{890,891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備
		{890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備
		{890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備
		{894,895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓
		{894,898}非常用設備 消火設備 消火器
		{899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備
		{899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備
		{902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯
		{902,904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯
		{902,905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建一1)参照
機器名		付属建物容器管理棟
12文中十二		17周年の存在を存在。
		非常用通報設備   放送設備
		升市用通報放開   放送放開     非常用通報設備   通信連絡設備(電話設備)
		乔布用通敏放照   通信理格放佣(电站放佣)   消火設備   屋外消火栓
		消火設備   産外消火性   消火設備   消火器
		自動火災報知設備 火災感知設備 白動火災報知設備 整報記機
		自動火災報知設備   警報設備   緊急対策設備   非常用照明
		茶念对束設備   非常用照明     緊急対策設備   誘導灯
		紫急对束改偏
		宗志刈束討備   女主避難通路
		改造
		1. 建物の改造工事
		1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う
		・エキスパンションジョイント改造
'		工場棟組立工場前室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改
		造する
		1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う
		・鉄扉補強
		F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために容器管理棟保管室及び前室の既存鉄
		扉を鋼材により補強する
		・外壁更新
		F1 竜巻荷重に対し、容器管理棟前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去 し、新たにサイディングに更新する
		・鉄扉新設
		・
		9 北労田弘供の亦可
		2. 非常用設備の変更   2-1. 非常用設備の増設
		<sup>2-1</sup> . 升市 用 放 哺 の 増 放   ・ 緊 急 対 策 設 備 (1) 安 全 避 難 通 路 の 増 設
		前室の床に安全避難通路を増設により、事故発生時における避難通路の確保を図
		前主の外に女工歴無過品を掲載により、事成九工物に4017も過無過却の確保を囚   る
		- ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設
		本体に電話設備の増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
		2-2. 非常用設備の仮移設、復旧及び増設
		・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設、復旧及
		び増設
		容器管理棟の自動火災報知設備を取り外し、仮移設、復旧及び増設により、火災 の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
		2-3. 非常用設備の仮移設及び復旧
		・緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧
		非常用照明を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保
		を図る
		・緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧
		誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示
		を図る

追表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表(4次申請:表へ建-1-2)(2/12)

員数		1式
_	型式	本体 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、平屋建
般		前室 : 鉄骨造
般仕様		屋根 : (保管室) 鉄筋コンクリート、(前室) 軽量気泡コンクリート (ALC)
l lac		基礎 : (保管室) 杭基礎、(前室) 杭基礎
	主要な構造材	表へ建-2-2に示す
	寸法 (単位:m)	(保管室)
		(前室)
		延べ床面積:約370 m <sup>2</sup>
	その他の構成機器	_
	その他の性能	
	取扱う核燃料物質の状態	

追表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表(4次申請:表へ建-1-2)(3/12)

r	r	物谷奋官连俫 任依衣(4 久甲酮:衣~是一1一2)(3/12)
技	核燃料物質の臨界防止	
技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	[4.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備 {899,900,901} を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数
		[4.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備 {899,901} を 設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ロ 発信機 (P型):1個 ・ 設置設備の配置 図リ建一32 参照
		[4.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894,898}を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 粉末消火器10型:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建一44参照
		[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓{894,895}を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽{894,896}と消火水配管により接続される。
		<ul> <li>設置設備の種類と員数</li> <li>屋外消火栓:不凍式 12 基 (工場棟の近傍の総数) (図リ建一35 参照)</li> <li>各消火栓に設置するホース: 20m ホース 2 本以上</li> <li>設置設備の配置</li> <li>建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離: 40m 以下(図リ建一35 参照)</li> <li>建物各部から防火水槽までの水平距離: 100m 以下(図リ建一35-2 参照)</li> <li>20m ホース 2 本を設置する消火栓の位置: 図リ建一35 参照</li> <li>屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート: 図リ建一35-1 参照</li> </ul>
		[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の容器管理棟は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表へ建-2-2に示す。
i con		[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建一6のとおり設定する。 なお、容器管理棟前室は、容器管理棟保管室との境界に設置する鉄扉、シャッタにより火災区域間の延焼を防止しているため、工場棟組立工場の火災区域(A2)に含む。

追表へ建-4-2 付属	建物容器管理棟 仕様表(4 次申請:表へ建ー1ー2)(4/12)
技術基準に基づく設計 (注)	[4.3-建4] 容器管理棟保管室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(3/4)参照 [4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。 ・ 設置設備の配置 図へ建-6参照 ・ 設置設備の配置 図へ建-8-1(3/4)参照 [4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。 [4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電
安全機能を有する施設の地盤	電気放開技術差距界下四条に差づき、吊力電源系統、非常用電源系統の主じの力電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。 [5.1-建1]
	安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。
	[5.1-建2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。
	[5.1-設1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、

置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。

#### 追表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表(4次申請:表へ建-1-2)(5/12)

	追表へ建一4-2 付属建	物容器管理棟 仕様表(4 次申請:表へ建-1-2)(5/12)
技術基準に基づく設計(注)	追表へ建一4-2 付属建地震による損傷の防止	15.2.1-建1
		<ul><li>位置:図リ建一20 参照</li><li>消火設備(屋外消火栓)</li></ul>
	津波による損傷の防止	[5.3-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海抜約 30m~32m の高台に立地している。

# 追表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表(4次申請:表へ建-1-2)(6/12)

技術基準に基づく	
く設計	
注	

外部からの衝撃による損傷の防 止

#### [5.4.1-建1]

#### (竜巻)

- ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-2、図へ建-6~13参照
  - F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、容器管理棟保管室及び前室の保有水平耐力が上回る構造とする。
  - 容器管理棟保管室及び前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。
  - □ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。

#### [5.4.1-建2]

#### (洪水)

事業許可に記載のとおり、北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海抜約30m~32mの高台に立地している。

## [5.4.1-建3]

#### (凍結)

屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。

気温条件

茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃

- 対象設備
- 不凍式の屋外消火栓
- 設置状況

当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。

追表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表(4次申請:表へ建-1-2)(7/12)

# 技術基準に基づく設計(注

外部からの衝撃による損傷の防止

[5.4.1-建4]

(降水)

降水時に建物内への雨水の流入を防止する。

降水量条件

茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h)

- 対象設備・構造
  - □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図イ建-11-1参照)
  - 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止
  - 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止

#### [5.4.1-建5]

(積雪)

茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重 に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を 有することを確認した。

#### [5.4.1-建10]

#### (落雷)

加工施設の高さは図へ建一7に示すように最大で約 11.6m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防 法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、 避雷設備の設置は不要である。

#### [5 4 1-建6]

(地滑り)

事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。

#### [5.4.1-建7]

## (火山の影響)

表へ建一2-2 に示す容器管理棟保管室の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、ALC 屋根の容器管理棟前室は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図へ建一7参照)

#### [5.4.1-建9]

#### (森林火災)

事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離 があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。

## [5.4.2-建2]

#### (外部火災・爆発、有毒ガス)

原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、 建物外壁から火災爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るよう にするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。

- ・ 火災影響評価対象:図へ建一6参照
- 各評価対象の離隔距離:図イ建-8-2参照

なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として 障壁 {914} (鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施 設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。

## [5.4.2-建3]

(ダムの崩壊)

事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の 竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海抜約30m~32mの高台に立地している。

追表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表(4次申請:表へ建-1-2)(8/12)

		物容器管理棟 仕様表(4 次甲請:表へ建一1-2)(8/12)
技術基準に基づく設計	外部からの衝撃による損傷の防 止	[5.4.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地 している。
つく設計(注)	人の不法な侵入等の防止	<ul> <li>[5.5.1-建1]</li> <li>以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</li> <li>・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。</li> <li>・ 加工施設の建物は、表へ建一2-2に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建一9、12、図へ建一6、7参照)等の堅牢な障壁を有する。</li> <li>・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。</li> <li>・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。</li> <li>・ 容器管理棟は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</li> <li>[5.5.1-建2]</li> <li>当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</li> </ul>
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-建2] 第2種管理区域である容器管理棟は、ウラン廃液の漏えいが無いことから外部開口部へ堰等を設置しないが、溢水源のある工場棟組立工場に隣接しているため溢水防護区画を設定する。容器管理棟と屋外の境界の鉄扉はノンエアタイトとすることにより、溢水が発生したとしても溢水深さが深くならないようにする。 ・ 溢水防護区画:図リ建-47参照
1	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	[7.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある 区域(第1種管理区域)を設定する。なお、容器管理棟保管室及び前室は第2種管理区域に設定する。(図イ建-2参照)
	遮蔽	[8.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁及び屋根を施設する。南側壁の内側に、高さ2600mm(設計確認値)、厚さ200mmの鉄筋コンクリート製の遮蔽壁を設置する(5安(核規)第656号で認可済み)。 ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料図へ遮一3、4参照・周辺監視区域外における実効線量7×10 <sup>2</sup> mSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量限度1mSv/年
Date (April 1	換気 核燃料物質等による汚染の防止 安全機能を有する施設	[8.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。 [11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必
	Lon	要な安全機能を発揮する。 [11.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	搬送設備	

追表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表(4次申請:表へ建-1-2)(9/12)

++-		1					
技術基準に基づく設計	警報設備等	及びそれに連	[13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備 及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)				
づく設計(注)	安全避難通路等	[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路 {902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-9参照					
		発電機から給る。	- )喪失時に放射	策設備(1)(非常	)速やかな退避に 用照明(7 台)及で		
		<ul> <li>位置         図リ建-9参照         消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行         規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>誘導灯の構造         消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</li> </ul>					
	核燃料物質の貯蔵施設	-					
	廃棄施設	_					
	放射線管理施設	_					
非常用電源設備 [16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知 れぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブル) ランスなし) 一般動力用ケーブル)							
٠		<u>ランスなし)</u>	一般動力用ケ	ーブル)		ルは交流 200	<u>V、100V(ト</u>
٠		<u>ランスなし)</u>	一般動力用ケ		<sub>元系統一覧表</sub>		
		ランスなし)	一般動力用ケ 非常	ーブル)	売系統一覧表   非常用ディー	無停電	内蔵バ
		ランスなし)	一般動力用ケ	ーブル <u>)</u> 5用設備電源接絡 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	売系統一覧表 非常用ディー ゼル発電機	無停電電源装置	
			一般動力用ケ 非常 非常べル設	ーブル <u>)</u> 5用設備電源接絡 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	売系統一覧表 非常用ディー ゼル発電機 ○	無停電電源装置	内蔵バッテリー
٠		非常用	一般動力用ケ 非常 非常ベル設 放送設備*2	ーブル) 計用設備電源接給 な備 情*1	売系統一覧表 非常用ディー ゼル発電機 〇	無停電電源装置	内蔵バ ッテリ - 〇
	·		一般動力用ケ 非常 非常ベル設 放送設備*2 通信連絡設	ーブル) 5用設備電源接統 6開 情*1 有線式*3	売系統一覧表 非常用ディー ゼル発電機 ○	無停電電源装置	内蔵バ ッテリ - 〇
	·	非常用通報設備	一般動力用ケ 非常 非常ベル設 放送設備*2 通信連絡設( (電話設備)	ーブル) 京用設備電源接絡 设備 帯*1 有線式*3 無線式	売系統一覧表 非常用ディー ゼル発電機 〇 〇	無停電電源装置	内蔵バ ッテリ - 〇 〇
		非常用通報設備	一般動力用ケ 非常 非常ベル設 放送設備*2 通信連絡設( 電話設備) 火災感知設	ーブル) 作用設備電源接続 を備 情*1 有線式*3 無線式 無線式	売系統一覧表 非常用ディー ゼル発電機 〇 〇 〇	無停電電源装置	内蔵バ ッテリ - 〇 〇
		非常用通報設備自動火災報知設備	一般動力用ケ 非常 非常ベル設 放送設備*2 通信連絡設 (電話設備) 火災感知設付 警報設備(へ	ーブル)  f 用設備電源接統  g 備  f *1  f 有線式*3  無線式  f *4  ル/)*5	売系統一覧表 非常用ディー ゼル発電機 〇 〇 〇	無停電電源装置	内蔵バ ッテリ - 〇 〇
		非常用 通報設備 自動火災 報知設備 *1:警告	一般動力用ケ 非常 非常ベル設 放送設備*2 通信連絡競 (電話設備) 火災感知設 警報設備(へ 段盤を介して打	ーブル)  f 用設備電源接絡  g 備  f *1  f 和線式*3  無線式  f *4  ルル)*5  e 統	売系統一覧表 非常用ディーゼル発電機 〇 〇 〇 〇 *4:受信器を介	無停電電源装置 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	内蔵バ ッテリ - 〇 〇
		非常用 通報設備 自動火災 報知設備 *1:警報 *2:放送	一般動力用ケ 非常 非常ベル設 放送設備*2 通信連絡競 (電話設備) 火災感知設 警報設備(へ 段盤を介して打	ーブル)  f 用設備電源接統  g 備  # *1  # 有線式*3  無線式  # *4  **  **  **  **  **  **  **  **  **	売系統一覧表 非常用ディーゼル発電機 〇 〇 〇 〇 *4:受信器を介	無停電電源装置 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	内蔵バ ッテリ - 〇 〇
		非常用 通報設備 自動火災 報知設備 *1:警報 *2:放送	一般動力用ケ 非常ベル設 放送設備*2 通信連設開り 火災報設(電災感知) 整報設備(へ 取盤を介して打 送設備本をク	ーブル)  f 用設備電源接統  g 備  # *1  # 有線式*3  無線式  # *4  **  **  **  **  **  **  **  **  **	売系統一覧表 非常用ディーゼル発電機 〇 〇 〇 〇 *4:受信器を介	無停電電源装置 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	内蔵バ ッテリ - 〇 〇
		非常用 通報設備 自動火災 報知設備 *1:警報 *2:放注 *3:電影	一般動力用ケ 非常 非常べル酸 放送信連設解 通信話感感知 (電話感知備で 火災報設してす 送数備本を介し 送数の作本を介し 送数の作本を介し 送数の作数を介しても 送数のでする。	ーブル)  f 用設備電源接統  g 備  # *1  # 有線式*3  無線式  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4  # *4	売系統一覧表 非常用ディーゼル発電機 〇 〇 〇 一 〇 *4:受信器を介 *5:中継盤を介	無停電電源装置 〇〇〇一一一一一一一一一一一一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	内蔵 バッテリ - 〇 〇 〇
		非常用 通報設備 自動火災 報知設備 *1:警報 *2:放i *3:電話 [16.1-建2] 全ての緊急対	一般動力用ケ 非常ベル設 放送には 強にでは 強にでは が変感が で変感が を変を を変してする が表してする が表してする が表しても がまたい。 を変しても がまたい。 を変しても がまたい。 を変しても がまたい。 を変しても がまたい。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる	ーブル)  f 用設備電源接絡  g 備  # *1  # 有線式*3  無線式  # *4  # *1  # *4  # *1  # *2  # *4  # *1  # *4  # *1  # *4  # *1  # *4  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1	売系統一覧表 非常用ディーゼル発電機 〇 〇 〇 一 〇 〇 *4:受信器を介 *5:中継盤を介	無停電電源装置 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	内蔵 バッテリー 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
		非常用 通報設備 自動火災 報知設備 *1:警報 *2:放立 *3:電話 [16.1-建2] 全ての緊急対 ディーゼル発	一般動力用ケ 非常ベル設 放送設施業2 通信連絡設 (電話設備) 火災感知設 警報を介しても 送設備を介り 策設備(1)(非 電機に接続す	ーブル)  f 用設備電源接絡  g 備  # *1  # 有線式*3  無線式  # *4  # *1  # *4  # *1  # *2  # *4  # *1  # *4  # *1  # *4  # *1  # *4  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1	売系統一覧表 非常用ディーゼル発電機 〇 〇 〇 一 〇 *4:受信器を介 *5:中継盤を介	無停電電源装置 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	内蔵 バッテリー 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
		非常用 通報設備 自動火災 報知設備 *1:警報 *2:放i *3:電話 [16.1-建2] 全ての緊急対	一般動力用ケ 非常ベル設 放送設施業2 通信連絡設 (電話設備) 火災感知設 警報を介しても 送設備を介り 策設備(1)(非 電機に接続す	ーブル)  f 用設備電源接絡  g 備  # *1  # 有線式*3  無線式  # *4  # *1  # *4  # *1  # *2  # *4  # *1  # *4  # *1  # *4  # *1  # *4  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1	売系統一覧表 非常用ディーゼル発電機 〇 〇 〇 一 〇 〇 *4:受信器を介 *5:中継盤を介	無停電電源装置 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	内蔵 バッテリー 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
		非常用 通報設備 自動火災 報知設備 *1:警報 *2:放立 *3:電話 [16.1-建2] 全ての緊急対 ディーゼル発	一般動力用ケ 非常 非常 ベル設 放送 に	ーブル)  f 用設備電源接絡  g 備  # *1  # 有線式*3  無線式  # *4  # *1  # *4  # *1  # *2  # *4  # *1  # *4  # *1  # *4  # *1  # *4  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1  # *1	売系統一覧表	無停電電源装置 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	内蔵 バッテリー 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
		非常用 通報設備 自動火災 報知設備 *1:警報 *2:放立 *3:電話 [16.1-建2] 全ての緊急対 ディーゼル発	一般動力用ケ 非常 非常 ベル設 放送 に	ーブル)  ** 用設備電源接絡  **	売系統一覧表 非常用ディーゼル発電機 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	無停電電源装置 〇 〇 一 一 して接続 して接続 して接続	内蔵バッテリ - 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
		非常用 通報設備 自動火災 報知設備 *1:警報 *2:放立 *3:電話 [16.1-建2] 全ての緊急対 ディーゼル発	一般動力用ケ 非常	ーブル)  ** 用設備電源接絡  **	売系統一覧表	無停電電源装置 〇 〇 一 一 して接続 して接続 して接続	内蔵 バッテリー 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
		非常用 通報設備 自動火災 報知設備 *1:警報 *3:電話 [16.1-建2] 全ての緊急対 ディーゼル発 般動力用ケー	一般動力用ケ 非常	ーブル)  「用設備電源接絡  ()	売系統一覧表 非常用ディーゼル発電機 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	無停電電源装置 〇〇 一 一 して接続 して接続 して接続	内蔵バッテリ - 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
		非常用 通報設備 自動火災 報知設備 *1:警報 *2:放立 *3:電話 [16.1-建2] 全ての緊急対 ディーゼル発	一般動力用ケ 非常	ーブル)  「用設備電源接絡 受備  # *1	売系統一覧表	無停電電源装置 〇〇 一 一 して接続 して接続 して接続	内蔵 バッテリー 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

追表へ建一4-2 付属建物容器管理棟 仕様表(4次申請:表へ建-1-2)(10/12)

		为各部官在保工保权(F 以下明·农 是 1 2)(10/12)
技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<ul> <li>「16.2-建1」・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用通報設備・放送設備、通信連絡設備(電話設備(890、893)(有線式)) 自動火災報知設備・火災感知設備・火災感知設備・火災感知設備・それに連動する警報設備・それに連動する警報設備・発急対策設備(1)・非常用照明・誘導灯・以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、無停電電源装置(889)から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。・非常用通報設備(非常ベル設備)・非常用通報設備(が送設備)・非常用通報設備(通信連絡設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。</li> </ul>
	通信連絡設備	[17.1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):1台 ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式1台、無線式1台 ・ 非常用通報設備(非常ベル設備):1個 ・ 設置設備の配置     図リ建一20参照  [25.2-建1](7次) 加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に施設する。

# 追表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表(4次申請:表へ建-1-2)(11/12)

追表へ建-4-2 付属建	物容器管理棟 仕様表(4 次申請:表へ建-1-2)(12/12)
添付図	図へ建一7 付属建物 容器管理棟 建物立面図
	図へ建一8 付属建物 容器管理棟 建物断面図
	図へ建一9 付属建物 容器管理棟 杭、基礎伏図
	図へ建一10 付属建物 容器管理棟 柱、壁伏図
	図へ建一11 付属建物 容器管理棟 クレーン梁伏図
	図へ建一12 付属建物 容器管理棟 梁伏図
	図へ建一13 付属建物 容器管理棟 補強詳細図
	図へ遮一3 付属建物 容器管理棟 遮蔽関係図 (建物平面)
	図へ遮-4 付属建物 容器管理棟 遮蔽関係図 (建物断面)
	図リ建一9 付属建物 容器管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避
	難通路
	図リ建一20 付属建物 容器管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連
	格設備(電話設備) 
	図リ建一32 付属建物 容器管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動
	する警報設備
	図リ建一35 消火設備 屋外消火栓配置図
	図リ建一35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート
	図リ建一35-2 消火設備 防火水槽配置図
	図リ建一44 付属建物 容器管理棟 消火設備 消火器
	図リ建一47 緊急対策設備(3)溢水防護区画(1/3)
	図リ電建一5 非常用照明・誘導灯(成型工場、組立工場、容器管理棟) 非常用ディ
	ーゼル発電機負荷系統図
<u> </u>	図イ建一1-1* 敷地内建物配置図
İ	図イ建一3-1* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)
	図イ建一3-2* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護
	ライン(1階)
	図イ建一3-3* 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表
	図イ建一3-4* 工場棟、付属建物 鉄扉概要図

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。 凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

図リ非-6\*\* 非常用設備配置図

- ] 内に示す数字: 設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計 番号を示す。
  - (例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。
    - [5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。
    - [99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

設計番号に(7次)と記載しているものは7次申請の設計番号を示す。また、\*は6次申請の図番、\*\*は7次申請の図番を示 す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は4次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第 2003279 号又は原規規発第 2008051 号、及び原規規発 第 2102254 号で認可済み。

既認可申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(1/12)

追表へ建	18-4-3 付属建	物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建ー1ー1)(1/12)
事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{861} 建物 付属建物 原料貯蔵所
		{890,891}非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備
		{890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備
		{890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備
		{894,895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓
		{894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器
		{899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備
		{899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備
		{902,903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯
,		{902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯
		[902, 905] 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1-1)参照
機器名		付属建物原料貯蔵所
		非常用通報設備 非常ベル設備
		非常用通報設備 放送設備
		非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)
		消火設備   屋外消火栓
		消火設備   消火器
		自動火災報知設備 火災感知設備
		自動火災報知設備   警報設備   緊急対策設備   非常用照明
	*	衆急対衆政備 - 养竜用思明   緊急対策設備 - 誘導灯
		茶心対象改備 - 防停力     緊急対策設備 - 安全避難通路
変更内容		改造
及文F J在		1. 建物の改造工事
		1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う
		・東側外壁の壁新設補強
		「水間が生め生物は間間   原料貯蔵所の東側外壁 (10 通り) に新たに杭を設置し、鉄筋コンクリート製の壁、
		柱及び梁を新設により補強する
		・西側外壁の壁新設補強
		原料貯蔵所の西側外壁(1 通り)に新たに鉄筋コンクリート製の壁、柱及び梁を
		新設により補強する
		1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う
		・ 鉄扉新設
		原料貯蔵所の既存シャッタを撤去し、鉄扉(SD-44)を新設する
		· 鉄扉補強
		原料貯蔵所の既存鉄扉(SD-42)を鉄扉補強材により補強する
		21-1 10-1 10-1 10-1 10-1 10-1 10-1 10-1
	1	
	ĺ	

追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(2/12)

		海足物所付别屬/川口球教(0)人中間,教、定 1 1/(2/12/
変更内容	<u></u>	改造
		2. 非常用設備の変更
		2-1. 非常用設備の増設
		・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設
		原料貯蔵所の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確
		保を図る
		2-2. 非常用設備の復旧及び増設
		・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設
		仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信
		連絡を図る
		2-3. 非常用設備の復旧
		・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧
		仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
		・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧
		仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
		・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧
		仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管
		理区域外への連絡を図る
		・非常用通報設備(放送設備)の復旧
		仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図
		<b>a</b>
		・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧
		仮移設した自動火災報知設備の復旧により、火災の早期感知及び火災感知時の警
		報発報を図る
		・消火設備(消火器)の復旧
}		仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
		2-4. 非常用設備の改造
		・消火設備(屋外消火栓)の改造
		南側屋外消火栓及び西側屋外消火栓の改造により、初期消火における設備の確保
-		を図る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		C Ed W
員数	<u> </u>	1式
	型式	本体・鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平屋建
般		屋根 :鉄筋コンクリート
様		シリンダ貯蔵ピット部:鉄筋コンクリート造
		基礎 : 抗基礎 (本体)、直接基礎 (シリンダ貯蔵ピット部)
·	三要な構造材 、	表へ建一2-1に示す
7	t法(単位:m)	(本体)
		(シリンダ貯蔵ピット部)
-		延べ床面積:約1,200 m²
	の他の構成機器	_
7	その他の構成機器 その他の性能 対扱う核燃料物質の状態	

追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(3/12)

	但以"是 4 5 门底生	物原料貯蔵所 (は様表(6次申請:表へ建一1-1)(3/12)
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止	[4.2-建 1]         他領域区分に対面する壁は、表へ建一3-1 に示す厚さのコンクリートの臨界隔離壁とする。         [4.2-設 6]
つく設計		原料貯蔵所領域は、以下に示す領域区分と 24m 以上離れた配置とする。 (図臨配- 1 参照)
注(注		□     工場棟領域       □     第2核燃料倉庫領域       □     シリンダ洗浄棟領域
		□ <u>加工棟領域</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 原料貯蔵所 ・ 支持方法 ・ ナ分な支持性能を有する支持地盤に抗基礎で支持 ・ 支持地盤
		表へ建一2-1 参照 ・ シリンダ貯蔵ピット部 □ 支持方法
		[5.1-設 1] 原料貯蔵所は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設 置されており、原料貯蔵所内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。
	地震による損傷の防止	[6.1-建1] ・ 耐震重要度分類第 1 類

技術基準に
に基づく
く設計
(注

## 地震による損傷の防止

#### [6.1-建2]

耐震重要度分類第1類である原料貯蔵所は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。

#### [6.1-建 12]

図へ建-1-6、8-9 通り間の鉄筋コンクリート壁 (自立壁) は、建物と同じ耐震重要度分類第1類の耐震性を有しており、安全機能を有する設備に波及的影響を及ぼすことはない。

#### [6 1-建8]

原料貯蔵所に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[6.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第1類の地震力で損傷するが、原料貯蔵所の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、耐震重要度分類第3類の各設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を上位の原料貯蔵所と同じ耐震重要度分類第1類で設計する必要はない。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。

#### [6.1-建3]

建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、原料貯蔵所の耐震重要度分類は第1類とする。

#### [6.1-建5]

- 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-1、図へ建-1-6~1-15 参照 (原料貯蔵所)
- 一次設計
  - 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の 割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を 構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とす る。
- 二次設計
  - □ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割り増し係数 (1.5)を乗じて算出した地震力 (1.5G) から求められる必 要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。

#### (シリンダ貯蔵ピット部)

- 一次設計
  - 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の 割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.15G)を与えた場合の構造体 を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。

## [6.1-建7]

非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。

- ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)
  - □ 位置:図リ非-2-8参照
- · 消火設備(屋外消火栓)
  - 位置:図リ非-4-1参照
- ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)
  - □ 位置:図リ非-3-9参照
- 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)
  - □ 位置:図リ非-1-9参照

# 追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(5/12)

	連次・   建一4一3   円   橋	生初床材料
技術基準に	存仮による損傷の的止	事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海抜約 30m~32m の高台に立地している。
技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防 止	[8.1-建1] (竜巻) ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-1、図へ建-1-6~1-13 参照 ・ 位置、構造、寸法、材料:表へ建-2-1、図へ建-1-6~1-13 参照 ・ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、原料貯蔵所の保有水平耐力が上回る構造とする。 ・ 原料貯蔵所の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ・ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。
		[8.1-建2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫 の影響のおそれのない海抜約30m~32mの高台に立地している。
		[8.1-建3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。 ・ 気温条件
		茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃ ・ 対象設備 ・ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。
		[8.1-建4] (降水) 降水時に建物内に雨水の流入を防止する。 ・ 降水量条件
		[8.1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重 に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を 有することを確認した。
		[8.1-建10] (落雷) 加工施設の高さは図へ建-1-8に示すように最大で約9.8mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため 避雷設備の設置は不要である。
		[8.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の 発生のない場所に立地している。

	追表へ建-4-3 付属	<b>建物原料貯蔵所 仕様表(6 次申請:表へ建-1-1)(6/12)</b>
技術基準に基づく設計	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-建7] (火山の影響) 表へ建-2-1 に示す原料貯蔵所の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回 る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋 上に登り作業する。(図へ建-1-8参照)
計(注)	1	[8.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離 があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。
		[8.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 ・ 火災影響評価対象:図へ建一1-6 参照 ・ 各評価対象の離隔距離:図へ建一1-5-2(1/10)~(10/10)参照なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁{914}(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。
		[8.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の 竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海抜約30m~32mの高台に立地している。
		[8.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地 している。

追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(7/12)

	是 X 生 + 0 门内	里物原科財勵所 任様表(b 次甲請:表个建一1—1)(1/12)
技術基準に基づく設計(注)	人の不法な侵入等の防止	<ul> <li>[9.1-建1]</li> <li>以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</li> <li>・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。</li> <li>・ 原料貯蔵所は、表へ建一2−1に示す主要な構造材、鉄扉(図へ建一1−4、1−6、1−8 参照)等の堅牢な障壁を有する。</li> <li>・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。</li> <li>・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。</li> <li>・ 原料貯蔵所は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</li> <li>[9.1-建2]</li> <li>当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</li> </ul>
	閉じ込めの機能	[10.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある 区域(第1種管理区域)を設定する。なお、原料貯蔵所は第2種管理区域に設定する。 (図へ建-1-3参照)
	火災等による損傷の防止	[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 感知器(煙):18 個 ・ 整報設備(ベル):3 個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-9参照 [11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備 {899,901} を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 発信機(P型):3 個 ・ 設置設備の配置 図リ非-3-9参照
		[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894,898}を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 粉末消火器10型:10本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-14参照
		[11.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽 (894, 896) と消火水配管により接続される。 ・ 設置設備の種類と員数 ロ 屋外消火栓:不凍式3基(原料貯蔵所の近傍)(図リ非ー4-1参照) ロ 各消火栓に設置するホース:20m ホース2本以上 ・ 設置設備の配置 ロ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図 リ非ー4-1参照)
		9 非一4-1 参照) - 20m ホース 3 本を設置する消火栓の位置:図リ非-4-1 参照 - 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-4 参照

# 追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(8/12)

	是	13/15/521	物原科 <u>时</u> 属所
技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止		[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の原料貯蔵所は、耐火構造又は 不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表へ建一2-1に示す。 [11.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制 委員会)を参考に図へ建一1-5のとおり設定する。 [11.3-建4] 原料貯蔵所各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間 より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ:図へ建一1-5-1参照 [11.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に 防火壁、防火扉を設置する。 ・ 設置設備の配置 図へ建一1-6参照

追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(9/12)

	建物原料灯刷別 (1)(b)(12)
技溢水による損傷の防止	
技術基準に基づく設計(注)	[13.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路 {902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ非ー1-9 参照 [13.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル 発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(14 台)及び誘導灯(7 個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ非ー1-9 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行 規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造
安全機能を有する施設	消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級及び C 級の認定品とする。  [14.1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。  [14.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
材料及び構造	<del>-</del>
搬送設備	_
核燃料物質の貯蔵施設	_
警報設備等	[18.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備 及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([11.1-建1]参照)
	_
核燃料物質等による汚染の防止	
遮蔽	[22.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁及び屋根により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。 ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料図へ遮一1、2 参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量7×10~msv/年 ・ 周辺監視区域外における線量限度1mSv/年  [22.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。
換気設備	<del>-</del>

# 技術基準に基づく設計(注

#### 非常用電源設備

#### [24.1-建1]

全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。 (接続ケーブルは交流 200V、100V(トランスなし) 一般動力用ケーブル)

#### 非常用設備電源接続系統一覧表

	設備		非常用ディー	無停電	内蔵バ
			ゼル発電機	電源装置	ッテリ
	非常ベル設備*1 放送設備*2 通信連絡設備 有線式*3 (電話設備) 無線式		0	0	1
非常用			0	0	0
通報設備			0	_	0
					0
自動火災	火災感知設備*4		0	_	0
報知設備	警報設備(ベル)*5		0	_	0

\*1:警報盤を介して接続

\*4:受信器を介して接続

\*2:放送設備本体を介して接続

\*5:中継盤を介して接続

\*3:電話交換機を介して接続

#### [24.1-建2]

全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第3変電所)の切替器を 介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V (トラ ンスなし) 一般動力用ケーブル)

#### 非常用設備電源接続系統一覧表

	設備	非常用ディー ゼル発電機	無停電 電源装置	内蔵バ ッテリ
B∇ A. 4.1./☆=11./# /+\	非常用照明	0	_	0
緊急対策設備(1)	誘導灯	0	_	. 0

#### [24.2-建1]

- ・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても 非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりそ の機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後 は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。
  - □ 非常用通報設備
    - 放送設備、通信連絡設備(電話設備 {890, 893} (有線式))
  - 自動火災報知設備
    - 火災感知設備
    - それに連動する警報設備
  - 緊急対策設備(1)
    - 非常用照明
    - 誘導灯
- 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、無停電電源装置 {889} から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。
  - ・ 非常用通報設備(非常ベル設備)
  - · 非常用通報設備(放送設備)
- 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内 蔵し、連続して機能を維持する。

# 追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(11/12)

	追表へ建一4一3 付属	建物原料貯蔵所   仕様表(6 次申請:表へ建一1-1)(11/12)
技術基準に基づく設計(注)	通信連絡設備	[25.1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の放送設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):3 台 ・ 通信連絡設備(電話設備): 有線式1台、無線式1台 ・ 非常用通報設備(非常ベル設備):1個 ・ 設置設備の配置  図リ非-2-8 参照
		加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に施設する。
その	他事業許可で求める仕様	[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、原料貯蔵所に竜巻防護ラインを設定する。 ・ 竜巻防護ラインの設定について
		また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、 評価では、一般建物には期待しない。

## 追表へ建-4-3 付属建物原料貯蔵所 仕様表(6次申請:表へ建-1-1)(12/12)

	坦衣//建一4-3	付属建物原科貯蔵所 - 仕様表(b 次申請:表へ建一1—1)(12/12)	
添付図		図イ建-1-1 敷地内建物配置図	
		図へ建-1-1 付属建物 原料貯蔵所 補強箇所説明図	
		図へ建-1-2 付属建物 原料貯蔵所 建物の補強工事と各影響評価との関係	
		図へ建-1-3 付属建物 原料貯蔵所 管理区域区分図	į
		図へ建-1-4 付属建物 原料貯蔵所 鉄扉配置、建具表、補強概要及び竜巻防護	隻ラ
		イン	-
		図へ建-1-5 付属建物 原料貯蔵所 火災区域図	
		図へ建-1-5-1 付属建物 原料貯蔵所 火災区域毎の材料及び厚さ一覧	
		図へ建-1-5-2(1/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(1)	
		図へ建-1-5-2(2/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(2)	
		図へ建一1-5-2(3/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(3)	
		図へ建一1-5-2(4/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(4)	
		図へ建-1-5-2(5/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(5)	
		図へ建-1-5-2(6/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(6)	
		図へ建一1-5-2(7/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(7)	
		図へ建一1-5-2(8/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(8)	
		図へ建一1-5-2(9/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(9)	
		図へ建-1-5-2(10/10) 付属建物 原料貯蔵所 外部火災、爆発の影響評価(10)	)
		図へ建一1-6 付属建物 原料貯蔵所 平面図	
		図へ建一1-7 付属建物 原料貯蔵所 屋根伏図	
		図へ建一1-8 付属建物 原料貯蔵所 立面図	
		図へ建一1-9 付属建物 原料貯蔵所 断面図	
		図へ建一1-10 付属建物 原料貯蔵所 基礎伏図	
		図へ建一1-11 付属建物 原料貯蔵所 クレーン梁伏図	
		図へ建一1-12 付属建物 原料貯蔵所 R階 梁伏図	
		図へ建-1-13 付属建物 原料貯蔵所 1,10通り 軸組図	
		図へ建一1-14 付属建物 原料貯蔵所 補強詳細図	
		図へ建一1-15 付属建物 原料貯蔵所 シリンダ貯蔵ピット詳細図	
		図へ遮-1 付属建物 原料貯蔵所 遮蔽関係図(建物平面)	
		図へ遮-2 付属建物 原料貯蔵所 遮蔽関係図(建物断面)	<del></del> \
		図リ非-1-9 緊急対策設備(1)非常用照明、誘導灯、安全避難通路(原料貯蔵)	
		図リ非ー2ー8 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設任)	頒)
		(原料貯蔵所)	동생이
		図リ非-3-9 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(原	八个
		財蔵所)	
		図リ非一4-1 消火設備 屋外消火栓配置図   図リ非 4-4 原料貯蓄所 淡水投からのアクセスルルト	
		図リ非-4-4 原料貯蔵所 消火栓からのアクセスルート	
		図り非一4-14 消火設備 消火器(原料貯蔵所)	
		図臨配-1 臨界管理上の領域区分	
		図リ電建一5 付属建物 原料貯蔵所 非常用ディーゼル発電機負荷系統図	
		図リ非一6* 非常用設備配置図	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。

- 凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  - [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
    - (例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

設計番号に(7次)と記載しているものは7次申請の設計番号を示す。また、\*は7次申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は6次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第2102254号で認可済み。

既認可申請からの追加記載分を二重下線で示す。

# 表へ設-1 粉末輸送容器貯蔵枠 仕様表 (1/2)

		35-7-7-F (D (I)	FIGURE MARKET FOR THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF	
	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)	
対応 設備・機器名称		設備・機器名称	[486] 原料貯蔵設備 粉末輸送容器貯蔵枠	
設置:	場所		(1) 付属建物 原料貯蔵所	
			(2) 付属建物 原料貯蔵所	
機器	名		原料貯蔵設備粉末輸送容器貯蔵枠	
			(1) 粉末輸送容器貯蔵枠(1)	
			(2) 粉末輸送容器貯蔵枠(2)	
変更	内容		(1) 改造	
			・耐震性向上のため、不要な部材を撤去する。	
			・耐震性向上のため、部材を追加し、据付部を改造する。	
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。	
			(2) 改造	
			・耐震性向上のため、不要な部材を撤去する。	
			・耐震性向上のため、部材を追加し、据付部を改造する。	
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。	
員数			1式	
			(1) 34 枠	
			(2) 12 枠	
	型式		固定枠式(NPC 型輸送容器、TNF-XI 型輸送容器を貯蔵する)	
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表へ設-1	
仕様	寸法(単位	ī: mm)	(1)	
134			(2)	
	その他の構成機器		ベルト	
	その他の性	<u></u> 生能	_	
	取扱う核焼	然料物質の状態	U02粉末、U308粉末、U02ペレット	
坩	核燃料物質	質の臨界防止	{486}	
技術基準に基づく設計		• •	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。	
基			粉末輸送容器貯蔵枠の核的制限値は粉末輸送容器で担保する。	
準			(粉末輸送容器)	
基			濃縮度 5%以下	
づ			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下	
🔨			積載制限 粉末輸送容器を2段以下で置く	
計			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより	
(注			安全であることが確認された範囲に制限する(臨界評価上の設計仕様については、図	
选			臨配-2、図へ設-1参照)。	
			[4.2-設6] 原料貯蔵所領域に設置する。	
	安全機能を		[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 原料貯	
	>, <u></u>		蔵所の土間コンクリートに設置する。	
لـــــا			MANITO THE TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL T	

# 表へ設-1 粉末輸送容器貯蔵枠 仕様表 (2/2)

	い意味を対象を	「0」乳・11工業金売佐とといいなよう
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。
竹甘		[6.1-設2]地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
進		[486] 粉末輸送容器貯蔵枠 第 1 類
に		粉末輸送容器貯蔵枠 部材:
基		粉末輸送容器貯蔵枠 アンカーボルト:
1		(新規) (46 枠分)
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ベルト固縛)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	_
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下にお
		いて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する。
	材料及び構造・	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	<b>警</b> 報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度
- "		を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる
		設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 43,793kgU (粉末輸送容器×92)
添付	図	図へ配-1、図へ設-1
144.1.4		1

凡例

M工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 表へ設-2 シリンダ転倒装置(原料貯蔵所) 仕様表(1/2)

± **:	# = 1. A	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
. ,,,,,	許可との	#1 1 E T (1 1 1 )	
	対応し、設備・機器名称		{489} 原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置
設置:			付属建物 原料貯蔵所
機器	名		原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)
変更	内容		改造 ・耐震性向上のため、据付部を改造する。 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。
員数			1 基
	型式		シリンダ回転式
	主要な構造		別表へ設-2
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
13₹	その他の	<b></b>	ベルト
	その他の性能		<b>-</b> ·
	取扱う核焼	然料物質の状態	UF <sub>6</sub> 固体
技術基準に基づく設計(注)	支 核燃料物質の臨界防止 技術型では 技術型では 技術型では 技術型では 技術型では 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでする。 大きないでするないでする。 大きないでするないでする。 大きないでするないでする。 大きないでするないでする。 大きないでするないでするないでする。 大きないでするないでするないでする。 大きないでするないでするないでする。 大きないでするないでするないでするないでするないでするないでするないでする。 大きないでするないでするないでするないでするないでするないでするないでするないでする		<ul> <li>{489}</li> <li>[4.1-設1] 核的制限値を設定する。</li> <li>シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)の核的制限値はUF<sub>6</sub>シリンダで担保する。</li> <li>(UF<sub>6</sub>シリンダ)</li> <li>濃縮度 5%以下</li> <li>減速度 H/U=0.088以下</li> <li>積載制限 UF<sub>6</sub>シリンダ1以下</li> <li>[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。</li> <li>[4.2-設6] 原料貯蔵所領域に設置する。</li> </ul>
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 原料貯蔵所の土間コンクリートに設置する。

# 表へ設-2 シリンダ転倒装置(原料貯蔵所) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設 2]地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		【489】シリンダ転倒装置 ※1 第 1 類
だ		シリンダ転倒装置 支持脚部材:
基	·	シリンダ転倒装置 支持脚アンカーボルト
12		: [] (新規) 含む)
設		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
計	津波による損傷の防止	_
注	外部からの衝撃による損傷の防止	
=	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ベルト固縛)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
		[11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	_
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下にお
	)	いて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
	·	置する。
	 材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
70	他事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度
1	世事末川りてなめる正派	を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる
		設計とする。
添付		図へ配-1、図へ設-2
4/21.7	<u> </u>	

凡例

<sup>|</sup> 図ペピース | 図ペピース | 図ペピース | 図ペピース | 図ペピース | 図ペピース | 図ペピース | 図ペピース | 図ペピース | 図ペピース | 図ペピース | 図ペピース | 図ペピース | 図ペピース | 図ペピース | 図ペピース | ロルディ数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表へ設-3 天井走行クレーン (原料貯蔵所 5t) 仕様表 (1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	[490] 原料貯蔵設備 天井走行クレーン
設置	場所		付属建物 原料貯蔵所
機器	機器名		原料貯蔵設備 天井走行クレーン (原料貯蔵所 5t)
変更	内容		改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数			1基
	型式		普通型天井クレーン
般	主要な構造	造材	別表へ設-3
仕様	寸法(単位	位:mm)	
148	その他の	構成機器	_
	その他の	性能	-
	取扱う核	然料物質の状態	UF₀固体、U0₂粉末、U₃O₀粉末、U0₂ペレット
技術基準に基づく設計(注)	基準に基づく設計		【490】 [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。     天井走行クレーン (原料貯蔵所 5t) の核的制限値は UF <sub>6</sub> シリンダ又は粉末輸送容器で担保する。     (UF <sub>6</sub> シリンダ)     濃縮度 5%以下     減速度 H/U=0.088以下     積載制限 UF <sub>6</sub> シリンダ 1以下     (粉末輸送容器)     濃縮度 5%以下     減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%)以下     積載制限 粉末輸送容器 1以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 原料貯蔵所領域に設置する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 原料貯蔵所の走行レールに設置する。

# 表へ設-3 天井走行クレーン (原料貯蔵所 5t) 仕様表 (2/2)

	* * ** * * * * * * * * * * * * * * * * *	
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。
術		┃ [6.1-設2]地震力に耐える強度を有する部材を使用する。
基準		{490}天井走行クレーン 第1類
一に		天井クレーン主桁 部材:
基		サドル 部材:
グ	津波による損傷の防止	
技術基準に基づく設計	外部からの衝撃による損傷の防止	_
計	人の不法な侵入等の防止	_
注	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ラッチロック式フック)。
=	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	_
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	「14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下にお
		いて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する。
		[14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物に
		なることを防止する構造とする。
	材料及び構造	_
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。
		[16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する (定格荷重:5t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
ł	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強度
	American American State of State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State State Sta	を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる
		設計とする。
添付	<b>X</b>	図へ配-1、図へ設-3

凡例

<sup>|</sup> 図へ配-1、図へ設-3
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-4 粉末回収・ペレット取扱ボックス 仕様表 (1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{535} 粉末貯蔵設備 粉末回収・ペレット取扱ボックス
設置	場所		付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)
機器	名		粉末貯蔵設備 粉末回収・ペレット取扱ボックス
変更	 内容		変更なし
員数			1基
_	型式		箱型ボックス式
般	主要な構造	<b>基材</b>	別表へ設-4
般仕様	寸法(単位	∑:mm)	
128	その他の構	<b>構成機器</b>	_
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、UO <sub>2</sub> ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{535}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
作			質量制限 17.5kgU 以下 (粉末)
技術基準に基づ			質量制限 14.8kgU 以下(ペレット)
12			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより
く設計			安全であることが確認された範囲に制限する。
計	計		[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(2)領域に設置する。
注	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 第3核
			燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。

# 表へ設-4 粉末回収・ペレット取扱ボックス 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設 2]地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
上海		{535}粉末回収・ペレット取扱ボックス 第2類
E		粉末回収・ペレット取扱ボックス架台 部材:
基		粉末回収・ペレット取扱ボックス架台 アンカーボルト: []
12		粉末回収・ペレット取扱ボックス 部材:
設		粉末回収・ペレット取扱ボックス 取付ボルト:
計	津波による損傷の防止	_
注	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	-
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧
		力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮で
		きる設計とする。
		┃ [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設 ┃
		置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
<u> </u>	1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	図へ配-2、図へ設-4
添付図		

凡例

国へ配⁻Z、図へ配⁻Z、図へ配⁻Z、図へ配⁻Z、図へ配⁻Z、図へ配⁻Z、図へ配⁻Z、図へ配⁻Z、図へ配⁻Z、図へ配⁻Z、図へ配⁻Z、図へ配づ
 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
 ト内に示す数字: 無業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 「内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-5 粉末容器ハンドリング装置 仕様表 (1/3)

	許可との 許可番号(日付	
対応	1 12-1419 17-4419 17-11-1	
設置	場所	(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)
		(2) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 作業室(1)
		(3) 付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)
		(4) 付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)
		(5) 付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)
		(6) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 作業室(1)
機器		粉末貯蔵設備 粉末容器ハンドリング装置
İ		(1) フードボックス(1)
		(2) フードボックス(2)
		(3) コンベア(1)
		(4) コンベア(3)
		(5) バランサー(1)
		(6) バランサー(2)
変更		(1) 変更なし
		(2) 変更なし
		(3) 変更なし
		(4) 変更なし
		(5) 変更なし
		(6) 変更なし
員数		1基
		(1) 1基
		(2) 1基
		(3) 1基
		(4) 1基
		(5) 1基
		(6) 1基
_	型式	箱型ボックス式
般	主要な構造材	別表へ設-5
般仕様	寸法 (単位:mm)	(1)
怺		(2)
		(3)
		(4)
		(5)
		(6)
	その他の構成機器	—————————————————————————————————————
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO₂粉末、U₃O₃粉末、UO₂ペレット
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

表へ設-5 粉末容器ハンドリング装置 仕様表 (2/3)

技   核燃料物質の臨界防止   {536}   [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。   濃縮度 5%以下   減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 (コンベア(1)) *1   幅 32cm以下   長さ 100cm以下   長さ 33cm以下	
術	
基   濃縮度 5%以下   濃縮度 5%以下   減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下	
淀                         減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下	
基   (コンベア(1))*1	
?   幅 32cm以下	
設   長さ 100cm以下	
1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
(フードボックス(1)上部)	
<sup>CO</sup>   幅 100cm以下	
長さ 170cm以下	
高さ 54cm以下	
(フードボックス(1)下部、コンベア(3)*2、フードボックス(2))	
幅 38cm以下	
長さ(合計) 382cm以下	
(コンベア(3) 容器払出部) *3	
幅 40㎝以下	
長さ 64cm以下	
高さ 38cm以下	
*1:事業許可の核的制限値記載のコンベア A に該当	
*2:事業許可の核的制限値記載のコンベア C に該当	
*3:事業許可の核的制限値記載のコンベア C 容器払出部に該当	
[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コー	ドにより
安全であることが確認された範囲に制限する。	
[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(2)領域に設置する。	
安全機能を有する施設の地盤 [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物	第3核
燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。	
地震による損傷の防止 [6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。	
[6.1-設2]地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。	
フードボックス(1) 部材:	
フードボックス(1) アンカーボルト:	
フードボックス(2) 部材:	
フードボックス(2) アンカーボルト:	
コンベア(1) 部材:	
コンベア(1) アンカーボルト:	
コンベア(3)フードボックス 部材:	
コンベア(3)フードボックス 取付ボルト:	
コンベア(3)架台 部材:	
コンベア(3)架台 アンカーボルト:	
バランサー(1)、(2) 部材:	
バランサー(1)、(2) アンカーボルト: [1基分) 計	9 其
	2 25
71-mm・5の国本による道像の例正	
人の不法な侵入等の防止 ー	
閉じ込めの機能 [10.1-設 3] 開口部の風速 0.5m/秒以上を維持する。	
[10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。	
[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (コンベアガイド、ストッパー)。	
[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。	
火災等による損傷の防止 [11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。	
[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
溢水による損傷の防止	

# 表へ設-5 粉末容器ハンドリング装置 仕様表 (3/3)

++-	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧
が	), <u>—                                   </u>	力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮で
基		きる設計とする。
準に		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
技術基準に基づ		置する。
	材料及び構造	
く設計	搬送設備	_
計	核燃料物質の貯蔵施設	
注	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度
		を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる
		設計とする。
添付	X	図へ配-2、図へ設-5

- 注 凡例
- | 図へ配一2、図へ設一5 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 表へ設-6 内容器用台車 仕様表 (1/2)

車業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応			【537】 粉末貯蔵設備 内容器用台車
Project Programme Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Con		改加・機器名称	() Dayleyd wydd y llan y ar han y cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei cae ei
設置			付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)
機器	名		粉末貯蔵設備 内容器用台車
<u> </u>			
変更	内容		変更なし
員数			6 台
	型式		手押運搬式
般	主要な構造材		別表へ設-6
般仕様	寸法 (単位:mm)		
138	その他の構成機器		-
	その他の性能		-
	取扱う核燃料物質の状態		UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、UO <sub>2</sub> ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{537}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
準			積載制限 内容器 1 以下(容器の直径 21.7cm 以下)
技術基準に基づ			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
ブ			より安全であることが確認された範囲に制限する。(図臨台-1)
<b>≤</b> n.			[4.2-設3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。
計	く 設 計		[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(1)及び(2)領域に設置する。
1 1			[北4 IX U] カッタがは石庫(ロ及U)(4) 映像に収置する。
注	全   安全機能を有する施設の地盤		-

# 表へ設-6 内容器用台車 仕様表 (2/2)

	v : ,e	
技	地震による損傷の防止	_
術	津波による損傷の防止	_
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	_
に	人の不法な侵入等の防止	_
技術基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
ΙŽ	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
設計	溢水による損傷の防止	
1	安全避難通路等	-
(注)     	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	図	図へ設-6

注

凡例

# 表へ設-7 他社缶用台車 仕様表 (1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{538} 粉末貯蔵設備 他社缶用台車
設置	場所		付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)
機器	名		粉末貯蔵設備 他社缶用台車
変更			変更なし
員数		•	3 台
	型式		手押運搬式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表へ設-7
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
1-80	その他の構成機器		<u>-</u>
1	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		U0₂粉末、U₃O₅粉末
技	核燃料物質の臨界防止		{538}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
単ル			質量制限 17.5kgU 以下/容器
技術基準に基づ			積載制限 他社缶1以下
			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
く設計			より安全であることが確認された範囲に制限する。(図臨台-1)
計			[4.2-設3] 周囲にスペーサー (15.5cm以上)を設ける。
注			[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(1)及び(2)領域に設置する。
Œ	安全機能を有する施設の地盤		_
			·

### 表へ設-7 他社缶用台車 仕様表 (2/2)

	+	
技	地震による損傷の防止	_
術	津波による損傷の防止	
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	_
に	人の不法な侵入等の防止	-
技術基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
17	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計	溢水による損傷の防止	
1	安全避難通路等	
注	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧
		力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮で
		きる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	-
1	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	
添付	<b>図</b>	図へ設-7

注

凡例

<sup>|</sup> 図へ設一/加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 表へ設-8 SUS 容器用台車(2) 仕様表 (1/2)

事業	午可との	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
. ,,	T +1 C 0)		
対応 設備・機器名称		以偏・機器名称	Zeee, Masterytownsking Hilliam L. C.
設置場	易所		付属建物 第3核燃料倉庫 作業室(1)
機器名	3		粉末貯蔵設備 SUS 容器用台車(2)
変更内容			変更なし
員数			3 台
[	型式		手押運搬式
般	主要な構造材		別表へ設−8
般性	寸法(単位:mm)		
138	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂粉末、U₃O₅粉末
技	核燃料物質の臨界防止		{539}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			機縮度 5%以下
技術基準に基づ			容器の直径 25.1cm以下
基し			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
ゔ			より安全であることが確認された範囲に制限する。(図臨台-1)
く 設 計			[4.2-設3] 周囲にスペーサー (15.5cm以上) を設ける。
設し	設   計		
ı ⊢	1 4 100 41- 3	1.3 -11 -8 11 -8	[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(1)及び(2)領域に設置する。
注	安全機能を	と有する施設の地盤	
`			

### 表へ設-8 SUS 容器用台車(2) 仕様表 (2/2)

	,	
技	地震による損傷の防止	_
術	津波による損傷の防止	_
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	_
に	人の不法な侵入等の防止	
技術基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
Ž	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
設計	溢水による損傷の防止	-
1	安全避難通路等	
(注)	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	_
	換気設備	-
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	
添付	図	図へ設-8

注

凡例

表へ設-9 スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫) 仕様表(1/2)

車 类	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)		
対応	11 r) C V)	設備・機器名称	{540} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚(粉末用)		
ינויוניג			{542} 粉末貯蔵設備 リフタ		
設置場所			(1) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 貯蔵室(1)		
			(2) 付属建物 第 3 核燃料倉庫 貯蔵室(1)		
機器	<del>名</del>		粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)		
			(1) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)		
			(2) リフタ		
変更	 为容		(1) 改造		
			・耐震性向上のため、部材を追加し、据付部を改造する。		
			・耐震性向上のため、ブレス接続部の一部を溶接補強する。		
			(2) 改造		
			・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。		
			・耐震性向上のため、取付ボルトを変更する。		
員数	<del></del>		·		
			(1) 6基		
			(2) 3 基		
_	型式		自動搬送式		
般	 主要な構造		別表へ設-9		
仕様	寸法(単		(1)		
悚			(2)		
	その他の	構成機器	_		
ľ	その他の		-		
ľ	取扱う核	 然料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末		
++-		質の臨界防止	{540} {542}		
技術基準に基づく設計	D 17.11.11.11.11.1		「4.1-設 1]核的制限値を設定する。		
基			(単一ユニット)		
準					
基			容器の直径 25.1cm以下		
づ	•		(複数ユニット)		
設			濃縮度 5%以下		
計			質量制限 16.0kgU 以下/容器		
注			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下		
色			臨界評価上の設計仕様については、図へ設−9 参照		
			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより		
			安全であることが確認された範囲に制限する(臨界評価上の設計仕様については、図		
			臨配-3、図へ設-9参照)。		
			[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(1)領域に設置する。		
Ì	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 第3核		
			燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。		
			が行力 中ツ 上間 ニマノフ 二十一以 臣 プ 切 。		

### 表へ設-9 スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 溢水による損傷の防止 安全避難通路等 安全機能を有する施設	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {540} スクラップ貯蔵棚(粉末用) 第1類 スクラップ貯蔵棚(粉末用) 部材:
		できる設計とする。   [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。
		[16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:250kg)
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 163,000 kg U (SUS 容器×10752)
添付	図	図へ配-2、図へ設-9 ′

注

凡例

M工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ )内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ]内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 表へ設-10 粉末容器構内運搬車 仕様表 (1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	対応 設備・機器名称		{543} 粉末貯蔵設備 粉末容器構內運搬車
設置	場所		付属建物 第3核燃料倉庫 前室
機器	名		粉末貯蔵設備 粉末容器構内運搬車
変更	変更内容		改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数			1台
Γ_	型式		牽引運搬式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表へ設-10
般仕様	寸法(単位:mm)		
148	その他の構成機器		_
	その他の性能		
	取扱う核焼	然料物質の状態	U0₂粉末、U₃0₅粉末
技術基準に基づく設計(注)	女王機能を付りる爬取の地盤		【543】 [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。  濃縮度 5%以下  容器の直径 25.1cm以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 第 3 核燃料倉庫(1)領域に設置する。

表へ設-10 粉末容器構内運搬車 仕様表 (2/2)

技	地震による損傷の防止	
術	津波による損傷の防止	-
技術基準に基づ	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設4]外部火災及び爆発の影響を受けないルートを搬送する(図へ配-5)。
に	人の不法な侵入等の防止	-
基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
1	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計	溢水による損傷の防止	
	安全避難通路等	_
注	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	-
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	· –
	遮蔽	_
	換気設備	-
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
添付		図へ配-5、図へ設-10

注

凡例

国へ配⁻つ、図へ成⁻10
 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 表へ設-11 クレーン (第3核燃料倉庫) 仕様表 (1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{544} 粉末貯蔵設備 クレーン
設置	場所		付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)
機器	機器名		粉末貯蔵設備 クレーン (第3核燃料倉庫)
変更内容			改造 ・耐震性向上のため、既設を撤去し、改造した機器を設置する。
員数	員数		1 基
_	型式		橋形クレーン式
般	主要な構造材		別表へ設-11
般仕様	寸法(単位	江:mm)	
13K	その他の構成機器		-
	その他の性能		-
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂粉末、U₃O₃粉末、UO₂ペレット
林	核燃料物質の臨界防止		{544}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
技術基準に基づ			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
基			積載制限 粉末輸送容器、内容器 1 以下、他社缶 3 以下
			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
く設計			より安全であることが確認された範囲に制限する。
計			[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(1)領域に設置する。
注	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 第3核
			燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。 ・

## 表へ設-11 クレーン (第3核燃料倉庫) 仕様表 (2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設 2]地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
上推		{544} クレーン ※1 第1類
に		クレーン 支持脚部材:
基づ		クレーン 支持脚アンカーボルト: (新規)
1		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
設	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ラッチロック式フック)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	_
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧
		力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮で
		きる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する。
		[14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物に
		なることを防止する構造とする。
	材料及び構造	_
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。
		[16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重: 0.125t、2t)
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度
``	im a Signi a grant of limited	を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる
		設計とする。
添付	<b>図</b>	図へ配-2、図へ設-11
140.11	<u> </u>	hand below - 1 from 125.2 mg

注

凡例

<sup>|</sup> 図べ配ご、図へ版11 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 表へ設-12 保管容器(劣化・天然ウラン用) 仕様表(1/2)

		<del></del>	
1	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{545} 劣化・天然ウラン貯蔵設備 保管容器(劣化・天然ウラン用)
設置	場所		付属建物 劣化・天然ウラン倉庫
機器	名		劣化・天然ウラン貯蔵設備 保管容器 (劣化・天然ウラン用)
			(1) 保管容器(1)
			(2) 保管容器(2)
変更	内容		(1) 変更なし
			(2) 変更なし
員数			1式
			(1) 15 基
			(2) 22 基
_	型式		円筒床置式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表へ設-12
般仕様	寸法(単位	½:mm)	(1)
TAK			(2)
	その他の権	<b>構成機器</b>	_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UO2粉末、U3O8粉末、ADU粉末、UO2ペレット
++		質の臨界防止	_
基			
準			
技術基準に基づ			
ーづ			
設			
シーカー   シーカー   カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ			
注	安全機能を	と有する施設の地盤	_
Œ		_	
L	L		

## 表へ設-12 保管容器(劣化・天然ウラン用) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	-
技術	津波による損傷の防止	-
基準に基づ	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設4]外部火災及び爆発の影響を受けないルートを搬送する(図へ配-5)。
に	人の不法な侵入等の防止	
基	閉じ込めの機能	[10.1-設2] 容器蓋はパッキン( 天然ゴム)を介した構造とする。
		[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(フォークリフト爪差込溝)(保管容器(1))
く設計	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
		[11.3-設5] 容器は金属製とする。
注	溢水による損傷の防止	_
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下にお
		いて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 2] 最大貯蔵量: 40,000 kg U (保管容器(1)×15 基、保管容器(2)×22 基)
添付	図	図へ配-3、図へ配-5、図へ設-12

注

<sup>|</sup> 図へ配こ3、図へ配こ3、図へ配こ3、図へ配こ4 | 図へ配こ5、図へ配こ12 | 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条第39条は該当しない。
| | 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
| | 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
| (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
| [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。 凡例

## 表へ設-13 ペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 許可番号 (日付)		11 1 2 1 1 1 1 1 1 1	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
		設備・機器名称	{576} UO₂ペレット貯蔵設備 ペレット貯蔵棚
設置場所			(1) 付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)
			(2) 付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)
機器	名		U02ペレット貯蔵設備 ペレット貯蔵棚
			(1) ペレット貯蔵棚(1)
			(2) ペレット貯蔵棚 (2)
変更	内容		(1) 改造
			・耐震性向上のため、部材を追加し、据付部を改造する。
			・容器の落下防止のため、落下防止パイプを設置する。
			(2) 改造
		·	・耐震性向上のため、部材を追加し、据付部を改造する。
			・容器の落下防止のため、落下防止パイプを設置する。
員数			30 基
			(1) 21 基
			(2) 9基
-	型式		多段式
般仕様	主要な構造		別表へ設-13
[]	寸法 (単位:mm)		(1)
'**	•		(2)
	その他の様		金属缶
	その他の性能		
		然料物質の状態	002ペレット
技	核燃料物質	質の臨界防止	{576}
技術基準に基づく設計			[4.1−設 1] 核的制限値を設定する。
<u>株</u>     淮			(単一ユニット)
医			濃縮度 5%以下
基(			収納部厚み 10.7cm以下
\( \)			(複数ユニット)
設			濃縮度 5%以下
			収納部厚み 9.5cm以下
注			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより
			安全であることが確認された範囲に制限する(臨界評価上の設計仕様については、図
			へ設-13 参照)。
			[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(2)領域に設置する。
	安全機能を	で有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 第3を
			燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。

### 表へ設-13 ペレット貯蔵棚 仕様表 (2/2)

	我 '放	10 10 1月 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
技術基準に基づ	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {576} ペレット貯蔵棚 第1類 ペレット貯蔵棚(1)、(2) 部材: ペレット貯蔵棚(1)、(2) アンカーボルト
<u> </u>	Shahara Are In the a plant	: [] (新規) 含む) (1 基分) 計 30 基
く  設	津波による損傷の防止	<del>-</del>
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止パイプ)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	-
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧
		力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮で
		きる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
1.	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	<b>–</b>
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
1	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度
	•	を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる
		設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 19,956 kg U (金属缶×2,457 個)
添付	<b>X</b>	図へ配-2、図へ設-13

注

凡例

図へ配-2、図へ設-13
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条〜第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[ 199-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 表へ設-14 金属缶用台車(2) 仕様表 (1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{577} UO2ペレット貯蔵設備 金属缶用台車(2)
設置:	場所		付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)
機器	機器名		UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 金属缶用台車(2)
変更	内容		変更なし
員数			1台
	型式		手押運搬式
般	主要な構造	造材	別表へ設-14
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
1284	その他の構成機器		
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩
技術基準に基づく設計(	く 設 計		【577】 [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
注	安全機能を有する施設の地盤		

#### 表へ設-14 金属缶用台車(2) 仕様表 (2/2)

	2C BA	
技	地震による損傷の防止	
術	津波による損傷の防止	
基   淮	外部からの衝撃による損傷の防止	_
に	人の不法な侵入等の防止	
技術基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
K	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計	溢水による損傷の防止	
1	安全避難通路等	-
往	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧
-		カ及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮で
		きる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	図	図へ設-14

注

凡例

図 | 図へ設-14
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条〜第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 表へ設-15 ペレット構内運搬容器 仕様表 (1/2)

		<b>双</b> 队 1	5 7 1 151 1X至1XX 1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{578} UO2ペレット貯蔵設備 ペレット構内運搬容器
設置	場所		付属建物 第3核燃料倉庫 前室
機器	機器名		UO2ペレット貯蔵設備 ペレット構内運搬容器
変更	変更内容		改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数			1式
_	型式		積載運搬式
般	主要な構造材		別表へ設-15
般仕様	寸法(単位:mm)		
128	その他の構成機器		-
	その他の性能		-
	取扱う核燃料物質の状態		U02ペレット
技術基準に基づく設計	核燃料物質	質の臨界防止	[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに より安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] 第 3 核燃料倉庫(1)領域に設置する。
計 (注	安全機能を有する施設の地盤		_

### 表へ設-15 ペレット構内運搬容器 仕様表 (2/2)

技	地震による損傷の防止	_
術	津波による損傷の防止	-
技術基準に基づ	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設4]外部火災及び爆発の影響を受けないルートを搬送する(図へ配-5)。
一に	人の不法な侵入等の防止	-
基	閉じ込めの機能	[10.1-設2] 容器蓋はパッキン ( を介した構造とする。
		[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (専用収納部、フォークリフト爪差込口)。
く 設 計	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	_
注	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下にお
		いて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	(= + 714)(1 + 1 + 4 + 1 = 1 = 1 = 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1	図へ配-5、図へ設-15
1424 1 1 1521		

- 注
- 上

## 表へ設-16 燃料棒構内運搬車 仕様表 (1/2)

			7- 70-11-11-11-12-17-1
事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{589} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒構內運搬車
設置:	場所		加工棟 成型工場 前室(1)
機器:	機器名		燃料棒貯蔵設備 燃料棒構內運搬車
変更内容			改造 ・ 竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。
員数			1台
	型式		牽引運搬式
般	主要な構造材		別表へ設-16
般仕様	寸法 (単位:mm)		
138	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質の臨界防止		{589}
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			<b>濃縮度 5%以下</b>
に			収納部厚み 10.7cm 以下
基			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
13			より安全であることが確認された範囲に制限する。
く設計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
計(注)	安全機能を	そ有する施設の地盤	_

### 表へ設-16 燃料棒構内運搬車 仕様表 (2/2)

	F 7 12 7	7
技	地震による損傷の防止	_
術	津波による損傷の防止	_
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設4]外部火災及び爆発の影響を受けないルートを搬送する(図へ配-5)。
に	人の不法な侵入等の防止	-
技術基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
1 3	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計	溢水による損傷の防止	_
	安全避難通路等	_
注	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下にお
~		いて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
	·	[14.2-設1]検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	<del>-</del>
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボ
	• •	ルトで固定する。
添付	· 🗵	図へ配-5、図へ設-16

- 注

## 表へ設-17 保存燃料棒貯蔵棚 仕様表 (1/2)

		T = 1 = 1 = 1 = 1 = 1	
1	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
<u>対応</u>	対応 設備・機器名称		{590} 燃料棒貯蔵設備 保存燃料棒貯蔵棚
設置場所			付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)
機器	機器名		燃料棒貯蔵設備 保存燃料棒貯蔵棚
変更	変更内容		改造 ・耐震性向上のため、据付部を改造する。
員数	員数		1 基
_	型式		箱型
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表へ設-17
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
148	その他の特	<b>構成機器</b>	ロッドチャンネル
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質の臨界防止		{590}
技術基準に基づく設計			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			(単一ユニット)
単に			濃縮度 5%以下
基			収納部厚み 10.7cm 以下
ブ			(複数ユニット)
設			濃縮度 5%以下
計			収納部厚み 10.7cm 以下
注			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより
면			安全であることが確認された範囲に制限する(臨界評価上の設計仕様については、図
			へ設-17 参照)。
			[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(2)領域に設置する。
	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 第3核
			燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。

### 表へ設-17 保存燃料棒貯蔵棚 仕様表 (2/2)

f		
技術	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術基準に基づく設		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
		{590}保存燃料棒貯蔵棚 第1類
		保存燃料棒貯蔵棚 部材:
基		保存燃料棒貯蔵棚 アンカーボルト: [] [(新規) 含む)
2	津波による損傷の防止	_
設	外部からの衝撃による損傷の防止	_
計	人の不法な侵入等の防止	_
注	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
=	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	_
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	「14.1-設 1〕設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧
	STIMBLE 17 ONEW	一力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮で
		きる設計とする。
		「14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		[ITA X I] 恢直大は内状及び体引入は固性ができ、IF末年の並入が石物な物別に以   置する。
		<u></u>
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	<del>-</del>
	核燃料物質等による汚染の防止	<del>-</del>
	遮蔽	
	換気設備	_
-	非常用電源設備	_
1	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度
		を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる
		設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量 : 2,814kgU (ロッドチャンネル×48)
添付	図	図へ配−2、図へ設−17
		SELENDAL MALLEN HOLD WE OR ALL DEN WILLIAM SELECTION OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PR

- 凡例

## 表へ設-18 ロッドチャンネル用台車(5) 仕様表(1/2)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)		
対応		設備・機器名称	{591} 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(5)		
設置場	揚所		付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)		
機器	名		燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(5)		
変更	内容		変更なし		
員数			1台		
		·			
_ L	型式		手押し式台車		
般仕様	主要な構造	5材	別表へ設-18		
	寸法(単位	7 : mm)			
140	その他の構成機器		_		
	その他の性能				
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒		
技	核燃料物質	質の臨界防止	{591}		
技術基準に基づ			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。		
基			濃縮度 5%以下		
だ			収納部厚み 10.7cm 以下		
基			[4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに		
131			より安全であることが確認された範囲に制限する。(図臨台-1)		
く 設 計			[4.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。		
計			[4.2-設6] 第3核燃料倉庫(1)及び(2)領域に設置する。		
注					
	安全機能を有する施設の地盤		_		
·					

## 表へ設-18 ロッドチャンネル用台車(5) 仕様表(2/2)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
技	地震による損傷の防止	
術	津波による損傷の防止	_
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	_
一に	人の不法な侵入等の防止	_
技術基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
1	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計	溢水による損傷の防止	_
	安全避難通路等	_
(注)	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
i l	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	- Carlot
	遮蔽	_
	換気設備	_
[	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	<b>X</b>	図へ設-18
>> 1		

- 注

## 表へ設-19 ロッドチャンネル用リフタ 仕様表 (1/2)

事業	許可との	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	【592】 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用リフタ
設置		HV No INCHE - FI 1-1	付属建物 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)
	機器名		燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用リフタ
変更	 内容		変更なし
員数	員数		1 台
	型式		昇降式
般	主要な構造		別表へ設-19
般仕様	寸法 (単位:mm)		
12K	その他の構成機器		
	その他の性能		
ì	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技術基準に基づく設計	核燃料物質	<b>賃の臨界防止</b>	【592】 [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに より安全であることが確認された範囲に制限する。(図臨台-1) [4.2-設 6] 第 3 核燃料倉庫(2) 領域に設置する。
(注)	安全機能を	と有する施設の地盤	

### 表へ設-19 ロッドチャンネル用リフタ 仕様表 (2/2)

		> 1 > 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1
技	地震による損傷の防止	_
術	津波による損傷の防止	_
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	_
に	人の不法な侵入等の防止	
技術基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
1	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計	溢水による損傷の防止	_
	安全避難通路等	_
注	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧
		力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮で
		きる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。
		[16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する (定格荷重:100kg)。
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
1	核燃料物質等による汚染の防止	_
ł	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	-
添付	<b>図</b>	図へ設-19
		and the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of t

- 注
- 凡例
- 図 図 25 日 27 日 27 日 39 条は該当しない。
  加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条 ~ 第 39 条は該当しない。
  { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
  (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
  [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-20 洗浄残渣貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)		
対応	11.7.5.	設備・機器名称	[598] 洗净残渣貯蔵設備 洗净残渣貯蔵棚		
設置場所		I HY MILL INVARIANTAL	(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)		
HA			(2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)		
			(3) 付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)		
機器	名	· · · · · · · · · · · · · · · · ·	洗净残渣貯蔵設備 洗浄残渣貯蔵棚		
DARK			(1) 洗浄残渣貯蔵棚(1)		
			(2) 洗浄残渣貯蔵棚(2)		
			(3) 洗浄残渣貯蔵棚(3)		
変更	 内容		(1) 改造		
			・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。		
			(2) 改造		
			・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。		
			(3) 改造		
			・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。		
員数			3基		
			(1) 1基		
			(2) 1基		
			(3) 1基		
_	型式		多段貯蔵式		
般	主要な構造材		別表へ設-20		
仕様	寸法 (単位:mm)		(1)		
NAV.			(2)		
			(3)		
	その他の構成機器		貯蔵容器用トレイ		
	その他の性能		_		
	取扱う核焼	然料物質の状態	UF <sub>4</sub> 粉末、SDU 粉末、UF <sub>4</sub> ケーキ、SDU ケーキ		
技	核燃料物質	質の臨界防止	{598}		
循			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。		
基 淮			(単一ユニット)		
に			濃縮度 5%以下		
基			容器の直径 25.1cm 以下		
₹			(複数ユニット)		
設	技術基準に基づく設計		濃縮度 5%以下		
			質量制限 6.43kgU 以下/容器		
注	注		中性子遮蔽板(貯蔵容器用トレイ)を設置		
			中性子遮蔽板(貯蔵容器用トレイ)を含む臨界評価上の設計仕様については、		
			図へ設一20参照		
			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより		
			安全であることが確認された範囲に制限する(臨界評価上の設計仕様については、図		
			へ設一20 参照)。 「4.2		
}			[4.2-設 6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。 [5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ		
	女王機能	を有する施設の地盤	[b. 1-設 1] 十分な文持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンタ 洗浄棟の土間コンクリートに設置する。		
			VLIT1体VI工用コングリートに改画する。		

### 表へ設-20 洗浄残渣貯蔵棚 仕様表 (2/2)

	X N	20 7007次程列展侧 上依依 (2/2)
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止  津波による損傷の防止  外部からの衝撃による損傷の防止  人の不法な侵入等の防止  閉じ込めの機能  火災等による損傷の防止  溢水による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {598} 洗浄残渣貯蔵棚 第 1 類
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(380mm)より高くする。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設 2] 洗浄残渣貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	搬送設備	
		_
	核燃料物質の虹廠施設   警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	放射脉管理施設 廃棄施設	
	焼来地設   核燃料物質等による汚染の防止	_
		_
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その他事業許可で求める仕様		[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 5,787kgU (SUS 容器×900 個 (3 基分))
添付図		図へ配-4、図へ設-20

注

凡例

図 | 図へ配-4、図へ設-20
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条〜第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 表へ設-21 洗浄残渣コンベア 仕様表 (1/2)

78r - 484	ポコルの	新司泰良 (D4)	医扭扭效体 1711011 星 (灰色 00 左 11 星 1 耳体)
1	許可との	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
7.47.0	対応 設備・機器名称		【599】 洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣コンベア
設置	場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 沈殿槽室
機器	名		洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣コンベア
変更	内容		改造 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値(質量制限)を適用する範囲を明確化する。
員数			1基
_	型式		電動搬送式
般	主要な構造材		別表へ設-21
般仕様	寸法 (単位:mm)		
13K	その他の構成機器		<b>–</b>
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UF4ケーキ、SDU ケーキ
技	核燃料物質	質の臨界防止	{249} · {254} · {259} · {262} · {263} · {599}
緕			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
準			質量制限 17.5kgU 以下(シリンダ洗浄棟洗浄室、沈殿槽室全体で質量制限)
技術基準に基づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより
づ			安全であることが確認された範囲に制限する。
く 設 計			[4.2-設 6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。
注	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ
			洗浄棟の床スラブに設置する。

### 表へ設-21 洗浄残渣コンベア 仕様表 (2/2)

	2 B	21 0017次程-0 1/1次次(2/2)
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
猴		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基   淮		<b>{599} 洗浄残渣コンベア 第1類</b>
一に		部材:
基		アンカーボルト:
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	
設	外部からの衝撃による損傷の防止	_
l l	人の不法な侵入等の防止	-
注	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
		[10.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには不燃性及び難燃性材料を使用する。
		[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(140mm)より高くする。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧
		力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮で
		きる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強度
	·	を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる
		設計とする。
添付		図へ配-4、図イ系-1、図イ系-補1、図へ設-21
140.13		

注

凡例

図 | 図へ配一4、図イ 糸一1、図イ 糸一相 1、図へ設一21
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 表へ設-22 チャッキングリフト 仕様表 (1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{600} 洗浄残渣貯蔵設備 チャッキングリフト
設置	場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 沈殿槽室
機器	名		洗浄残渣貯蔵設備 チャッキングリフト
変更	内容		改造 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			1基
	型式		電動昇降式
般	主要な構造材		別表へ設一22
般仕様	寸法 (単位:㎜)		
138	その他の構成機器		-
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UF4ケーキ、SDU ケーキ
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより 安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。
注	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ 洗浄棟の床スラブに設置する。

#### 表へ設-22 チャッキングリフト 仕様表 (2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。		
術		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。		
技術基準に基づく設計		(600) チャッキングリフト※1 第1類		
1		チャッキングリフト(上側)支持脚部材:		
基		チャッキングリフト(上側)支持脚アンカーボルト:		
Ιί		チャッキングリフト(下側)支持脚部材:		
設		チャッキングリフト(下側)支持脚アンカーボルト:		
		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。		
注	津波による損傷の防止	_		
•	外部からの衝撃による損傷の防止	_		
	人の不法な侵入等の防止	_		
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。		
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。		
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。		
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(140mm)より高くする。		
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。		
	安全避難通路等	_		
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧		
		│ 力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮で │		
		きる設計とする。		
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設		
		置する。		
	材料及び構造	_		
	搬送設備	-		
	核燃料物質の貯蔵施設	_		
	警報設備等	_		
	放射線管理施設	_		
	廃棄施設	_		
	核燃料物質等による汚染の防止	_		
	遮蔽	_		
	換気設備	_		
	非常用電源設備	_		
	通信連絡設備	_		
その	他事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度		
		を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる		
		設計とする。		
添付		図へ配-4、図へ設-22		
	カスサシの共生を進い明子で担別を言葉	テーキルがよりから		

注

凡例

図 [図/日C一生、図/設一22
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能―覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 表へ設-23 棚搬入コンベア 仕様表 (1/2)

古光	±rar k.o	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	許可との	*** *****	
	対応 設備・機器名称		【601】 洗浄残渣貯蔵設備 棚搬入コンベア
設置	場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)
機器	名		洗浄残渣貯蔵設備 棚搬入コンベア
変更	変更内容		改造 ・ 転倒防止のため、部材を追加する。
			・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			1 基
	型式		電動移動式
	主要な構造材		別表へ設-23
般仕様	寸法(単位:mm)		
138	その他の構成機器		_
	その他の性能		
	取扱う核焼	然料物質の状態	UF4ケーキ、SDU ケーキ
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止		(601) [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
(注)	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ 洗浄棟の走行レールに設置する。

#### 表へ設-23 棚搬入コンベア 仕様表 (2/2)

	X 10	20 加州(人)
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。
上土		{601}棚搬入コンベア 第1類
1 1		棚搬入コンベア支持脚部材※1:
基		ガイドキー:
12		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
1	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	_
~	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、転倒防止部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(380mm)より高くする。
1		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧
		カ及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮で
		きる設計とする。
		┃ [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設 ┃
		置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽 .	
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度
		を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる
		設計とする。
添付	図	図へ配-4、図へ設-23

注

凡例

<sup>|</sup> 凶へ配一4、凶へ設一23
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条〜第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 表へ設-24 SUS 容器用台車(5) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{602} 洗浄残渣貯蔵設備 SUS容器用台車(5)
設置	場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)
機器	名		洗净残渣貯蔵設備 SUS 容器用台車(5)
変更	内容		改造
			・ 溢水対策のため、部材を追加し、嵩上げする。
			・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			1基
	_		
_	型式		手押し式
般仕様	主要な構造材		別表へ設-24
住	寸法 (単位:mm)		
130	その他の構成機器		
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UF <sub>4</sub> 粉末、SDU 粉末、UF <sub>4</sub> ケーキ、SDU ケーキ
技	核燃料物質の臨界防止		{602}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
に			容器の直径 25.1cm以下
技術基準に基づ			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
1			より安全であることが確認された範囲に制限する(臨界評価上の設計仕様について
設計			は図臨配-4、台車の使用エリアについては図臨台-2参照)。
1			[4.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm 以上)を設ける。
注			[4.2-設6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。
	安全機能を	を有する施設の地盤	-
			·

#### 表へ設-24 SUS 容器用台車(5) 仕様表 (2/2)

•
0
度状態、圧
)を発揮で
な場所に設

注

凡例

図へ取<sup>-24</sup>
 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-25 洗浄残渣乾燥機 仕様表 (1/2)

**	計画 しの	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
1	許可との	設備・機器名称	{604} 洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣明替フードボックス
対応			{605} 洗浄残渣貯蔵設備 洗浄残渣乾燥機
設置	 場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)
			(2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)
機器	<del></del> 名		洗净残渣貯蔵設備 洗净残渣乾燥機
			(1) 洗浄残渣乾燥機
			(2) 洗浄残渣明替フードボックス
変更	内容		(1) 改造
			・ 溢水対策のため、部材を追加し、嵩上げする。
			(2) 改造
			・ 溢水対策のため、部材を追加し、嵩上げする。
員数	,		1式
			(1) 1基
			(2) 1 基
_	型式		温風乾燥式
	主要な構造材		別表へ設-25
般仕様	寸法 (単位:mm)		(1)
探			(2)
	その他の構成機器		乾燥バット
	その他の性能		最高使用温度:300℃
	取扱う核燃料物質の状態		UF <sub>4</sub> 粉末、SDU 粉末、UF <sub>4</sub> ケーキ、SDU ケーキ
#	核燃料物質の臨界防止		{604} · {605}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
4年 に			質量制限 17.5kgU 以下 (洗浄残渣乾燥機、洗浄残渣明替フードボックス全体で質
基			量制限)
づっ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより
技術基準に基づく設計			安全であることが確認された範囲に制限する(臨界評価上の設計仕様については、図
計			臨配-4、図へ設-25 参照)。
注			[4.2-設6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。
🖰	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ
			洗浄棟の土間コンクリートに設置する。
	l		

#### 表へ設-25 洗浄残渣乾燥機 仕様表 (2/2)

技	地震による損傷の防止	【6.1-設1】耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		[605] <b>洗浄残渣乾燥機</b> 第 2 類
にに		洗净残渣乾燥機部材:
基		洗浄残渣乾燥機取付ボルト:、
ブ		洗净残渣乾燥機架台部材:
設		洗浄残渣乾燥機架台取付ボルト: (新規)
計		洗浄残渣乾燥機嵩上台部材: - (高剛性のためボルト評価で代表)
注		洗浄残渣乾燥機嵩上台アンカーボルト:
生		【604】洗浄残渣明替フードボックス 第 2 類
		洗浄残渣明替フードボックス部材:
		洗浄残渣明替フードボックス取付ボルト:
		洗浄残渣明替フードボックス架台部材:
1		洗浄残渣明替フードボックス架台取付ボルト: [ (新規)
		洗浄残渣明替フードボックス嵩上台部材: - (高剛性のためボルト評価で代表)
		洗浄残渣明替フードボックス嵩上台アンカーボルト:
	津波による損傷の防止	がは「大色が有フェドホックス局エロテンカー かんド・
		_
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。
		[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。
		[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。
		[10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。
		[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (380mm)より高くする。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧
1		力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮で
		きる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する。
	材料及び構造	-
li	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	<u></u>
	廃棄施設	_
l 1	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	_
	· ·	_
	換気設備	
	非常用電源設備	
$\coprod$	通信連絡設備	
	也事業許可で求める仕様	_
添付[	☑	図へ配-4、図へ設-25

- 注 凡例
- 図 | 図へ配一4、図へ取一25
  加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条〜第 39 条は該当しない。
  { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
  (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
  [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表へ設-26 回転混合機(金属容器(粉末)混合) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	(606) 洗浄残渣貯蔵設備 回転混合機(金属容器(粉末)混合)
設置	設置場所		付属建物 シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3)
機器	機器名		洗净残渣貯蔵設備 回転混合機(金属容器(粉末)混合)
変更	変更内容		改造 ・ 溢水対策のため、部材を追加し、嵩上げする。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			1基
	型式		容器回転混合式
般	主要な構造		別表へ設-26
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
豚	その他の村		-
	その他の	生能	_
	取扱う核燃料物質の状態		UF₄粉末、SDU 粉末
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止 技術 基準に 基基 ご		【606】 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 [4.2-設1]ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する(臨界評価上の設計仕様については、図臨配-4 参照)。 [4.2-設6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。
注	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ 洗浄棟の土間コンクリートに設置する。

#### 表へ設-26 回転混合機(金属容器(粉末)混合) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 溢水による損傷の防止 安全避難通路等 安全機能を有する施設	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {606} 回転混合機 (金属容器(粉末) 混合) ※1 第2類 回転混合機 (金属容器(粉末) 混合) 支持脚取付ボルト: 四転混合機 (金属容器(粉末) 混合) 支持脚取付ボルト: ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 回転混合機 (金属容器(粉末) 混合) 嵩上台部材: — (高剛性のためボルト評価で代表) 回転混合機 (金属容器(粉末) 混合) 嵩上台アンカーボルト:  [10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (容器ホルダ)。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(380mm)より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 - [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
	++1c/ T マド+株*/牛	置する。
	材料及び構造	
	搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等 放射線管理施設	_
1	放射線官理施設 廃棄施設	_
	廃来地設   核燃料物質等による汚染の防止	_
	旅游   ではる行業の例正	_
	逸歌	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
マの	四百座府欧州 他事業許可で求める仕様	_
添付	1	図へ配-4、図へ設-26
初刻力	<u> </u>	四、旭一生、四、双一20

注

凡例

図 | 図へ配こ4、図へ成 726
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表へ設-1 粉末輸送容器貯蔵枠 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
粉末輸送容器貯蔵枠(1)	主要な構造材	枠材	
粉末輸送容器貯蔵枠(2)	ウランを取り扱う部位	_	
	その他	アンカーボルト	
		固縛用ベルト(落下防止)	
		固縛用シャックル	

事業許可との対応: {486}

<sup>\*1</sup> 金属製の容器を固縛するものであることから、火災の発生源となることはない。

別表へ設-2 シリンダ転倒装置(原料貯蔵所) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)	主要な構造材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	-	
	その他	アンカーボルト	
		オイルパン	
		進熱板	,
		固縛用ベルト(落下防止)	
		固縛用アイボルト(落下防止)	

事業許可との対応: {489}

<sup>\*1</sup> 金属製の容器を固縛するものであることから、火災の発生源となることはない。

別表へ設-3 天井走行クレーン(原料貯蔵所 5t) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
天井走行クレーン (原料貯蔵所 5t)	主要な構造材	   天井クレーン主桁	
		サドル	,
	ウランを取り扱う部位	_	
·	その他	ラッチロック式フック	
		脱落防止板	

事業許可との対応: {490}

別表へ設-4 粉末回収・ペレット取扱ボックス 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
粉末回収・ペレット取扱ボックス	主要な構造材	柱 (粉末回収・ペレット取扱ボックス架台)	
		はり (粉末回収・ペレット取扱ボックス架台) 柱 (粉末回収・ペレット取扱ボックスフード) はり (粉末回収・ペレット取扱ボックスフード)	
	ウランを取り扱う部位	フードボックス (パネル) フードボックス (底板)	
3	その他	アンカーボルト (粉末回収・ペレット取扱ボックス架台) 取付ボルト	
		(粉末回収・ペレット取扱ボックスフード)	

事業許可との対応: {535}

別表へ設-5 粉末容器ハンドリング装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
フードボックス(1)	主要な構造材	柱	
フードボックス(2)		はり	
	ウランを取り扱う部位	フードボックス (パネル)	
		フードボックス(底板)	
	その他	アンカーボルト	
コンベア(1)	主要な構造材	柱 (コンベア(1))	
コンベア(3)	•	はり (コンベア(1))	
		柱 (コンベア(3)フードボックス)	
		はり (コンベア(3)フードボックス)	
		柱 (コンベア(3)架台)	
		はり (コンベア(3)架台)	
	ウランを取り扱う部位	_	
	その他	アンカーボルト (コンベア(1))	
		アンカーボルト (コンベア(3)架台)	
		取付ボルト	
		(コンベア(3)フードボックス)	
		コンベアガイド	
		ストッパー	
		<b>秤量器</b>	
バランサー(1)	主要な構造材	柱	
バランサー(2)		はり	
	ウランを取り扱う部位	_	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応: {536}

別表へ設-6 内容器用台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
内容器用台車	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	_ :	
	その他	専用収納部(容器落下防止及びスペーサー)	

事業許可との対応: {537}

別表へ設-7 他社缶用台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
他社缶用台車	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	-	
	その他	専用収納部(容器落下防止及びスペーサー)	

事業許可との対応: {538}

別表へ設-8 SUS容器用台車(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
SUS容器用台車(2)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	_	
	その他	専用収納部(容器落下防止及びスペーサー)	

事業許可との対応: {539}

別表へ設-9 スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
スクラップ貯蔵棚(粉末用)	主要な構造材	柱	
(第3核燃料倉庫)			
		はり	
		斜材	
	ウランを取り扱う部位		:
	その他	アンカーボルト	
		ストッパー	
リフタ	主要な構造材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	-	
	その他	取付ボルト	·

事業許可との対応: {540}, {542}

別表へ設-10 粉末容器構内運搬車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
粉末容器構內運搬車	主要な構造材	運搬車荷台	
	ウランを取り扱う部位	-	·
	その他	専用収納部	
		専用収納部(上部開閉部)	

事業許可との対応: {543}

別表へ設-11 クレーン (第3核燃料倉庫) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
クレーン (第3核燃料倉庫)	主要な構造材	柱	
		はり	
		クレーン主桁	
		サドル	
	ウランを取り扱う部位	_	
	その他	アンカーボルト	
		ラッチロック式フック	

事業許可との対応: {544}

別表へ設-12 保管容器(劣化・天然ウラン用) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
保管容器(1)	主要な構造材	保管容器(1)	
保管容器(2)		保管容器(2)	
	ウランを取り扱う部位	保管容器(1)	
		保管容器(2)	
	その他	パッキン (保管容器(1))	
		パッキン (保管容器(2))	
		フォークリフト爪差込溝(保管容器(1))	

事業許可との対応: {545}

<sup>\*1</sup> 鉄鋼製の本体と蓋の間に収納されることから、火災の発生源となることはない。

別表へ設-13 ペレット貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレット貯蔵棚(1)	主要な構造材	柱	
ペレット貯蔵棚(2)		`	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	金属缶	
	その他	アンカーボルト	
		落下防止パイプ	

事業許可との対応: {576}

別表へ設-14 金属缶用台車(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
金属缶用台車(2)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	_	
	その他	専用収納部(容器落下防止及びスペーサー)	

事業許可との対応: {577}

別表へ設-15 ペレット構内運搬容器 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ペレット構内運搬容器	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	_	
	その他	パッキン	
		専用収納部 (扉)	
		専用収納部	
		フォークリフト爪差込口	

事業許可との対応: {578}

<sup>\*1</sup> SUS304製の本体と専用収納部(扉)の間に収納されることから、火災の発生源となることはない。

別表へ設-16 燃料棒構内運搬車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
燃料棒構內運搬車	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	一(被覆管)	
	その他	ストッパー (落下防止)	
		固定ワイヤ	
		ワイヤ固定ボルト	
		収納部カバー	

事業許可との対応: {589}

別表へ設-17 保存燃料棒貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
保存燃料棒貯蔵棚	主要な構造材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	一(被覆管)	
	その他	アンカーボルト	
		ロッドチャンネル	
		積載防止板	
		ストッパー (落下防止)	

事業許可との対応: {590}

別表へ設-18 ロッドチャンネル用台車(5) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ロッドチャンネル用台車(5)	主要な構造材	台車本体	
	ウランを取り扱う部位	一(被覆管)	
	その他	ストッパー (落下防止)	
		厚み制限バー	
		積載防止板	
		スペーサー	

事業許可との対応: {591}

別表へ設-19 ロッドチャンネル用リフタ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ロッドチャンネル用リフタ	主要な構造材	リフタ本体	
	ウランを取り扱う部位	一(被覆管)	
	その他	ストッパー (落下防止)	

事業許可との対応: {592}

別表へ設-20 洗浄残渣貯蔵棚 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
洗浄残渣貯蔵棚(1)	主要な構造材	柱	
洗浄残渣貯蔵棚(2)		はり	
洗浄残渣貯蔵棚(3)			
	ウランを取り扱う部位	_	
	その他	アンカーボルト	
		   貯蔵容器用トレイ	
		(中性子遮蔽板)	
		ストッパー(容器落下防止)	

事業許可との対応: {598}

別表へ設-21 洗浄残渣コンベア 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
洗浄残渣コンベア	主要な構造材	柱	
		はり	
	ウランを取り扱う部位	_	
	その他	アンカーボルト	
		フードボックス (パネル)	
		ストッパー(容器落下防止)	

事業許可との対応: {599}

別表へ設-22 チャッキングリフト 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
チャッキングリフト	主要な構造材	柱(チャッキングリフト(上側))	
		はり(チャッキングリフト(上	:
		側))	
		柱(チャッキングリフト(下側))	
		はり(チャッキングリフト(下	
		側))	
	ウランを取り扱う部位	_	
	その他	アンカーボルト(チャッキングリ	
		フト(上側))	
		アンカーボルト(チャッキングリ	
		フト(下側))	
		ストッパー(容器落下防止)	

事業許可との対応: {600}

別表へ設-23 棚搬入コンベア 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
棚搬入コンベア	主要な構造材	柱(棚搬入コンベア)	
		はり (棚搬入コンベア)	
		はり (ガイドキー)	
	ウランを取り扱う部位	_	
	その他	ストッパー(容器落下防止)	
	·	転倒防止部	
		転倒防止部アンカーボルト	

事業許可との対応: {601}

別表へ設-24 SUS 容器用台車(5) 材料一覧

	7772 77 77	4//4 [-/   14   1   2	
機器名	部位	部位名	材料
SUS 容器用台車(5)	主要な構造材	SUS 容器用台車(5)	
	ウランを取り扱う部位	_	
	その他	専用収納部(容器落下防止)	

事業許可との対応: {602}

別表へ設-25 洗浄残渣乾燥機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
洗浄残渣乾燥機	主要な構造材	柱(洗浄残渣乾燥機)	
洗浄残渣明替フード		はり(洗浄残渣乾燥機)	
ボックス		柱(洗浄残渣乾燥機架台)	
		はり(洗浄残渣乾燥機架台)	
		洗浄残渣乾燥機嵩上台	
		柱(洗浄残渣明替フードボック ス)	
		はり(洗浄残渣明替フードボックス)	
		柱(洗浄残渣明替フードボックス 架台)	
		はり(洗浄残渣明替フードボック	
		ス架台)	
		洗浄残渣明替フードボックス嵩 上台	-
	 ウランを取り扱う部位	<u> </u>	
		   洗浄残渣明替フードボックス(パ	]
		ネル)	
	その他	取付ボルト(洗浄残渣乾燥機)	
		取付ボルト(洗浄残渣乾燥機架	
		台)     アンカーボルト(洗浄残渣乾燥機	
		プンガーホルト(紀伊)交通紀深機     嵩上台)	
		四十口/   取付ボルト(洗浄残渣明替フード	
		ボックス)	
		取付ボルト(洗浄残渣明替フード	
		ボックス架台)	
		アンカーボルト(洗浄残渣明替フ	
		ードボックス嵩上台)	

事業許可との対応: {604}, {605}

別表へ設-26 回転混合機(金属容器(粉末)混合) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
回転混合機(金属容器	主要な構造材	柱(回転混合機(金属容器(粉末)	
(粉末) 混合)		混合))	
		はり(回転混合機(金属容器(粉	
		末)混合))	
		回転混合機(金属容器(粉末)混	
		合) 嵩上台	
	ウランを取り扱う部位	_	
	その他	取付ボルト(回転混合機(金属容	
		器(粉末) 混合))	
		アンカーボルト(回転混合機(金	
		属容器(粉末) 混合) 嵩上台)	
		容器ホルダ(容器落下防止)	

事業許可との対応: {606}

## 追表へ設-3(2次) 粉末一時貯蔵棚 仕様表(1/2)

			(2次) 粉末一時貯蔵棚 仕様表 (1/2)
红可	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
nT ⊷J	C 07 XJ NL	設備・機器名称	{517} 粉末貯蔵設備粉末一時貯蔵棚
設置:	場所		(1) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
			(3) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
			(4) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
			(5) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
			(6) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		粉末一時貯蔵棚
			(1) 粉末一時貯蔵棚(1)
			(2) 粉末一時貯蔵棚(2)
			(3) 粉末一時貯蔵棚(3)
			(4) 粉末一時貯蔵棚(4)
			(5) 粉末一時貯蔵棚(5)
			(6) 粉末一時貯蔵棚(6)
変更	内容		(1) 改造
			・ 耐震性向上のため積載防止板を設置する
			(2) 改造
			・ 耐震性向上のため積載防止板を設置する
			(3) 改造
			・ 耐震性向上のため積載防止板を設置する
			(4) 改造
			・耐震性向上のため積載防止板を設置する
			(5) 改造
			・耐震性向上のため積載防止板を設置する
			(6) 改造
			・耐震性向上のため積載防止板を設置する
員数			6基
			(1) 1基
			(2) 1基
			(3) 1基
			(4) 1基
			(5) 1基
	₩1b		(6) 1基
<u> </u>	型式	d- ! !	多段貯蔵式
般 仕様	主要な構造		添付表参照
様	寸法(単位	江:mm)	(1)
			(2)
			(3)
			(4)
			(5)
	27 - Al I	# N. CAL TIE	(6)
	その他の特		<del>-</del>
	その他の		
		然料物質の状態	U0₂粉末、U₃0₃粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{517}
術			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
準			(単一ユニット)
に			濃縮度 5%以下
基づ			容器の直径 25.1cm以下
技術基準に基づく設計			(複数ユニット)
設		•	質量 16. 0kgU 以下/容器
			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
注	注		[3.2-設1(2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角
-			法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する(追図臨一1(2次)、追風器 20(2次)、治風器 20(2次)、治風器 20(2次)、治風器 20(2次)、治風器 20(2次)、治風器 20(2次)、治
			図臨-30 (2 次)、追図臨-31 (2 次))。
			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
	1 /// 64	L w LD lb or nt- 1	
		よる損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を 	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
	l		工棟成型工場に設置する。

### 追表へ設-3(2次) 粉末一時貯蔵棚 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。
術		[5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
上 注		<b>│</b> {517} (粉末一時貯蔵棚) 第1類
定		部材:
基		アンカーボルト:
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
設	外部からの衝撃による損傷の防止	<b>–</b>
計	人の不法な侵入等の防止	_
注	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の
		侵入を防止する。
		[5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止バー ( )
	遮蔽	_
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11.1-設 2] 粉末一時貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内の
		ウランが全量漏えいし、粉末一時貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定し
		ても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。
		「11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	_
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
'	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 256kgU/基(SUS容器又は金属容器(粉末)×16/基)
添付	図	図へ配-1、図へ設-1、図へ設-2 【三原燃 第19-0257 号】
添付	 表	別表へ設-3 【三原燃 第19-0257 号】

注

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号。設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第1908096号、及び原規規発第2102254号で認可済み

凡例

長 別表へ設一3 【三原燃 第 19-0257 号】
加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条~第 31 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設1 を示す。

# 追表へ設-4(2次) SUS容器用台車(1) 仕様表(1/2)

金亩	許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
計刊		設備・機器名称	{520} 粉末貯蔵設備SUS容器用台車(1)
設置	場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		SUS容器用台車(1)
変更	为容		変更なし
員数			1台
—	型式		手押運搬式
般仕様	主要な構造	造材	添付表参照
任   様	寸法(単位	拉:mm)	
120	その他の特	<b>構成機器</b>	-
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂粉末、U₃O <sub>8</sub> 粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{520}
技術基準に基づ			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
<u>基</u>   淮			濃縮度 5%以下
に			容器の直径 25.1cm以下
基(			[3.2-設2(2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算
7			コードにより安全である範囲に制限する(追図臨ー42(2次))。
く設計			[3.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。
I .	1		[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
注			·
`	火災等による損傷の防止		[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤		_

### 追表へ設-4(2次) SUS容器用台車(1) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	_
緕	津波による損傷の防止	_
技術基準に基づ	外部からの衝撃による損傷の防止	-
作	人の不法な侵入等の防止	_
基	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
		【5.6.1-設3】 ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
く 設 計	材料及び構造	-
1	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 ())
注	遮蔽	-
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	_
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	
添付	図	図へ設-3 【三原燃 第19-0257 号】
添付		別表へ設-4 【三原燃 第19-0257 号】

- 注 注
- 凡例
- 上版版 (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日本) (100 日
  - [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
    - [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
    - [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第1908096号、及び原規規発第2102254号で認可済み

追表へ設-5(2次) 金属容器(粉末)用台車(3) 仕様表(1/2)

され 可	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
ויי⊺ה	こっつめい	設備・機器名称	{521} 粉末貯蔵設備金属容器 (粉末) 用台車(3)
設置	設置場所		(1) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		金属容器(粉末)用台車(3)
			(1) 金属容器 (粉末) 用台車(3)-1
			(2) 金属容器 (粉末) 用台車(3)-2
変更	内容		(1) 変更なし
			(2) 変更なし
員数			2台
			(1) 1 台
			(2) 1 台
_	型式		手押運搬式
般	主要な構造	<b>造材</b>	添付表参照
般仕様	寸法(単位	江:mm)	(1)
M.			(2)
ļ	その他の権	<b>構成機器</b>	-
	その他のヤ	生能	_
	取扱う核焼	然料物質の状態	U0₂粉末、U₃0₅粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{521}
術			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
是 淮			濃縮度 5%以下
技術基準に基づ			容器の直径 25.1cm 以下
基べ			[3.2-設2(2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算
<b>〈</b>			コードにより安全である範囲に制限する(追図臨ー42(2次))。
く 設 計			[3.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。
			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
连	注		
_		ころ損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
l	安全機能を有する施設の地盤		<u> </u>

### 追表へ設-5(2次) 金属容器(粉末)用台車(3) 仕様表(2/2)

お	地震による損傷の防止	_
術	津波による損傷の防止	_
技術基準に基づ	外部からの衝撃による損傷の防止	
に	人の不法な侵入等の防止	_
基	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
		[5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
く 設 計	材料及び構造	_
i	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 ())
往	遮蔽	-
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	図	図へ設-4 【三原燃 第19-0257 号】
添付	 表	別表へ設-5 【三原燃 第19-0257 号】

添付表別表へ設一5【三原燃 第 19-0257 号】注加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条~第 31 条は該当しない。凡例{ } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。[ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。(例)[4.1-設 1]は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号、設工を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第1908096号、及び原規規発第2102254号で認可済み

# 追表へ設-6(2次) フードボックス(4) 仕様表(1/2)

許可	 との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
aT PJ	こりがル	設備・機器名称	<b>{522} 粉末貯蔵設備フードボックス</b>
設置	場所		加工棟 成型工場 前室(2)
機器	機器名		フードボックス (4)
変更	 为容		変更なし
員数			1 基
_	型式		箱型ボックス式
般	主要な構造		添付表参照
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
1244	その他の	<b></b>	_
	その他の付	生能	-
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂粉末、U₃O₅粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{522}
技術基準に基づ		\$	[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			<b>濃縮度 5%以下</b>
上に			質量 17.5kgU 以下
基			[3.2-設1(2次)] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法によ
づし			り安全である範囲に制限する(追図臨-1(2次)、追図臨-32(2次))。
く設計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
計			
(注	注 火災等による損傷の防止 安全機能を有する施設の地盤		[4.3-設 1] フードボックスには難燃性樹脂を使用する。
🖰			[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
			[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

### 追表へ設-6(2次) フードボックス(4) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。		
		[5.2.1-設 2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。		
		{522} (フードボックス(4)) 第2類		
		部材:		
		アンカーボルト:		
	津波による損傷の防止	_		
	外部からの衝撃による損傷の防止	_		
	人の不法な侵入等の防止			
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。		
		[5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。		
	材料及び構造			
	閉じ込めの機能	「7.1-設3(2次)] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。		
	131 O Z - 5 - 150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   150   15	[7.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。		
		[7.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。		
	進蔽			
	換気	_		
	核燃料物質等による汚染の防止	_		
	安全機能を有する施設	□   □   □   □   □   □   □   □   □   □		
	女主成品で 日 する 加速以	能を発揮できる設計		
		11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設		
		置する設計		
		_		
	警報設備等	_		
	安全避難通路等	_		
	核燃料物質の貯蔵施設	_		
	<b>廃棄施設</b>	_		
	放射線管理施設	_		
	非常用電源設備	_		
	通信連絡設備	_		
その	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_		
添付図		図へ配-1、図へ設-5 【三原燃 第 19-0257 号】		
添付		別表へ設-6   【三原燃 第19-0257 号】		
がける				

- 注
- 凡例
- | 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18 条〜第31 条は該当しない。
  | 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  | 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
  | (例) [4.1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
  | [5.2.1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第1908096 号、及び原規規発第2102254 号で認可済み

## 追表へ設-7(2次) 原料粉末貯蔵棚 仕様表(1/2)

			(21人) /尔科利/小八月/南外加  工作的 (1/2)
許可	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
ᄪᄑᄳ	こへと対がい	設備・機器名称	{523} 粉末貯蔵設備原料粉末貯蔵棚
設置場所			(1) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(1)
			(2) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(1)
機器名			原料粉末貯蔵棚
			(1) 原料粉末貯蔵棚(1)
			(2) 原料粉末貯蔵棚(2)
変更内容			(1) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する
			(2) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する
員数			2基
			(1) 1基
	W11-42		(2) 1基
—— фль	型式		多段貯蔵式
般 仕 様	主要な構造	<del></del>	添付表参照
様	寸法(単位	<u>√</u> : mm)	(1) (2)
	7.00 th 0.1	# 42 446 89	
	その他の特		
	その他の情		
		然料物質の状態 質の臨界防止	002初末、0308初末   {523}
技	核燃料物質	夏 少聯 乔 奶 正	{523}   [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基			(単一ユニット)
準			機縮度 5%以下
に基			容器の直径 25.1cm以下
ゔ゙			(複数ユニット)
設			質量 16.0kgU 以下/容器
技術基準に基づく設計(注)			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
			[3.2-設1(2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角
			法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する(追図臨-1(2次)、追
			図臨-33(2次))。
			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
			·
	火災等に。	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

### 追表へ設-7(2次) 原料粉末貯蔵棚 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。         [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。         {523} (原料粉末貯蔵棚) 第 1 類         部材:         アンカーボルト:         [(1)]         追加を含む、(2)
		追加を含む)
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	
注	人の不法な侵入等の防止	
	溢水による損傷の防止 	[5.6.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の   侵入を防止する。   [5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	11.00 T 491#14	[5.6.1-設 3]  リブンの付任部位を溢水水位(80㎜)より尚くする。
	材料及び構造	
	閉じ込めの機能	[7.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止バー ())
*	遮蔽	
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	_
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設 ·	
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_ ·
	通信連絡設備	_
その他事業許可で求める仕様		[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 1,600kgU/基 (SUS容器×100/基)
		図へ配-1、図へ設-6、図へ設-7 【三原燃 第19-0257 号】
添付表		別表へ設-7 【三原燃 第19-0257 号】

凡例

加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条~第 31 条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

[4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第1908096 号、及び原規規発第2102254 号で認可済み

## 追表へ設-8(2次) 電動リフタ 仕様表(1/2)

		T ====================================	FIGURE AND AND AND AND AND AND AND AND AND AND
		許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
許可	との対応	設備・機器名称	{525} 粉末貯蔵設備粉末貯蔵室(1)用電動リフタ
			{528} 粉末貯蔵設備粉末貯蔵室(2)用電動リフタ
設置	場所		(1) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(1)
			(2) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2)
機器	名		電動リフタ
			(1) 電動リフタ(5)
			(2) 電動リフタ(6)
変更	 内容	•	(1) 変更なし
			(2) 変更なし
員数			2 台
			(1) 1台
			(2) 1 台
_	型式		電動昇降式
	主要な構造材		添付表参照
般仕様	寸法 (単位:mm)		(1)
採			(2)
	その他の構成機器		
	その他の性能		-
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂粉末、U₃O₅粉末
#	核燃料物	質の臨界防止	{525}, {528}
術			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
準			容器の直径 25.1cm以下
基			[3.2一設2(2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算
づ			コードにより安全である範囲に制限する(追図臨ー42(2次))。
設	技術基準に基づく設計		[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
計			
注	火災等に	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
ij.	安全機能	を有する施設の地盤	_

### 追表へ設-8(2次) 電動リフタ 仕様表(2/2)

	Y
地震による損傷の防止	_
津波による損傷の防止	_
外部からの衝撃による損傷の防止	_
人の不法な侵入等の防止	_
溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
材料及び構造	_
閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 ())
遮蔽	_
換気	_
核燃料物質等による汚染の防止	_
安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
	能を発揮できる設計
	[11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
	置する設計
搬送設備	[12.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。
	┃ [12.1-設2] ウランを搬送する能力を有する。(定格荷重:電動リフタ(5)200kg、電 ┃
	動リフタ(6)150kg)
警報設備等	_
安全避難通路等	_
核燃料物質の貯蔵施設	_
廃棄施設	_
放射線管理施設	_
非常用電源設備	_
通信連絡設備	_
	_
· <u>N</u>	図へ設-8、図へ設-10 【三原燃 第19-0257 号】
·表	別表へ設-8 【三原燃 第19-0257 号】
<ul><li>{ } 内に示す数字:事業変更許可申請書</li><li>[ ] 内に示す数字:設工認技術基準の多(例) [4.1-設1]は、設工認技術 [5.2.1-設1]は、設工認技術</li></ul>	準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条〜第31条は該当しない。 事の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 長番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。 作可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。
	津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 溢水による損傷の防止 材料及び構造 閉じ込めの機能 遮蔽 換気 核燃料物質等による汚染の防止 安全機能を有する施設  整報設備等 安全避難通路等 核燃料物質の貯蔵施設 廃棄施設 放射線管理施設 非常用電源設備 通信連絡設備 他事業許可で求める仕様 図 表 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準の分に示す数字: 事業変更許可申請請 [ ] 内に示す数字: 設工認技術基準の分(例) [4.1-設1]は、設工認技術 [5.2.1-設1]は、設工認技術 [5.2.1-設1]は、設工認技術

追表へ設-9(2次) スクラップ貯蔵棚(粉末用) 仕様表(1/2)

		T	
許可	との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
нгэ	C 42 7/17/0	設備・機器名称	{526} 粉末貯蔵設備スクラップ貯蔵棚(粉末用)
設置	場所		(1) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2)
			(2) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2)
			(3) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2)
			(4) 加工棟 成型工場 粉末貯蔵室(2)
機器	<del></del>		スクラップ貯蔵棚(粉末用)
17200-	П		(1) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1)
			(2) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2)
			(3)スクラップ貯蔵棚(粉末用)(3)
			(4) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(4)
変更	内容		(1) 改造
			・ 耐震補強のため据付部を改造する
			(2) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する
			(3) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する
			(4) 改造
		•	・ 耐震補強のため据付部を改造する
員数			4基
			(1) 1基
			(2) 1基
			(3) 1 基
			(4) 1基
	型式		多段貯蔵式
— வ.		A:++	
般仕様	主要な構造		添付表参照
様	寸法(単位	立:mm)	
			(2)
			(3)
			(4)
	その他の	<b>構成機器</b>	_
	その他の	生能	_
Ī		 然料物質の状態	UO₂粉末、U₃O₅粉末
		質の臨界防止	{526}
技術基準に基づく設計	1200011100	以ってはないということ	
11年			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
進			(単一ユニット)
12			濃縮度 5%以下
基			容器の直径 25.1cm以下
2			(複数ユニット)
設			質量 16.0kgU 以下/容器
計			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
注			[3.2-設1(2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角
生			法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する(追図臨一1(2次)、追
			図臨-34 (2次))。
			[4.2-設6]  加工棟領域に設置する。
			LT-2 RX 0」 //H上/保険でRX担り る。
		よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

#### 追表へ設-9(2次) スクラップ貯蔵棚(粉末用) 仕様表 (2/2)

技	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。
術		[5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
基		{526} (スクラップ貯蔵棚) 第1類
準に		部材:
基		アンカーボルト: [
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	
設	外部からの衝撃による損傷の防止	
計	人の不法な侵入等の防止	_
注	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の
		侵入を防止する。
		[5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	
	閉じ込めの機能	[7.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 ())
	遮蔽	_
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11.2−設 1]検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	
	警報設備等	_
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その		[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 2,304kgU/基(SUS容器×144/基)
添付	図	図へ配-1、図へ設-9 【三原燃 第19-0257 号】
添付	 表	別表へ設-9 【三原燃 第19-0257 号】
注		- 単に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条~第 31 条は該当しない。
凡例		すの「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
		を番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
		選準第4条第1項に対りの政計価を 設1を小り。 桁基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
		F可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表へ設-10(2次) 圧粉ペレット貯蔵棚 仕様表(1/2)

独而	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
EL 1-1	こったがい	設備・機器名称	{564} U0₂ペレット貯蔵設備圧粉ペレット貯蔵棚
設置場	揚所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		圧粉ペレット貯蔵棚
変更	内容		変更なし
員数			1 基
_	型式		2 段貯蔵式
般	主要な構造	封材	添付表参照
般仕様	寸法(単位	፲:mm)	
128	その他の権	構成機器	ボート(焼結)
	その他の性	ŧ能	_
	取扱う核燃	燃料物質の状態	UO₂圧粉ペレット、UO₂ペレット
技	核燃料物質	質の臨界防止	{564}
技術基準に基づ			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
造			収納部厚み 10.7cm 以下
基			[3.2-設1(2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角
			法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する(追図臨一1(2次)、追
く 設 計			図臨-35 (2 次) )。
計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
注			
= [	火災等によ	こる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

### 追表へ設-10(2次) 圧粉ペレット貯蔵棚 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 溢水による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。         [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。         {564} (圧粉ペレット貯蔵棚) 第1類         部材:         アンカーボルト:         -         -         [5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
		[5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (80mm) より高くする。 [5.6.1-設 7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止枠 ())
	遮蔽	_
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	-
	安全避難通路等	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計 [99-設 2] 最大貯蔵量: 494kgU/基(ボート(焼結)×69/基)
添付	図	図へ配-1、図へ設-11 【三原燃 第19-0257 号】
添付	表	別表へ設-10 【三原燃 第19-0257 号】

\*\*
加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

凡例

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-11(2次) ペレットラインコンベア(1) 仕様表(1/2)

許可	- との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
H 1 -3 -	C 07X111C	設備・機器名称	{565} UO₂ペレット貯蔵設備ペレットラインコンベア
設置	場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		ペレットラインコンベア(1)
変更	为容		変更なし
員数			1 基
L			
I _ l	型式		電動搬送式
般	主要な構造	<b>造材</b>	添付表参照
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
l lax	その他の	<b>構成機器</b>	<b>–</b>
	その他の	生能	<b>–</b>
	取扱う核焼	然料物質の状態	UO₂圧粉ペレット、UO₂ペレット
技	核燃料物質	質の臨界防止	{565}
技術基準に基づ			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
岸			収納部厚み 10.7cm 以下
基			搬送するボート(焼結)(1個)は、上流のペレット整列機及び下流の圧粉ペレット
			貯蔵棚を満杯状態のユニットとすることにより、臨界安全評価上考慮する。
く 設 計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
計			
注	火災等に。	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

## 追表へ設-11(2次) ペレットラインコンベア(1) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1]耐震重要度に分類する。
術		[5.2.1-設2]耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
基準		【565】(コンベア(1)) 第1類
造		部材:
基		アンカーボルト:
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
設	外部からの衝撃による損傷の防止	_
計	人の不法な侵入等の防止	_
注	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
=		[5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
-		[5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(コンベアフレーム ())
1	遮蔽	_
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
1	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	_
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 水平地震力 1. OG で弾性範囲となる設計
添付	図	図へ配-1、図へ設-12 【三原燃 第19-0257 号】
添付	表	別表へ設-11 【三原燃 第19-0257 号】
注		準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条~第 31 条は該当しない。

凡例

加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条〜第31条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-12(2次) ペレットラインコンベア(2) 仕様表(1/2)

許可番号(日付) 原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	
許可との対応     設備・機器名称     {566}     U02ペレット貯蔵設備ペレットラインコンベア	
設置場所 加工棟 成型工場 ペレット加工室	
機器名 ペレットラインコンベア(2)	
変更内容変更なし	
<u>員数</u> 1 基	
型式 電動搬送式	
般主要な構造材 添付表参照	
般     主要な構造材     添付表参照       仕様     寸法 (単位:mm)	
その他の構成機器	
その他の性能	
取扱う核燃料物質の状態 UO2圧粉ペレット、UO2ペレット	
技 核燃料物質の臨界防止 {565}	
│ [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。	
農縮度 5%以下	
提	
技   核燃料物質の磁外的に	位置について立体角法によ
プ   り安全である範囲に制限する(追図臨一1(2 次)、追図臨	-36 (2次))。
く	
注 火災等による損傷の防止 [4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
安全機能を有する施設の地盤 [5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に	に支持することができる加
工棟成型工場に設置する。	

### 追表へ設-12(2次) ペレットラインコンベア(2) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。
緕		[5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
技術基準に基づく設計		{565} (コンベア(2)-1) 第1類
単に		部材:
基		アンカーボルト:
ーづ		{565} (コンベア(2)-2) 第1類
製		部材:
計		アンカーボルト:
) 注	津波による損傷の防止	_
Œ	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	溢水による損傷の防止	
		[5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (80mm) より高くする。
		[5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	ナナルコフィンが推りた	[5.0.1 政 1] 印水川巡判谷で以直りる。
	材料及び構造	
	閉じ込めの機能	[7.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する。(コンベアフレーム <b>(                                   </b>
		_
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	┃ [11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機 ┃
1		能を発揮できる設計
		┃ [11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設 ┃
		置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	_
	安全避難通路等	_ ·
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
添付図		図へ配-1、図へ設-13 【三原燃 第19-0257 号】
添付表		別表へ設-12 【三原燃 第19-0257 号】

上 添付表 注

凡例

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-13(2次) ペレットラインコンベア(3) 仕様表(1/2)

=hr ==	1. 0 444	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
計刊	との対応	設備・機器名称	{567} UO₂ペレット貯蔵設備ペレットラインコンベア
設置	場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名	•	ペレットラインコンベア(3)
変更	 内容		変更なし
員数			1基
	型式		電動搬送式
般	主要な構造材		添付表参照
般仕様	寸法 (単位:mm)		
1 12	その他の構成機器		<u> </u>
	その他のト	生能	
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂ペレット
技術基準に基づく設計	核燃料物質	質の臨界防止	【567】 [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。
注	火災等に。	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加工棟成型工場に設置する。

### 追表へ設-13(2次) ペレットラインコンベア(3) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止	[5.2.1-設 1] 耐震重要度に分類する。   [5.2.1-設 2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。   {567} (コンベア(3)-1) 第 1 類   部材:
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
		[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
		[5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	[7.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する。(コンベアフレーム ())
	遮蔽	<u> </u>
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	_
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
添付図		図へ配-1、図へ設-18 【三原燃 第19-0257 号】
添付表		別表へ設-13 【三原燃 第19-0257 号】

注

凡例

加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条〜第 31 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-14(2次) 焼結ペレット貯蔵棚 仕様表(1/2)

許可	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
		設備・機器名称	{566} UO2ペレット貯蔵設備焼結ペレット貯蔵棚
設置	場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		焼結ペレット貯蔵棚
変更	内容		変更なし
員数			1基
	型式		二段貯蔵式
般	主要な構造	<b>造材</b>	添付表参照
般仕様	寸法(単位	江:mm)	
13%	その他の構	<b>構成機器</b>	ボート(焼結)
	その他の性	生能	_
	取扱う核燃	然料物質の状態	002ペレット
技	共 核燃料物質の臨界防止		{566}
技術基準に基づ			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
华			収納部厚み 10.7cm 以下
基			[3.2-設1(2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体
ブ			角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する(追図臨-1(2次)、
く 設 計			追図臨-37 (2 次))。
許			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
注			
🖰	火災等によ	にる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を	で有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。
			Towns to the second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second second sec

### 追表へ設-14(2次) 焼結ペレット貯蔵棚 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[5.2.1-設 1] 耐震重要度に分類する。
術		[5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
基準		{566} (焼結ペレット貯蔵棚)第1類
<del>作</del>		部材:
基		アンカーボルト:
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
設	外部からの衝撃による損傷の防止	_
計	人の不法な侵入等の防止	_
注	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
=		[5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (80mm)より高くする。
		[5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止枠 ( )
	遮蔽	-
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	-
	警報設備等	_
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	-
ļ	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	-
その	 他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
	•	[99-設 2] 最大貯蔵量: 515kgU/基 (ボート (焼結) ×72/基)
添付	<b>X</b>	図へ配-1、図へ設-14 【三原燃 第19-0257 号】
添付	表	別表へ設-14 【三原燃 第19-0257 号】

注

長 別表へ設一14 【三原燃 第 19-0257 号】 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条〜第 31 条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 凡例

[4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-15(2次) ボート(焼結)用台車(3) 仕様表(1/2)

許可	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
		設備・機器名称	【568】 UO₂ペレット貯蔵設備ボート (焼結) 用台車(3)
設置	場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		ボート (焼結) 用台車(3)
j .			
変更	内容		変更なし
員数			1台
_	型式		手押運搬式
般	主要な構造		添付表参照
仕様	寸法(単位	江:mm)	
128	その他の構成機器		_
	その他の性	比能	_
	取扱う核燃料物質の状態		∪02ペレット
技	共 核燃料物質の臨界防止		{568}
術			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
华			収納部厚み 10.7cm 以下
技術基準に基づ			[3.2-設2(2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算
ゔ			コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42(2次))。
<u>{</u>			[3.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。
設計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
			[
注	火災等によ		↓ 
1		と有する施設の地盤	
	> T////// 17 / 5 ///// / 12 // / / / / / / / / / / / / /		1

## 追表へ設-15(2次) ボート(焼結)用台車(3) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	_
技術基準に基づ	津波による損傷の防止	_
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	_
造	人の不法な侵入等の防止	_
基	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
		[5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
く設計	材料及び構造	_
1	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 (
注	遮蔽	-
	換気	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	-
İ	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	
	<b>廃棄施設</b>	_
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	-
添付	図	図へ設-15 【三原燃 第19-0257 号】
添付	表	別表へ設-15 【三原燃 第19-0257 号】

| 別表へ設-15 【三原燃 第 19-0257 号】

加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条~第 31 条は該当しない。

{ } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、設工認技術基準第 4 条 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[5.2.1-設 1]は、設工認技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[50.2-野 1]は、設工認技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。 注 .. 凡例

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-16(2次) ボート(焼結)用台車(4) 仕様表(1/2)

		25 K 10 (b)	70 4 1 (別間 ) 11 日 中 (3)   国   (3)   (3)   (3)
許可	との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付) {569} UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備ボート(焼結)用台車(4)
設置	場所	I HY MD INCHE-TAINS	加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器			ボート (焼結) 用台車(4)
変更			変更なし
員数			1台
_	型式		手押運搬式
般	主要な構造		添付表参照
般 仕 様	寸法(単位	立:mm)	
186	その他の権	<b>構成機器</b>	_
	その他の性	生能	_
	取扱う核燃料物質の状態		U0 <sub>2</sub> ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{569}
術			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
<u>基</u>			濃縮度 5%以下
に			収納部厚み 10.7cm 以下
技術基準に基づ			[3.2-設2(2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算
<			コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42(2次))。
設	く 設 計		[3.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上)を設ける。
1 1			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
连	水災等に	 はる損傷の防止	
		を有する施設の地盤	[元 0 版 4] 工文(を)特色力では、F 然(正行力で 区/11 ) *30
L	女土  攻化で円りる地段の地盤		

### 追表へ設-16(2次) ボート(焼結)用台車(4) 仕様表(2/2)

_			
Γ	技	地震による損傷の防止	
-	技術基準に基づ	津波による損傷の防止	
1	基準	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	に	人の不法な侵入等の防止	_
	基づ	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
		•	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	く設計	材料及び構造	_
		閉じ込めの機能	[7.1-設5]核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 ())
	注	遮蔽	_
	•	換気	-
		核燃料物質等による汚染の防止	_
		安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
ı			能を発揮できる設計
			[11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
-			置する設計
		搬送設備	_
		警報設備等	
		安全避難通路等	_
		核燃料物質の貯蔵施設	_
		廃棄施設	
		放射線管理施設	
1		非常用電源設備	_
·		通信連絡設備	_
	その	他事業許可で求める仕様	_
	添付図		図へ設-16 【三原燃 第 19-0257 号】
	添付表		別表へ設-16 【三原燃 第19-0257 号】

- | 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条〜第 31 条は該当しない。
  { } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
  (例) [4.1設1]は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。 洼 凡例
  - - - [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
      - [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-17(2次) 金属容器(ペレット)用台車(2) 仕様表(1/2)

		-24 84 -1 (- 54)	並が (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
許可	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
		設備・機器名称	【570】 UO₂ペレット貯蔵設備金属容器 (ペレット) 用台車(2)
設置	場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		金属容器 (ペレット) 用台車(2)
変更	内容		変更なし
員数			1台
	型式		手押運搬式
般	主要な構造	<b>造材</b>	添付表参照
般仕様	寸法 (単位:mm)		
1at	その他の精	<b>構成機器</b>	-
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		U0₂ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{570}
術			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
半に			質量 14.8kgU 以下/容器
技術基準に基づ			[3.2-設2(2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算
2			コードにより安全である範囲に制限する(追図臨一42(2次))。
く 設 計			[3.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。
計	•		<u>[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。</u>
注			
=	火災等に。	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を	を有する施設の地盤	_

#### 追表へ設-17 (2次) 金属容器 (ペレット) 用台車(2) 仕様表 (2/2)

技	地震による損傷の防止	_
術	津波による損傷の防止	-
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	-
提	人の不法な侵入等の防止	-
技術基準に基づ	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。
		[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
く 設 計	材料及び構造	_
1	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(専用収納部 ())
注	遮蔽	-
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11. 2−設 1]検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	_
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	
	非常用電源設備	1
	通信連絡設備	-
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	図	図へ設-17 【三原燃 第 19-0257 号】
添付		別表へ設-17 【三原燃 第19-0257 号】

- 注 凡例

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

追表へ設-18(2次) 仕上りペレットー時貯蔵棚(1) 仕様表(1/2)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
<b>幹</b> 面	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
B11		設備・機器名称	{571} UO₂ペレット貯蔵設備仕上りペレット一時貯蔵棚
設置	場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		仕上りペレット一時貯蔵棚(1)
変更	内容		改造
			・耐震補強のため据付部を改造する
員数			1基
_	型式		多段収納式
般仕様	主要な構造	<b>造材</b>	添付表参照
住	寸法(単位	立:mm)	
la.	その他の	<b>青成機器</b>	ペレットトレイ
	その他の	生能	<u>                                     </u>
	取扱う核燃料物質の状態		U0₂ペレット
技	核燃料物質	質の臨界防止	{571}
技術基準に基づ			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
にに			貯蔵棚寸法 厚み 70.0cm以下、幅 100.0cm以下、高さ 170.0cm以下
基			[3.2-設1(2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角
			法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する(追図臨-1(2次)、追
く 設 計			図臨-38 (2 次) )。
1 1			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
注			
	火災等に。	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

### 追表へ設-18(2次) 仕上りペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表(2/2)

T.,	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。
技術基準に基づ	地族による頂勝の例正	
所其		[5.2.1-設 2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
準		【571】(仕上りペレットー時貯蔵棚)第1類
に		部材:
基		アンカーボルト: (
<	津波による損傷の防止	<u> </u>
設計	外部からの衝撃による損傷の防止	_
1	人の不法な侵入等の防止	_
注	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
_	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(固定構造)
	遮蔽	
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		↓   [11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	<b>廃棄施設</b>	_
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	 他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 439kgU/基 (ペレットトレイ×54/基)
添付	図	図へ配-1、図へ設-19 【三原燃 第19-0257 号】
添付		別表へ設-18 【三原燃 第19-0257 号】

- 注 凡例
- 長 | 別表へ設一18 | 【三原燃 第 19-0257 号】
  加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条~第 31 条は該当しない。
  { } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
  - [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-19(2次) 仕上りペレット一時貯蔵棚(2) 仕様表(1/2)

づく 設計 注     角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する(追図臨-1 (2 次)、 追図臨-39 (2 次))。 [4.2-設 6] 加工棟領域に設置する。       火災等による損傷の防止 安全機能を有する施設の地盤     [4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。       [5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加			,	
設置場所   機器名称   (571)   100ペレット貯蔵設備仕上りペレット一時貯蔵棚   加工棟 成型工場 ペレット加工室   位上りペレットー時貯蔵棚(2)   改造   ・耐震補強のため据付部を改造する   1 基   2型式   多段収納式   主要な構造材   流付表参照   寸法(単位:mm)   での他の構成機器   ペレットトレイ   その他の構成機器   ペレットトレイ   その他の構成機器   ペレットトレイ   その他の性能   一 取扱う核燃料物質の弦影は   100ペレット   (571)   (3.1-設1)   核的制限値を設定する。   濃縮度 5%以下   貯蔵棚寸法 厚み 70.0cm以下、高さ 170.0cm以下   (3.2-設1)   (2 次)   貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体   角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する (追図臨一1 (2 次)、追図臨一39 (2 次) )。   (4.2-設6) 加工棟領域に設置する。   火災等による損傷の防止   (4.3-設2) 主要な構造材には不燃性材料を使用する。   安全機能を有する施設の地盤   (5.1-設1) 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加	許可	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
機器名	נייןון	_ C V ノ バリルい	設備・機器名称	{571} UO₂ペレット貯蔵設備仕上りペレット一時貯蔵棚
変更内容   改造   ・ 耐震補強のため据付部を改造する   1 基   2 要な構造材   ・ 対法 (単位:mm)   ・ 対法 (単位:mm)   ・ での他の構成機器   ・ でレットトレイ   ・ での他の性能   ・ 下 をの他の機能器   ・ でレットトレイ   ・ での他の性能   ・ 下 を を で で で で で で で で で で で で で で で で で	設置	場所		加工棟 成型工場 ペレット加工室
日数	機器	名		仕上りペレット一時貯蔵棚(2)
登立   1 基   2 型式   多段収納式   主要な構造材   添付表参照   寸法 (単位:mm)   での他の構成機器   ペレットトレイ   での他の性能   での他の性能   での他の性能   での他の性能   での他の性能   でありう核燃料物質の状態   1 数 1 数 1 数 1 数 1 数 1 数 1 数 1 数 1 数 1				
日本	変更	内容		改造
型式   多段収納式   全要な構造材   添付表参照   一				・ 耐震補強のため据付部を改造する
主要な構造材   添付表参照	員数			1基
## 主要な構造材				
その他の構成機器 ペレットトレイ	_	型式		多段収納式
その他の構成機器 ペレットトレイ	般	主要な構造	<b>造材</b>	添付表参照
その他の構成機器 ペレットトレイ	仕	寸法(単位	立:mm)	
取扱う核燃料物質の状態	148	その他の特	<b>構成機器</b>	ペレットトレイ
技術   技術   技術   表燃料物質の臨界防止   (571)   [3.1-設 1]   技的制限値を設定する。		その他の	生能	_
(表達) [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。		取扱う核焼	然料物質の状態	UO <sub>2</sub> ペレット
大災等による損傷の防止	お	核燃料物質	質の臨界防止	<b>{571}</b>
対抗により安全であることを確認した位置に財廠側を固定する (超図臨-1 (2次)、   追図臨-39 (2 次) )。   (注	術			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
大災等による損傷の防止	基準			濃縮度 5%以下
大災等による損傷の防止	に			貯蔵棚寸法 厚み 70.0cm以下、幅 100.0cm以下、高さ 170.0cm以下
大災等による損傷の防止	基			[3.2-設1(2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体
注	13			角法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する(追図臨-1(2次)、
注	設			追図臨-39 (2 次) )。
大災等による損傷の防止   [4.3-設 2] 主要な構造材には不然性材料を使用する。   安全機能を有する施設の地盤   [5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加	1			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
大災等による損傷の防止   [4.3-設 2] 主要な構造材には不然性材料を使用する。   安全機能を有する施設の地盤   [5.1-設 1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加	注			
	=	火災等に。	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
		安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
一				工棟成型工場に設置する。

### 追表へ設-19(2次) 仕上りペレットー時貯蔵棚(2) 仕様表(2/2)

技 地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。
術	[5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
基	{571}(仕上りペレット貯蔵棚)第1類
に	部材:
基	{571} (仕上りペレット―時貯蔵棚架台) 第1類
7	部材:
技術 基準に 基づく 設 津油による損傷の防止	アンカーボルト: [ [ [ ] [ ] [ ] 追加を含む)
一件次による技術の例立	<u> </u>
注 外部からの衝撃による損傷の防止	_
人の不法な侵入等の防止	-
溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	[5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
材料及び構造	-
閉じ込めの機能	[7.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー ())
遮蔽	_
換気	_
核燃料物質等による汚染の防止	_
安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
	能を発揮できる設計
	[11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
	置する設計
搬送設備	_
<b>警報設備等</b>	-
安全避難通路等	-
核燃料物質の貯蔵施設	_
廃棄施設	<u> </u>
放射線管理施設	_
非常用電源設備	
通信連絡設備	_
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
	[99-設 2] 最大貯蔵量: 439kgU/基 (ペレットトレイ×54/基)
添付図	図へ配-1、図へ設-20 【三原燃 第19-0257 号】
添付表	別表へ設-19 【三原燃 第19-0257 号】

上 添付

凡例

長 別表へ設一19 【三原燃 第 19-0257 号】
加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条~第 31 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[50.2 1-設 1]は、設工認技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-20(2次) ペレットトレイ用台車(2) 仕様表(1/2)

許可	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	10	設備・機器名称	【572】 U0 <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備ペレットトレイ用台車(2)
設置			加工棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		ペレットトレイ用台車(2)
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(本書人)
変更			変更なし
員数			1 台 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
_	型式		手押運搬式
般	主要な構造材		添付表参照
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
180	その他の構成機器		_
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		U02ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{572}
術			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
技術基準に基づ			濃縮度 5%以下
準に			収納部厚み 10.7cm 以下
基			[3.2-設2(2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算
			コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42(2次))。
100			[3.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。
く 設 計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
(注			
Œ	火災等によ	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を	と有する施設の地盤	_

### 追表へ設-20(2次) ペレットトレイ用台車(2) 仕様表(2/2)

	,	
技	地震による損傷の防止	
術	津波による損傷の防止	
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	_
に	人の不法な侵入等の防止	_
技術基準に基づ	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
ĪŽ		[5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
設計	材料及び構造	-
1	閉じ込めの機能	[7.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する。(収納部扉( )))
注	遮蔽	_
	換気	-
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	_
1	警報設備等	
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	図	図へ設-21 【三原燃 第19-0257 号】
添付	表	別表へ設-20 【三原燃 第19-0257 号】

- 注 \*\*\*
  加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条〜第31条は該当しない。
  { } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
  (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 凡例
  - - [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-21 (2 次) 仕上りペレット貯蔵棚(1)~(32) 仕様表 (1/2)

但我 取 21 亿 八	エニケーレクト別機関(1) (02) 上家教(1/2)
许可との対応 許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称	{573} UO₂ペレット貯蔵設備仕上りペレット貯蔵棚
设置場所	加工棟 成型工場 ペレット貯蔵室
幾器名	仕上りペレット貯蔵棚(1)~(32)
变更内容	改造
	・ 耐震補強のため据付部を改造する
<b>員数</b>	32 基
型式	多段収納式
投 主要な構造材	添付表参照
設 主要な構造材	
その他の構成機器	ペレットトレイ
その他の性能	_
取扱う核燃料物質の状態	002ペレット
枝 核燃料物質の臨界防止	{573}
技術を基準に基づくという。	[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基	濃縮度 5%以下
	貯蔵棚寸法 厚み 70.0cm以下、幅 100.0cm以下、高さ 170.0cm以下
基	貯蔵棚表面間距離 列方向 28.0cm以上、列間 140.0cm以上
?	貯蔵棚配列数 短手方向 2 列以下、長手方向 16 列以下
<b>议</b> 設	[3.2-設1(2次)] 貯蔵棚の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法に
計	より安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する(追図臨-1(2次)、追図臨
<u>(</u> )	-40 (2 次) )。
	[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
1	工棟成型工場に設置する。

### 追表へ設-21 (2次) 仕上りペレット貯蔵棚(1)~(32) 仕様表 (2/2)

	7-27 127 ( 27	
技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {573} (仕上りペレット貯蔵棚) 第1類 部材: [] {573} (仕上りペレット貯蔵棚架台) 第1類 部材: [] アンカーボルト: [] (
<u>(</u> 注	津波による損傷の防止	_
T)	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設7] 配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	[7.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー ())
	進蔽	_
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計 [11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
	ton 334 = 0, 444	置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	_
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
<u></u>	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計   [99-設 2] 最大貯蔵量: 439kgU/基(ペレットトレイ×54/基)
添付	図	図へ配-1、図へ設-22 【三原燃 第19-0257 号】
添付		別表へ設-21 【三原燃 第19-0257 号】
注凡例	<ul><li>{ } 内に示す数字:事業変更許可申請書</li><li>[ ] 内に示す数字:設工認技術基準の多(例) [4.1-設1]は、設工認技術 [5.2.1-設1]は、設工認技術</li></ul>	準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条〜第31条は該当しない。 作の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。 F可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。
	- 11 6 46 . 11 1	C

## 追表へ設-22 (2次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(3) 仕様表 (1/2)

許可る	との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付) {574} U0。ペレット貯蔵設備仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)
設置場		BY MIL 1990 HE FEET	加工棟 成型工場 ペレット貯蔵室
	機器名		仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)
変更	 内容		変更なし
員数			1台
_	型式		電動運搬式
般	主要な構造	造材	添付表参照
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
135	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂ペレット
技術基準に基づく設計	核燃料物質	質の臨界防止	【574】  [3.1-設 1] 核的制限値を設定する。
窪	ル巛堂に	よる場合の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
-		よる損傷の防止 を有する施設の地般	14.5 元成 4.5 主安は将足例には小窓性例件を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤		l

#### 追表へ設-22 (2次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(3) 仕様表(2/2)

按	地震による損傷の防止	_
技術	津波による損傷の防止	_
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	
準	人の不法な侵入等の防止	-
基準に基づい	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。 [5.6.1-設8] バッテリーが被水しないようバッテリーを台車本体内に収納する。
く設計	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー ())
注	遮蔽	_
~	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
		[11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
1		置する設計
1	搬送設備	
1	警報設備等	_
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	<b>廃棄施設</b>	_
	放射線管理施設	-
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	-
添付		図へ設-23 【三原燃 第19-0257 号】
添付		別表へ設-22 【三原燃 第19-0257 号】

- 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条〜第31条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 注 凡例
  - - [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-23(2次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(4) 仕様表(1/2)

1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
μT HJ .	C 02 VI NO	設備・機器名称	{575} UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)
設置均	場所		加工棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器	名		仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)
変更F	内容		改造
			・ 臨界防止のためスペーサーを設置する
員数			1台
L			
	型式		電動運搬式
般性様	主要な構造	<b>造材</b>	添付表参照
[	寸法 (単位:mm)		
	その他の構成機器		_
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		U02ペレット
技	核燃料物質	質の臨界防止	{575}
技術基準に基づ			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
に			積載数 仕上りペレット貯蔵棚1以下
基			[3.2-設2(2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算
?			コードにより安全である範囲に制限する(追図臨ー42(2次))。
く 設 計			[3.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。
			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
注			
	火災等に。	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能	を有する施設の地盤	_

追表へ設-23(2次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(4) 仕様表(2/2)

技術基準に基づ	地震による損傷の防止	_
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
一に	人の不法な侵入等の防止	_
基	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
1		[5.6.1-設8] バッテリーが被水しないようバッテリーを台車本体内に収納する。
く設計	材料及び構造	_
1	閉じ込めの機能	[7.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー ())
注	遮蔽	
	換気	
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計
		「11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
		置する設計
	搬送設備	
	警報設備等	
1	安全避難通路等	
1	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	-
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	-
その	他事業許可で求める仕様	-
添付	図	図へ設-26 【三原燃 第19-0257 号】
添付		別表へ設-23 【三原燃 第 19-0257 号】

(森付書 注 凡例

## 追表へ設-24(2次) 燃料棒貯蔵棚 仕様表(1/2)

許可	との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
Д1.3	C 02X1hp	設備・機器名称	[587] 燃料棒貯蔵設備燃料棒貯蔵棚
設置場	揚所		加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器	名		燃料棒貯蔵棚
変更	内容		変更なし
員数			1基
_	型式		バーラック式
般仕様	主要な構造	造材	添付表参照
[	寸法(単位	立:mm)	
128	その他の権	<b>構成機器</b>	ロッドチャンネル
[	その他の性	生能	_
	取扱う核燃	然料物質の状態	燃料棒
技	核燃料物質の臨界防止		{587}
技術基準に基づ			[3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
にに			収納部厚み 10.7cm 以下
基			[3.2-設1(2次)] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角
121			法により安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する(追図臨-1(2次)、追
く設計			図臨-41 (2 次))。
計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
注			
💆 [	火災等によ	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
[	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる加
			工棟成型工場に設置する。

### 追表へ設-24(2次) 燃料棒貯蔵棚 仕様表(2/2)

	1-71	
技術基準に基づ	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {587} (燃料棒貯蔵棚) 第1類 部材:
		アンカーボルト:
づ	津波による損傷の防止	_
               	外部からの衝撃による損傷の防止	_
1	人の不法な侵入等の防止	
注	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
~		[5.6.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(ストッパー ())
	遮蔽	_
	換気	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計
		[11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設   置する設計
	搬送設備	_
1	警報設備等	_
	安全避難通路等	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その他事業許可で求める仕様		[99-設 1] 水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 587kgU/基(ロッドチャンネル×10/基)
添付図		図へ配-1、図へ設-24 【三原燃 第19-0257 号】
添付表		別表へ設-24 【三原燃 第19-0257 号】

- 注
- 凡例
- 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条~第 31 条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設 1]は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
  - - [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。
    - [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

# 追表へ設-25(2次) ロッドチャンネル用台車(4) 仕様表(1/2)

		X-30 (0)	
許可	 との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
		設備・機器名称	{588} 燃料棒貯蔵設備ロッドチャンネル用台車(4)
設置	場所		加工棟 成型工場 燃料棒溶接室
機器	名		ロッドチャンネル用台車(4)
変更	内容		変更なし
員数			1台
	型式		手押し式
般	主要な構造材		添付表参照
般仕様	寸法(単位	文:mm)	
休	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質の臨界防止		<b>{588}</b>
術			┃ [3.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
単ル			収納部厚み 10.7cm 以下
技術基準に基づ			[3.2-設2(2次)] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算
づく			コードにより安全である範囲に制限する(追図臨-42(2次))。
設			[3.2-設3] 周囲にスペーサー(30.5cm以上)を設ける。
設計			[4.2-設6] 加工棟領域に設置する。
注			
🖰	火災等に。	よる損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能	を有する施設の地盤	_

### 追表へ設-25(2次) ロッドチャンネル用台車(4) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	_
術	津波による損傷の防止	_
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	_
技術基準に基づ	人の不法な侵入等の防止	_
基	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。
ΙŽ		[5.6.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(80mm)より高くする。
設計	材料及び構造	_
	閉じ込めの機能	[7.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する。(落下防止板 ())
注	遮蔽	_
_	換気	
1.	核燃料物質等による汚染の防止	_
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機
		能を発揮できる設計
	5 	[11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設
}		置する設計
	搬送設備	_
	警報設備等	_
	安全避難通路等	-
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	-
その	他事業許可で求める仕様	-
添付	図	図へ設-25 【三原燃 第19-0257 号】
添付	 表	別表へ設-25 【三原燃 第19-0257 号】

- 慢 | 別表へ設-25 【三原燃 第 19-0257 号】

  加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条〜第 31 条は該当しない。
  { } 内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
  (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。 注 凡例
  - - - [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

# 追表へ設-1(6次) シリンダ貯蔵架台 仕様表(1/2)

1		T = (= ( ) ( )	
	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	【491】 原料貯蔵設備 シリンダ貯蔵架台
設置	場所		(1) 工場棟 転換工場 原料倉庫
			(2) 工場棟 転換工場 原料倉庫
			(3) 工場棟 転換工場 原料倉庫
機器	 名		原料貯蔵設備 シリンダ貯蔵架台
			(1) シリンダ貯蔵架台(1)
			(2) シリンダ貯蔵架台(2)
			(3) シリンダ貯蔵架台(3)
変更	内容		(1) 改造
	,		・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
		í	(2) 改造
			・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
			(3) 改造
			・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
員数			1式
~~			(1) 1基
			(2) 1基
			(3) 1基
_	型式		が、こと
般	主要な構造		別表へ設-1【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位		(1)
様	112 (+1	<u></u>	(2)
			(3)
	その他の村		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UF <sub>6</sub> 固体
		照の臨界防止	{491}
技術	核燃料物質の幽外的工		[4.1-設 1] UF <sub>6</sub> シリンダで担保
基			[4.2-設1] 貯蔵架台単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法に
準			より安全であることが確認された位置に貯蔵架台を固定する。
に其			(図臨配-2、図臨転-105)
つづ			[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
< €n.			「「エ・ム HX O」 ユー物1本内が次で IX 国 )、心 。
技術基準に基づく設計	字 会 撥 绝 。	 を有する施設の地盤	「5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の
	女王機能な 	と作りる爬取の地路	
注			土間コンクリートに設置する。 
	L		

#### 追表へ設-1(6次) シリンダ貯蔵架台 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。   [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{491} シリング貯蔵架台 第1類
準		シリンダ貯蔵架台(1), (2)部材:
基		シリンダ貯蔵架台(1)、(2)アンカーボルト: (新規) (1 基
づ		分)
りい		シリンダ貯蔵架台(3)部材:
計		シリンダ貯蔵架台(3)アンカーボルト: (新規)
注	津波による損傷の防止	_
<u>n</u>	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] UF <sub>6</sub> シリンダを貯蔵架台に保持する (チェーン固縛)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(100mm)より高くする。
		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1-設 14] UF <sub>6</sub> シリンダの貯蔵時は、密封構造により容器内への水の浸入を防止
		する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.00で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 52,182kgU(UF <sub>6</sub> シリンダ×34)
1		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	図	図へ配-1、図へ設-1【三原燃 第 20-0695 号】
		<u> </u>

凡例

## 追表へ設-2(6次) シリンダ転倒装置 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{493} 原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置
設置:	場所		工場棟 転換工場 原料倉庫
機器	名		原料貯蔵設備 シリンダ転倒装置
変更	内容		→ 改造
			・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
			・火災対策のためオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数			1基
	型式		シリンダ回転式
般	主要な構造	造材	別表へ設-2【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
leav.	その他の構成機器		
	その他の性能		_
	取扱う核焼	然料物質の状態	UF <sub>6</sub> 固体
技	核燃料物質	質の臨界防止	{493}
術			[4.1-設 1] UF <sub>6</sub> シリンダで担保
技術基準に基づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
だ			あることが確認された範囲に制限する。
基			(図臨配-2、図臨転-106)
2			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
く設計			
	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の
進			土間コンクリートに設置する。

### 追表へ設-2(6次) シリンダ転倒装置 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。   [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。   {493} シリンダ転倒装置 第1類
準		シリンダ転倒装置部材:
に其	·	シリンダ転倒装置アンカーボルト:
づづ	   津波による損傷の防止	フリング転倒表直アンガーホルド・
< −		
設計	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
注	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] シリンダの落下を防止する (ベルト固縛)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
		[11.3-設 4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (100mm) より高くする。
		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
		[12.1-設 14] UF <sub>6</sub> シリンダの貯蔵時は、密封構造により容器内への水の浸入を防止
		する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	- """
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
	Im de Sight 1 gestes a limite	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と
		なる設計とする。
		「99-設 3」F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	· 🛛	図へ配-1、図へ設-2【三原燃 第 20-0695 号】
1961.3		FE 1 10 -7 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1

注

凡例

図へ配-1、図へ設-2【三原燃 第 20-0695 号】

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条〜第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表へ設-3(6次) 天井走行クレーン(転換5t) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	【494】 原料貯蔵設備 天井走行クレーン
設置	場所		工場棟 転換工場 原料倉庫
機器	機器名		原料貯蔵設備 天井走行クレーン (転換 5t)
変更	内容		変更なし
員数			1基
_	型式		普通型天井クレーン
般	主要な構造		別表へ設-3【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位	½:mm)	
13天	その他の構成機器		
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UF。固体
技	核燃料物質の臨界防止		{494}
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
単に			減速度 H/U=0.088 以下
基			UF <sub>6</sub> シリンダで担保
ブ			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
く設計			より安全であることが確認された範囲に制限する。
計			[4.2-設6]工場棟領域に設置する。
(注	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 走行レールに設置する。

### 追表へ設-3(6次) 天井走行クレーン(転換5t) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 {494} 天井走行クレーン(転換 5t) 第1類 天井クレーン主桁部材: サドル部材: サドル部材: 「
ゔ	津波による損傷の防止	
< =n.		
設計	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	_
注	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ラッチロック式フック)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 14] UF <sub>6</sub> シリンダの貯蔵時は、密封構造により容器内への水の浸入を防止 する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。 [14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物に なることを防止する構造とする。
	   材料及び構造	- COURT OFFICE OF
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。   [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:5t)。
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	<b>廃棄施設</b>	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	_
	通信連絡設備	_
<b>エ</b> か	<u>  週15 連絡取開</u> 他事業許可で求める仕様	
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても F3 竜巻に耐えるようクレーンの支持部を設計する。
添付	凶	図へ配-1、図へ設-3【三原燃 第20-0695号】

凡例

図へ配一1、図へ設一3【二原際 第 20-0695 号】

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-4(6次) 大型粉末容器貯蔵架台 仕様表(1/3)

事業許可との 許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応 設備・機器名称	{495} 粉末貯蔵設備 大型粉末容器貯蔵架台
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室
	(2) 工場棟 転換工場 転換加工室
	(3) 工場棟 転換工場 転換加工室
	(4) 工場棟 転換工場 転換加工室
	(5) 工場棟 転換工場 転換加工室
	(6) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名	粉末貯蔵設備 大型粉末容器貯蔵架台
120 F	(1) 大型粉末容器貯蔵架台(1)
	(2) 大型粉末容器貯蔵架台(2)
	(3) 大型粉末容器貯蔵架台(3)
	(4) 大型粉末容器貯蔵架台(4)
	(5) 大型粉末容器貯蔵架台(5)
	(6) 大型粉末容器貯蔵架台(6)
変更内容	(1) 改造
22174	・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
	(2) 改造
	・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
	(3) 改造
	・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
	(4) 改造
	・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
	(5) 改造
	・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
	(6) 改造
	・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
員数	1式
	(1) 1基
	(2) 1基
	(3) 1基
	(4) 1基
	(5) 1基
	(6) 1基
型式	大型容器固定式
般主要な構造材	別表へ設-4【三原燃 第 20-0695 号】
仕 寸法 (単位:mm)	(1)
1茶	(2)
	(3)
1	(4)
	(5)
	(6)
その他の構成機器	
その他の性能	_
取扱う核燃料物質の状態	

追表へ設-4(6次) 大型粉末容器貯蔵架台 仕様表(2/3)

技	核燃料物質の臨界防止	{495}
技術基準に基づ		[4.1-設1] 大型粉末容器で担保
基		[4.2-設1] 貯蔵架台単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法に
<del>単</del>		より安全であることが確認された位置に貯蔵架台を固定する。
基		(図臨配-2、図臨転-107)
		[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
く 設 計	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の
		土間コンクリートに設置する。 .
注	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
		〔495〕 大型粉末容器貯蔵架台 第1類
		大型粉末容器貯蔵架台(1)部材:
		大型粉末容器貯蔵架台(1)アンカーボルト: [(新規)
		大型粉末容器貯蔵架台(2)部材:
		大型粉末容器貯蔵架台(2)アンカーボルト: (新規)
		大型粉末容器貯蔵架台(3)部材:
		大型粉末容器貯蔵架台 (3) アンカーボルト: (新規)
		大型粉末容器貯蔵架台(4)部材:
		大型粉末容器貯蔵架台(4) アンカーボルト: [](新規)
į		大型粉末容器貯蔵架台(5)部材:
		大型粉末容器貯蔵架台(5)アンカーボルト: (新規)
		大型粉末容器貯蔵架台(6)部材:
		大型粉末容器貯蔵架台(6)アンカーボルト: (新規)

追表へ設-4(6次) 大型粉末容器貯蔵架台 仕様表(3/3)

	Late visa a series of the series of	
技	津波による損傷の防止	_
術	外部からの衝撃による損傷の防止	_
基	人の不法な侵入等の防止	_
技術基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 大型粉末容器を貯蔵架台に保持する(チェーン固縛)。
基	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
13	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
く 設計		┃ [12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 ┃
		[12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の
注		浸入を防止する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様 他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 37,026kgU (大型粉末容器×60)
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	<b>X</b>	図へ配-1、図へ設-4【三原燃 第20-0695 号】

上 凡例

| 国へ配一1、図へ配一4 【三原派 男 20-0090 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条で第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-5(6次) 大型粉末容器 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{496} 粉末貯蔵設備 大型粉末容器
設置	場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器	名		粉末貯蔵設備 大型粉末容器
		,,, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
変更	内容·		改造
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			72 基
			但し、保安規定に基づき使用数量を 60 基とする。
_	型式		可動大型容器式
般	主要な構造材		別表へ設-5【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
141	その他の構成機器		
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂粉末、U₃O8粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{496}
技術基準に基づ			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
だ			質量 1,500kgU 以下/容器
基づ			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
く設計(注)			
計	安全機能	を有する施設の地盤	_
<u></u>			
		·	

#### 追表へ設-5(6次) 大型粉末容器 仕様表(2/2)

144	地震による損傷の防止	_
技術	津波による損傷の防止	_
基	外部からの衝撃による損傷の防止	_
準	人の不法な侵入等の防止	_
基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設2] 容器蓋はパッキン ( を介した構造とする。
13	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計		[11.3-設5] 容器は金属製とする。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を移動範囲の最大溢水水位(160mm) より高くする。
注		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
_		[12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の
		浸入を防止する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
1		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
ł	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	・ 他事業許可で求める仕様	-
添付	<b>Z</b>	図へ配-1、図へ設-5【三原燃 第20-0695号】

注

凡例

## 追表へ設-6(6次) 大型粉末容器用台車 仕様表(1/2)

車業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	[497] 粉末貯蔵設備 大型粉末容器用台車
	設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器	名		粉末貯蔵設備 大型粉末容器用台車
			7/34
変更	<b>内谷</b>		改造
			・容器の転倒防止のため、部材を追加する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			1 基
_	型式		電動運搬式
般	主要な構造材		別表へ設-6【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
13%	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂粉末、U₃O₅粉末
坩	核燃料物質	質の臨界防止	{497}
			[4.1-設1] 大型粉末容器で担保
基			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
技術基準に基づ			より安全であることが確認された範囲に制限する。
基			[4.2-設3] 周囲にスペーサー (30.5cm以上) を設ける。
ーづ			(図臨台-1)
<			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
設計	<del>以</del> 計		Farmer bland of an observation bearing a re-
注	安全機能	 を有する施設の地盤	
连	久土液肥。	C D 7 SUEHX VIEW	
	l		

追表へ設-6(6次) 大型粉末容器用台車 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	_
術	津波による損傷の防止	_
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	-
に	人の不法な侵入等の防止	_
技術基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(容器転倒防止:補助輪、アウトリガ
7		一、容器落下防止:ストッパー)。
く設計	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
I .	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を移動範囲の最大溢水水位(160mm) より高くする。
注		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1-設 8] バッテリーが被水しないようバッテリーを台車本体内に収納する。
		[12.1-設 14] 粉末収納容器の運搬時は、容器の蓋により被水による容器内への水の
		浸入を防止する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤで固
		定する。
添付	<u> </u>	図へ設-6【三原燃 第 20-0695 号】

注

## 追表へ設-7(6次) 仕掛品貯蔵棚 仕様表(1/2)

車架	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	11 17 2 07	設備・機器名称	{498} 粉末貯蔵設備 仕掛品貯蔵棚
対応 対価・機器名称 設置場所		以	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室
改녵	物川		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			(2) 工場棟 転換工場 転換加工室
144.55	_		(3) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器	名		粉末貯蔵設備 仕掛品貯蔵棚
			(1) 仕掛品貯蔵棚(1)
			(2) 仕掛品貯蔵棚(2)
			(3) 仕掛品貯蔵棚(3)
変更	内容		(1) 改造
			・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
			(2) 改造
			・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
			(3) 改造
			・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
員数			3基
			(1) 1基
			(2) 1基
			(3) 1基
_	型式		多段式
般仕様	主要な構造材		別表へ設-7【三原燃 第 20-0695 号】
住	寸法(単位	立:mm)	(1)
128			(2)
			(3)
	その他の権	<b>構成機器</b>	_
	その他の性能		_
	取扱う核焼	燃料物質の状態	UO₂粉末、U₃O₅粉末、ADU 粉末、UO₄粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{498}
技術基準に基づく設計			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			(単一ユニット)
準し			濃縮度 5%以下
基			容器の直径 25.1cm 以下
づ			(複数ユニット)
穀			中性子遮蔽板を設置
計			中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-7参照
注			[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法によ
生			り安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。
			(図臨配-2、図臨転-102)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	#A###	ナナス拡張の単血	
	女生機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の   上間コンカル・トレスの置ける
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表へ設-7(6次) 仕掛品貯蔵棚 仕様表(2/2)

	+	
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		【6.1-設2】耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
<u>基</u>		{498} 仕掛品貯蔵棚 第 1 類
1 12		部材:
基		アンカーボルト: (1 基分) 計3 基
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	
設	外部からの衝撃による損傷の防止	_
i	人の不法な侵入等の防止	-
注	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止バー)。
$\sim$	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		┃ [14.1-設2]仕掛品貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウ
		■ ランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとし
		─ ても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とす
		<b>ర</b> ్ట
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	-
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 1200kgU (SUS 容器×150)
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボ
		ルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。
添付	図	図へ配-1、図へ設-7【三原燃 第 20-0695 号】

凡例

図 図へ配-1、図へ設-7【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条〜第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

### 追表へ設-8(6次) SUS容器用台車(3) 仕様表(1/2)

事業許可との対応     許可番号(日付)     原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)       対応     設備・機器名称     {500} 粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(3)       設置場所     工場棟 転換工場 転換加工室       粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(3)       変更内容     変更なし       員数     2台       型式     手押し式       主要な構造材     別表へ設-8【三原燃 第20-0695号】       寸法(単位:mm)     一       その他の構成機器     -       その他の性能     -       取扱う核燃料物質の状態     U02粉末、U308粉末			·	
設置場所     工場棟 転換工場 転換加工室       機器名     粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(3)       変更内容     変更なし       員数     2台       型式     手押し式       主要な構造材     別表へ設-8【三原燃 第 20-0695 号】       寸法(単位:mm)     一       その他の構成機器     -       その他の性能     -	事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
機器名   粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(3)   変更内容   変更なし   登式   手押し式   主要な構造材   別表へ設一8【三原燃 第 20-0695 号】   寸法(単位:mm)   での他の構成機器   での他の構成機器   での他の性能   での他の性能   での他の性能   である。	対応		設備・機器名称	{500} 粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(3)
変更内容     変更なし       員数     2台       一般主要な構造材 別表へ設-8【三原燃 第20-0695 号】 <ul> <li>対法(単位:mm)</li> <li>その他の構成機器 - その他の性能 -</li> </ul>	設置	場所		工場棟 転換工場 転換加工室
員数       2台         - 製式       手押し式         般       主要な構造材       別表へ設-8【三原燃 第 20-0695 号】         寸法(単位:mm)       「         その他の構成機器       -         その他の性能       -	機器	名		粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(3)
員数     2台       一般主要な構造材     別表へ設-8【三原燃 第 20-0695 号】       寸法(単位:mm)     「一人       その他の構成機器     一人       その他の性能     一人				
-     型式     手押し式       般     主要な構造材     別表へ設-8【三原燃 第 20-0695 号】       寸法(単位:mm)     「       その他の構成機器     -       その他の性能     -	変更	内容		変更なし
般 仕 様     主要な構造材     別表へ設-8【三原燃 第 20-0695 号】       寸法(単位:mn)     こ       その他の構成機器     -       その他の性能     -	員数			2 台
般 仕 様     主要な構造材     別表へ設-8【三原燃 第 20-0695 号】       寸法(単位:mn)     こ       その他の構成機器     -       その他の性能     -				
その他の構成機器     -       その他の性能     -		型式		手押し式
その他の構成機器     -       その他の性能     -	般	主要な構造材		別表へ設-8【三原燃 第 20-0695 号】
その他の構成機器     -       その他の性能     -	仕様	寸法(単位:㎜)		
	14	その他の構成機器		_
取扱う核燃料物質の状態 U02粉末、U308粉末		その他の性能		
		取扱う核燃料物質の状態		U0₂粉末、U₃0 <sub>8</sub> 粉末
技   核燃料物質の臨界防止   {500}	技	核燃料物質	質の臨界防止	<b>(500)</b>
技   核燃料物質の端外切正	術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
<u> </u>	基準			濃縮度 5%以下
<sup>平</sup>   容器の直径 25.1cm以下	にに			容器の直径 25.1cm 以下
基 基 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コー	基			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
つ   より安全であることが確認された範囲に制限する。	13			より安全であることが確認された範囲に制限する。
く	設			(図臨台-1)
計 [4.2-設3] 周囲にスペーサー (15.5cm以上) を設ける。	計			[4.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。
(注) [4.2-設6]工場棟領域に設置する。	(注			<u>[4.2-設6]工場棟領域に設置する。</u>
安全機能を有する施設の地盤		安全機能を	と有する施設の地盤	_

#### 追表へ設-8(6次) SUS容器用台車(3) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	
術	津波による損傷の防止	-
技術基準に基づ	外部からの衝撃による損傷の防止	-
に	人の不法な侵入等の防止	
基	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
7	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を移動範囲の最大溢水水位(160mm)より高くする。
注	安全避難通路等	_
_	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
	<u> </u>	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	-
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤで固
		定する。
添付	·図	図へ設-8【三原燃 第 20-0695 号】

- 注
- 凡例

#### 追表へ設-9(6次) SUS容器用台車(4) 仕様表(1/2)

事業許可との対応     許可番号(日付)     原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)       設備・機器名称     (501)     粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(4)       変更内容 負数     変更内容 変更なし 日数     変更なし 日かけた(単位:mm)     上妻な構造材 日本の他の構成機器 日本の他の構成機器 日本の他の性能 取扱う核燃料物質の転界防止     一       技術 高基準にに基準にに基準にに基準にに基準ににより安全機能を有する施設の地盤     1501 日4.1-設1] 核的制限値を設定する。 機箱度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台ー1) 「4.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。 (4.2-設6]工場棟領域に設置する。       資金機能を有する施設の地盤     一				
設置場所	事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
機器名   粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(4)   変更なし	対応		設備・機器名称	{501} 粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(4)
変更内容       変更なし         日数       1 台         上妻な構造材       別表へ設一9【三原燃 第 20-0695 号】         寸法(単位:mn)       一         その他の構成機器       一         その他の性能       Dub 粉末、Uo2粉末、ADU 粉末、ADU か未、ADU ケーキ、UO4ケーキ、UO4ケーキを核燃料物質の臨界防止         技術 基準には基準にはまする。       機縮度 5%以下容器の直径 25.1cm 以下         (4.2-設2]ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。(図臨台ー1)       (図臨台ー1)         (4.2-設3]周囲にスペーサー (15.5cm 以上)を設ける。       (4.2-設6]工場棟領域に設置する。	設置:	場所		工場棟 転換工場 転換加工室
日本   型式   手押し式   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東	機器	名		粉末貯蔵設備 SUS容器用台車(4)
日本   型式   手押し式   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東				
一般 住様       型式       手押し式         主要な構造材       別表へ設-9【三原燃 第 20-0695 号】         寸法(単位:mm)       一         その他の構成機器       一         その他の性能       一         取扱う核燃料物質の状態       U02粉末、U308粉末、ADU粉末、U04粉末、ADUケーキ、U04ケーキ         技術 活基準にに基本 でとことが確認された範囲に制限する。 (図臨台ー1) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。 [4.2-設 6]工場棟領域に設置する。	変更	内容	=	変更なし
最大       主要な構造材       別表へ設一9【三原燃 第 20-0695 号】         寸法(単位:mm)       一         その他の構成機器       一         取扱う核燃料物質の状態       U02粉末、U308粉末、ADU 粉末、U04粉末、ADU ケーキ、U04ケーキ         技術方と準にとまする。       機縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下         (4. 2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。         (図臨台ー1)       [4. 2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm以上)を設ける。         (注)       [4. 2-設 6]工場棟領域に設置する。	員数			1台
最大       主要な構造材       別表へ設一9【三原燃 第 20-0695 号】         寸法(単位:mm)       一         その他の構成機器       一         取扱う核燃料物質の状態       U02粉末、U308粉末、ADU 粉末、U04粉末、ADU ケーキ、U04ケーキ         技術方と準にとまする。       機縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下         (4. 2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。         (図臨台ー1)       [4. 2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm以上)を設ける。         (注)       [4. 2-設 6]工場棟領域に設置する。				
その他の構成機器       -         その他の性能       -         取扱う核燃料物質の状態       U02粉末、U308粉末、ADU粉末、U04粉末、ADUケーキ、U04ケーキ         技術基準に基準に基準に基準による。       (4.1-設1]核的制限値を設定する。         基準による。       (25.1cm以下         会器の直径 25.1cm以下       (4.2-設2]ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。         (図臨台ー1)       (4.2-設3] 周囲にスペーサー (15.5cm以上)を設ける。         (注       (4.2-設6]工場棟領域に設置する。	_	型式		手押し式
その他の構成機器       -         その他の性能       -         取扱う核燃料物質の状態       U02粉末、U308粉末、ADU粉末、U04粉末、ADUケーキ、U04ケーキ         技術基準に基準に基準に基準による。       (4.1-設1]核的制限値を設定する。         基準による。       (25.1cm以下         会器の直径 25.1cm以下       (4.2-設2]ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。         (図臨台ー1)       (4.2-設3] 周囲にスペーサー (15.5cm以上)を設ける。         (注       (4.2-設6]工場棟領域に設置する。	般	主要な構造材		別表へ設-9【三原燃 第 20-0695 号】
その他の構成機器       -         その他の性能       -         取扱う核燃料物質の状態       U02粉末、U308粉末、ADU粉末、U04粉末、ADUケーキ、U04ケーキ         技術基準に基準に基準に基準による。       (4.1-設1]核的制限値を設定する。         基準による。       (25.1cm以下         会器の直径 25.1cm以下       (4.2-設2]ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。         (図臨台ー1)       (4.2-設3] 周囲にスペーサー (15.5cm以上)を設ける。         (注       (4.2-設6]工場棟領域に設置する。	住	寸法 (単位:mm)		
取扱う核燃料物質の状態       U02粉末、U308粉末、ADU粉末、U04粉末、ADUケーキ、U04ケーキ         技       核燃料物質の臨界防止         {501}       [4.1-設1]核的制限値を設定する。         濃縮度 5%以下       容器の直径 25.1cm以下         [4.2-設2]ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。       (図臨台ー1)         計       [4.2-設3]周囲にスペーサー (15.5cm以上)を設ける。         注       (担望などの表現しまする。	18	その他の構成機器		_
技術   技燃料物質の臨界防止   {501}   [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。   機縮度 5%以下   容器の直径 25.1cm以下   2.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに より安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-1)   [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm以上)を設ける。   (4.2-設 6]工場棟領域に設置する。		その他の性能		
<ul> <li>(4.1-設 1) 核的制限値を設定する。</li> <li>機縮度 5%以下</li> <li>容器の直径 25.1cm以下</li> <li>基づく</li> <li>は、2-設 2) ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。</li> <li>(図臨台ー1)</li> <li>[4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm以上)を設ける。</li> <li>(主、2-設 6)工場棟領域に設置する。</li> </ul>		取扱う核燃料物質の状態		UO2粉末、U3O8粉末、ADU粉末、UO4粉末、ADUケーキ、UO4ケーキ
より女主であることが確認された範囲に制限する。   設	技	技 核燃料物質の臨界防止		{501}
より女主であることが確認された範囲に制限する。   設	箍			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
より女主であることが確認された範囲に制限する。   設	基			濃縮度 5%以下
より女主であることが確認された範囲に制限する。   設	だ			容器の直径 25.1cm 以下
より女主であることが確認された範囲に制限する。   設	基			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
(注) [4.2-設6]工場棟領域に設置する。				より安全であることが確認された範囲に制限する。
(注) [4.2-設6]工場棟領域に設置する。	設			(図臨台-1)
		計		[4.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。
	注			<u>[4.2-設 6]工場棟領域に設置する。</u>
		安全機能を	を有する施設の地盤	_

#### 追表へ設-9(6次) SUS容器用台車(4) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	_
技術	津波による損傷の防止	_
基準に基づ	外部からの衝撃による損傷の防止	_
に	人の不法な侵入等の防止	_
基	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
1		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (160mm) より高くする。
注	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
i	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	1次於行物具守による17米の例止	
	遮蔽	_
	遮蔽	
	遮蔽 換気設備	- - -
その	遮蔽 換気設備 非常用電源設備	- - - - - [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤで固
その	遮蔽 換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備	-
その <sup>1</sup> 添付	遮蔽 換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備 他事業許可で求める仕様	- [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤで固

注

<sup>|</sup> 国へ設一号 [三原際 第 20-0095 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
| )内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
| ]内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
| (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
| [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

### 追表へ設-10(6次) スクラップ貯蔵棚(粉末用) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応 設備・機器名称		設備・機器名称	{502} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)
設置:	場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器	名		粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)
変更内容			改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。 1 基
_	型式		多段式
般	<u> </u>		別表へ設-10【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法 (単位:mm)		
惊	その他の構成機器		_
	その他の性		_
	取扱う核焼	 	UO₂粉末、U₂O₂粉末
技術基準に基づく設計(注)		<b>賃の臨界防止</b>	(502) [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 (複数ユニット) 質量 16.0kgU以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-10 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-2、図臨転-101) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 土間コンクリートに設置する。

#### 追表へ設-10(6次) スクラップ貯蔵棚(粉末用) 仕様表(2/2)

	X-3X 11 (0)	
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
進		[502] スクラップ貯蔵棚(粉末用)第1類
に		部材:
基		アンカーボルト: (新規)
	津波による損傷の防止	
設	外部からの衝撃による損傷の防止	
計	人の不法な侵入等の防止	_
注	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
_	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の
		浸入を防止する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.1-設 2]スクラップ貯蔵棚(粉末用)からのウラン粉末容器の落下・破損により
		粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態
		を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮
		できる設計とする。
		【2~30km~~3。   [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	KLE 7 %。
İ	搬送設備	_
	MK   MK   MK   MK   MK   MK   MK   MK	
Ί.		
1 .	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 1,536kgU (SUS 容器×96)
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボ
		ルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。
添付	<u> </u>	図へ配-1、図へ設-10【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

### 追表へ設-11(6次) 運搬台車 仕様表(1/3)

	T	
事業許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	設備・機器名称	{504} 粉末貯蔵設備 運搬台車
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室
		(2) 工場棟 転換工場 転換加工室
		(3) 工場棟 転換工場 転換加工室
		(4) 工場棟 転換工場 転換加工室
		(5) 工場棟 転換工場 転換加工室
		(6) 工場棟 転換工場 転換加工室
		(7) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		粉末貯蔵設備 運搬台車
		(1) 運搬台車(1)
		(2) 運搬台車(2)
		(3) 運搬台車(3)
		(4) 運搬台車(4)
		(5) 運搬台車(5)
		(6) 運搬台車(6)
		(7) 運搬台車(7)
変更内容		(1) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・火災対策のため、既設(付属機器のポリエチレン製容器)を撤去する。
		・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(2) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。 ・火災対策のため、既設(付属機器のポリエチレン製容器)を撤去する。
		・ 代次対象のため、 気紋 (竹属機器のかりエデレン製谷器) を徹去する。 ・ 竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(3) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・火災対策のため、既設(付属機器のポリエチレン製容器)を撤去する。
		・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(4) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・火災対策のため、既設(付属機器のポリエチレン製容器)を撤去する。
		・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(5) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・火災対策のため、既設(付属機器のポリエチレン製容器)を撤去する。
		・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(6) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・火災対策のため、既設(付属機器のポリエチレン製容器)を撤去する。
		・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(7) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・火災対策のため、既設(付属機器のポリエチレン製容器)を撤去する。 ・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。 7 基
只数		(1) 1基
		(2) 1基
		(3) 1基
		(4) 1基
		(5) 1 基
		(6) 1基
		(7) 1基
		\·/ * era

追表へ設-11(6次) 運搬台車 仕様表(2/3)

		11 (0 以) 建城日平 正家教 (2/0)
_	型式	多段式
般仕様	主要な構造材	別表へ設-11【三原燃 第 20-0695 号】
[	寸法 (単位:mm)	(1)
128		(2)
		(3)
		(4)
		(5)
		(6)
		(7)
	その他の構成機器	_
	その他の性能	_
	取扱う核燃料物質の状態	U0₂粉末、U₃0 <sub>8</sub> 粉末
技	核燃料物質の臨界防止	{504}
術		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基		(単一ユニット)
上に		<b>濃縮度 5%以下</b>
技術基準に基づく設計		容器の直径 25.1cm以下
づ		(複数ユニット)
設		質量 16.0kgU 以下/容器
計		減速度 H/U=0.5(含水率 1.6%)以下
注		臨界評価上の設計仕様については、図へ設-11 参照
<u> </u>		[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法によ
		り安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。
		(図臨配-2、図臨転-104)
		[4.2-設 6]工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	
	2	土間コンクリートに設置する。

### 追表へ設-11(6次) 運搬台車 仕様表(3/3)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
上海		{504}運搬台車 第1類
E		部材:
基づ		アンカーボルト: (新規)(1 基分)計7基
1	津波による損傷の防止	_
設	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
注	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止バー)。
		[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
		[12. 1−設 5]ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1−設 14]粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の
		浸入を防止する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.1-設 2]運搬台車からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウラン
		が全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、
		他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	_
1	遮蔽	_
·	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 2,240kgU(金属容器(粉末)×70 又は SUS 容器×140)
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボ
		ルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。
添付	<b>図</b>	図へ配-1、図へ設-11【三原燃 第 20-0695 号】
	• •	1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

注

凡例

| 国へ配一1、国へ設一11 【三原窓 第 20~0695 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

#### 追表へ設-12(6次) 中間仕掛品一時貯蔵棚 仕様表(1/2)

	許可との	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{507} 粉末貯蔵設備 中間仕掛品一時貯蔵棚
設置	場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室
			(2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器	名		粉末貯蔵設備 中間仕掛品一時貯蔵棚
			(1) 中間仕掛品一時貯蔵棚(1)
			(2) 中間仕掛品一時貯蔵棚(2)
変更	内容		(1) 改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			2基
			(1) 1基
			(2) 1基
_	型式		多段式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表へ設-12【三原燃 第 20-0695 号】
任   様	寸法(単位	拉:mm)	(1)
128			(2)
	その他の権	<b>構成機器</b>	_
	その他のセ	生能	_
	取扱う核焼	燃料物質の状態	UO₂粉末、U₃O₅粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{507}
技術基準に基づく設計			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基 准			(単一ユニット)
に			濃縮度 5%以下
基			容器の直径 25.1cm 以下
?			(複数ユニット)
設			質量 16.0kgU 以下/容器
計			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
注			臨界評価上の設計仕様については、図へ設ー12 参照
			[4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法によ
			り安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。
			(図臨配-2、図臨転-103)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の
			土間コンクリートに設置する。
	L		

#### 追表へ設-12(6次) 中間仕掛品一時貯蔵棚 仕様表(2/2)

	<b>担</b> 权 収 12(	
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
循	•	[6.1-設2]  耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。
<u>基</u>   淮		【507}中間 <u>仕掛品</u> 一時貯蔵棚 第1類
だ		部材:
基		アンカーボルト: (新規) (1 基分) 計 2 基
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	<del>-</del>
設	外部からの衝撃による損傷の防止	_
1	人の不法な侵入等の防止	_
注	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止バー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がない容器構造とする。
		[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の
		浸入を防止する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
1		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		┃ [14.1-設 2]中間仕掛品一時貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容 ┃
		器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定
		したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる
		設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	_
l Ì	換気設備	_
l ì	非常用電源設備	_
l i	通信連絡設備	_
その	 他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
- '	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 384kgU (金属容器 (粉末) ×24)
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボ
		ルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。
添付	<b>図</b>	図へ配-1、図へ設-12【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

<sup>|</sup> 国へ配一1、国へ取一12 【二原窓 第 20-0695 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表へ設-13(6次) 金属容器(粉末)用台車(1) 仕様表(1/2)

		<del>,</del>	
事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{509} 粉末貯蔵設備 金属容器 (粉末) 用台車(1)
設置	<b>役置場所</b> 機器名		工場棟 転換工場 転換加工室
機器			粉末貯蔵設備 金属容器 (粉末) 用台車(1)
変更	更内容		改造   ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			1台
	型式		手押し式
般	主要な構造	<b>些材</b>	別表へ設-13【三原燃 第 20-0695 号】
般性様	寸法(単位:㎜)		
l lak	その他の構	<b>構成機器</b>	<b>–</b>
	その他の性	<b>上能</b>	_
	取扱う核燃	燃料物質の状態	U0₂粉末、U₃O₅粉末
技	核燃料物質の臨界防止		{509}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
上			濃縮度 5%以下
にし			容器の直径 25.1cm以下
技術基準に基づ			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
1 ( )			より安全であることが確認された範囲に制限する。
設計			(図臨台-1)
1 1			[4.2-設3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上)を設ける。
注			[4.2-設6]工場棟領域に設置する。
	安全機能を	と有する施設の地盤	<u> </u>

#### 追表へ設-13(6次) 金属容器(粉末)用台車(1) 仕様表(2/2)

		——————————————————————————————————————
技	地震による損傷の防止	_
技術	津波による損傷の防止	_
基準に基づ	外部からの衝撃による損傷の防止	-
に	人の不法な侵入等の防止	_
基	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
1		[12.1-設 3] ウランの存在部位を移動範囲の最大溢水水位(160mm)より高くする。
注	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
	•	圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤで固
		定する。
添付	<u> </u>	図へ設-13【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条へ第 39 条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表へ設-14(6次) 粉末一時貯蔵棚 仕様表(1/2)

-t- auc -	#=T1 ==	5k=136 ( p /-1)	医扭扭突性 1711011 日 (死亡 00 左 11 日 1 日 任)
	午可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	F1	設備・機器名称	{510} 粉末貯蔵設備 粉末一時貯蔵棚
設置均	易所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名	Z		粉末貯蔵設備粉末一時貯蔵棚
			(1) 粉末一時貯蔵棚(1)
			(2) 粉末一時貯蔵棚(2)
			(3) 粉末一時貯蔵棚(3)
			(4) 粉末一時貯蔵棚(4)
変更₽	内容		(1) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
			(3) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
			(4) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			4 基
			(1) 1基
			(2) 1基
			(3) 1基
	Trul		(4) 1基
	型式	± ( )	多段貯蔵式
般	主要な構造		別表へ設-14【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位:㎜)		(1)
			(2)
			(3)
		ets In Lett MD	(4)
ŀ	その他の		_
-	その他の性能		
		然料物質の状態	U0₂粉末、U₃0₅粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	(510)
術其			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
技術基準に			(単一ユニット)
にせ			濃縮度 5%以下
基づ			容器の直径 25.1cm 以下
<u> </u>			(複数ユニット)
づく設計			質量 16.0kgU 以下/容器
			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 ・ 関東 東京 展上の記書 仕様 アマルズは、 図 へ 設 一 14 参照
注			臨界評価上の設計仕様については、図へ設一14 参照 「4 2-22 1】 貯蔵棚単体の防用完合性も防用計算コードで確認した後、立体会注に上
			[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により完全でもストレが確認された位置に貯蔵棚を田守せる
			り安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。   (図臨配-3、図臨成-90、図臨成-91)
			(図臨配-3、図臨放-90、図臨放-91) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
Ļ			
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表へ設-14(6次) 粉末一時貯蔵棚 仕様表(2/2)

	I	
技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {510} 粉末一時貯蔵棚 第 1 類 粉末一時貯蔵棚(1),(3),(4)部材: 粉末一時貯蔵棚(1),(3),(4)アンカーボルト
7		: [
設		粉末一時貯蔵棚(2)部材:
		粉末一時貯蔵棚(2)アンカーボルト: (新規)
注	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止バー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1−設 5]ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		[12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の
		浸入を防止する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.1-設2]粉末一時貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内の ウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したと
		しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その他事業許可で求める仕様		[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 1,216kgU(金属容器(粉末)又は SUS 容器×76)
添付	<b>X</b>	図へ配-2、図へ設-14【三原燃 第 20-0695 号】
	-	

注

凡例

国へ配一2、図へ設一14 【三原窓 第20-0695 号】
 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

### 追表へ設-15(6次) 金属容器(粉末)用台車(2) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	[513] 粉末貯蔵設備 金属容器 (粉末) 用台車(2)
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		粉末貯蔵設備 金属容器 (粉末) 用台車(2)
変更	内容		改造 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			2 台
	型式		手押運搬式
般	主要な構造	· b材	別表へ設-15【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		
1284	その他の構成機器		_
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		U0₂粉末、U₃0₅粉末
技術基準に基づく設計(注	技 技 術 基 準 に 基 づ		【513】 [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。  濃縮度 5%以下  容器の直径 25.1cm以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm以上) を設ける。 (図臨台-2) [4.2-設 6] 工場棟傾域に設置する。
	安全機能を	する施設の地盤	_

#### 追表へ設-15(6次) 金属容器(粉末)用台車(2) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	_
術	津波による損傷の防止	_
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	_
岸	人の不法な侵入等の防止	_
技術基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
13	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
1		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
注	安全避難通路等	_
_	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	-
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	図	図へ設-15【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

図 図へ設一15 【二原燃 第 20-0095 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

追表へ設-16(6次) スクラップ貯蔵棚(粉末用) 仕様表(1/4)

事業許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	設備・機器名称	
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(5) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(6) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(7) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(8) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(9) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(10) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(11) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(12) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
,		(13)工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(14) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(15) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
		(16) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器名		粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚(粉末用)
		(1)スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)
		(2) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(2)
		(3)スクラップ貯蔵棚(粉末用)(3)
		(4)スクラップ貯蔵棚(粉末用)(4)
		(5) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(5)
		(6) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(6)
		(7)スクラップ貯蔵棚(粉末用)(7)
		(8) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(8)
		(9) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(9)
		(10)スクラップ貯蔵棚(粉末用)(10)
		(11)スクラップ貯蔵棚(粉末用)(11)
		(12)スクラップ貯蔵棚(粉末用)(12)
		(13)スクラップ貯蔵棚(粉末用)(13)
		(14) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(14)
		(15)スクラップ貯蔵棚(粉末用)(15)
		(16) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(16)

	追表へ設-16	(6 次) スクラップ貯蔵棚(粉末用) 仕様表(2/4)
変更内容		(1) 改造
220		・耐震補強のため据付部を改造する。
•		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(2) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(3) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(4) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
	1	・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(5) 改造
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(6) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(7) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(8) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(9) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(10) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(11) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(12) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(13) 改造
		1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(14) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
		(15) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
1		(1g) ab进

(16) 改造

追表へ設-16(6次) スクラップ貯蔵棚(粉末用) 仕様表(3/4)

員数		16基
		(1) 1基
		(2) 1基
		(3) 1基
		(4) 1基
		(5) 1基
		(6) 1基
		(7) 1基
		(8) 1基
		(9) 1基
		(10) 1基
		(11) 1基
		(12) 1基
		(13) 1基
		(14) 1 基
		(15) 1 基
<u></u>		(16) 1 基
_	型式	多段式
般仕様	主要な構造材	別表へ設-16【三原燃 第 20-0695 号】
性	寸法 (単位:mm)	(1)
1-30		(2)
		(3)
		(4)
		(5)
		(6)
		(7)
		(8)
		(9)
		(10)
		(11)
		(12)
		(13)
		(14)
		(15)
l		(16)
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO₂粉末、U₃O₅粉末
++-	核燃料物質の臨界防止	{514}
技術基準に		【4.1-設 1】核的制限値を設定する。
基		(単一ユニット)
準		濃縮度 5%以下
		容器の直径 25.1cm以下
基づく設計	•	(複数ユニット)
設		質量 16.0kgU 以下/容器
計		減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
(注		臨界評価上の設計仕様については、図へ設-16参照
生		[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法によ
	•	り安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。
		(図臨配-3、図臨成-92、図臨成-93、図臨成-94、図臨成-95、図臨成-96、図
		臨成一97)
		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	<b>ウム株針ナナナフサ</b> =50 の UL 600	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
		土間コンクリートに設置する。

#### 追表へ設-16(6次) スクラップ貯蔵棚(粉末用) 仕様表(4/4)

	1000	
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) 第1類 スクラップ貯蔵棚(粉末用) (1)~(4), (7)~(16)部材:
l	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止バー)。
-	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	(位外による)損 扇の内止	[12.1-設 5] グランの存在部位を温水水位(60回)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。 [12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の 浸入を防止する。
L	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.1-設 2]スクラップ貯蔵棚(粉末用)からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
L	材料及び構造	_
L	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
L	警報設備等	
L	放射線管理施設	<u> </u>
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	<b>–</b>
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その他	也事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 2] 最大貯蔵量: 5,120kgU (金属容器(粉末)又は SUS 容器×320)
添付図	3	図へ配-2、図へ設-16【三原燃 第 20-0695 号】
141/11/12	4	I had the sty had been to I million NA go occord.

注

凡例

図へ配一2、図へ設一16【二原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表へ設-17(6次) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(作業室(2)) 仕様表(1/2)

重業計	す可との	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
争未可 対応	F +J C V)	設備・機器名称	「
設置場		THY NH INCHEST AT	(1) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2)
队臣 //	9121		(2) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2)
			(3) 付属建物 除染室・分析室 作業室(2)
			(4) 付属建物 除染室·分析室 作業室(2)
機器名	<u> </u>		粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (作業室(2))
ון יינון אַלון	•		(1) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)
			(2) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2)
			(3) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (3)
			(4) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (4)
変更内			(1) 改造
52,72,7			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
			(3) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
			(4) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			・竜巻による容器の落下防止のため落下防止バーを設置する。
			・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。
員数			4基
**			(1) 1基
			(2) 1基
			(3) 1基
			(4) 1基
	型式		多段式
_ ⊢	<u>主ス</u> 主要な構造	<u> </u>	別表へ設-17【三原燃 第 20-0695 号】
	寸法(単位	<del>-:-</del>	(1) (1)
様	11位(中)	Z. IIIII)	
			(4)
F	そのMのt	# 武	(4)
	その他の構成機器 その他の性能		
- ⊢	取扱う核燃料物質の状態		U0 <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
			002 初末、 0308 初末   {529}
技	1948/2017	マッカラント アンドランド	{529}   [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
技術基準に基づく設			[4.1-改1] 核的制限値を放足する。 (単一ユニット)
準			機縮度 5%以下
に 主			
ゔ゙			(複数ユニット)
<			質量 16. 0kgU 以下/容器
設 計			減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下
			機定及 170-0.3 (3小学 1.0%) 以下   臨界評価上の設計仕様については、図へ設一17 参照
注			
= 1			[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により完全の表えてしば確認された位置に貯蔵棚も田安士ス
			り安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。
			(同時書) 0 同時書 100)
			(図路配-2、図路転-108)
			[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を	と有する施設の地盤	

#### 追表へ設-17 (6 次) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (作業室(2)) 仕様表 (2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
を 進		[529] スクラップ貯蔵棚(粉末用) 第1類
12		スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1), (3)部材:
基		スクラップ <u>貯蔵棚(粉末用)(1),(</u> 3)アンカーボルト
1		: [ (新規) 含む) (1 基分)
設		スクラップ貯蔵棚(粉末用)(2), (4)部材:
		スクラップ貯蔵棚(粉末用)(2), (4)アンカーボルト
注		: [] (新規) 含む) (1 基分)
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	「12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	1,200	[12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
		「12.1-設 14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の
		浸入を防止する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
	女主域配を行うる地域	正力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		「
		押でさる畝前とりる。   [14.1-設 2]スクラップ貯蔵棚(粉末用)からのウラン粉末容器の落下・破損により
		粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態
		を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮
		できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	_
	換気設備	-
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
"	DESTRUCTION OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06で弾性範囲と
		なる設計とする。
		「99-設 2] 最大貯蔵量: 1,728kgU (SUS 容器×108)
		[99-版 2] 取入別蔵量 : 1,720kg0 (303 谷益へ106)   [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボ
35.74	[N]	ルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。
添付	<u> </u>	図へ配-1、図へ設-17【三原燃 第 20-0695 号】

注

<sup>—</sup> 凡例

図へ配-1、図へ設-17【二原際 第20-0695 方】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条〜第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-18(6次) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫) 仕様表(1/2)

	<del> </del>	Υ	
	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{532} 粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (粉末用)
設置	場所		(1) 付属建物 第2核燃料倉庫
			(2) 付属建物 第 2 核燃料倉庫
機器	名		粉末貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)
			(1)スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)
			(2) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2)
変更	内容		(1) 改造
			・貯蔵量増加のため積載防止板を一部撤去し、核的制限値を変更する。
			(2) 改造
			・貯蔵量増加のため積載防止板を一部撤去し、核的制限値を変更する。
員数			58 基
			(1) 50 基
	,		(2) 8基
_	型式		多段式
般	主要な構造	— <del>;                                    </del>	別表へ設-18【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法 (単位:mm)		(1)
1-34			(2)
	その他の構成機器		
	その他の性能		_
	取扱う核類	燃料物質の状態	UO₂粉末、U₃O₃粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{532}
技術基準に基づく設計			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
<b>基</b>			(単一ユニット)
定			濃縮度 5%以下
基べ			容器の直径 25.1cm以下
٠, د			(複数ユニット)
設			質量 8.0kgU 以下/容器(下から 2 段目、5 段目)
			質量 16.0kgU 以下/容器 減速度 H/U=0.5 (含水率 1.6%) 以下 (下から 1 段目)
注			中性子遮蔽板を設置
)			中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-18参照
			[4.2-設1] 臨界計算コードで臨界安全性を確認した位置に、貯蔵棚を固定する。
			[4.2-設 6] 第2核燃料倉庫領域に設置する。
			工場棟領域の上端高さ 490cm 以上のユニットと干渉しない位置に設置する (図へ設
			-18),
	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 第2核
			燃料倉庫の土間コンクリートに設置する。

追表へ設-18(6次) スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫) 仕様表 (2/2)

	<b>担犯 版 10 (0 )() パノノ</b>	(2) 对两侧(切水川)(对10xx平石户) 上水头(0/0)
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止  津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 溢水による損傷の防止 盗水による損傷の防止 安全避難通路等 安全機能を有する施設	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。         [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。         {532} スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)部材:         スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)アンカーボルト:         スクラップ貯蔵棚(粉末用)(2)部材:         スクラップ貯蔵棚(粉末用)(2)アンカーボルト:         スクラップ貯蔵棚(粉末用)(2)アンカーボルト:         -         -         [10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。         [11.3-設 2]主要な構造材には不燃性材料を使用する。         -         -         [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.1-設2]スクラップ貯蔵棚(粉末用)からのウラン粉末容器の落下・破損により 粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態 を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮 できる設計とする。 [14.2-設1]検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	++++1 T7 ~ 10+4+ 1/4-	収担りる。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 41,472kgU (SUS 容器×3,888)
添付	<u> </u>	図へ配-4、図へ設-18【三原燃 第 20-0695 号】
144.1.1	<u></u>	New Him wi Fed HV to I amplitude Na no cono it I

注

凡例

図へ配一4、図へ設一18 [二原際 第 20-0695 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表へ設-19(6次) 電動リフタ 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	【534】 粉末貯蔵設備 第 2 核燃料倉庫用電動リフタ
設置	場所		付属建物 第2核燃料倉庫
機器	名		粉末貯蔵設備 電動リフタ
変更	 内容		変更なし
員数			1台
_	型式		電動昇降式
般	主要な構造	<b>b</b> 材	別表へ設-19【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		
1284	その他の構成機器		-
	その他の性能		_
	取扱う核燃	然料物質の状態	U0₂粉末、U₃0₅粉末
技	核燃料物質	質の臨界防止	{534}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
技術基準に基づ			容器の直径 25.1cm 以下
基			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
			より安全であることが確認された範囲に制限する。
く 設 計			(図臨台-1)
			[4.2-設6] 第2核燃料倉庫領域に設置する。
進	安全機能を	·有する施設の地盤	-

#### 追表へ設-19(6次) 電動リフタ 仕様表(2/2)

	<del></del>	
技	地震による損傷の防止	
技術基準に基づ	津波による損傷の防止	<b>-</b>
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	
に	人の不法な侵入等の防止	<u> </u>
基	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止枠)。
1	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計	溢水による損傷の防止	
1	安全避難通路等	_
注	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。
		「14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。
		[16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する (定格荷重: 250kg)。
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	· · ·
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	図	図へ設-19【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

図 | 図へ設 - 19 【二原然 第 20-0095 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表へ設-20(6次) 圧粉ペレット-時貯蔵棚(1) 仕様表 (1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	【546】 UO₂ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		UO2ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)
変更	内容		変更なし
員数			1 基
	型式		可動貯蔵式
般	主要な構造		別表へ設-20【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		
128	その他の構成機器		ボート(焼結)
	その他の性能		-
	取扱う核焼	然料物質の状態	UO₂圧粉ペレット、UO₂ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{546}
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
造		*	収納部厚み 10.7cm 以下
基			[4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法によ
			り安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。
お設計			(図臨配-3、図臨成-98)
計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
=			土間コンクリートに設置する。
			I

#### 追表へ設-20(6次) 圧粉ペレットー時貯蔵棚(1) 仕様表(2/2)

	22 BX 20 (0)	
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止  津波による損傷の防止  外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {546} 圧粉ペレットー時貯蔵棚 第1類
	次次等による損傷の防止   溢水による損傷の防止	[11: 5-設 2] 主要な構造的には小然性的科を使用する。   [12: 1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	何かによる頂肠が初期	[12.1-版 1] 水の侵入を地圧した形外り伝を畝足りる。   「12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
		[12.1-設 3] リプンの存在部位を溢ぶ水位(60mm)より高くする。   [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	[12.1
	安全機能を有する施設	   [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1]検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
Ì	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	他事業許可で求める仕様	[99-設1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設2] 最大貯蔵量: 1,332kgU (ボート (焼結) ×90)
添付	図	図へ配-2、図へ設-20【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

図へ配-2、図へ設-20【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条〜第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表へ設-21(6次) 圧粉ペレットー時貯蔵棚(2) 仕様表(1/2)

車業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	–	設備・機器名称	{546} UO2ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚
設置	 場所	De Din De Marie III 1	工場棟 成型工場 ペレット加工室
	機器名		UO₂ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)
変更	内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			1基
	型式		可動貯蔵式
般	主要な構造材		別表へ設-21【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
138	その他の構成機器		ボート(焼結)
	その他の性能		
	取扱う核焼	燃料物質の状態	UO₂圧粉ペレット、UO₂ペレット
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止		<ul> <li>{546}</li> <li>[4.1-設1] 核的制限値を設定する。</li> <li>濃縮度 5%以下</li> <li>収納部厚み 10.7cm以下</li> <li>[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。</li> <li>(図臨配-3、図臨成-99)</li> <li>[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。</li> </ul>
(注)	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の 土間コンクリートに設置する。

#### 追表へ設-21(6次) 圧粉ペレットー時貯蔵棚(2) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基   淮		{546} 圧粉ペレット―時貯蔵棚 第1類
に	i i	圧粉ペレット―時貯蔵棚 (2) 部材:
基	,	圧粉ペレット――時貯蔵棚 (2) アンカーボルト
1		: [] ( 新規) 含む)
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
1	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
Ì	遮蔽	
İ	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
L		[99-設 2] 最大貯蔵量: 444kgU (ボート (焼結) ×30)
添付	図	図へ配-2、図へ設-21【三原燃 第 20-0695 号】
	カー状態の状態は進い関わり相側は一声	长上古北位从州长凯 第00名,第10名中苏兴上大小

注

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

凡例

図へ配一2、図へ設一21【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

# 追表へ設-22(6次) 圧粉ペレット-時貯蔵棚(3) 仕様表(1/2)

事業	許可との 許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	設備・機器名称	{546} UO2ペレット貯蔵設備 圧粉ペレットー時貯蔵棚
設置	場所	工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名	UO2ペレット貯蔵設備 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)
変更	内容	変更なし
員数		1基
_	型式	可動貯蔵式
般	主要な構造材	別表へ設-22【三原燃 第 20-0695 号】
般 仕 様	寸法 (単位:mm)	
138	その他の構成機器	ボート (焼結)
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO₂圧粉ペレット、UO₂ペレット
技	核燃料物質の臨界防止	{546}
技術基準に基づ	*	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基準		<b>濃縮度 5%以下</b>
造		収納部厚み 10.7cm 以下
基		[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法によ
		り安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。
く設計		(図臨配一3、図臨成一100)
計		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
~		土間コンクリートに設置する。
	l	_L

### 追表へ設-22(6次) 圧粉ペレットー時貯蔵棚(3) 仕様表(2/2)

	,,	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		{546} 圧粉ペレット一時貯蔵棚 第1類
単に		圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)部材:
基		圧粉ペレットー時貯蔵棚(3)アンカーボルト:
づく	津波による損傷の防止	_
技術基準に基づく設計	外部からの衝撃による損傷の防止	-
1	人の不法な侵入等の防止	-
注	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止枠)。
=	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	-
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
	•	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設2] 最大貯蔵量: 511kgU (ボート (焼結) ×69)
添付	· 🖾	図へ配-2   図へ設-22   三原株 第 20-0695 号

凡例

## 追表へ設-23(6次) ペレットラインコンベア(1) 仕様表(1/2)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
事業	許可との 許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	設備・機器名称	{547} UO2ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置:	場所	工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名	UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(1)
変更	内容	改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1基
	型式	電動搬送式
般	主要な構造材	別表へ設-23【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)	
138	その他の構成機器	
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO₂圧粉ペレット、UO₂ペレット
技	核燃料物質の臨界防止	{547}
術		[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基		<b>濃縮度 5%以下</b>
平		収納部厚み 10.7cm 以下
技術基準に基づ		[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
づく         		あることが確認された範囲に制限する。
		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
計 (注)	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の 土間コンクリートに設置する。
	I	

#### 追表へ設-23 (6次) ペレットラインコンベア(1) 仕様表 (2/2)

	I	
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準に基づく設計		{547} ペレットラインコンベア 第1類
に		ペレットラインコンベア(1)部材:
基		ペレットラインコンベア(1)アンカーボルト: (新規)
1 2	津波による損傷の防止	
設	外部からの衝撃による損傷の防止	
計	人の不法な侵入等の防止	_
注	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
1		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
İ		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
1	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	<b>廃棄施設</b>	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
70	<u>  塩日壁相取開</u> 他事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(IG 程度)に対して十分な強
~ 0)	世事未正当 くみのの任体	[99-版 1] 3クノスに属する施設に求められる地展力(10 程度)に対して干労な強     度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		及を有するよう、第1類の故補・機器に対しては水土地展力が1.00で弾性地面と   なる設計とする。
35 /-1	SVI	T. C. P. P. C. C. C. C. C. C. C. C. C. C. C. C. C.
添付	<u>N</u>	図へ配-2、図へ設-23【三原燃 第 20-0695 号】

図へ配-2、図へ設-23【三原燃 第 20-0695 号] 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条〜第 39 条は該当しない。

凡例

<sup>(1)</sup> 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

<sup>[4.1-</sup>設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-24(6次) ペレットラインコンベア(2) 仕様表(1/2)

	<b>是</b>	
事業	許可との 許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	設備・機器名称	{547} UO₂ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置	場所	工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名	U02ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(2)
変更	内容	改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数		1 基
	型式	電動搬送式
般	主要な構造材	別表へ設-24【三原燃 第 20-0695 号】
般性様	寸法 (単位:mm)	
138	その他の構成機器	
	その他の性能	
	取扱う核燃料物質の状態	UO2圧粉ペレット、UO2ペレット
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止	[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で あることが確認された範囲に制限する。 (図臨配-3、図臨成-101) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の 土間コンクリートに設置する。

#### 追表へ設-24(6次) ペレットラインコンベア(2) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
循		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{547} ペレットラインコンベア 第1 <u>類</u>
1 1 1		ペレットラインコンベア(2)部材:
基		ペレットラインコンベア(2)アンカーボルト: (新規)
131	津波による損傷の防止	
技術基準に基づく設計	外部からの衝撃による損傷の防止	
1 ' 1	人の不法な侵入等の防止	_
注	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
	l	揮できる設計とする。
	.	[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
	1	設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
70	他事業許可で求める仕様	
[	四千木町 3 て小ののは水	[95 版 1]39 ノスに属する施設に不められる起展力(16 程度)に対して「力な強     度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06 で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	꾀	図へ配-2、図へ設-24【三原燃 第 20-0695 号】
T \$12.17	カフケシの共体は進に狙よる担別答案を	図~配一2、図~取一24【二原際 第 20 <sup>1</sup> 0099 万】

図へ配-2、図へ設-24【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の後番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-25 (6 次) 乗移台 2 仕様表 (1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{548} UO₂ペレット貯蔵設備 乗移台 2
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 乗移台 2
変更	内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			1 基
_	型式		モーターローラー式
般	主要な構造		別表へ設-25【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
128	その他の構成機器		<b>—</b>
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		UO₂圧粉ペレット、UO₂ペレット
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止		【548】 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。
(注	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の 土間コンクリートに設置する。

#### 追表へ設-25(6次) 乗移台2 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
街		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
<u>恭</u>		<b>【548】 乗移台 2 第 1 類</b>
に		乗移台2部材:
基		乗移台2アンカーボルト: [ (新規)
グ	津波による損傷の防止	_
技術基準に基づく設	外部からの衝撃による損傷の防止	
計	人の不法な侵入等の防止	
注	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止枠、ストッパー)。
=	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	- Carrier Management of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control of the Control
	安全機能を有する施設	
	女主成形を行うる地紋	圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		「
		1
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
	Listel T coult No.	設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	
	放射線管理施設	
1	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
添付	図	図へ配-2、図へ設-25【三原燃 第 20-0695 号】

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条〜第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

# 追表へ設-26 (6 次) ボート運搬台車 仕様表 (1/2)

		,	
事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{549} UO2ペレット貯蔵設備 ボート運搬台車
設置	場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	<del></del> 名		UO2ペレット貯蔵設備 ボート運搬台車
			(1) ボート運搬台車(1)
			(2) ボート運搬台車(2)
変更	 内容		(1) 変更なし
			(2) 変更なし
員数			2台
			(1) 1台
			(2) 1台
	型式		電動運搬式
般	主要な構造	<u></u> 告材	別表へ設-26【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位:mm)		(1)
7家			(2)
	その他の	<b>構成機器</b>	-
	その他の	生能	_
	取扱う核焼	然料物質の状態	UO₂圧粉ペレット、UO₂ペレット
#	核燃料物質	質の臨界防止	{549}
技術基準に基づ			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基			<b>濃縮度 5%以下</b>
呼に			収納部厚み 10.7cm 以下
基			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
グ			より安全であることが確認された範囲に制限する。
く 設 計			[4.2-設 3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。また、レール上を走行さ
計			せることで、単一ユニット間の間隔を維持する。
注			(図臨台-2)
<u> </u>			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。_
	安全機能	を有する施設の地盤	_
	,	<u> </u>	I

#### 追表へ設-26(6次) ボート運搬台車 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止		
術	津波による損傷の防止	_	
技術基準に基づ	外部からの衝撃による損傷の防止	_	
一に	人の不法な侵入等の防止	_	
基	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。	
13	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。	
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。	
注		[12.1-設8] バッテリーが被水しないようバッテリーを台車本体内に収納する。	
	安全避難通路等	_	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、	
	·	圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発	
		揮できる設計とする。	
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に	
		設置する。	
	材料及び構造	_	
	搬送設備	_	
	核燃料物質の貯蔵施設	_	
	警報設備等		
	放射線管理施設	-	
	廃棄施設		
	核燃料物質等による汚染の防止		
	遮蔽	_	
	換気設備	-	
	非常用電源設備	_	
	通信連絡設備	-	
その	 他事業許可で求める仕様		
添付		図へ設-26【三原燃 第 20-0695 号】	

凡例

<sup>|</sup> 国へ設一26 【三原窓 男 20-0095 号 | 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条へ第 39 条は該当しない。
| トロステ教字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
| 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
| (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
| [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表へ設-27(6次) 焼結ペレットー時貯蔵棚(1) 仕様表(1/2)

	.,	号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	設備・	機器名称	{550} UO₂ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚
設置:	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	機器名		U02ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚(1)
変更	内容		変更なし
員数			1基
	型式	·	可動貯蔵式
般			別表へ設-27【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		
TAK	その他の構成機器		ボート(焼結)
	その他の性能		-
	取扱う核燃料物質の状態		002ペレット
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法によ り安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図陶配一3、図臨成一103) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の 土間コンクリートに設置する。

#### 追表へ設-27(6次) 焼結ペレット一時貯蔵棚(1) 仕様表(2/2)

230 BY 21 (0.00) White 1 2 1 (0.00) He lates (0.00)		
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		{550} 焼結ペレット一時貯蔵棚 第1類
上に		焼結ペレット―時貯蔵棚(1)部材:
基		焼結ペレット一時貯蔵棚(1)アンカーボルト:
17		分配コンベア架台部材:
設		分配コンベア架台アンカーボルト:
計	津波による損傷の防止	_
注	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
1	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	<b>-</b> .
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
ļ	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	<del></del>
	遮蔽	
	换気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	「99─設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 1,451kgU (ボート (焼結) ×98)
添付	図	図へ配-2、図へ設-27【三原燃 第 20-0695 号】
注 加丁施設の技術基準に関する規則第三章		

注

凡例

図へ配-2、図へ設-27 [三原燃 第 20-0695 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表へ設-28(6次) 焼結ペレット-時貯蔵棚(2) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{550} UO₂ペレット貯蔵設備 焼結ペレット―時貯蔵棚
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	機器名		UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚(2)
変更	内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			1基
	型式		可動貯蔵式
般	主要な構造	<b>b</b> 材	別表へ設-28【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
128	その他の構成機器		ボート(焼結)
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		∪02ペレット
技術基準に基づく設計	く 没 計		【550】 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。  濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-99) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の 土間コンクリートに設置する。

#### 追表へ設-28(6次) 焼結ペレットー時貯蔵棚(2) 仕様表(2/2)

	7C27 127 = - ( )	
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
衝		【6.1−設 2】地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		【550】 焼結ペレット一時貯蔵棚 第1類
にに		焼結ペレット一時貯蔵棚(2)部材:
基		焼結ペレット一時貯蔵棚(2)アンカーボルト
グ		: [] (新規) 含む)
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	_
~	閉じ込めの機能	【 [10. 1−設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
		[12.1-設7]被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		□ [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	<u>-</u>
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 563kgU (ボート (焼結) ×38)
添付	図	図へ配-2、図へ設-28【三原燃 第 20-0695 号】

注

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

凡例

図へ配-2、図へ設-28 [三原燃 第 20-0695 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4,1-設1]は、加工施設の技術基準第 4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

# 追表へ設-29(6次) 焼結ペレット--時貯蔵棚(3) 仕様表 (1/2)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,	
事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{550} UO₂ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚
設置均	揚所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 焼結ペレット一時貯蔵棚(3)
変更	内容		改造 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			・配置を変更して、耐震補強のため据付部を改造する。
員数		•	1基
_	型式		可動貯蔵式
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表へ設-29【三原燃 第 20-0695 号】
般性様	寸法 (単位:mm)		
	その他の構成機器		ボート (焼結)
	その他の性能		_
	取扱う核燃	然料物質の状態	UO <sub>2</sub> ペレット
技	技核燃料物質の臨界防止		{550}
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			<b>濃縮度 5%以下</b>
だ			収納部厚み 10.7cm 以下
基			臨界評価上の設計仕様については、図へ設-29 参照
2			[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法によ
設計			り安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。
計			(図臨配-3、図臨成-104)
注			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
💆	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表へ設-29(6次) 焼結ペレットー時貯蔵棚(3) 仕様表(2/2)

	, ,,		
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。	
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。	
上 选 淮		{550} 焼結ペレットー時貯蔵棚 第1 <u>類</u>	
に		焼結ペレットー時貯蔵棚(3)部材:	
基づ		焼結ペレットー時貯蔵棚(3)アンカーボルト:	
1	津波による損傷の防止	_	
設	外部からの衝撃による損傷の防止	_	
1	人の不法な侵入等の防止	_	
注	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止枠)。	
~	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。	
		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。	
	安全避難通路等		
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、	
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発	
		揮できる設計とする。	
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に	
		設置する。	
	材料及び構造	_	
	搬送設備		
	核燃料物質の貯蔵施設	_	
	警報設備等	_	
	放射線管理施設	_	
	廃棄施設	_	
	核燃料物質等による汚染の防止	_	
	遮蔽	_	
	換気設備	-	
	非常用電源設備	_	
	通信連絡設備	_	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強	
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と	
		なる設計とする。	
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 511kgU (ボート (焼結) ×96)	
添付	図	図へ配-2、図へ設-29【三原燃 第 20-0695 号】	
	1 - Len - Life this - 99 Let 10 pulmer by S. Let 1 the Lighten, the old 2 lightly 1 days		

図へ配-2、図へ設-29【三原燃 第 20-0695 号】 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条〜第 39 条は該当しない。

凡例

(例)

#### 追表へ設-30(6次) ペレットラインコンベア(3) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{551} UO₂ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置:	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		U02ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(3)
変更	内容		改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。
員数			1基
_	型式		電動搬送式
般	主要な構造材		別表へ設-30【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		
ाजर	その他の構成機器		
	その他の性能		•
	取扱う核燃料物質の状態		U0 <sub>2</sub> ペレット
技術基準に基づく設計	く 設 計		【551】 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。     機縮度 5%以下     収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨配-3、図臨成-105) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
(注)	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の 土間コンクリートに設置する。

#### 追表へ設-30(6次) ペレットラインコンベア(3) 仕様表(2/2)

	EX 10 (0)	
技術基準に	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {551} ペレットラインコンベア 第1類 ターンテーブル部材:
基準に基づく設計		ターンテーブルアンカーボルト: [] (新規) ペレットラインコンベア (3) 部材: []
設		ペレットラインコンベア(3)アンカーボルト:(新規)
	津波による損傷の防止	_
注	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー、コンベアフレーム)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		│ [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
l		[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	<b>廃棄施設</b>	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	-
	換気設備	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その.	ル 通信を指数 個	   「99−設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
	にず未刊 ひくかいの 口体	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。
添付		図へ配-2、図へ設-30【三原燃 第 20-0695 号】

添付図 注 た

凡例

図へ配-2、図へ設-30【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条〜第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表へ設-31(6次) ペレットラインコンベア(4) 仕様表(1/2)

		EX N 01 (0	
事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{551} UO₂ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		UO2ペレット貯蔵設備 ペレットラインコンベア(4)
変更	内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			1基
	型式		電動搬送式
般	主要な構造	<u></u> 告材	別表へ設-31【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
138	その他の構成機器		-
	その他の性能		· –
	取扱う核燃料物質の状態		U0₂ペレット
技	+大線型 Massi の 窓田 Pt は		{551}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
上海			濃縮度 5%以下
走			収納部厚み 10.7cm 以下
技術基準に基づ			[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全で
17			あることが確認された範囲に制限する。
設計			(図臨配-3、図臨成-106)
計	計		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
=			土間コンクリートに設置する。

#### 追表へ設-31(6次) ペレットラインコンベア(4) 仕様表(2/2)

	Z Z	( )   -   -
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止  津波による損傷の防止  外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 溢水による損傷の防止  安全避難通路等 安全機能を有する施設	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {551} ペレットラインコンベア 第1類 ペレットラインコンベア(4)部材: (新規) [10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー、コンベアフレーム)。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 - [14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
	女主機能を有する	[14.1-版 1] 設直場所の通常時及の設計差準事政完全時に忠定される価値及状態、 圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発 揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に 設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	<b>警</b> 報設備等	_
	放射線管理施設	_
	<b>廃棄施設</b>	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	<del>                                   </del>	
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (16 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。
添付		図へ配-2、図へ設-31【三原燃 第 20-0695 号】
注 凡例	<ul><li>{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安</li><li>[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準 (例) [4.1-設1]は、加工施設の</li></ul>	重大事故等対処施設 第 26 条〜第 39 条は該当しない。 全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 ≝の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。 F可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

凡例

# 追表へ設-32(6次) ボート(焼結)用台車(1) 仕様表(1/2)

		1 11	
事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{552} UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 ボート (焼結) 用台車(1)
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		U02ペレット貯蔵設備 ボート (焼結) 用台車(1)
変更	 内容		変更なし
員数	員数		1台
	型式		手押運搬式
般	主要な構造材		別表へ設-32【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		
াস	その他の構成機器		-
	その他の性能		=
	取扱う核燃料物質の状態		002ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止   技術   基準   に   基づく   設計		【552】 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。
	安全機能を有する施設の地盤		-

#### 追表へ設-32(6次) ボート(焼結)用台車(1) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	-
術	津波による損傷の防止	
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	-
に	人の不法な侵入等の防止	-
技術基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
17	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
1	•	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
注	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
"		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	図	図へ設-32【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

<sup>|</sup> 凶へ政一32 【二原際 第 20-0090 方』
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表へ設-33(6次) ボート(焼結)用台車(2) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{553} UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 ボート (焼結) 用台車(2)
設置:	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	名		UO₂ペレット貯蔵設備 ボート (焼結) 用台車(2)
変更	为容		変更なし
員数			2 台
_	型式		手押運搬式
般	主要な構造材		別表へ設-33【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:㎜)		
採	その他の構成機器		_
	その他の性能		-
	取扱う核燃料物質の状態		U0₂ペレット
技術基準に基づく設計(注)	技 核燃料物質の臨界防止 が ま 準 に よ づ		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに より安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (15.5cm以上) を設ける。 (図臨台-2) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤		

#### 追表へ設-33(6次) ボート(焼結)用台車(2) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	
技術基準に基づ	津波による損傷の防止	_
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	
に	人の不法な侵入等の防止	
基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
13	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
注	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	
添付	<b>X</b>	図へ設-33【三原燃 第 20-0695 号】

凡例

# 追表へ設-34(6次) スクラップ貯蔵棚(ペレット用) 仕様表(1/2)

		T	
1	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{554} UO₂ペレット貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (ペレット用)
設置	設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器			UO2ペレット貯蔵設備 スクラップ貯蔵棚 (ペレット用)
			(1) スクラップ貯蔵棚(ペレット用)(1)
			(2) スクラップ貯蔵棚 (ペレット用) (2)
変更	内容		(1) 変更なし
			(2) 変更なし
員数			2基
ŀ			(1) 1 基
			(2) 1 基
_	型式		多段貯蔵式
般	主要な構造	造材	別表へ設-34【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		(1)
138			(2)
	その他の	構成機器	_
	その他の性能		-
	取扱う核燃料物質の状態		U0 <sub>2</sub> ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{554}
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
技術基準に基づ			濃縮度 5%以下
に			質量 14.8kgU 以下/容器
基			臨界評価上の設計仕様については、図へ設-34参照
づく			[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法によ
く設計			り安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。
計			(図臨配-3、図臨成-107)
注			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
( )	安全機能		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

追表へ設-34(6次) スクラップ貯蔵棚(ペレット用) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
技術基準に基づ		{554} スクラップ貯蔵棚(ペレット用) 第1類
に		スクラップ貯蔵棚(ペレット用)(1), (2)部材:
基		スクラップ貯蔵棚(ペレット用)(1), (2)アンカーボルト
2		
く設	津波による損傷の防止	_
計	外部からの衝撃による損傷の防止	
注	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(落下防止バー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
マの	塩口塩和欧洲 他事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
	同本学にしてからの工業	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.06で弾性範囲と
		なる設計とする。
		「199-設 2] 最大貯蔵量: 356kgU(金属容器(ペレット)×24)
添付	· 	図へ配-2、図へ設-34【三原燃 第 20-0695 号】
料料	凶 加工協設の技術基準に関する規則第三章	

注

凡例

図 図へ配一2、図へ設一34【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表へ設-35(6次) 金属容器(ペレット) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{555} UO2ペレット貯蔵設備 金属容器 (ペレット)
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	機器名		Ψο₂ペレット貯蔵設備 金属容器 (ペレット)
変更	内容		改造 ・火災防止のため金属製に変更する ( 製の従来容器はすべて廃棄する)。
員数			30 個
	型式		瓶型容器式
	主要な構造材		別表へ設-35【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
1-8%	その他の構成機器		-
	その他の性能		-
	取扱う核燃料物質の状態		UO2ペレット
技術基準に基づく設計	核燃料物質	質の臨界防止	{555} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下/容器 [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
計 (注)	安全機能を有する施設の地盤		_

## 追表へ設-35(6次) 金属容器(ペレット) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	_
術	津波による損傷の防止	_
技術基準に基づ	外部からの衝撃による損傷の防止	_
に	人の不法な侵入等の防止	_
基べ	閉じ込めの機能	_
17	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計		[11.3-設5] 容器は金属製とする。
		[11.3-設 14] パッキンには難燃性樹脂を使用する。
注	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
~		[12.1-設3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がないよう容器やケーシングで
		覆う構造とする。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
添付図		図へ設-35【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

<sup>|</sup> 図へ設一35 【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 ]]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表へ設-36(6次) 金属容器(ペレット)用台車(1) 仕様表(1/2)

1	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	【556】 UO₂ペレット貯蔵設備 金属容器 (ペレット) 用台車(1)
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	機器名		UO2ペレット貯蔵設備 金属容器 (ペレット) 用台車(1)
変更	内容		変更なし
員数	員数		1 台
_	型式		手押運搬式
般	主要な構造材		別表へ設-36【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		
124	その他の構成機器		
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		102ペレット
技	核燃料物質	質の臨界防止	{556}
術			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
単に			質量 14.8kgU 以下/容器
技術基準に基づ			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
121			より安全であることが確認された範囲に制限する。
く設計			[4.2-設3] 周囲にスペーサー(15.5cm以上)を設ける。
計	1		(図臨台-2)
(注)			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を	全有する施設の地盤	_

## 追表へ設-36 (6次) 金属容器 (ペレット) 用台車(1) 仕様表 (2/2)

技	地震による損傷の防止	
術	津波による損傷の防止	_
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	_
E	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。
13	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
く設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。
1		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
注	安全避難通路等	-
~	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	-
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
-	換気設備	
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	図	図へ設-36【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

図へ設一36 (三原窓 第 20-0090 号)
 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
 ( ) 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表へ設-37(6次) 仕上りペレットー時貯蔵棚 仕様表(1/2)

	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{557} UO₂ペレット貯蔵設備 仕上りペレット一時貯蔵棚
設置場所			(1) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(3) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
			(4) 工場棟 成型工場 ペレット加工室
機器	 名		UO2ペレット貯蔵設備 仕上りペレット一時貯蔵棚
			(1) 仕上りペレット一時貯蔵棚(1)
			(2) 仕上りペレット一時貯蔵棚(2)
			(3) 仕上りペレット一時貯蔵棚(3)
			(4) 仕上りペレット一時貯蔵棚(4)
変更	 内容		(1) 改造
2.	1 1.11		・耐震補強のため部材を追加する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			(3) 改造
			・耐震補強のため部材を追加する。
			・耐浸情強のため耐利を追加する。
			· · · · · · -
- н ш			・耐震補強のため部材を追加する。
員数			4 <del>*</del>
			(1) 1基
			(2) 1基
			(3) 1基
			(4) 1基
	型式		多段収納式
般	主要な構造		別表へ設-37【三原燃 第 20-0695 号】
│ 仕 │ 様	寸法 (単位:mm)		(1)
100			(2)
			(3)
			(4)
	その他の権	構成機器	ペレットトレイ
	その他の	生能	-
	取扱う核燃料物質の状態		∪0₂ペレット
廿	核燃料物質	質の臨界防止	{557}
	技術基準に基づく設計		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基			<b>濃縮度 5%以下</b>
準			収納部厚み 10.7cm 以下
基			中性子遮蔽板を設置
ヺ			中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-37参照
計			[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法によ
許			り安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。
1	注		(図臨配-3、図臨成-108)
连			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	A 100 212 1		
	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表へ設-37 (6 次) 仕上りペレットー時貯蔵棚 仕様表 (2/2)

	<del></del>	T
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{557} 仕上りペレット―時貯蔵棚 第1類
iE		仕上りペレット一時貯蔵棚架台部材:
基		仕上りペレット一時貯蔵棚架台アンカーボルト
13		:(1 基分)、計 4 基
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	
注	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー、転倒防止部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	,	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	<b>廃棄施設</b>	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	<b>遮蔽</b>	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	· .
70	塩白塩柏以岬 他事業許可で求める仕様	「99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
"["]	四十大日 コイグのの正体	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		及を行りるよう、第1類の政備・機器に対しては水干地展力が1.00で呼ば範囲と なる設計とする。
		「99-設 2] 最大貯蔵量: 980kgU (245kgU/基 ペレットトレイ×30)
添付	EVI	<del>/</del>
称的	凶	図へ配-2、図へ設-37【三原燃 第 20-0695 号】

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第28条で第39条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

<sup>[99-</sup>設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

# 追表へ設-38(6次) 仕上りペレット貯蔵棚 仕様表(1/2)

		T	
	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{558} UO₂ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚
設置	設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
			(3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器	名		UO₂ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚
			(1) 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10)
			(2) 仕上りペレット貯蔵棚(前期型)
			(3) 仕上りペレット貯蔵棚(後期型)
変更	内容		(1) 改造
			・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。
			(2) 改造
			・耐震性向上のための積載防止板を設置する。
			・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。
			(3) 改造
			・耐震性向上のための積載防止板を設置する。
			・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。
員数			1式
			(1) 10 基
			(2) 110 基
			(3) 26 基
	型式		ローラーコンベア式
般	主要な構造材		別表へ設-38【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位		(1)
様	J 1,24 (-1.	<u> </u>	(2)
			(3)
	その他の情		ペレットトレイ
	その他の性能		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		U0₂ペレット
	取扱う核燃料物質の状態		{558}
技術基準に基	核燃料物質の臨界防止		
が 基			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。   濃縮度 5%以下
準			
した			収納部厚み 10.7cm 以下
一巻			中性子遮蔽板を設置
づく設			中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設一38 参照
設計			[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法によ
1			り安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。
注			(図臨配-3、図臨成-109)
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。
	<u> </u>		

## 追表へ設-38(6次) 仕上りペレット貯蔵棚 仕様表(2/2)

	是武 队 00 (	
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		<b>{558}</b> 仕上りペレット貯蔵棚 第1類
に		仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10)部材:
基		仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10)アンカーボルト
12		: [] (新規) (1 基分)
設		仕上りペレット貯蔵棚(前期型)部材:
1		仕上りペレット貯蔵棚(後期型)部材:
注	津波による損傷の防止	_
~	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー、転倒防止部)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
1	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
	• •	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 33,320kgU (245kgU/基 ペレットトレイ×30)
添付	図	図へ配-2、図へ設-38【三原燃 第 20-0695 号】

凡例

図へ配-2、図へ設-38 【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表へ設-39(6次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車 仕様表(1/2)

車架	#rail kan	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
争来:   対応	許可との	設備・機器名称	{559} UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚用台車(1)
刈心			{560} UO₂ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)
設置:	場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
			(2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器	 名		UO₂ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚用台車
			(1) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(1)
			(2) 仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)
変更	内容		(1) 変更なし
			(2) 変更なし
員数			2 台
			(1) 1 台
			(2) 1 台
_	型式		電動運搬式
般仕様	主要な構造	造材	別表へ設-39【三原燃 第 20-0695 号】
任	寸法 (単位: ㎜)		(1)
/~``			(2)
	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		U0 <sub>2</sub> ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{559} · {560}
術			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
上 進			濃縮度 5%以下
に			仕上りペレット貯蔵棚1以下
基づ			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
<			より安全であることが確認された範囲に制限する。
技術基準に基づく設計			[4.2-設 3] 周囲にスペーサー(15.5cm 以上)を設ける。
			(図臨台-2)
注	注		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤		<del>-</del>

## 追表へ設-39(6次) 仕上りペレット貯蔵棚用台車 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	
技術	津波による損傷の防止	_
基準に基づ	外部からの衝撃による損傷の防止	_
に	人の不法な侵入等の防止	_
基	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー、転倒防止部)。
1 ₹	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
1		[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
(注)		[12.1-設8] バッテリーが被水しないようバッテリーをカバー内に収納する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	<u> </u>
	換気設備	-
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	-
その	他事業許可で求める仕様	-
添付	図	図へ設-39【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

図 [図/取一39 [二原際 邦 20-0099 号]
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表へ設-40(6次) ペレットトレイ用台車(1) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	対応 設備・機器名称		{561} UO2ペレット貯蔵設備 ペレットトレイ用台車(1)
設置	場所		工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器	機器名		UO2ペレット貯蔵設備 ペレットトレイ用台車(1)
変更	<b>为容</b>		変更なし
員数	員数		1 台
	型式		手押運搬式
般	主要な構造材		別表へ設-40【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
128	その他の構成機器		- '
	その他の性能		
	取扱う核燃料物質の状態		U0₂ペレット
技術基準に基づく設計(注)	技 核燃料物質の臨界防止 核燃料物質の臨界防止 準に基準に基づづく 設計		【561】 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設3] 周囲にスペーサー (15.5cm以上) を設ける。 (図臨台-2) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を	する施設の地盤	_

## 追表へ設-40(6次) ペレットトレイ用台車(1) 仕様表(2/2)

以岳)	
	_
津波による損傷の防止	_
外部からの衝撃による損傷の防止	-
人の不法な侵入等の防止	_
閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(収納部扉)。
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
	圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
	揮できる設計とする。
	[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
	設置する。
材料及び構造	-
搬送設備	-
核燃料物質の貯蔵施設	_
警報設備等	-
放射線管理施設	-
廃棄施設	_
核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	
非常用電源設備	
通信連絡設備	
也事業許可で求める仕様	-
<b>X</b>	図へ設-40【三原燃 第 20-0695 号】
	人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 溢水による損傷の防止 安全避難通路等 安全機能を有する施設 材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備

注

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表へ設-41(6次) 余剰ペレット貯蔵棚 仕様表(1/2)

古光子 1 ~	하하죠요 /ㅁ나)	原用用效策 1711011 县 /亚武 90 年 11 日 1 日 H
事業許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	設備・機器名称	{562} UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 余剰ペレット貯蔵棚
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
		(2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
		(3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
		(4) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
松即力		100%ペレット貯蔵設備 余剰ペレット貯蔵棚
機器名		
		(1) 余剰ペレット貯蔵棚(1)
		(2) 余剰ペレット貯蔵棚(2)
		(3) 余剰ペレット貯蔵棚(3)
		(4) 余剰ペレット貯蔵棚(4)
変更内容		(1) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。
		(2) 改造
		· · · · · · -
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。
		(3) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。
		(4) 改造
		・耐震補強のため据付部を改造する。
		・容器の落下防止のため落下防止パイプを設置する。
員数		4基
貝奴		(1) 1 基
		1 ·· -
		(2) 1基
		(3) 1基
		(4) 1基
_ 型式		多段式
般主要な構	造材	別表へ設-41【三原燃 第 20-0695 号】
般 主要な構 仕 寸法 (単	<del></del>	(1)
禄   , 12 、 1	ir	(2)
		(3)
		(4)
その他の	構成機器	金属缶
その他の	性能	
取扱う杉	燃料物質の状態	102ペレット
女 核燃料物	質の臨界防止	{562}
術		[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基		濃縮度 5%以下
準		収納部厚み 10.7cm 以下
に 甘		
技術基準に基づく設計		臨界評価上の設計仕様については、図へ設一41 参照
₹		[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法によ
設		り安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。
II		(図臨配-3、図臨成-110)
注		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
		15.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
女土成能	acri ) Julie KV Julie Me	13.1 元 1 1   7 万 亿 文行 住 能 で 有 り る 幸 旋 及 び 地 盤 工 に 建 垣 さ 4 した 工 物 休 成 生 工 物 り 土 間 コンクリート に 設置 する。
		工用サインフードに採用する。

## 追表へ設-41(6次) 余剰ペレット貯蔵棚 仕様表(2/2)

	~~~	
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
<u>基</u>   淮		【562】 余剰ペレット貯蔵棚 第 1 類
に		余剰ペレット貯蔵棚部材:
基		余剰ペレット貯蔵棚アンカーボルト
?		: [] ( 新規) 含む) (1 基分)、計4基
基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
1	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (落下防止パイプ)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1]検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	
	廃棄施設	<del>-</del>
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	-
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	・ 他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 3,124kgU (781kgU/基 金属缶×96)
添付	· <u>N</u>	図へ配-2、図へ設-41【三原燃 第 20-0695 号】
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·

注

凡例

図へ配-2、図へ設-41【二原際 第20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-42(6次) 金属缶用台車(1) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{563} UO₂ペレット貯蔵設備 金属缶用台車(1)
設置:	場所		工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器	名		UO₂ペレット貯蔵設備 金属缶用台車(1)
変更	内容		変更なし
員数			1台
_	型式		手押運搬式
般	主要な構造材		別表へ設-42【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
126	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		U02ペレット
技	核燃料物質の臨界防止		{563}
術			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基準			濃縮度 5%以下
技術基準に基づ			収納部厚み 10.7cm 以下
基づ			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
<			より安全であることが確認された範囲に制限する。
く設計			[4.2-設3] 周囲にスペーサー (15.5cm 以上) を設ける。
			(図臨台-1) (図臨台-2)
注		· · · ·	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤		_

#### 追表へ設-42(6次) 金属缶用台車(1) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	_	
縮	津波による損傷の防止		
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	-	
に	人の不法な侵入等の防止	_	
技術基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(専用収納部)。	
1 ₹	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。	
1		[12.1-設 3] ウランの存在部位を移動範囲の最大溢水水位(160mm)より高くする。	
(注	安全避難通路等	_	
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、	
	,	圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発	
		揮できる設計とする。	
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に	
		設置する。	
	材料及び構造	_	
	搬送設備	_	
	核燃料物質の貯蔵施設	_	
	警報設備等	_	
	放射線管理施設	_	
	廃棄施設	_	
	核燃料物質等による汚染の防止	-	
	遮蔽		
	換気設備		
	非常用電源設備	- '	
	通信連絡設備	_	
その	他事業許可で求める仕様	_	
添付	図	図へ設-42【三原燃 第 20-0695 号】	

注

凡例

国 | 図^ 設一42 【二原派 第 20-0090 万】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-改]は、加工施設の技術基準 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-43(6次) 燃料棒一時貯蔵棚 仕様表(1/2)

		T	
事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	対応 設備・機器名称		{579} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚
設置	場所		工場棟 成型工場 燃料棒補修室
機器	名		燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚
変更	内容		変更なし
員数			1基
_	型式		横置保管式
般	主要な構造		別表へ設-43【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
1214	その他の特	<b>青成機器</b>	ロッドチャンネル
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技	核燃料物質の臨界防止		{579}
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			(単一ユニット)
呼に			濃縮度 5%以下
基			収納部厚み 10.7cm 以下
づし			(複数ユニット)
く設計			臨界評価上の設計仕様については、図へ設-43 参照
計			[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法によ
注			り安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する。
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
			(図臨配-3、図臨成-119)
	安全機能	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の
			土間コンクリートに設置する。
			<u></u>

## 追表へ設-43(6次) 燃料棒-時貯蔵棚 仕様表(2/2)

	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{579}燃料棒一時貯蔵棚 第1類
一に		燃料棒一時貯蔵棚部材:
基		燃料棒一時貯蔵棚アンカーボルト:
2	津波による損傷の防止	
技術基準に基づく設計	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	
注	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		│ [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(60mm)より高くする。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 881kgU (ロッドチャンネル×15)
添付	図	図へ配-2、図へ設-43【三原燃 第 20-0695 号】
4/21.1	<b>—</b>	

注

凡例

図 図へ配-2、図へ設-43【三原燃 第 20-0695 号】

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条〜第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

## 追表へ設-44(6次) ロッドチャンネル用台車(1) 仕様表(1/2)

事業	許可との 許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応	設備・機器名称	{580} 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(1)
設置	場所	工場棟 成型工場 燃料棒補修室
機器	名	燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(1)
変更		変更なし
員数		1 台
	型式	手押運搬式
般	主要な構造材	別表へ設-44【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)	
128	その他の構成機器	_
	その他の性能	_
	取扱う核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	(580) [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-2) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (30.5cm以上) を設ける。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	-

#### 追表へ設-44(6次) ロッドチャンネル用台車(1) 仕様表(2/2)

	72F1  F1 == (- )	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
技	地震による損傷の防止	_
技術基準に基づ	津波による損傷の防止	_
基準	外部からの衝撃による損傷の防止	
に	人の不法な侵入等の防止	-
基	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
お設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
1		[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (60mm) より高くする。
注	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
1	遮蔽	-
1	換気設備	
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	_
添付	<b>X</b>	図へ設-44【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

## 追表へ設-45(6次) 燃料棒-時貯蔵棚 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{581} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚
設置:	場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器	名		燃料棒貯蔵設備 燃料棒一時貯蔵棚
変更	内容		変更なし
員数			1基
_	型式		横置保管式
般	主要な構造	造材	別表へ設-45【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
128	その他の特	<b>講成機器</b>	ロッドチャンネル
	その他の性能		_
	取扱う核焼	然料物質の状態	燃料棒
技	核燃料物質の臨界防止		{581}
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			(単一ユニット)
準			濃縮度 5%以下
基			収納部厚み 10.7cm 以下
			(複数ユニット)
く 設 計			臨界評価上の設計仕様については、図へ設-45 参照
計			[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法によ
注			り安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する。
-			[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
			(図臨配-4、図臨組-22)
	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の
			土間コンクリートに設置する。

#### 追表へ設-45(6次) 燃料棒一時貯蔵棚 仕様表(2/2)

	地参にトフ場体のけん	「(1、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、1
技	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。
俯		[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
準		[581] 燃料棒一時貯蔵棚 第 1 類
した		燃料棒一時貯蔵棚部材:
単づ	N. N	燃料棒一時貯蔵棚アンカーボルト:
1	津波による損傷の防止	_
技術基準に基づく設計	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
注	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
-	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	_
İ	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		┃ [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に ┃
		設置する。
	材料及び構造	
,	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	進蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	 他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
·		[99-設 2] 最大貯蔵量: 881kgU (ロッドチャンネル×15)
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付		図へ配-3、図へ設-45【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

## 追表へ設-46(6次) ロッドチャンネル用台車(2) 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{582} 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(2)
設置:	場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器	名		燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(2)
変更	変更内容		改造 ・竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。
員数			1台
_	型式		手押運搬式
般	主要な構造	<del></del> b材	別表へ設-46【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位:mm)		
137	その他の構成機器		_
	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
按	核燃料物質の臨界防止		{582}
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			濃縮度 5%以下
造			収納部厚み 10.7cm 以下
基			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに
121			より安全であることが確認された範囲に制限する。
設計			(図臨台-3)
1 1			[4.2-設3] 周囲にスペーサー (30.5cm以上) を設ける。
注			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を	すする施設の地盤	-

## 追表へ設-46(6次) ロッドチャンネル用台車(2) 仕様表(2/2)

		<u></u>
技	地震による損傷の防止	-
術	津波による損傷の防止	_
技術基準に基づ	外部からの衝撃による損傷の防止	
に	人の不法な侵入等の防止	
基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
Ž	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	_
注	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
_		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
1	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	-
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボ
		ルトで固定する。
添付		図へ設-46【三原燃 第 20-0695 号】

- 注
- 凡例

# 追表へ設-47(6次) ロッドチャンネル用台車(3) 仕様表(1/2)

事業許可との対応     許可番号(日付)     原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)       設置場所     「583] 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(3)       変更内容     改造・竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。       最数     1台       型式・主要な構造材 別表へ設一47 [三原燃 第 20-0695 号]       寸法(単位:mm)     一の他の構成機器 - の他の構成機器 - の他の性能 取扱う核燃料物質の証界防止       技術 基準にに基準にに基準にに基準ににより安全であることが確認された範囲に制限する。(図路台ー3) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー(30.5cm以上)を設ける。(2.2-設 3] 周囲にスペーサー(30.5cm以上)を設ける。[4.2-設 3] 周囲にスペーサー(30.5cm以上)を設ける。[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。       (注) 安全機能を有する施設の地盤 - で全機能を有する施設の地盤 - で表えらないではいます。				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
世界所 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(3) 変更内容 改造 ・ 竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。	事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
機器名 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(3)  変更内容 改造 ・竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。 1 台  型式 主要な構造材 ・対法(単位:mm) その他の構成機器 その他の性能 取扱う核燃料物質の球態 核燃料物質の臨界防止  技技術 基準に基 でごく 設計 計 (2 全数 2) ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-3) [4.2-設3] 周囲にスペーサー (30.5cm以上)を設ける。 [4.2-改6] 工場棟領域に設置する。	対応		設備・機器名称	{583} 燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(3)
変更内容   改造	設置	場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
・竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。         1 台         型式       手押運搬式         主要な構造材       別表へ設-47【三原燃 第 20-0695 号】         寸法(単位:mn)       一         その他の情成機器       一         その他の性能       一         取扱う核燃料物質の臨界防止       {583}         【4.1-設1]核的制限値を設定する。       濃縮度 5%以下         収納部厚み 10.7cm以下       収納部厚み 10.7cm以下         【4.2-設2]ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。       (図臨台-3)         計       [4.2-設3]周囲にスペーサー(30.5cm以上)を設ける。         (注)       工場棟領域に設置する。	機器	名		燃料棒貯蔵設備 ロッドチャンネル用台車(3)
型式   手押運搬式   主要な構造材   別表へ設-47【三原燃 第 20-0695 号】   寸法 (単位:mm)   での他の構成機器   一 での他の性能   取扱う核燃料物質の状態   燃料棒   核燃料物質の臨界防止   (583)   [4.1-設1] 核的制限値を設定する。	変更	内容		
般 仕様       主要な構造材 寸法(単位:mm)       別表へ設-47【三原燃 第 20-0695 号】         その他の構成機器 その他の性能 取扱う核燃料物質の臨界防止       一 取扱う核燃料物質の臨界防止         技術基準にこ 基本づく く設計 計 (2 2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-3) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (30.5cm以上)を設ける。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。	員数			1台
その他の構成機器       -         その他の性能       -         取扱う核燃料物質の以態       燃料棒         技術基準に       [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下         [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-3) [4.2-設3] 周囲にスペーサー (30.5cm以上)を設ける。         注       [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。		型式		手押運搬式
その他の構成機器       -         その他の性能       -         取扱う核燃料物質の以態       燃料棒         技術基準に       [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下         [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-3) [4.2-設3] 周囲にスペーサー (30.5cm以上)を設ける。         注       [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	般	主要な構造	<b>造材</b>	別表へ設-47【三原燃 第 20-0695 号】
その他の構成機器       -         その他の性能       -         取扱う核燃料物質の以態       燃料棒         技術基準に       [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下         [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-3) [4.2-設3] 周囲にスペーサー (30.5cm以上)を設ける。         注       [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	仕様	寸法(単位	立:mm)	
取扱う核燃料物質の状態       燃料棒         技術基準にことを表する。       (4.1-設1) 核的制限値を設定する。         選縮度 5%以下収納部厚み 10.7cm以下 (4.2-設2) ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。(図臨台-3) [4.2-設3] 周囲にスペーサー(30.5cm以上)を設ける。         注       (4.2-設6) 工場棟領域に設置する。	148	その他の構成機器		_
技術   技然料物質の臨界防止   {583}		その他の性能		-
(イ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
安全機能を有する施設の地盤	く設計	核燃料物質の臨界防止		[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに より安全であることが確認された範囲に制限する。 (図臨台-3) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー (30.5cm以上)を設ける。
	$\bigsqcup$	安全機能を	を有する施設の地盤	_

## 追表へ設-47(6次) ロッドチャンネル用台車(3) 仕様表(2/2)

	u = 1 2 15 15 15 1	I
技	地震による損傷の防止	
術	津波による損傷の防止	_
基	外部からの衝撃による損傷の防止	_
に	人の不法な侵入等の防止	-
技術基準に基づ	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
ΙŽ	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
設計	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
1 1	安全避難通路等	-
(注)	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	- ,
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	-
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。
添付図		図へ設-47【三原燃 第 20-0695 号】
33		

凡例

## 追表へ設-48(6次) 燃料棒貯蔵棚 仕様表(1/2)

,		<b>是</b> 我 报	40 (0 00) 然何平别 压象数(172)	
事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)	
対応		設備・機器名称	{584} 燃料棒貯蔵設備 燃料棒貯蔵棚	
設置	場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
			(2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室	
機器	名		燃料棒貯蔵設備 燃料棒貯蔵棚	
			(1) 燃料棒貯蔵棚(1)	
			(2) 燃料棒貯蔵棚(2)	
変更	内容		(1) 改造	
			・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。	
			・耐震性向上のため機器の一部を取り外す。	
			(2) 改造	
			・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。	
			・耐震性向上のため機器の一部を取り外す。	
員数			2基	
			(1) 1基	
			(2) 1基	
_	型式		横置保管式	
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表へ設-48【三原燃 第 20-0695 号】	
般仕様	寸法(単位	立:mm)	(1)	
196			(2)	
	その他の構成機器		ロッドチャンネル	
	その他の性	生能	_	
	取扱う核燃	然料物質の状態	燃料棒	
技	核燃料物質の臨界防止		{584}	
術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。	
基準			(単一ユニット)	
技術基準に基づく設計			濃縮度 5%以下	
基			収納部厚み 10.7cm 以下	
つく			(複数ユニット)	
設			臨界評価上の設計仕様については、図へ設ー48、49 参照	
			[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法によ	
注			り安全であることを確認した位置に貯蔵棚を固定する。	
$\overline{}$			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	
			(図臨配-4、図臨組-23、図臨組-24)	
	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の	
			土間コンクリートに設置する。	
			1	

## 追表へ設-48(6次) 燃料棒貯蔵棚 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基準		[584] 燃料棒貯蔵棚 第1類
一に		燃料捧貯蔵棚部材:
基		燃料棒貯蔵棚アンカーボルト: (新規) (1 基
づく		分) 計2基
基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
計	外部からの衝撃による損傷の防止	-
注	人の不法な侵入等の防止	-
=	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
1		設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	[22.1-建1] スカイシャイン線による外部被ばく防止のため、鉄板を設置する。
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 22,551kgU/基(ロッドチャンネル×384)×2基
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	<b>X</b>	図へ配-3、図へ設-48、図へ設-49【三原燃 第20-0695 号】

注

凡例

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-49(6次) トラバーサ 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	<b>{585} 燃料棒貯蔵設備 トラバーサ</b>
設置	場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器	名		燃料棒貯蔵設備 トラバーサ
変更	内容		改造 ・耐震補強のため部材を追加する。
員数			1台
	型式		移動式リフター型
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表へ設-49【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法 (単位:mm)		
128	その他の構成機器		_
	その他の性能		-
	取扱う核燃	然料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく設計	核燃料物質の臨界防止		【585】 [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する。 [4.2-設 3] レール上を走行させることで、単一ユニット間の間隔を維持する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。
注	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の 走行レールに設置する。

#### 追表へ設-49(6次) トラバーサ 仕様表(2/2)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		【6.1-設2】地震力に耐える強度を有する部材を使用する。
		{585} トラバーサ 第1類
に		トラバーサ部材:
基	津波による損傷の防止	_
3	外部からの衝撃による損傷の防止	_
設	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
注	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
~	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
		[12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
ŀ		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	│ [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:500kg)。
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
	,,,,	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようレールスト
		ッパーで止める設計とする。
添付	図	図へ配-3、図へ設-50【三原燃 第 20-0695 号】
10,111 1 12.3		

注

凡例

## 追表へ設-50(6次) 運搬車 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{586} 燃料棒貯蔵設備 運搬車
設置	場所		工場棟 組立工場 燃料棒検査室
機器	名		燃料棒貯蔵設備 運搬車
変更	変更内容		改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 ・竜巻対策のため、固定ワイヤ及びワイヤ固定ボルトを追加する。
員数			1 台
	型式		移動搬送型
般	主要な構造材		別表へ設-50【三原燃 第 20-0695 号】
般性様	寸法(単位:mm)		
128	その他の構成機器		_
[	その他の性能		_
	取扱う核燃料物質の状態		燃料棒
技術基準に基づく設計	核燃料物質	質の臨界防止	【586】 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。
注	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の 走行レールに設置する。

## 追表へ設-50(6次) 運搬車 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。
技術基準に基づ		{586}運搬車 第1類
		運搬車部材:
基	津波による損傷の防止	_
12	外部からの衝撃による損傷の防止	_
く設計	人の不法な侵入等の防止	_
計	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する (ストッパー)。
注	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	進蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤ・ボ
1		ルトで固定する。
添付	図	図へ配-3、図へ設-51【三原燃 第 20-0695 号】

凡例

図へ配一3、図へ設一51 【二原際 第20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-51(6次) 燃料集合体一時貯蔵架台 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{593} 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体一時貯蔵架台
設置	場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室
機器	名		燃料集合体貯蔵設備燃料集合体一時貯蔵架台
変更	内容		改造 ・耐震補強のため据付部を改造する。
員数			29 基
	型式		燃料集合体自立保管式
般	主要な構造	造材	別表へ設-51【三原燃 第 20-0695 号】
般仕様	寸法(単位	立:mm)	
188 [	その他の権	<b>構成機器</b>	_
	その他の	生能	-
	取扱う核焼	然料物質の状態	燃料集合体
技	核燃料物質の臨界防止		{593}
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。
基			(単一ユニット)
1 = 1			濃縮度 5%以下
基			積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部
			(複数ユニット)
く 設 計			臨界評価上の設計仕様については、図へ設-52 参照
1 1			[4.2-設1] 貯蔵架台単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法に
注			より安全であることを確認した位置に貯蔵架台を固定する。
			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
			第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配慮する。
	V 116 AV	+ + + 7 ++=== 114 ===	(図臨配一4、図臨組一25)
	女全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の
			土間コンクリートに設置する。

## 追表へ設-51(6次) 燃料集合体一時貯蔵架台 仕様表(2/2)

,	2020 BX 01 (0	NOT WELL THE THE TOTAL T
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{593}燃料集合体一時貯蔵架台 第1類
造		燃料集合体一時貯蔵架台部材:
基		燃料集合体一時貯蔵架台アンカーボルト: ((新
づ		規) 含む) (1 基分) 計 29 基
技術基準に基づく設	津波による損傷の防止	_
計	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(上部支持枠)。
1	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	_
-	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
1	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
	and some of the sound of the so	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 2,034kgU/基×29 基
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固
		定する。
添付	図	図へ配-3、図へ設-52【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

図へ配−3、図へ設−52 【三原窓 第 20−0695 号】
 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条社該当しない。
 ( ) 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

## 追表へ設-52(6次) 燃料集合体貯蔵架台 仕様表(1/2)

1	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
対応		設備・機器名称	{595} 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体貯蔵架台
設置	場所		(1) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室
			(2) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室
			(3) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室
機器	名		燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体貯蔵架台
			(1) 燃料集合体貯蔵架台(1)
			(2) 燃料集合体貯蔵架台(2)
			(3) 燃料集合体貯蔵架台(3)
変更	内容		(1) 改造
ſ			・耐震補強のため据付部を改造する。
			(2) 改造
			・耐震補強のため据付部を改造する。
			(3) 改造
			・高速増殖炉用ブランケット燃料用機器を撤去し燃料集合体用へ復元する。
員数			90 基
			(1) 70基
			(2) 14 基
			(3) 6基
	型式		燃料集合体自立保管式
般	主要な構造材		別表へ設-52【三原燃 第 20-0695 号】
仕様	寸法(単位:mm)		(1)
lac.			(2)
			(3)
	その他の構	<b>構成機器</b>	_
	その他の性	生能	_
	取扱う核燃	燃料物質の状態	燃料集合体
技	技核燃料物質の臨界防止		{595}
術			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。
基準			(単一ユニット)
に	技術基準に基づくという。		<b>濃縮度 5%以下</b>
基			積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部
2			(複数ユニット)
設			臨界評価上の設計仕様については、図へ設-52 参照
計			[4.2-設1] 貯蔵架台単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法に
浄	注		より安全であることを確認した位置に貯蔵架台を固定する。
🖰			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
			(図臨配-4、図臨組-26、図臨組-27)
	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の
			土間コンクリートに設置する。

## 追表へ設-52(6次) 燃料集合体貯蔵架台 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
基		{595}燃料集合体貯蔵架台 第 1 類
準   に	•	燃料集合体貯蔵架台(1)部材:
基		燃料集合体貯蔵架台(1)アンカーボルト: (新
づっ		規) 含む) (1 基分) 計 70 基
設		燃料集合体貯蔵架台(2)部材:
計		燃料集合体貯蔵架台(2)アンカーボルト: (新
(注		規) (1 基分) 計 14 基
<u>(t)</u>		燃料集合体貯蔵架台(3)部材:
		燃料集合体貯蔵架台(3)アンカーボルト: (1基
		分)計6基
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(上部支持枠)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	   「14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
	女主域能を行うる地区	おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		には、2世紀1月便直又は武衆及び床り又は修座ができ、「F来省の立八が存めな場所に 設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	<b>-</b> .
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 2,034kgU/基×72 基、1,017kgU/基×17 基、509kgU/基×1
		基
		定する。
添付	<b>X</b>	図へ配-3、図へ設-52【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条へ第 39 条は該当しない。 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表へ設-53(6次) 燃料集合体移送装置 仕様表(1/2)

対応   設備・機器名称   (596)   燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体貯蔵室   2場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室   燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体形蔵設備 燃料集合体形蔵設備 燃料集合体形蔵設備 燃料集合体移送装置   2000年   20	車業!	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)					
設置場所	} - //	設備・機器名称							
機器名     燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体移送装置       変更内容     改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。       日数     1 基       一般 主要な構造材 別表へ設一53【三原燃 第 20-0695 号】	設置	場所	DANIN DANIN DITA						
<td <="" color="block" rowspan="2" td=""><td></td><td colspan="2">機器名</td><td colspan="5"></td></td>	<td></td> <td colspan="2">機器名</td> <td colspan="5"></td>		機器名						
<td <="" color="black" rowspan="2" style="black" td=""><td colspan="2"></td><td></td><td></td></td>		<td colspan="2"></td> <td></td> <td></td>							
型式 旋回式   上要な構造材   別表へ設-53【三原燃 第 20-0695 号】   寸法 (単位:nm)   での他の構成機器	変更		内容		改造				
型式     旋回式       段     主要な構造材     別表へ設-53【三原燃 第 20-0695 号】       寸法(単位:nm)     この他の構成機器       その他の構成機器     この他の性能       取扱う核燃料物質の状態     燃料集合体       は燃料物質の下風には     [500]				・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。					
般 仕様     主要な構造材     別表へ設-53【三原燃 第 20-0695 号】       寸法(単位:nm)     この他の構成機器       その他の性能     一       取扱う核燃料物質の状態     燃料集合体	員数			1基					
接   接   接   接   接   接   接   接   接   接									
その他の構成機器          その他の性能          取扱う核燃料物質の状態       燃料集合体         は機制物質の取用によって、150gl       (50gl)	-	型式		旋回式					
その他の構成機器          その他の性能          取扱う核燃料物質の状態       燃料集合体         は機制物質の取用によって、150gl       (50gl)	般	主要な構造材		別表へ設-53【三原燃 第 20-0695 号】					
その他の構成機器          その他の性能          取扱う核燃料物質の状態       燃料集合体         は機制物質の取用によって、150gl       (50gl)	住	寸法 (単位:mm)							
取扱う核燃料物質の状態 燃料集合体	14	その他の構成機器		-					
大体的标识 [506]		その他の性能							
技   核燃料物質の臨界防止   {596}   [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。		取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体					
術	技	技核燃料物質の臨界防止		{596}					
基	術			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。					
積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部 基 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードは	基			濃縮度 5%以下					
其   「4.2=設2〕ウランの移動は、その形状寸法及び移動節囲について臨界計算コード	準			積載制限 燃料集合体 1 体以下/収納部					
The state of the s	基			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コート					
つ   より安全であることが確認された範囲に制限する。	7			より安全であることが確認された範囲に制限する。					
より女笙でめることが確認された範囲に制限する。	設			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。					
			有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の					
注	注			土間コンクリートに設置する。					

# 追表へ設-53(6次) 燃料集合体移送装置 仕様表(2/2)

をによる損傷の防止 別からの衝撃による損傷の防止 の不法な侵入等の防止 ご込めの機能 は等による損傷の防止 なによる損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {596} 燃料集合体移送装置 第1類 燃料集合体移送装置部材:
と 遊難通路等	<b>–</b>
	[14.1-設 1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
↓及7ド構造	_
	_
	_
	_
	_
毛施設	
*料物質等による汚染の防止	
<b>5</b>	_
	_
· 用電源設備	_
. ***	_
	ー [99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強
	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	図へ配-3、図へ設-53【三原燃 第 20-0695 号】
内に示す数字:事業許可の「表 安:         内に示す数字:加工施設の技術基準 (例) [4.1-設1]は、加工施設の [99-設1]は、その他事業許	重大事故等対処施設 第26条〜第39条は該当しない。 全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 ⑤条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 F可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。
	<ul><li>内に示す数字:事業許可の「表 安: ] 内に示す数字:加工施設の技術基準 (例) [4.1-設1]は、加工施設の:</li></ul>

# 追表へ設-54 (6 次) 天井走行クレーン (組立北 4.8t) 仕様表 (1/2)

事業	事業許可との 許可番号(日付)		原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)				
対応 設備・機器名称		設備・機器名称	{594} 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン				
設置場所			工場棟 組立工場 燃料集合体組立室				
機器名			燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン (組立北 4.8t)				
変更	内容		変更なし				
員数	員数		1 基				
_	型式		普通型天井クレーン				
般	主要な構造材		別表へ設-54【三原燃 第 20-0695 号】				
仕様	寸法						
138	その他の構成機器		_				
	その他の性能		_				
	取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体、燃料棒				
技	核燃料物質	質の臨界防止	{594}				
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。				
基準			濃縮度 5%以下				
に			積載制限 燃料集合体 1 体以下/クレーン、燃料集合体輸送容器 1 基以下/ク				
基			レーン				
			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに				
く設計		より安全であることが確認された範囲に制限する。					
計	計		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。				
注	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の				
			走行レールに設置する。				

# 追表へ設-54(6次) 天井走行クレーン (組立北 4.8t) 仕様表 (2/2)

	25 W 01 (0)()	7 () () () () () () () () () () () () ()
技術基準に基づく設計	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。
基		{594} 天井走行クレーン ※1 第1類
準		天井走行クレーン(組立北 4.8t)主桁支持脚部材:
基		天井走行クレーン (組立北 4.8t) サドル支持脚部材:
づ		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
一	津波による損傷の防止	
計	外部からの衝撃による損傷の防止	-
注	人の不法な侵入等の防止	_
E	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ラッチロック式フック)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	「12.1-設 1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
		[12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
		[14.3-設3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物に
		なることを防止する構造とする。
1	材料及び構造	_
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。
		[16.1-設2] ウランを搬送する能力を有する ( )。
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、
		レール端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。
添付	図	│ 図へ配-5、図へ設-54【三原燃 第 20-0695 号】

凡例

図へ配一5、図へ設一54【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表へ設-55 (6 次) 天井走行クレーン (組立北 3t) 仕様表 (1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)				
対応	対応 設備・機器名称		{594} 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン				
設置	設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室				
機器	機器名		燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン (組立北 3t)				
変更	内容		変更なし				
員数	員数		1 基				
_	型式		普通型天井クレーン				
般	主要な構造材		別表へ設-55【三原燃 第 20-0695 号】				
般仕様	寸法						
128	その他の構成機器						
	その他の性能		-				
	取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体、燃料棒				
技	核燃料物質の臨界防止		{594}				
技術基準に基づ			[4.1-設1] 核的制限値を設定する。				
基準			濃縮度 5%以下				
に			積載制限 燃料集合体 1 体以下/クレーン				
基		[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コード					
		より安全であることが確認された範囲に制限する。					
く設計			[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。				
		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の					
注			走行レールに設置する。				

# 追表へ設-55(6次) 天井走行クレーン(組立北3t) 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設1]耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。
上 基	·•	{594}天井走行クレーン ※1 第1類
に		天井走行クレーン(組立北 3t)主桁支持脚部材: 【
基		天井走行クレーン(組立北 3t)サドル支持脚部材:
12		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
技術基準に基づく設計	津波による損傷の防止	_
計	外部からの衝撃による損傷の防止	_
注	人の不法な侵入等の防止	_
1 13	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する (ラッチロック式フック)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
		[12.1-設 7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	   「14.1-設 1]  設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
	女主機能を有りる他权	おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		「14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		[15.2 元 1]   恢复文は武武及の床寸文は修连がくさ、作来有の立人が存勿な物所に   設置する。
		· · · · · · · · ·
		[14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物に
	Literatura contributa	なることを防止する構造とする。
	材料及び構造	
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。
		[16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する ()。
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	=
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	也事業許可で求める仕様	「99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強
- '	- c Stable a great of the base	度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
1		「99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、
		レール端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。
添付!	<u>्</u>	図へ配-5、図へ設-55【三原燃 第 20-0695 号】
\$317.1	型 加工拡乳の共復は維圧限→ 2 担別第二帝	

図へ配一5、図へ設一55【三原燃 第 20-0695 号】
加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条~第 39 条は該当しない。
{ } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

# 追表へ設-56(6次) 天井走行クレーン(組立南5t) 仕様表(1/2)

事業	業許可との   許可番号(日付)   原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)					
対応	対応 設備・機器名称		{594} 燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン			
設置	設置場所		工場棟 組立工場 燃料集合体組立室			
機器	機器名		燃料集合体貯蔵設備 天井走行クレーン (組立南 5t)			
変更	内容		変更なし			
員数	員数		1 基			
	型式		普通型天井クレーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
般	主要な構造材		別表へ設-56【三原燃 第 20-0695 号】			
般仕様	寸法					
137	その他の構成機器		_			
	その他の	生能	_			
	取扱う核燃料物質の状態		燃料集合体、燃料棒			
技	共 核燃料物質の臨界防止		{594}			
術			[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。			
基準			<b>濃縮度 5%以下</b>			
技術基準に基づ			積載制限 燃料集合体 1 体以下/クレーン、燃料集合体輸送容器 1 基以下/ク			
基			レーン			
			[4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードに			
く設計			より安全であることが確認された範囲に制限する。			
計	計		[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。			
注 安全機能を有する施設の地盤 [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤		を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟組立工場の			
( )	B   1		走行レールに設置する。			
L	l					

# 追表へ設-56(6次) 天井走行クレーン(組立南5t) 仕様表(2/2)

	<u> </u>	7(7) 2(1) 2 (加亚出 00) [上版弘 (1/1)
技	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。
技術基準に基づく設計		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用する。
丛 淮		{594}天井走行クレーン ※1 第1類
<del>に</del>		天井走行クレーン(組立南 5t)主桁支持脚部材:
基		天井走行クレーン(組立南 5t)サドル支持脚部材:
13		※1:耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
設	津波による損傷の防止	· ·
1 '	外部からの衝撃による損傷の防止	
注	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ラッチロック式フック)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 燃料集合体が水没した状態を想定した積載数を設定する。
		[12.1-設7] 被水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下に
		おいて、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。
		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
		[14.3-設 3] 上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う内部飛来物に
		なることを防止する構造とする。
	材料及び構造	_
	搬送設備	[16.1-設1] 動力供給停止時の保持機能を有する。
		[16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する ()。
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	.–
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	-
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮しても浮き上がりの発生はなく、
		レール端部で水平方向の移動は制限され飛散することはない。
添付	図	図へ配-5、図へ設-56【三原燃 第 20-0695 号】

凡例

図へ配−5、図へ配−56 [三原際 昇20−0695 号]
 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

# 追表へ設-59(6次) シリンダ貯蔵ピット 仕様表(1/2)

事業	許可との	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)			
対応 設備・機器名称		設備・機器名称	[487] 原料貯蔵設備 シリンダ貯蔵ピット			
設置	場所		付属建物 原料貯蔵所			
機器	機器名		原料貯蔵設備 シリンダ貯蔵ピット			
変更	内容		変更なし			
員数			1式			
			コンクリート製ピット 14 基×24 貯蔵孔(336 容器分)			
_	型式		鉄筋コンクリート造 竪置式			
般	主要な構造	<b>造材</b>	別表へ設-59【三原燃 第 20-0695 号】			
般仕様	寸法(単位:mm)		(シリンダ貯蔵孔)			
148	その他の構成機器		位置決めガイド			
	その他の性能		_			
	取扱う核燃料物質の状態		UF <sub>6</sub> 固体			
技	核燃料物質	質の臨界防止	{487}			
統			[4.1-設 1] (UF <sub>6</sub> シリンダで担保)			
基			濃縮度 5%以下			
に			減速度 H/U=0.088 以下			
技術基準に基づ			[4.2-設1] 臨界計算コードで臨界安全性を確認した位置({487}シリンダ貯蔵ピット			
13			<u>内の{488}UF<sub>6</sub>シリンダの表面間隔を 30.5 cm以上確保)に UF<sub>6</sub>シリンダを貯蔵する。</u>			
く設計	記		[4.2-設6]原料貯蔵所領域に設置する。			
注			された原料貯蔵所の床スラブに設置する。			
			I			

# 追表へ設-59(6次) シリンダ貯蔵ピット 仕様表(2/2)

技	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。
術		[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。
上海		{487} シリンダ貯蔵ピット(位置決めガイド)第1類
走		部材:
技術基準に基づ		アンカーボルト: (1 箇所)計8箇所/貯蔵孔 336 貯蔵孔
1 7	津波による損傷の防止	_
設	外部からの衝撃による損傷の防止	_
計	人の不法な侵入等の防止	-
注	閉じ込めの機能	[10.1-設5] シリンダの転倒を防止する (貯蔵孔)。
~	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	_
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、
ļ		圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発
		揮できる設計とする。
l		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に
		設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	-
その	 他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強
		度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲と
		なる設計とする。
		[99-設 2] 最大貯蔵量: 515,675kgU (UF <sub>6</sub> シリンダ×336 本)
添付	Z	図へ配-6【三原燃 第 20-0695 号】

注

凡例

#### ト 放射性廃棄物の廃棄施設

#### 1. 変更の概要

申請対象構築物及び変更内容を表トー1 に、放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象機器及び変更内容を表トー2 に、申請機器の名称対比表を表トー付 1 に示す。

なお、排水貯留池(1)及び排水貯留池(2)は検査のみを行う。また、先行して申請した施設のうち 一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にてそれを引き継ぎ申請する建物及び設備・機器 をそれぞれ追表トー1及び追表トー2に示す。

# 2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及 び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 労働安全衛生法及び関係法令
- (7) 保安規定
- (8) 消防法・同施行令・告示等
- (9) 建築基準法・同施行令・告示等
- (10)日本産業規格(JIS)(日本規格協会)
- (11) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
- (12)鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
- (13) 鋼構造設計規準一許容応力度設計法一(日本建築学会)
- (14)建築基礎構造設計指針(日本建築学会)
- (15)2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書(建築研究所)
- (16)建築工事標準仕様書・同解説 (日本建築学会)

## 3. 設計条件及び仕様

(1) 排水貯留池

今回申請する排水貯留池(1)及び排水貯留池(2)は、昭和47年6月に施設検査を受検後、同年7月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

今回は排水貯留池(1)及び排水貯留池(2)を申請する。

排水貯留池に関する仕様を表ト建一1に、主要な構造材の仕様を表ト建一2に示す。

・申請範囲の概要

排水貯留池(1)及び排水貯留池(2)に関する概要を以下の図に示す。

図へ建一1:敷地内建物配置図

### (2) 付属建物廃棄物管理棟

今回申請する付属建物廃棄物管理棟の建物は、平成元年 3 月に施設検査を受検後に使用を開始している。

付属建物廃棄物管理棟に関する仕様を追表ト建一3-1に示す。

### (3) 放射線管理棟及び付属建物放射線管理棟前室

今回申請する放射線管理棟の建物は、昭和 47 年 7 月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

放射線管理棟に関する仕様を追表ト建一3-2 に、付属建物放射線管理棟前室に関する仕様を 追表ト建-3-3 に示す。

## (4) 付属建物除染室・分析室

今回申請する除染室・分析室の建物は、昭和53年2月に「施設検査合格証」を受理し使用を 開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物除染室・分析室に関する仕様を追表ト建一3-4に示す。

## (5) 付属建物第1廃棄物処理所及び付属建物第1廃棄物処理所前室

今回申請する付属建物第1廃棄物処理所の建物は、昭和52年9月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

付属建物第1廃棄物処理所に関する仕様を追表ト建-3-5 に、付属建物第1廃棄物処理所前室に関する仕様を追表ト建-3-6に示す。

#### (6) 付属建物第2廃棄物処理所

今回申請する付属建物第2廃棄物処理所の建物は、昭和59年8月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。 付属建物第2廃棄物処理所に関する仕様を追表ト建-3-7に示す。

### (7) 付属建物第3廃棄物倉庫

今回申請する付属建物第3廃棄物倉庫の建物は、昭和60年12月に「施設検査合格証」を受理 し使用を開始している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。 付属建物第3廃棄物倉庫に関する仕様を追表ト建-3-8に示す。

## (8) 設備・機器

今回申請する設備・機器の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査または使用 前確認合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は 健全に維持している。

平成 15 年 12 月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う旨が

示され、これに基づき、平成 16 年を起点として長期保全計画を策定し、以降 10 年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきている。

今回申請する設備・機器に関する仕様を表ト設一気 1~10、表ト設一液 1~17 及び表ト設一固 1~26 に、配置を図ト配一気 1、図ト配一液 1 及び図ト配一固 1 に示す。これら設備・機器のうち、検査・分析機器、ファン・ポンプ等の汎用機器、電気計装機器等、劣化・消耗等により交換の必要がある汎用品については、交換等を実施した場合、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認し、設工認申請や使用前確認は実施しないものとする。ただし、これら交換等の実施方法及び確認事項については別途要領を定め、その内容並びに事業者の確認結果について、施設定期検査(定期事業者検査)、保安検査等を通じて確認を受けるものとする。

また、先行して申請した設備・機器のうち一部の機能・性能を次回以降申請として、本申請にて引き継ぎ申請する設備・機器の仕様表を追表ト-2に示す。

表ト-1 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象構築物及び変更内容

施設区分	名称	員数	変更内容
屋外	排水貯留池(I)	1 基	変更なし
	排水貯留池(2)	1基	変更なし

表ト-2 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象機器及び変更内容(1/2)

施設区分	名称	į	<b>数</b>	変更内容
気体廃棄設備(4)	給気ファン	1	式	変更なし
	排気ファン	1	式	変更なし
	高性能エアフィルタ	1	式	改造
	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	1	式	変更なし
	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	1	式	改造
	給気ダクト・ダンパ*1	1	式	改造
	給気ダクト・ダンパ*1	1	式	改造
	排気ダクト・ダンパ*1 (部屋、設備〜高性能エアフィル タ)	1	式	改造
	排気ダクト・ダンパ* <sup>1</sup> (部屋、設備〜高性能エアフィル タ)	1	式	改造
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ〜排気塔)	1	式	改造
廃液処理設備(3)	廃液貯槽(洗浄工程)	1	基	改造
	沈殿槽	1	基	改造
	遠心ろ過機	1	基	改造
	液受槽(1)	1	基	改造
	ろ過機	1	基	改造
	液受槽(2)	1	基	改造
*	集水槽(チェック)	2	基	改造
	イオン交換塔	2	基	改造
	液受槽(3)	1	基	改造
	乾燥機	1	基	改造
	フードボックス	1	基	改造
-	廃液貯槽(チェック)	2	基	改造
	廃液処理室回収ピット	1	基	改造
	堰(廃液貯槽(洗浄工程))	1	式	新設
	測定室回収ピット	1	基	改造
	排水貯留設備	2	式	改造
保管廃棄設備	保管棚	3	基	改造、変更なし

\*1: 給気ダクト・ダンパ、排気ダクト・ダンパ (部屋、設備~高性能エアフィルタ) は2つ の仕様表にて申請のため、各々2つ申請対象機器として記載。

表ト-2 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象機器及び変更内容(2/2)

施設区分	名称	員	数	変更内容
焼却設備	焼却炉	1	基	改造
	サイクロン	1	基	変更なし
	フラッシュチャンバ	1	基	改造
	イオン交換材混合機	1	基	変更なし
	イオン交換材成型機	1	基	変更なし
	ピット	1	基	改造*2
	クレーン(第1廃棄物処理所前室)	1	基	新設
固体廃棄物	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス	1	基	改造
処理設備	破砕機	1	基	改造
	クレーン(第2廃棄物処理所)	1	基	改造
	ドラム缶用廃棄物プレス	1	基	改造
除染設備	超音波洗浄機	2	基	改造、変更なし
	廃水中和設備	1	式	改造、変更なし
	分別・解体フード	1	式	改造
	水洗槽	1	基	変更なし
	切断フード	1	基	変更なし
	排水受槽	1	基	改造
	乾燥機	3	基	改造、変更なし
	ブラスト装置	2	基	改造
	クレーン (除染室(2))	1	基	改造*3
	解体用フードボックス	1	式	変更なし
	切断機	2	基	改造、変更なし
保管廃棄設備	廃棄物貯蔵設備(1)	1	式	改造
	ドラム缶ウラン量測定装置	1	基	改造
	クレーン (廃棄物一時貯蔵所)	1	基	改造*3
	クレーン (放射線管理棟前室)	1	基	新設

\*2:既設の集水槽を撤去し、新規に製作し設置する。

\*3: 既設を撤去し、新規に製作し設置する。

表トー付1 申請機器名称対比表 (放射性廃棄物の廃棄施設) (1/3)

	安全機能を有する施設			
事業許可 ※是 注1)	既設工認申請書・機器名称	本設工認申請書・機器名称		
番号 注1)	(既設工認名称)	(本設工認名称)		
666				
667		給気ファン		
675				
666				
668		 		
675		排気ファン		
678				
666		古地化・マフ・ルカ		
669		高性能エアフィルタ		
666	・                 	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)		
670	付属建物第3核燃料倉庫の気体廃棄物の 廃棄記(供注2)	福気逆弧切丘ダンハ (産外との境外部)		
666	廃棄設備 <sup>注 2)</sup>	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)		
671				
666		給気ダクト・ダンパ		
672				
676				
666				
673		排気ダクト・ダンパ (部屋、設備~高性能エアフィルタ)		
677				
666		排気ダクト・ダンパ		
674		(高性能エアフィルタ〜排気塔)		
727	· 廃液貯槽	京公元中·大井 (沙什)為 丁 壬口)		
728		廃液貯槽(洗浄工程)		
729	沈殿槽	· 〉 於 配 · 本		
730	<i>化</i> - / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	沈殿槽		
731	遠心ろ過機	遠心ろ過機		
732		游巫墉 (1)		
733	· 液受槽	液受槽(1)		
734	ろ過機	ろ過機		
735	游巫塘			
736	· 液受槽	液受槽(2)		

注1)事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注 2) 既設工認申請書には「気体廃棄物の廃棄設備」のみ記載されている。

表トー付1 申請機器名称対比表(放射性廃棄物の廃棄施設)(2/3)

	安全機能を有する施設			
事業許可	既設工認申請書・機器名称	本設工認申請書・機器名称		
番号 注1)	(既設工認名称)	(本設工認名称)		
737	## 1.14t	# 1.1# ( or b)		
738	· 集水槽 	集水槽(チェック) 		
739	ノよいた松井里	7.4.7. 大格世		
740	- イオン交換装置 	イオン交換塔 		
741	   液受槽	液受槽(3)		
742	11文文作	1(文)		
743	乾燥機	乾燥機		
744	フードボックス	フードボックス		
745	   廃液貯槽(チェック)	   廃液貯槽(チェック)		
746	が	<b>かれなれて日(ケエファ)</b>		
747	   回収ピット	   廃液処理室回収ピット		
748	四秋C フト	光郎及母主四収しット		
749	_	堰(廃液貯槽(洗浄工程))		
750	   ピット	測定室回収ピット		
751		例に至回収しット		
777	排水貯留池	排水貯留設備		
778				
779	保管棚	保管棚		
780		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
781	_			
782	焼却炉			
783	投入装置			
784				
785		焼却炉		
786	焼却炉			
787				
788				
789	   サイクロン	サイクロン		
790				

注1)事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

表トー付1 申請機器名称対比表 (放射性廃棄物の廃棄施設) (3/3)

事業許可	安全機能を有する施設			
<del>事来</del> 計り 番号 <sup>注1)</sup>	既設工認申請書・機器名称	本設工認申請書・機器名称		
笛 ク	(既設工認名称)	(本設工認名称)		
791	フラッシュチャンバー	フラッシュチャンバ		
793	イオン交換材混合機	イオン交換材混合機		
794	イオン交換材成型機	イオン交換材成型機		
795	-	, , ,		
796	_	ピット		
798	_	クレーン (第1廃棄物処理所前室)		
799				
800	廃棄物プレス 	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス 		
801	T-h-T-h 141/	7 to 7 to 144		
802	破砕機 	破砕機		
803		クレーン(第2廃棄物処理所)		
804	廃棄物圧縮機	ドラム缶用廃棄物プレス		
805	超音波洗浄機①②	超音波洗浄機		
806	廃水中和設備 中和槽	·		
807	,   廃水中和設備 廃水受槽	rts 1 -tr = 0.44		
	   廃水中和設備 ろ液受槽	廃水中和設備 		
	遠心分離機			
808	分別・解体フード	分別・解体フード		
809	水洗槽	水洗槽		
810	切断フード	切断フード		
811	LIL 1. 77 Let	LIL 1. 77 L#		
812	排水受槽 	排水受槽 		
813	_	乾燥機		
814	_	ブラスト装置		
815	電動ホイスト	クレーン (除染室(2))		
816	解体用フードボックス	解体用フードボックス		
817	_	切断機		
818	_	廃棄物貯蔵設備(1)		
819	_	ドラム缶ウラン量測定装置		
820	_	クレーン (廃棄物一時貯蔵所)		
821	_	クレーン (放射線管理棟前室)		

注1)事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

追表トー1 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象建物

設置場所	名称	員数	仕様表番号
屋外	付属建物廃棄物管理棟	1式	追表ト建-3-1
			<sup>注</sup> (1次申請:表ト-1)
	放射線管理棟	1式	追表ト建-3-2
	·		注 (4 次申請:表ト建-1-1)
	付属建物放射線管理棟前室	1式	追表ト建一3-3
			<sup>注</sup> (4 次申請:表ト建-1-2)
	付属建物除染室・分析室	1式	追表ト建一3-4
			<sup>注</sup> (4 次申請:表ト建-1-3)
	付属建物第1廃棄物処理所	1式	追表ト建-3-5
			<sup>注</sup> (6 次申請:表ト建-1-1)
	付属建物第1廃棄物処理所前室	1式	追表ト建-3-6
			<sup>注</sup> (6 次申請:表ト建-1-2)
	付属建物第2廃棄物処理所	1式	追表ト建-3-7
			<sup>注</sup> (6 次申請:表ト建-1-3)
	付属建物第3廃棄物倉庫	1式	追表ト建-3-8
			注 (6 次申請:表ト建-1-4)

注:申請時の仕様表番号

追表ト-2 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象設備・機器(1/3)

施設区分	名称	員数	仕様表番号
廃液処理設備(5)	凝集沈殿槽(1)	1 基	追表ト設-1(4次)
	<b>凝集沈殿槽(2)</b>	1 基	追表ト設一2(4次)
	凝集沈殿槽(3)	1 基	追表卜設一3(4次)
	遠心分離機	1 基	追表卜設一4(4次)
	ろ液受槽(1)	1 基	追表ト設一5(4次)
	ろ液受槽(2)	1 基	追表ト設一6(4次)
	ろ液受槽(3)	1 基	追表卜設一7(4次)
	ろ過機(1)	1 基	追表卜設一8(4次)
	ろ過機(2)	1基	追表ト設-9 (4次)
	チェックタンク(1)	1基	追表ト設-10(4次)
	チェックタンク(2)	1基	追表ト設-11(4次)
	チェックタンク(3)	1 基	追表ト設-12(4次)
	イオン交換装置	1 基	追表卜設一13(4次)
廃液処理設備(6)	チェックタンク(1)	1 基	追表ト設-15(4次)
	チェックタンク(2)	1 基	追表ト設-16(4次)
_	チェックタンク(3)	1 基	追表ト設-17(4次)

追表ト-2 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象設備・機器(2/3)

施設区分	名称	員数	仕様表番号
気体廃棄設備(1)	スクラバ	2 基	追表ト設-1(5次)
	(蒸発・加水分解系統)		
	排気ファン	1式	追表ト設一気4(6次)
	排気ファン	1式	追表ト設一気5(6次)
	排気ファン	1式	追表ト設一気6(6次)
	スクラバ	4 基	追表ト設ー気 15 (6 次)
	(焙焼・還元炉、乾燥機系統)		
	水スクラバ	1 基	追表ト設ー気 18 (6 次)
	(ウラン回収第1系列系統)		
	アルカリスクラバ	1 基	追表ト設ー気 19(6次)
	(ウラン回収第1系列系統)		
	排ガス冷却装置	1基	追表ト設一気 20 (6 次)
	(ウラン回収第1系列系統)		
	コンデンサ	1基	追表ト設ー気 21 (6 次)
	(ウラン回収第1系列系統)		
	スクラバ	1基	追表ト設ー気 22 (6 次)
	(ウラン回収第2系列系統)		
	スクラバ (分析系統)	1 基	追表ト設一気 25 (6 次)
気体廃棄設備(2)	排気ファン	1式	追表ト設一気 31 (6 次)
気体廃棄設備(3)	排気ファン	1式	追表ト設一気 44(6次)
気体廃棄設備(5)	排気ファン	1式	追表ト設一気 64 (6 次)
気体廃棄設備(6)	排気ファン	1式	追表ト設一気 75 (6 次)

追表ト-2 放射性廃棄物の廃棄施設の申請対象設備・機器(3/3)

施設区分	名称	員数	仕様表番号
廃液処理設備(1)	転換第1廃液貯槽	1基	追表ト設一液1(6次)
	洗浄液受槽	1 基	追表ト設一液2(6次)
	洗浄液バグフィルタ	2 基	追表ト設一液3(6次)
	ろ液受槽	1 基	追表卜設一液4(6次)
	ろ液バグフィルタ	2 基	追表ト設一液5(6次)
	地下集水槽	2 基	追表ト設一液 6(6 次)
	転換第2廃液貯槽	1 基	追表ト設一液7(6次)
	混合槽	1基	追表ト設一液8(6次)
	集水槽(チェック)	3 基	追表ト設ー液9(6次)
	廃液貯槽(ウラン回収(第1系 列)系統)	1 基	追表卜設一液 10 (6 次)
廃液処理設備(4)	貯留タンク	2 基	追表ト設-液11(6次)
	貯留タンク(チェック)	3 基	追表ト設-液 12(6次)
	ろ過機	1 基	追表ト設一液 13 (6 次)
	ろ液受槽	1 基	追表ト設ー液 14(6次)
	集水ピット	1基	追表ト設ー液 16(6次)

## 4. 工事の方法

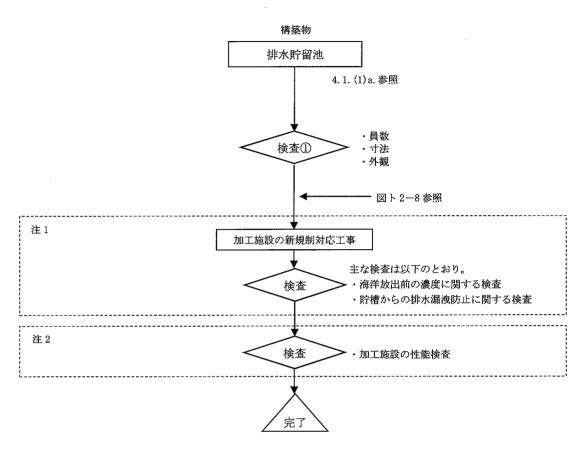
本申請に係る工事において、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

# 4. 1. 排水貯留池

# (1) 手順

今回申請の排水貯留池(1)及び(2)は改造工事を伴わない。以下に示す手順(図ト1-1参照)により検査を行い適合の確認を実施する。また、排水貯留池の工事番号とその検査の方法を a. に示す。

- a. 排水貯留池(1)及び(2)の検査:排水貯留池(1)及び(2)の検査をする。 排水貯留池(1)の配置を図ト建-1に、排水貯留池(2)の配置を図ト建-2に示す。
  - 1) 排水貯留池について I-2の検査を実施する。
  - 2) 検査の合格をもって完了とする。



図ト1-1 排水貯留池(1)及び(2)の検査フロー図

(凡例)

: 製作工程、工事

< > : 検査

注1:排水貯留池(1)及び(2)以外の 建物・構築物及び設備・機器で 安全機能を担保している条項に 関する工事及び検査を行う。

注2:加工施設の性能検査について は、I-2検査の項目及び方法 の3.項に示す。

# (2) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

# (3) 検査及び試験

検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表1-1(1/4)に、検査の方法を表1-3-3に示す。

### 4. 2. 設備・機器

#### 4. 2-1. 液体、固体廃棄物の廃棄設備

#### (1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を 行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図イ 2-1、図ト 1-1、図ト 2-1〜図ト 2-6 に示す。 建物工事及び準備工事詳細については、先行した設工認申請(原規規発第 1904115 号、原規規発 第 2003279 号、原規規発第 2008051 号、原規規発第 2102254 号)に示している。

工事の範囲及び本工事の影響範囲に核燃料物質はない。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り 替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また負圧維持のため 必要がある場合は、隣接する建物の気体廃棄設備を運転し、各建物との境界扉を開放すること で、負圧維持、閉じ込めを維持する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。局所排気系統のダクトを取り外す場合には、当該局所排気系統に接続する設備・機器は使用禁止とする。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

工事中、申請対象施設には核燃料物質が存在しないため安全機能を維持する必要がない。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。撤去する設備・機器のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、2000ドラム缶に収納できる形に解体する。2000ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。なお第2種管理区域内での工事において、不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定(第75条の3)に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。

### a. 新設する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-7参照)。

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 5) 部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及び I 2の検査を実施する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

### b. 改造を実施する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-8参照)。

- 1) 部品の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 2) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 4) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。

- 5) 設備・機器の移設または必要に応じて取り外し設備の復旧後、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、施工工事及び I 2の検査を実施する。不要となった部品は撤去する。
- 6) 検査の合格をもって完了とする。

## c. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う(図ト2-9参照)。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器について I-2の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

#### (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種 要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の 立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響 を軽減する。

## b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するととも に、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施 する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が 想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスク アセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

# c. 入退域·放射線管理

・管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入 口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

### d. その他

・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

### e. 緊急時の対応

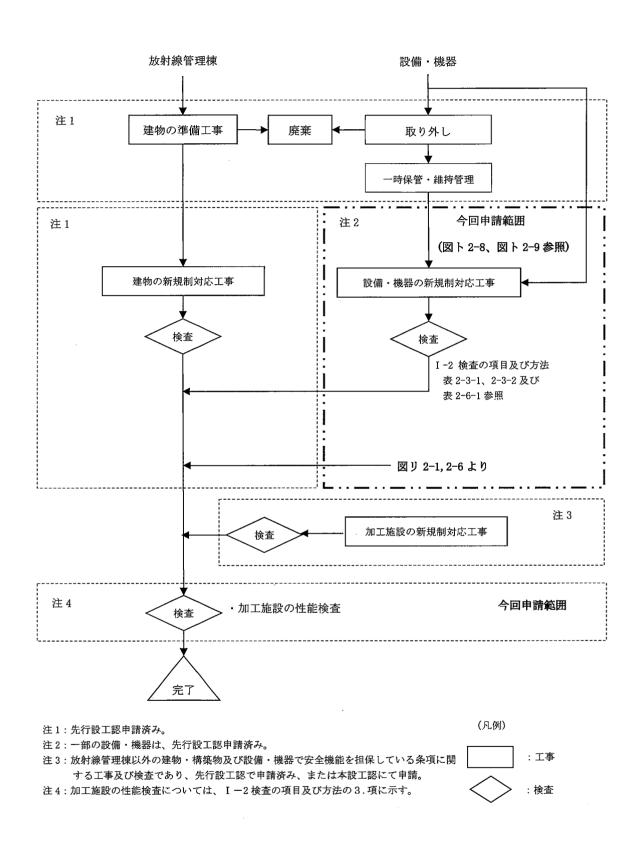
- ・現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

# (3) 品質保証計画

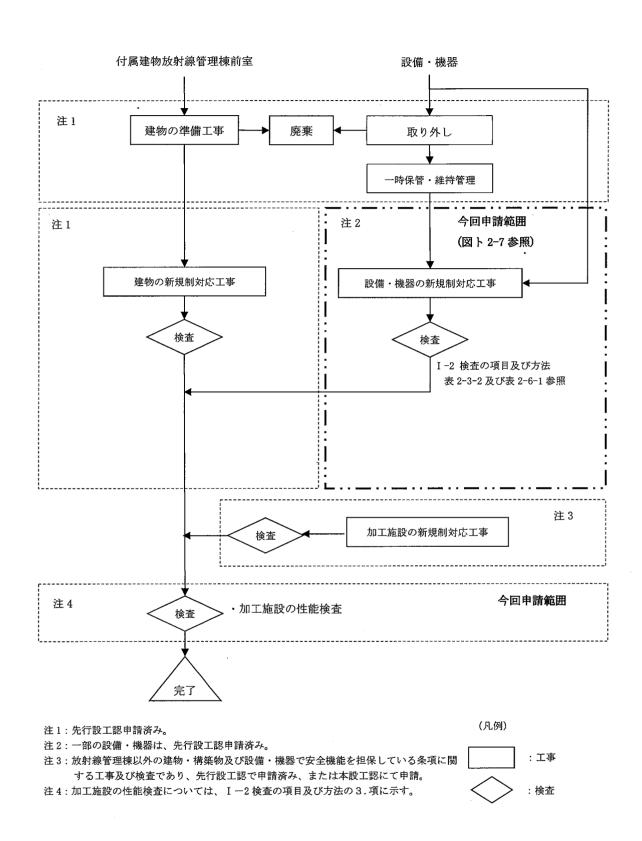
本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保 証計画書」に従い実施する。

# (4) 検査

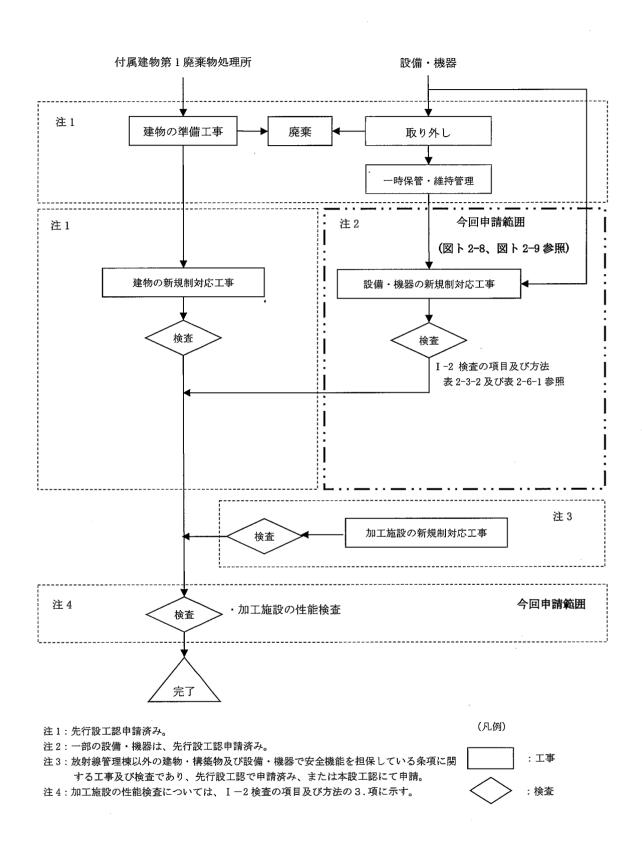
検査の項目を「I-2 検査の項目及び方法」の表2-3-1、2-3-2に、検査の方法を表2-6-1に示す。



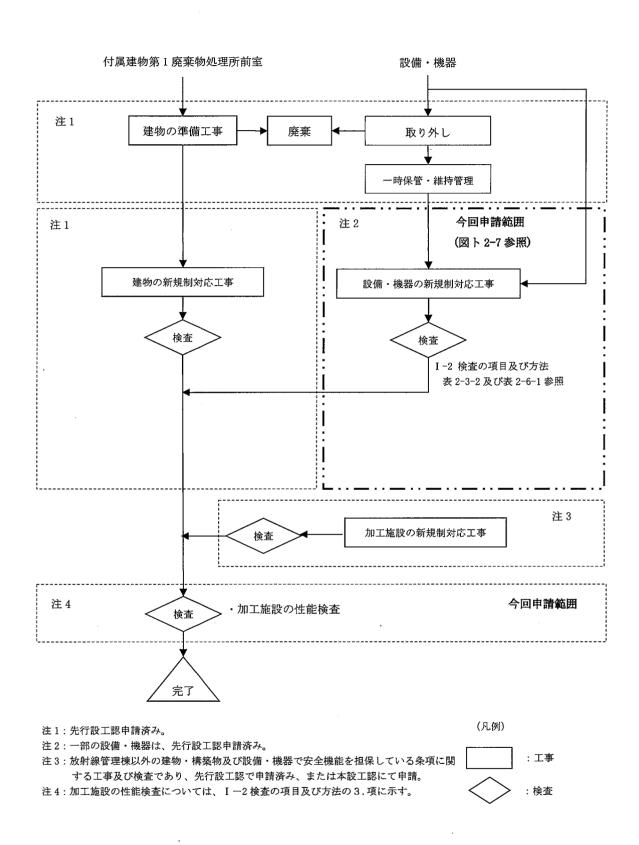
図ト2-1 建物工事と設備工事との関係図(放射線管理棟)



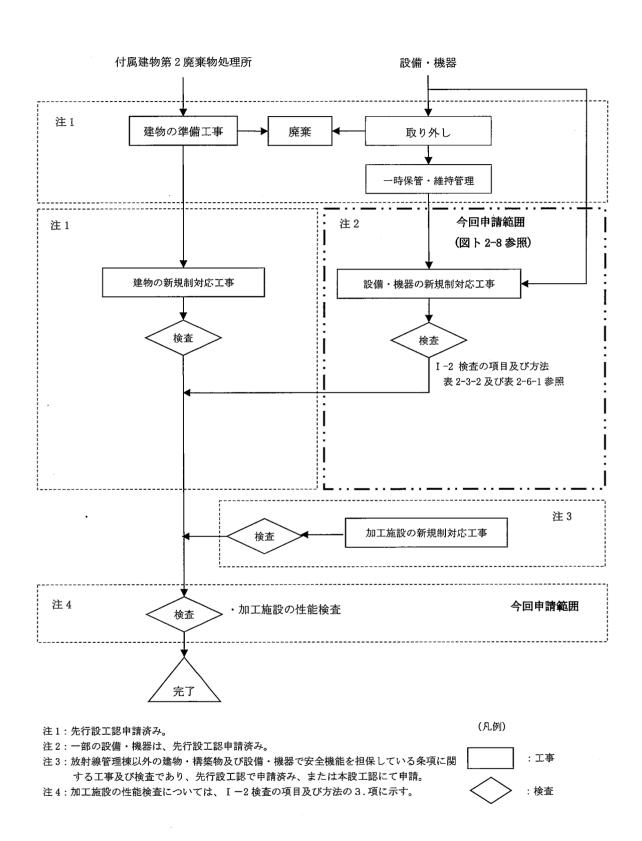
図ト2-2 建物工事と設備工事との関係図(付属建物放射線管理棟前室)



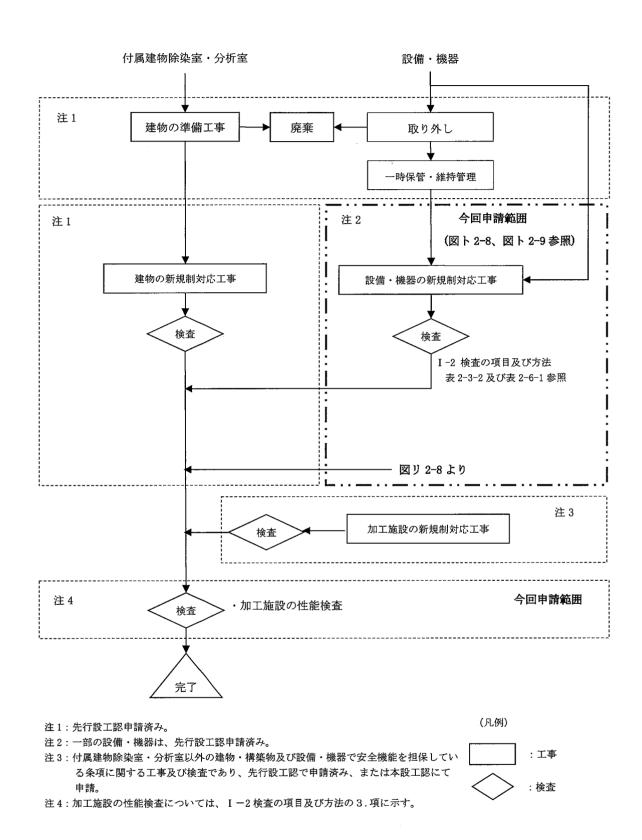
図ト2-3 建物工事と設備工事との関係図(付属建物第1廃棄物処理所)



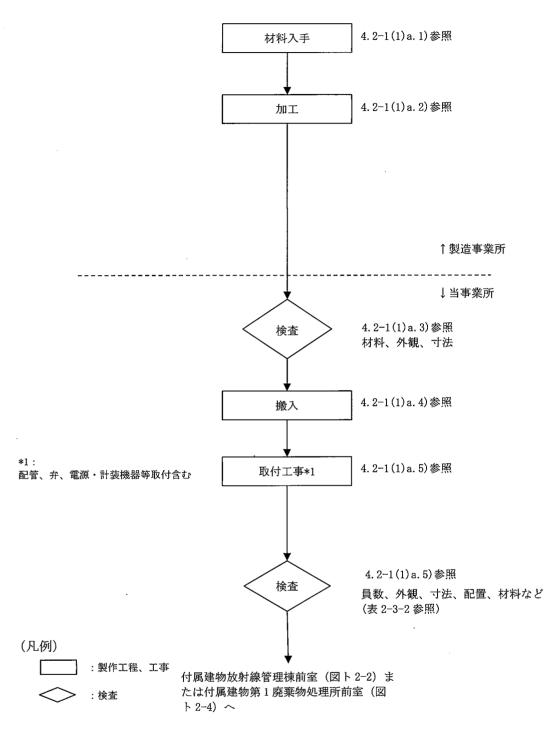
図ト2-4 建物工事と設備工事との関係図(付属建物第1廃棄物処理所前室)



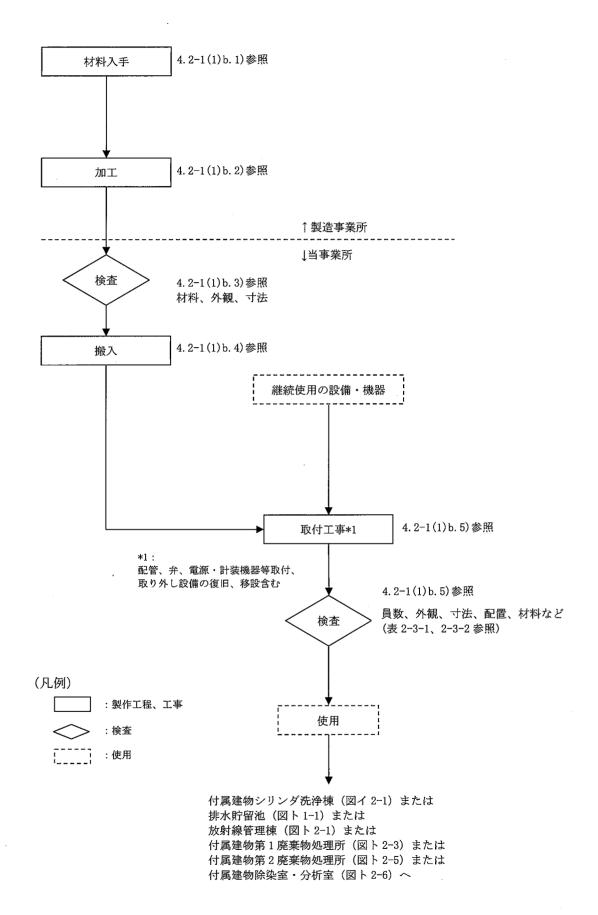
図ト2-5 建物工事と設備工事との関係図(付属建物第2廃棄物処理所)



図ト2-6 建物工事と設備工事との関係図(付属建物除染室・分析室)



図ト2-7 工事の手順フロー図 (新設する設備・機器)



図ト2-8 工事の手順フロー図(改造する継続使用の設備・機器)

# 変更しない設備・機器 (継続使用の設備・機器) 当事業所 継続使用 5. 参照 4. 2-1(1) c. 1) 参照 員数、外観、寸法、配置、材料など (表 2-3-1、2-3-2 参照) 使用

放射線管理棟(図ト2-1)または 付属建物第1廃棄物処理所(図ト2-3)または 付属建物除染室・分析室(図ト2-6)へ



図ト2-9 工事の手順フロー図(変更しない継続使用の設備・機器)

### 4. 2-2. 気体廃棄物の廃棄設備

### (1) 手順

今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を 行う。また、変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。

また、建物工事と設備・機器の工事の関係を図へ1-1に示す。

付属建物第3核燃料倉庫貯蔵室(2)のペレット貯蔵棚と保存燃料棒貯蔵棚に核燃料物質が保管されているため、工事エリアから離れていない場合には、周囲を養生材で囲む、又は工事範囲から隔離することにより、核燃料物質に影響を与えないようにする。工事中は気体廃棄施設の運転を行い、負圧維持する。

工事中は、工場室内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り 替えをしながら運転を行い、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。

設備・機器を取り外したダクトに対しては閉止措置を行うが、第1種管理区域の負圧維持の ために継続使用する系統のダクトについては閉止措置を行わず継続使用する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄(解体撤去)に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。

本工事では、床を掘削する工事、建物に開口を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

配管、ケーブルが建物壁を貫通する場合には、貫通部には必要な養生を行う。

取り外しする設備・機器のうち、再利用しないものは撤去する。撤去する設備・機器のうち、第1種管理区域にある核燃料物質で汚染されたものは、放射性固体廃棄物として、2000 ドラム缶に収納できる形に解体する。2000 ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、保管廃棄設備に搬送し、保管する。

### a. 新設又は改造する設備・機器の工事手順

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-10-1及び図ト2-10-2参照)

- 1) 取り外し対象の機器・設備について、固定しているボルト等を外して取り外しを行う。 継続使用する工場内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統のダクト等は機器・設備を取り外した状態で一時的に使用する。
- 2) 第1種管理区域内で取り外した機器・設備を再度使用する場合は、必要に応じて除染し、付属建物第3核燃料倉庫内に一時保管する。
- 3) アンカーボルト等の補強部材、機器、ダクト、ダンパ等(本項では以下「部品」と記載) の機器の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手する。
- 4) 当事業所より提出した製作図を基に部品の製作加工を実施する。
- 5) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。
- 6) 検査合格後、当事業所の工事実施場所に搬入する。
- 7) 設備・機器の移設、部品(設備・機器等及び設備・機器間の配管)の取付け、復旧、施工工事(所定系統への接続含む)及びI-2の検査を実施する。継続使用する工場内の第1種管理区域の閉じ込めに必要な系統のダクト等は、性能検査を行うまで機能を維持し、検査終了後に使用を開始する。
- 8) 検査の合格をもって完了とする。

### b. 変更しない設備・機器の工事手順

当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみ行う(図ト2-11-1及び図ト2-11-2参照)。

- 1) 必要に応じて取り外し設備の復旧後、各設備・機器について I-2の検査を実施する。
- 2) 検査の合格をもって完了とする。

### (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種 要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の 立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響 を軽減する。

### b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するととも に、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施 する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が 想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。
- ・第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。 第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場 所にて保管する
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスク アセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

### c. 入退域·放射線管理

・管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入 口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

### d. その他

・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

### e. 緊急時の対応

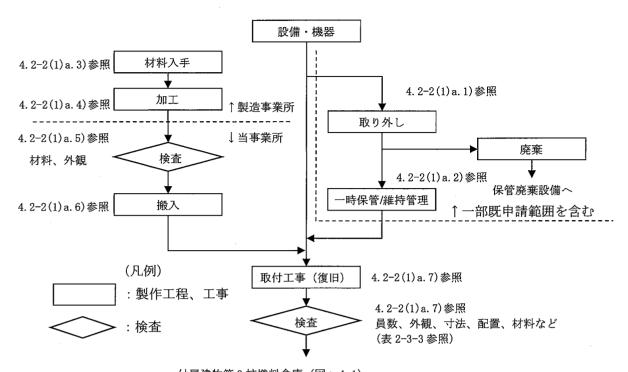
- ・現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

### (3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、「保安品質保 証計画書」に従い実施する。

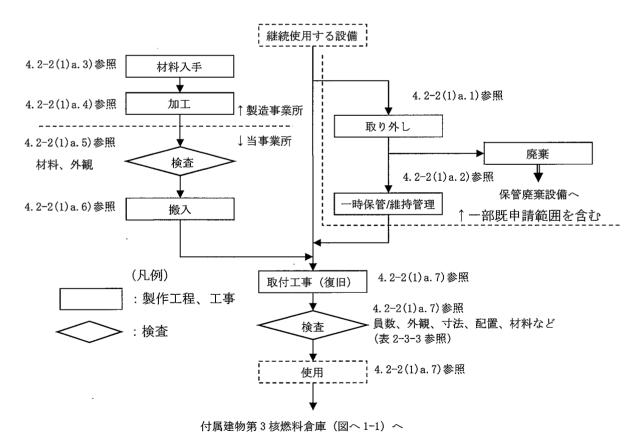
# (4) 検査

検査の項目を「I-2検査の項目及び方法」の表 2-3-3 に、検査の方法を表 2-6-1 に示す。

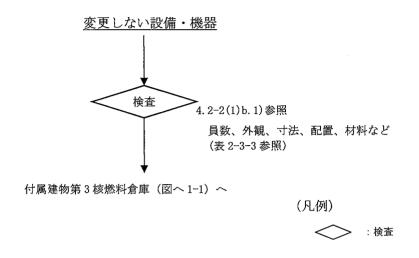


付属建物第3核燃料倉庫(図へ1-1)へ

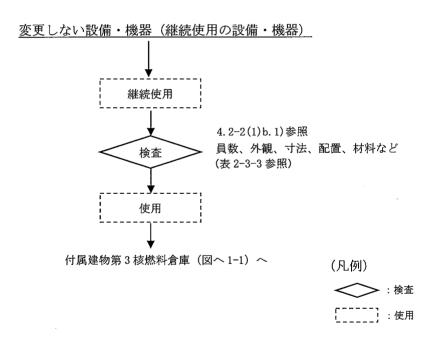
図ト2-10-1 工事の手順フロー図(新設又は改造する設備・機器)



図ト2-10-2 工事の手順フロー図(新設又は改造する継続使用の設備・機器)



図ト2-11-1 工事の手順フロー図(変更しない設備・機器)



図ト2-11-2 工事の手順フロー図(変更しない継続使用の設備・機器)

### 5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

排水貯留池は、海洋放出前の濃度確認機能を有していることなど、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

気体廃棄設備(4)については、管理区域の閉じ込め機能の維持のため、経過措置期限後の新規 制対応工事中も継続使用する。

廃液処理設備(3)は、加工施設の維持管理に不可欠な管理区域内の手洗い等で発生した排水を 貯留及び処理するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。保管廃棄設備(液 体廃棄物の廃棄設備)は、分析廃液等を保管廃棄するため、経過措置期限後の新規制対応工事中 も継続使用する。焼却設備は、管理区域内で発生した廃棄物を減容するため、経過措置期限後の 新規制対応工事中も継続使用する。固体廃棄物処理設備は、管理区域内で発生した高性能エアフィルタ等の廃棄物を圧縮減容するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。除 染設備は、廃棄物を除染するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。除 染設備は、廃棄物を除染するため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。保管廃 棄設備(固体廃棄物の廃棄設備)は、廃棄物を収納したドラム缶を搬送するため、経過措置期限 後の新規制対応工事中も継続使用する。なお、工事を伴う気体廃棄設備(4)、廃液処理設備(3)、 保管廃棄設備(液体廃棄物の廃棄設備)、焼却設備、固体廃棄物処理設備、除染設備、保管廃棄 設備(固体廃棄物の廃棄設備)は、工事を行うまでは既設の設備を使用し、工事完了後は使用前 事業者検査の合格をもって使用する。

排水貯留池は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

気体廃棄設備(4)、廃液処理設備(3)、保管廃棄設備(液体廃棄物の廃棄設備)、焼却設備、固体廃棄物処理設備、除染設備、保管廃棄設備(固体廃棄物の廃棄設備)は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

### 表卜建一1 排水貯留池 仕様表(1/2)

			1 年 1 1770年1日10 日本本文 (1/2/
事業許可との対応 許可番号 (日付)		許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称		{776} 排水貯留池
設置場所			敷地内建物配置図(図へ建-1-1)参照
機器名			排水貯留池
			・排水貯留池(1)
			· 排水貯留池(2)
変更	内容		変更なし
員数	:		2 基
	型式		
般			基礎:直接基礎
般仕様			排水貯留池(2):鉄筋コンクリート造
様		·	基礎 : 直接基礎
	主要な構造材		表ト建一2に示す
	寸法(単位:□	n)	排水貯留池(1): (内寸)
	1 that (1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	-/	排水貯留池(2): (内寸)
			排水貯留池(1)、(2)容量:各々約 400m³
	7 0 14 - 14 51	26 00	
}	その他の構成権	<b>发奋</b>	_
	その他の性能	加度の生態	
<del></del>	取扱う核燃料物質の状態 核燃料物質の臨界防止		<u>-</u>
技術基準に基づく設計			
基	女生機能を有る	する施設の地盤	[5.1-建1]  - ウム燃やさなみでが到る効果より体験、排放機は、白金及が多数はの基金体に加え
準			安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、
に			耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分
ゔ゙			な支持性能を有する地盤に設置する。
5			21377 [2
計			十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持
(注			- 底版:鉄筋コンクリート - 基準・売校基準
(뜨	±		- 基礎:直接基礎
			- 支持地盤 - 大特地台、月期計算内上 第 50 N/ 2 N/ 1
			支持性能:長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上
			地盤種類:ローム層
			[5.1-建2]
			排水貯留池は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震
			力が作用した場合においても十分に支持される。
	地震による損傷の防止		[6.1-建1]
	地展による頂物が内止		<ul> <li>耐震重要度分類第3類</li> </ul>
			□ 排水貯留池 {776}
			かんなり 田(で(いる)
			[6.1-建 3]
			建物・構築物の耐露重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、そ
			れより上位の分類とするため、排水貯留池の耐震重要度分類は第3類とする。
			[6.1-建 5]
			• 位置、構造、寸法、材料:表ト建一2、図ト建一1、2参照
			<ul> <li>一次設計</li> </ul>
			<ul><li>建築基準法施行令第八十八条に規定される係数(地下部 0.1)に耐震重要度</li></ul>
			分類第3類の割増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(地下部0.1G)を与
			えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力
			以下となる構造とする。
	津波による損化	傷の防止	[7.1-建1]
	(中成になる)以際で別正		事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海抜約
			30m~32m の高台に立地している。
—			

### 表 ト建一1 排水貯留池 仕様表(2/2)

技	外部からの衝撃による損傷の防	[8.1-建2]
技術基準に基づく設計	止	(洪水)
準		事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫
に其		の影響のおそれのない海抜約 30m~32m の高台に立地している。
一づ		[0 4 7th a]
く		[8.1-建 6]
計		(地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の
(注		争来計判に記載のとおり、果体性供水・工砂灰器ハサートマックに基づく工砂灰器の   発生のない場所に立地している。
Œ		光生のない場別に立地している。
		[8.2-建3]
		(ダムの崩壊)
		事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の
		竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海抜約 30m~32m の高台に立地している。
		[8.2-建 4]
		(船舶の衝突)
		事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地
		している。
	人の不法な侵入等の防止	_
	閉じ込めの機能	
	火災等による損傷の防止	[11. 3-建 1]
		排水貯留池の主要構造部は、不燃性材料を使用する。
		· 材料
		主要構造材を表ト建一2に示す。
	溢水による損傷の防止	
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-建 1]
		通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧環境下において、必要な安全機
		能を発揮する。
		「14 O 2中 1]
		[14.2-建 1]   検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
		快宜又は武被及び休寸又は修理ができ、作業者の並入りが谷勿な物別に故直する。 
	材料及び構造	_
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	<b>廃棄施設</b>	[20.1-建1]
		各廃液処理設備で放射性物質の濃度を確認された廃液を、排水口から専用排水管によ
		り海洋に放出する前に貯留する。
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
	他事業許可で求める仕様	_
添付	図	図へ建-1-1 敷地内建物配置図
		図ト建一1 排水貯留池(1) 詳細図
		図ト建一2 排水貯留池(2) 詳細図

- 注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
- 凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  - [ ] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
    - (例) [4.1-建1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。 [99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

# 表ト建一2 排水貯留池 主要な構造材の仕様表

構築物の種類	(1)排水貯留池(1) 構造:鉄筋コンクリート 壁:鉄筋コンクリート 底版:鉄筋コンクリート 基礎:直接基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度 50kN/㎡以上、短期許容応力度 100kN/㎡以上のローム層 (2)排水貯留池(2) 構造:鉄筋コンクリート造 壁:鉄筋コンクリート 底版:鉄筋コンクリート 基礎:直接基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度 50kN/㎡以上、短期許容応力度 100kN/㎡以上のローム層
主要な構造材	<ul> <li>(1)排水貯留池(1)</li> <li>①鉄筋コンクリート</li> <li>・鉄筋: JIS G3112に定める鉄筋</li> <li>・コンクリート: JIS A5308に定めるコンクリート</li> <li>・既設躯体全般: 設計基準強度 17.6N/mm²</li> <li>②壁: 上記の鉄筋コンクリート</li> <li>③底版: 上記の鉄筋コンクリート</li> <li>(2)排水貯留池(2)</li> <li>①鉄筋コンクリート</li> <li>・鉄筋: JIS G3112に定める鉄筋</li> <li>・コンクリート: JIS A5308に定めるコンクリート</li> <li>・既設躯体全般: 設計基準強度 17.6N/mm²</li> <li>②壁: 上記の鉄筋コンクリート</li> <li>③底版: 上記の鉄筋コンクリート</li> </ul>
基本仕様	(1)排水貯留池(1) ①鉄筋コンクリート 壁厚:mm (上端部)、mm (下端部) 底版:mm 鉄筋: (2)排水貯留池(2) ①鉄筋コンクリート 壁厚:mm (上端部)、mm (下端部) 底版:mm 鉄筋:

(参考)

排水貯留池(1)詳細図:図ト建-1 排水貯留池(2)詳細図:図ト建-2

追表ト建一3-1 付属建物廃棄物管理棟 仕様表(1次申請:表ト-1)(1/3)

<b>验</b>		原组织 第 1711011 号 (平成 29 年 11 日 1 日付)
	番号(日付) ・機器/建物名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {877} 付属建物 廃棄物管理棟
改備	10.2. (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	{877}
		{890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放达設備   {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備
		{890, 893} 非常用設備 非常用速報設備 通信運輸設備   {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓
		{894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器
		[ [899, 900] 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備
		{899, 901} 非常用設備   自動火災報知設備   警報設備
		{902, 903} 非常用設備   緊急対策設備   非常灯
		[ \{\(\gamma\)\
		{902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置	場所	敷地内建物配置図(図トー1)参照
建物		廃棄物管理棟
変更	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	新設
員数		1式
一	型式	鉄骨鉄筋コンクリート造、平屋建、屋根の仕様 (RC)
般	_ <u>=ス</u> 主要な構造材	柱: 鉄骨鉄筋コンクリート
仕様	· 그 숏 '6개발/보기기	基礎、床、壁:鉄筋コンクリート
様		梁: 鉄骨、鉄筋コンクリート
		屋根:鉄筋コンクリート
	寸法 (単位:m)	延べ床面積約 2, 250 ㎡
	その他の構成機器	
	その他の性能	_
	取扱う核燃料物質の状態	
	核燃料物質の臨界防止	_
技		   「4 1_1] 自動业 ( 報知設備な設器 ( 成知器 / 価) · 20 / 囲)
技術基準に基づく設計	火災等による損傷の防止	[4.1-1]自動火災報知設備を設置(感知器(煙):38個) [4.1-2] 手動で火災信号を発信する発信機(P 刑)を設置(2 個)
準		[4.1-2]手動で火災信号を発信する発信機(P型)を設置(2個)
基		[4.1-3]消火器を設置(粉末消火器 10 型:15 本)
ゔ		[4.1-4]屋外消火栓設備を設置(2 基、ホース 20m×4 本)
ション		[4.3-3]廃棄物管理棟は不燃性材料を使用する設計 [4.3-4]防ル区画を設けて延嵘を防止し、建物からのウランの遅えいを防止する設計
計		[4.3-4]防火区画を設けて延焼を防止し、建物からのウランの漏えいを防止する設計
注		[4.3-5]防火壁、防火扉、防火シャッタを設置
(E)	•	[4.3-6]火災区域を設定(Q1(保管室(1)、測定室(1)、測定室(2)):耐火時間 1.0h に対し
		等価時間 0.03h、Q2(保管室(2)):耐火時間 1.0h に対し等価時間 0.02h)
		[4.3-7]常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に配線用遮断器を設置
	<b>ウ人株44 ナナンフサニ</b> ロッけられ	[4.3-8]防火壁の貫通部に耐火シールを施工
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-1] フーチングを介して地盤改良した地盤で支持する構造
	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-1][5. 2. 1-2]耐震重要度分類第 3 類 (設備・機器)
		[5. 2. 1-3][5. 2. 1-4]耐震重要度分類第 3 類(建物)
	津波による損傷の防止	[5.3-1]基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海抜約 30m~32m の高台に立
		地
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-1](竜巻):建物の外壁及び屋根は、F1 竜巻に対して損傷しない設計
		[5.4.1-2](洪水): 久慈川の氾濫の影響のおそれのない海抜約 30m~32m の高台に立地
		[5.4.1-3](凍結):屋外消火栓は気温-12.7℃に対し不凍式の屋外消火栓の設置や配管埋
		設(地表から300mm以上の深さに埋設)により凍結を防止する設計
		[5.4.1-4](降水):降水量 100mm/h の雨水に対し雨樋、勾配により排出できる設計、雨
		漏り防止のため、屋根にシート防水を施工
	,	[5.4.1-5](積雪):積雪 30cm の荷重に耐える設計、屋根は約60cm 相当の積雪に耐える実
		л d
		[5.4.1-6](地滑り): 東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生の
		ない場所に立地
		[5.4.1-7] (火山の影響): 屋根の実耐荷重は、降下火砕物 (湿潤密度 1.2g/cm³) で約 28cm
		(約 168cm の積雪に相当) に耐える実力
		[5.4.1-8](生物学的事象):外気取入口のガラリにフィルタ (10 メッシュ)を設置
		[5.4.1-9](森林火災):加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり
		森林火災の影響のおそれのない場所に立地
		[5.4.2-1](外部火災):敷地内外の火災・爆発に対し損傷しない設計
		[5.4.2-2](ダムの崩壊):加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜
		神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海抜約 30m~32m の高台に立地
		[5.4.2-3](船舶の衝突):船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地
•	·	

追表ト建-3-1 付属建物廃棄物管理棟 仕様表(1次申請:表ト-1)(2/3)

人の不法な侵入等の防止	[5.5.1-1]鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅牢な障壁を有する設計   [5.5.1-2]情報システムは外部からの不正アクセスを遮断する設計
   溢水による損傷の防止	[5.5.1 2]情報システムは外部からの小正テクセスを巡削する政司
材料及び構造	
別じ込めの機能	
遮蔽	[8.1-1]コンクリート厚:壁 25cm以上(北側のみ 40cm以上)、天井 20cm以上、コンリート密度: 2.05g/cm³以上
	[8.1-2]遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設
	_
核燃料物質等による汚染の防止	_
安全機能を有する施設	[11.1-1]設置場所の温湿度状態、大気圧下において、必要な安全機能を発揮できる
	[11.2-1]検査又は試験及び保守又は修理ができる設計
New York and Alle	[11.4-1]使用施設との共用に十分な保管廃棄容量を有する設計
搬送設備	<del>-</del> .
警報設備等	_
安全避難通路等	[13.2.1-1]単純、明確かつ容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設置
	[13.2.1-2]非常用ディーゼル発電機から給電される非常用照明及び誘導灯を設置
核燃料物質の貯蔵施設	_
廃棄施設	_
放射線管理施設	_
非常用電源設備	[16.1-1]火災等の警報設備(音響装置(ベル))、電話機(有線式)、放送設備は、
	れぞれ本体である受信機、電話交換機、放送設備本体を通して非常用ディーゼルを
	機と接続する設計(接続ケーブルは交流 200V、100V (トランスなし) 一般動力用ケー
	<i>I</i> V)
	に接続する設計(接続ケーブルは交流 200V、100V (トランスなし) 一般動力用ケーブ
	[16.2-1]受信機、電話交換機、放送設備本体、非常用照明及び誘導灯は、無停電電池
	置 {889} 又はバッテリを内蔵し、停電時に非常用ディーゼル発電機が給電するまで
•	(40 秒) その機能を維持できるようバッテリから電力を供給する設計
通信連絡設備	
₩ ID ÆMTRX VIII	[25.2-建1] (7次) 加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信
	は、防災ルーム及び警備所等に施設する。
 他事業許可で求める仕様	(1-3)(9-10)F3 竜巻に対し、建物の外壁及び屋根が損傷しない設計

### 追表卜建一3-1 付属建物廃棄物管理棟 仕様表(1次申請:表卜-1)(3/3)

	是武门在	0 1 13	为是的几个的自己体。但你们们的一个一个
添付図			図ト-1 敷地内建物配置図
			図ト-2 廃棄物管理棟 建物平面図
			図ト-3 廃棄物管理棟 建物立面図
			図トー4 廃棄物管理棟 ドラム缶配置図
			図ト-5 廃棄物管理棟 建物断面図 (X-X断面図,Y-Y断面図)
			図トー6 廃棄物管理棟 地盤改良範囲図
			図ト-10 廃棄物管理棟 基礎伏図
			図ト-11 廃棄物管理棟 中間梁伏図
			図トー12 廃棄物管理棟 屋根伏図
1			図ト-13 廃棄物管理棟 基礎-覧(1/2)
			図ト-14 廃棄物管理棟 基礎一覧(2/2)
			図トー15 廃棄物管理棟 基礎梁一覧
			図トー16 廃棄物管理棟 SRC, RC 柱及び SRC 梁一覧
			図ト-17 廃棄物管理棟 スラブ配筋、壁、S梁一覧
			図リー1 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
			図リー2 非常用通報設備 放送設備、電話設備
			図リー3 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備
			図リー4 消火設備 屋外消火栓設備、消火器
			図リ非一6* 非常用設備配置図

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。

- 凡例 { }内に示す数字:事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
  - [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号を示す。
    - (例) [4.1-1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号1を示す。

[5.2.1-1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号1を示す。

- ( ) 内に示す数字:「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の条番号、及び設計番号を示す。
  - (例) (5-4)は、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第5条に対する設計番号4を示す。

設計番号に(7 次)と記載しているものは 7 次申請の設計番号を示す。また、\*は 7 次申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は 1 次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第 1806196 号又は原規規発第 2008051 号、及び原規規発第 2102254 号で認可済み。

既認可申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追表 | 入建一3-2 放射線管理棟 仕様表 (4 次申請:表 | 大建一1-1) (1/15)

追表卜建一3一2 放射	線管理棟 仕様表 (4 次申請:表ト建-1-1) (1/15)
事業許可との対応 許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称	{847}建物 放射線管理棟
	{848}堰(内部溢水止水用)
	{890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備
	[890,893] 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備
	[ 894, 895] 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	{894,898}非常用設備 消火設備 消火器
İ	{899,900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備
	{899,901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備
	{902,903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯
	[902, 904] 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯
	[902,905] 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建一1)参照
機器名	放射線管理棟
	堰(内部溢水止水用)
	非常用通報設備 放送設備
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)
	消火設備   屋外消火栓
	消火設備   消火器
	自動火災報知設備 火災感知設備
	自動火災報知設備 警報設備
	聚急対策設備 非常用照明
	緊急対策設備 誘導灯
	緊急対策設備 安全避難通路
変更内容	改造
	1. 建物の改造工事
	1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う
	・壁新設補強
	放射線管理棟本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する
	・壁増打ち補強
	放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする
	・鉄骨ブレース新設
	放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の鉛直面に鉄骨ブレースを新設する
	・屋根面ブレース追設
	放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレースを追設す
	3
	・方杖追設補強
	放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方杖を追設する
	・エキスパンションジョイント改造
	***
	1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う
	・外壁更新
	F1 竜巻荷重に対し、外壁の損傷防止のために廃棄物一時貯蔵所の外壁をサイデ
	「TI 电各何里に対し、外壁の損傷的止めために廃棄物一時肝臓所の外壁をリイン イングに更新し、廃水処理室はシャッタ開口部を ALC 壁で閉止、同室の鉄扉は鉄
	イングに更利し、廃水処理業はシャック開口部を ALC 壁で閉止、向業の軟扉は軟 扉残置で、鋼板で閉止する
	「「「「「」」 「「」」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「
	・
	FI 電を何里に対し、鉄扉の損傷的止のために放射線官理保本体の既存鉄扉を調 材により補強する
	・鉄扉交換
	F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体及び増築部の鉄 屋も新された原でなります。
	扉を新たな鉄扉に交換する
	·
	·

## 追表 ト 建 - 3 - 2 放射線管理棟 仕様表 (4 次申請:表 ト 建 - 1 - 1) (2/15)

	隊官理保 (1.依衣 (4.伙中前:衣下建一1—1) (2/15)
変更内容	改造 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の新設 ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る (閉じ込め性能も確保) ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る (閉じ込め性能も確保) 2-2. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る 2-3. 非常用設備の復旧及び増設 ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る - 消火設備(消火器)の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 2-4. 非常用設備の復旧、増設及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 を移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る 2-5. 非常用設備の復旧 ・緊急対策設備(1) 非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る・緊急対策設備(1) 誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る・非常用通報設備(放送設備)の復旧
	仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を 図る
員数	1式
型式 般 仕 様	本体 :鉄筋コンクリート造、平屋建 増築部 :鉄筋コンクリート造、平屋建 廃棄物一時貯蔵所:鉄骨造、平屋建 屋根: (本体) 鉄筋コンクリート (増築部) 鉄筋コンクリート (廃棄物一時貯蔵所) 折板
主要な構造材	基礎 : 杭基礎
寸法 (単位:m)	(本体) (増築部) (廃棄物一時貯蔵所) 延べ床面積:約1,200 m <sup>2</sup>
その他の構成機器	-
その他の性能	_
取扱う核燃料物質の状態	_

追表 ト 建 - 3 - 2 放射線管理棟 仕様表 (4 次申請:表 ト 建 - 1 - 1) (3/15)

	但我下是 0 2 //X/3:	「綠官埋棟 任禄表(4 次申請:表卜建一1—1)(3/15)
技	核燃料物質の臨界防止	
技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	[4.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備 {899,900,901} を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 感知器(煙):3 個 ・ 感知器(熱):53 個 ・ 感知器(空気管式):1 基 ・ 軽報設備(ベル):2 個 ・ 設置設備の配置 図リ建-33 参照
		[4.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備 {899,901} を 設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 □ 発信機(P型):2個 ・ 設置設備の配置 図リ建一33 参照
		<ul> <li>[4.1-建3]</li> <li>消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894,898}を設置する。</li> <li>・ 設置設備の種類と員数</li> <li>・ 粉末消火器10型:23本(入口近傍2本を含む)</li> <li>・ 二酸化炭素消火器7型:1本</li> <li>・ 金属用消火器:1本</li> <li>・ 設置設備の配置</li> <li>消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。</li> <li>図リ建ー45参照</li> </ul>
		[4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓 {894,895} を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽 {894,896} と消火水配管により接続される。  ・ 設置設備の種類と員数
		屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図り建-35-1参照 [4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の放射線管理棟は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。     材料 主要構造材を表ト建-2-1に示す。

## 追表 ト 建 - 3 - 2 放射線管理棟 仕様表 (4 次申請:表 ト 建 - 1 - 1) (4/15)

### 火災等による損傷の防止

### [4.3-建2]

以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。

- 対象設備、配置
  - 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))(848):ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部) (配置を図り建一58に示す)
- 使用材料:表ト建一2-1参照

### [4.3-建3]

火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制 委員会)を参考に図イ建一6 のとおり設定する。

### [4.3-建4]

放射線管理棟各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。

火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(4/4)参照

### [4 3-建5]

火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に 防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。

- 設置設備の配置
  - 図ト建一1参照
- 設置設備の材料

図イ建-8-1(4/4)参照

### [4.3-建7]

電力用、計測用、制御用ケーブル及び配管が貫通する壁には、耐火シールを施工する

耐火シールの材料

建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通 大臣の認定を受けた耐火シール。

### [4.3-建8]

電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電 盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。

	追表ト建一3-2 放射	寸線管理棟 仕様表(4 次申請:表ト建-1-1)(5/15)
技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 。 支持方法 ・ 大力な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ・ 支持地盤 ・ N値 30 以上の砂礫層 ・ 杭材料(放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部)遠心力鉄筋コンクリート杭・杭位置 ・ 杭先端深度:放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m ・ 配置:図ト建-4参照 ・ 抗構造・寸法 表ト建-2-1参照 ・ 1階床土間コンクリート 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 ・ 支持方法 ・ 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ・ 支持地盤 ・ 支持地盤 ・ 支持地盤 ・ 支持地盤 ・ 大力法 ・ 大力法 ・ 大力法 ・ 大力な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ・ 支持地盤 ・ 支持地盤 ・ 支持地盤 ・ 支持地盤 ・ 大力な支持性能・長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類: 地表近くのローム層  [5.1-建2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。 [5.1-設1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を発揮できる。
	地震による損傷の防止	[5.2.1-建1] ・ 耐震重要度分類第1類 ・ 放射線管理様 ・ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・ 耐震重要度分類第3類 ・ 非常用通報設備(放送設備{890,892}) ・ 消火設備(屋外消火栓) ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})  [5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。

	追表ト建一3-2 放り	射線管理棟 仕様表(4次申請:表ト建-1-1)(6/15)
技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-建8] 放射線管理棟に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。 [5.2.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それ
		より上位の分類とするため、放射線管理棟の耐震重要度分類は第1類とする。 [5.2.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震
		時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。 ・ エキスパンションジョイントの位置     図イ建一5、図ト建一1~6、16 参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料     図イ建一5 参照
		[5.2.1-建5] ・ 位置、構造、寸法、材料:表ト建-2-1、図ト建-1~6、11~16、19~21 参照・ 一次設計
		<ul> <li>建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の 割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を 構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。</li> <li>二次設計</li> </ul>
		建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必 要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。
		[5.2.1-建6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。 ・ 堰(内部溢水止水用)
		□ 位置:図リ建-58 参照 □ 寸法、構造、材料:表ト建-2-1 参照 □ [5. 2. 1-建 7]
		非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。 ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 位置:図リ建一21参照
		<ul> <li>消火設備(屋外消火栓)</li> <li>位置:図リ建-35 参照</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>位置:図リ建-33 参照</li> <li>緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)</li> </ul>
	津波による損傷の防止	□ 位置:図リ建一10 参照 [5.3-建1]
		事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海抜約

30m~32m の高台に立地している。

追表 ト 建 - 3 - 2 放射線管理棟 仕様表 (4 次申請:表 ト 建 - 1 - 1) (7/15)

外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) ・ 位置、構造、寸法、材料: 表ト建-2-1、図ト建-1~6、11~16、19~21 参照 ・ 位置、構造、寸法、材料: 表ト建-2-1、図ト建-1~6、11~16、19~21 参照 ・ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、放射線管理棟(増築部及び廃棄物一時貯蔵所を含む)の保有水平耐力が上回る構造とする。 ・ 放射線管理棟本体、増築部、及び廃棄物一時貯蔵所の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ・ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。  [5.4.1-建2] (洪水) ・ 業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のお
	それのない海抜約 30m~32m の高台に立地している。

# 技術基準に基づく設計(注

外部からの衝撃による損傷の防

### [5.4.1-建3]

### (凍結)

屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。

気温条件

茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃

- 対象設備
- 不凍式の屋外消火栓
- 設置状況

当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。

### [5, 4, 1-建4]

### (隆水)

降水時に建物内への雨水の流入を防止する。

降水量条件

茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h)

- 対象設備・構造
  - □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図イ建ー11-1参照)
  - □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止
  - □ 放射線管理棟本体及び増築部の屋根に、防水層を施工し、雨漏りを防止

### [5.4.1-建5]

### (積雪)

茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。

### [5.4.1-建10]

### (落雷)

加工施設の高さは図ト建-2 に示すように最大で約 4.7m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防 法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。

### [5.4.1-建6]

### (地滑り)

事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の 発生のない場所に立地している。

### [5.4.1-建7]

### (火山の影響)

表ト建-2-1 に示す放射線管理棟本体の一部 (廃棄物一時貯蔵所) の折板屋根は、降下火砕物 (湿潤密度 1.2g/cm³) で約 10cm (約 60cm の積雪に相当) の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、鉄筋コンクリート屋根の放射線管理棟本体及び増築部は、降下火砕物 (湿潤密度 1.2g/cm³) で約 28cm (約 168cm の積雪に相当) の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-2 参照)

追表ト建-3-2 放射線管理棟 仕様表(4次申請:表ト建-1-1)(9/15)

	坦衣下建 3 2 放射	<b>f</b> 級管埋棟 仕様表(4 次甲請:表ト建一1-1)(9/15)
技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの前にはフィルタ(粉塵除去用)を設置する。 ・ 対象部位の位置 ストレーナ:図イ建-1参照 [5.4.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。
		[5.4.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。なお、放射線管理棟は核燃料物質を取り扱わずリスクが小さいことから、LP ガスローリ、水素トレーラ、タンクローリ(液化プロパンガス)の爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、又は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、危険限界距離の代わりに保安距離、第1種設備距離を適用した。・火災影響評価対象:図ト建一1参照・各評価対象の離隔距離:図イ建ー8-2参照なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁{914}(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。
	·	[5.4.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の 竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海抜約30m~32mの高台に立地している。 [5.4.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地 している。
	人の不法な侵入等の防止	<ul> <li>[5.5.1-建1]</li> <li>以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</li> <li>・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。</li> <li>・ 加工施設の建物は、表ト建一2-1に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建一9、12、図ト建一1、2参照)等の堅牢な障壁を有する。</li> <li>・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。</li> <li>・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。</li> <li>・ 放射線管理棟は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</li> <li>[5.5.1-建2]</li> <li>当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</li> </ul>

追表 ト 建 - 3 - 2 放射線管理棟 仕様表 (4 次申請:表 ト 建 - 1 - 1) (10/15)

	,	
技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止	[5.6.1-建2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。 ・ 溢水防護区画: 図り建一47 参照 [5.6.1-建1] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 堰の位置、構造、寸法、材料:表ト建一2-1(3/4)、図り建一58、59 参照 [5.6.1-建3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備 [849] を設置する。 [5.6.1-建4] 放射線管理棟内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図り建一58 参照) [5.6.1-建6] 放射線管理棟の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備 (電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。
	材料及び構造	
	閉じ込めの機能	[7.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第 2 種管理区域)と汚染の発生するおそれのある 区域(第1種管理区域)を設定する。なお、放射線管理棟本体の一部及び廃棄物一時貯 蔵所は第1種管理区域に設定、放射線管理棟本体の一部及び放射線管理棟増築部は非 管理区域に設定する。(図イ建ー2参照)
		[7.1-建 2] 第 1 種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(2) {640,652} により、室内の圧力を外 気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧 ウランの飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上
		[7.1-建6] 放射線管理棟内部の第 1 種管理区域の床及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。

追表 ト建 - 3 - 2 放射線管理棟 仕様表 (4 次申請:表 ト建 - 1 - 1) (11/15)

技術基準	能 [7.1-建4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水 路はない。
技術基準に基づく設計(注)	[7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上、179mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ建一58参照)
遊蔽	[8.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。 ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料図ト遮ー1参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量7×10 <sup>2</sup> mSv/年 ・ 周辺監視区域外における線量限度1mSv/年
	[8.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る 場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。
換気	[9.1-建1] 143,000m³/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(2)を施設できる構造とする。
核燃料物質等	による汚染の防止 [10.1-建1] 放射線管理棟内部の第1種管理区域の床及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。 ・ 塗装範囲 床面から高さ 2m 以下
安全機能を有	する施設 [11.1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。
	[11.2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	[11.4-建2] 放射線管理棟の廃棄物一時貯蔵所に設置する廃棄物貯蔵設備(1){818}、ドラム缶ウラン量測定装置{819}、及びクレーン{820}は使用施設と共用するが、加工施設で発生す
	る廃棄物と同じであり安全性を損なわない。 

追表 ト 建 - 3 - 2 放射線管理棟 仕様表 (4 次申請:表 ト 建 - 1 - 1) (12/15)

技術基準に基づく設計	安全機能を有する施設	[11.1-建5] 気体廃棄設備(2)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1 種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であ るが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことな く、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。
設計	搬送設備	-
(注)	警報設備等	[13.1-建1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する。
		[13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備 及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)
	安全避難通路等	[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路 {902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図り建一10参照
		[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル 発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(21 台)及び誘導灯(17 個))を設置 する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図り建-10参照
		消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。
		[13.3-建 1](6 次) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中 電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける。
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	廃棄施設	_
	放射線管理施設	[15.1-建1] 放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査室及びシャワー室を設置する。
		[15.1-建2] ダストモニタ{831}及びモニタリングポスト{832}の測定状況を監視できる設備を設けた安全管理室を設置する。(図ト建一1 参照)

# 技術基準に基づく設計(注

### 非常用電源設備

### [16.1-建1]

全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。 (接続ケーブルは交流 200V、100V(トランスなし) 一般動力用ケーブル)

非常用設備電源接続系統一覧表

	設備		非常用ディー	無停電	内蔵バ
	HX VIII	成功		電源装置	ッテリ
-11-25-11	放送設備*1		0	0	0
非常用	通信連絡設備	有線式*2	0	_	0
通報設備	(電話設備)	無線式	_	_	0
自動火災	火災感知設備*3		0	_	0
報知設備	警報設備(ベル)*4		0	-	0

\*1:放送設備本体を介して接続

\*3:受信器を介して接続

\*2:電話交換機を介して接続

\*4:中継盤を介して接続

### [16.1-建2]

全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。(接続ケーブルは交流 200V、100V (トランスなし) ― 般動カ用ケーブル)

### 非常用設備電源接続系統一覧表

	設備	非常用ディー ゼル発電機	無停電 電源装置	内蔵バ ッテリ
mm to 11 the = 0 th (-)	非常用照明	0	_	0
緊急対策設備(1)	誘導灯	0	_	0

### [16.2-建1]

- ・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても 非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりそ の機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後 は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。
  - 非常用诵報設備
    - · 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890,893}(有線式))
  - 自動火災報知設備
    - · 火災感知設備
    - ・・・それに連動する警報設備
  - 緊急対策設備(1)
    - · 非常用照明
    - 誘導灯
- 以下の設備については、<u>外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40 秒)、無停電電源装置(889)から継続して給電され、機能を維持する。</u>なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。
  - 非常用通報設備(放送設備)
- ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内 蔵し、連続して機能を維持する。

追表ト建一3-2 放射	線管理棟   仕様表 (4 次申請:表ト建-1-1) (14/15)
通信連絡設備 技術基準に基づく設計 (注)	[17.1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):17 台 ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式15 台、無線式1台 ・ 設置設備の配置 図り建-21 参照
	[17.1-建2] 通常状態から逸脱するような異常が検知された場合に関係管理者及び社内外関係者 に通報できるように、安全管理室に非常用通報設備(放送設備、通信連絡設備(電話設 備(有線式)))を設置する。(図リ建-21参照) [25.2-建1](7次)
	加工施設外と通信連絡するために、ファクシミリ装置を設置する。 加工施設外と通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、防災ルーム及び警備所等に施設する。(図リ建-1-4(3/5)、(4/5)参照)
その他事業許可で求める仕様	[99-建 1]   更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第 1 類の放射線管理棟は、静的地震力 3Ci に対して概ね弾性範囲とする。
	[99-建 2] 耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力1.0G で弾性範囲とする。
	[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、放射線管理棟本体、増築部、及び廃棄物一時貯蔵所に竜巻防護ラインを設定する。 ・ 竜巻防護ラインの設定について □ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン 回イ建−9、図イ建−11−1 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 □ 放射線管理棟本体、増築部、及び廃棄物一時貯蔵所 建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する 水平方向の竜巻荷重を上回る。 □ 放射線管理棟本体、及び増築部の外壁(鉄筋コンクリート)、及び廃棄物一時 貯蔵所の外壁(サイディング) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 □ 放射線管理棟本体、及び増築部の鉄扉 補強又は交換により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。
	[99-建 4] F3 竜巻に対し、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {850} を設置する。
	[99-建5] 放射管理棟本体(廃棄物一時貯蔵所の屋根を除く)及び増築部は、F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物で運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁、屋根(RC部)、及び鉄扉は貫通しない構造とする。なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。
	[99-建 6] 放射線管理棟に前室を新設し、第1種管理区域と屋外との境界にあたるため、第2種

管理区域として設定する。

追表 ト 建 - 3 - 2 放射線管理棟 仕様表 (4 次申請:表 ト 建 - 1 - 1) (15/15)

```
図イ建一1 敷地内建物配置図
添付図
              図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)
              図イ建一1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階)
              図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階)
              図イ建一1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階)
              図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3)
              図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)
              図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)
              図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)
              図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)
              図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1)
              図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3)
              図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5)
              図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6)
              図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7)
              図イ建-8-2 (8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8)
              図イ建一9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン (1階)
              図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン (屋根部)
              図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表
              図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図
              図ト建一1 放射線管理棟 建物平面図(前室含む)
              図ト建一2 放射線管理棟 建物立面図
              図ト建一3 放射線管理棟 建物断面図
              図ト建一4 放射線管理棟 杭及び基礎伏図
              図ト建-5 放射線管理棟 基礎及び壁伏図
              図ト建一6 放射線管理棟 屋根梁伏図
              図ト建-11 放射線管理棟 C'、D'通り軸組図
              図ト建-12 放射線管理棟 E 通り軸組図
              図ト建一13 放射線管理棟 15 通り軸組図
              図ト建-14 放射線管理棟 25'通り(本体部)軸組図
              図ト建-15 放射線管理棟 B'、B''通り軸組図
              図ト建一16 放射線管理棟 25'通り (増築部) 軸組図
              図ト建-19 放射線管理棟 壁増打ち補強リスト
              図ト建一20 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 補強詳細図
              図ト建-21 放射線管理棟 B', C', 25'通り壁新設補強詳細図
              図ト遮-1 放射線管理棟(前室含む)遮蔽関係図(建物平面)
              図リ建-10 放射線管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
              図リ建-21 放射線管理棟 非常用通報設備 非常べル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
              図リ建一33 放射線管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備
              図リ建一35 消火設備 屋外消火栓配置図
              図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート
              図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図
              図リ建一45 放射線管理棟 消火設備 消火器
              図リ建一47 緊急対策設備(3)溢水防護区画(1/3)
              図リ建-58 放射線管理棟 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)
              図リ建一59 緊急対策設備(3) 堰(一部脱着式) 脱着部詳細図
              図リ電建一2 非常用照明・誘導灯(成型工場1階、放射線管理棟) 非常用ディーゼル負荷系統図
              図リ電建-4 非常用照明・誘導灯(放射線管理棟、放射線管理棟前室) 非常用ディーゼル発電機
              負荷系統図
              図リ非-6* 非常用設備配置図
```

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条〜第31条は該当しない。 凡例 { }内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

- [ ] 内に示す数字:設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
  - (例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

設計番号に(6次)と記載しているものは6次申請の設計番号、(7次)と記載しているものは7次申請の設計番号を示す。また、 \*は7次申請の図番を示す。その他本仕様表内の設計番号及び図番は4次申請書の番号を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については、原規規発第 2003279 号又は原規規発第 2008051 号、及び原規規発 第 2102254 号で認可済み。

既認可申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追表卜建一3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請:表卜建-1-2)(1/10)

	(射線管埋棟削室   仕様表 (4 次申請:表 ト 建 — 1 — 2) (1/10)
事業許可との対応 許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称	{879}建物 放射線管理棟前室
	{890,892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備
	{890,893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備
	{894,895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓
	{894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器
	【899,900】非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備
	[902, 903] 非常用設備 緊急対策設備 非常灯
	{902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建一1)参照
機器名	付属建物放射線管理棟前室
100 ph - H	非常用通報設備 放送設備
	非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備)
	消火設備 屋外消火栓
	消火設備   消火器
	有外設備   有外器     自動火災報知設備   火災感知設備
	緊急対策設備 非常用照明 
*************************************	緊急対策設備 誘導灯 *** *** *** *** *** *** *** *** *** *
変更内容	新設
	1. 建物の新設工事
	・放射線管理棟前室新設
	放射線管理棟の廃棄物一時貯蔵所前に前室を新設する
	   2. 非常用設備の増設
	・緊急対策設備(1)非常用照明の増設
	放射線管理棟前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を   図る
	・緊急対策設備(1)誘導灯の増設
	放射線管理棟前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を
	   図る
	- 非常用通報設備(放送設備)の増設
	放射線管理棟前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送
	連絡を図る
	・自動火災報知設備(火災感知設備)の増設
	放射線管理棟前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期
	感知及び火災感知時の警報発報を図る
	・消火設備(消火器)の増設
	放射線管理棟前室に消火器の増設により、初期消火における設備の確保を図る
員数	1式
型式	本体 :鉄筋コンクリート造、平屋建
	屋根 : 鉄筋コンクリート
般 仕 様	基礎: 直接基礎
禄   主要な構造材	表 ト 建 - 2 - 2 に 示 す
寸法(単位:m)	(本体)
(+ xm/	(平平)
その他の構成機器	, 20 m
その他の性能	_
取扱う核燃料物質の状態	_
以1以71次於作物員の休息	L

追表 ト建一3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請:表ト建一1-2)(2/10)

(4.1-註 1)	技術基準		<del>-</del>
(4.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 対条消火器10型:1本 ・ 設置設備の配置 ・ 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。     図リ建一45参照  [4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。 ・ 設置設備の種類と員数 ・ 屋外消火栓は、配するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 ・ 建物合部から原外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ産ー35参照) ・ 全部がから原外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ産ー35・参照) ・ 建物合部から防火水槽までの水平距離:100m以下(図リ建ー35-2参照) ・ 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図リ建ー35-2参照) ・ 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図リ建ー35-2参照) ・ 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図リ建ー35-2参照) ・ 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図リ建ー35-2参照) ・ 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図リ建ー35-2参照) ・ 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図リ建ー35-2参照) ・ 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図リ建ー35-2参照) ・ 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図リ建ー35-2参照) ・ 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図リ建ー35-2参照) ・ 20mホース2本を設置するが水栓の位置:図リ建ー35-2参照) ・ 20mホース2本を設置するが水栓の位置:図は上の55-2を無限が水体が水体が水体が水体が水体が水体が水体が水体が水体が水体が水体が水体が水体が	術	' 水災等に下る場復の防止	
	1		<ul> <li>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備 {899,900} を設置する。</li> <li>・ 設置設備の種類と員数</li> <li>・ 感知器(熱):1個</li> <li>・ 設置設備の配置 図り建一33 参照</li> <li>[4.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器 {894,898} を設置する。</li> <li>・ 設置設備の種類と員数</li> <li>・ 粉末消火器 10型:1本</li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図り建一45 参照</li> <li>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓 {894,895} を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽 {894,896} と消火水配管により接続される。</li> <li>・ 設置設備の種類と員数</li> <li>・ 虚外消火栓に設置するホース:20mホース2本以上</li> <li>・ 設置設備の配置</li> <li>・ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図り建一35 参照)</li> <li>・ 全有火栓に設置するホース:20mホース2本以上</li> <li>・ 設置設備の配置</li> <li>・ 建物各部から 医外消火栓のボース接続口までの水平距離:40m以下(図り建一35 参照)</li> <li>・ と 設置設備の配置</li> <li>・ 建物各部から 防火水槽までの水平距離:100m以下(図り建一35 参照)</li> <li>・ と 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図り建一35 参照</li> <li>・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図り建一35 参照</li> <li>・ を外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図り建一35 参照</li> <li>・ 大科</li> <li>主要構造材を表ト建一2一2に示す。</li> <li>[4.3-建1]</li> <li>建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の放射線管理棟前室は、耐火構造又は、燃性材料を使用する。</li> <li>・ 材料</li> <li>主要構造材を表ト建一2一2に示す。</li> <li>[4.3-建1]</li> <li>放射線管理検討室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建一6のとおり設定する。</li> <li>[4.3-建4] 放射線管理検前室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</li> </ul>

追表卜建一3-3 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(4次申請:表卜建-1-2)(3/10)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考 に防火壁、防火扉を設置する。 ・ 設置設備の配置 図ト建一7 参照 ・ 設置設備の材料 図イ建ー8-1(4/4)参照  [4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。 ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・ 放射線管理棟前室 ・ 支持方法     基礎梁下面から深さ約 1m までの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 ・ 支持地盤     支持性能:長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上地盤種類:地表近くのローム層
		[5.1-建2] 放射線管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。 [5.1-設1] 放射線管理棟前室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟前室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。
	地震による損傷の防止	[5.2.1-建1]      耐震重要度分類第 1 類     放射線管理棟前室     耐震重要度分類第 3 類     非常用通報設備(放送設備{890,892})     消火設備(屋外消火栓)     自動火災報知設備(火災感知設備)     緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})